## 瑞西の貨幣制度

瑞西はラテン貨幣同盟締盟國であつたから、戰前に於ては佛、伊及び希臘と貨幣單位を同じくしてゐた。即ち貨幣單位 Franc（所謂「瑞西フラン」）は九百品位の金〇・三二二五八瓦を含み、英貨磅に對する平價は二五・二二一五であつた。瑞西に於ては、從前多くの聯邦(Canton)に發券銀行があつて、紙幣は錯雜を極めてゐたが、一九〇五年の法律により中央銀行として資本金二千五百萬フランを以て瑞西國立銀行（Banque Nationale Suisse）が設立せられ、一九〇七年六月二十日から、唯一の發券銀行として業務を開始した。國立銀行券は法貨の資格なく、たゞ國庫が收納に際し受理義務あるのみであつた。但し戰時必要の場合に限り無制限法貨となる規定である。大戰勃發と共に瑞西は金本位を停止し、次で金融恐慌による通貨狀態の變動から緊急通貨の必要を生じ、種々幣制上の變動が行はれた。その主なるものを列記すれば左の如くである。

(1)兌換停止　一九一四年七月三十日。同日付閣令を以て國立銀行の兌換義務を免除し、同時に銀行券は法貨と認められた。一九二二年に於て一時兌換停止が解かれた。

(2)金輸出禁止　一九一五年七月十六日。

(3)緊急紙幣の發行。

新貨幣制度は一九一四年夏の兌換停止命令の廢止と共に公布せられたが、この改革は形式上單に一九二一年國立銀行法中の兌換及び發行準備規定の改正に過ぎず、その他は總て從前通りである。新銀行法は大體に於て國立銀行勸告案を採用してゐるが、その要點は左の如くである。

(1)國立銀行券發行額の少くとも四〇%以上は硬貨を以て準備すべく、最低四〇%の硬貨準備は瑞西國內に保存するを要する。硬貨準備たるものは瑞西金貨、金塊及外國金貨とす（後二者の價格は鑄造貨幣目により割引き法定換算して計算す）。保證準備の內容は新に明確に規定され、內外爲替手形及小切手、瑞西國債券、外國大藏省證券、外國宛一覽拂證書と列記された。

(2)國立銀行券の兌換は、「瑞西金貨のみによる兌換」又は「國立銀行の選擇により金貨、金塊又は金爲替による引替」の孰れか一つを採用する。金爲替は金の自由市場を有する國に宛てた外國爲替たるべく、其の拂下價格は金輸出點を超ゆるを得ず、且手形の種類は國立銀行の選擇に委せる。

(3)政府は戰時中必要の場合の外、銀行券を法貨となすを得ず、又銀行券兌換義務を免除するを得ない。

## 瑞典の貨幣制度

瑞典に於ては本位貨幣はクローナ(Crown)と呼ばれた。金貨は九百品位の一〇及び二〇クローナの兩種であつて、自由鑄造を認められてゐた。乍然、同時に瑞典國立銀行の同一相場（純金一キロ瓦を二四八〇冠）を以てする金買上義務が認められてゐたから、直接造幣局に金を輸納する者は稀であつた。戰前に於ては金貨は專ら中央銀行の金庫に貯藏せられて、一般には殆んど流通しなかつた。從つて瑞典國立銀行券が主要な通貨であつて、一九一三年末の其流通高は二億三千四百萬冠と註せられた。一八七三年瑞典が金本位を採用す



るや、發券及び信用統整の職務は瑞典國立銀行に委ねられた。瑞典國立銀行（Sveriges Riksbank）は遠く一六六八年の創立にかゝる特殊の國有銀行である。即ち同行は國會の保證の下にあつて其の監督を受け、その利益金は一定の積立金の繰入の後全部國會の收入となる。一八九七年の銀行法改正以來同行資本金は五千萬冠、積立金一千二百五十萬冠と定められたが、この資本金は全部國會が所有してゐる。銀行業務の執行は政府から獨立してゐて、執行機關たる理事會は國會選出の理事六名及國王任命の議長を以て組織されてゐる。瑞典國立銀行は中央銀行としての一般業務を行つたが、他の中央銀行に比して一般實業界との直接關係薄く、專ら「銀行の銀行」たる地位にあつて、一般市中銀行はその準備金を同行に預金するのが常であつた。瑞典銀行の金融統制がよく行はれたのはかゝる機構に俟つ事が多い。瑞典銀行の爲替業務中爲替賣買は手形割引と共に主要な地位を占め、同行はその所有金の增減が適度なる如く信用を調節する事を念とした。換言すれば、同行は爲替相場をその割引政策遂行の指針とし、歐洲大戰に至る迄よく瑞典金融の圓滑な發展に盡して來た。大戰の勃發に伴ひ、瑞典も亦貨幣制度上の種々なる變動を免れ得なかつた。

(1)兌換停止　一九一四年八月三日、右は單なる事實上の停止であつたが、後一九一五年四月十五日銀行法を改正し緊急の場合法律又は勅令により兌換停止を認可し得る事を認め、次いで同年五月十一日勅令を以て正式に認可した。後一九一六年一月三日に至り一時兌換を開始したが、一九二〇年三月十七日に再び停止し、引續き一九二四年四月一日の金本位復歸に及んだ。(2)金輸出禁止　一九一四年十一月十九日。大戰勃發直後法律を以て輸出禁止品目及通貨貿易禁止品目を規定し、其の內に金銀貨幣及金銀地金を加へ、且旅行者に對しては二百冠以上の金銀貨を携帶して出國する事を嚴禁した。(3)自由鑄造の制限　一九一六年二月八日勅令により瑞典國立銀行の金購入義務を免除し、續いて四月二十八日自由鑄造を停止した。但しこの規定は單に義務を免除したに止まり瑞典國立銀行の金購入そのものを禁止したものではない。瑞典冠は平價近くに維持せられて二箇年を經過したが、一九二四年春に入つて金解禁が急速に實現せらるゝに至つた。かくて一九二四年四月一日、瑞典は諸國に先んじて金本位に復歸し、平價解禁を行つた。いま、金本位復歸に關する法文の要項を示せば左の如くである。

(1)瑞典銀行は將來銀行券を呈示したる者に對し、金貨を以て兌換に應ずるの義務を負ふ。

(2)金の輸出禁止は之を解除す（但しスカンヂナヴィア金（貨は此の限りに在らず）。

(3)瑞典銀行以外の者に依る金の輸入は弊害なしと認めらるゝ時期まで之を禁止す。

## スカンヂナビア貨幣同盟
### Scandinavian Monetary Union

一八七三年五月二十七日、瑞典は金本位採用と共に、丁抹と貨幣同盟を締結し、更に一八七五年十月十六日諾威も之に加入して玆に所謂、スカンヂナビア貨幣同盟が成立した。この同盟の要旨とする處は三國の貨幣單位を共通にし三國の貨幣流通を相互に自由に認めるにある。即ち三國の貨幣單位は孰れも同一品位の冠(Crown)（品位九〇〇、純金〇・四八〇三瓦を含む）と定められ、本位貨幣が他の同盟國に於て法貨と認められるゝは勿論、補助貨幣も亦相互に流通した。更に一八八五年の協定により三國中央銀行は相互に勸定を開いて銀行手形の

振替を行ふ外、各銀行は互に小切手を公衆に振出し、その一般購入者から手數料をとらず且振出銀行が他の銀行と殘高なき場合にも支拂の義務を負ふ事を約した。蓋し支拂銀行は其金額を正貨を以て返却を要求する方法があるからである。即ちこの無手數料指圖證券の發行によつて三國間に爲替相場の動搖は不可能となり、その後三國證券銀行が銀行券を互に平價に買入れる協定を遂げるに至つて完全な貨幣同盟が成立するに至つた。乍然、小切手發行の協定は一九〇五年改正せられ、瑞典は發行に際し手數料を徴する事となり、一九一〇年には丁抹、諾威の兩中央銀行も½%乃至一%の手數料を徴するに至つた。然るに銀行券の平價授受協約は依然有效であつたから、手數料の高い當然の結果として瑞典の支拂には丁抹銀行券が專ら用ひられた。從つて丁抹國立銀行は瑞典より返還せらるゝ自行銀行券の金兌換を餘儀なくせられて、指圖證券の手數料は意義を失ふに至り、一九一四年遂に銀行券平價授受協定も廢止せられるに至つた。即ち歐洲大戰直前に於ける北歐貨幣同盟の內容は一八七五年の原形に還つてゐた。

大戰以來種々な制限による貨幣同盟の變轉を來し、一九一七年來先づ相互に金輸出禁止を協定し、次で補助貨の輸出も禁ぜらるゝに至つた。玆に於て貨幣同盟は實際上活動を停止したが、一九二四年新に貨幣同盟附款が作成せられ、各國は各別の補助貨を鑄造する權利を得、これを補助貨は他國に於ては法律上の支拂手段たるを得ざるに至つた。即ちこの時を以て一般にスカンヂナヴィア貨幣同盟は事實上消滅したと解釋された。乍然、嚴密に言へば貨幣同盟が補助貨に關して解消した事のみでは他日再び同盟補助貨を發行する事には支障がないから、同盟は依然存續すると觀られる。スカンヂナヴィア貨幣同盟は現在に於ては作用を停止してゐるが、三國通貨當局者に於ては、將來何等かの形式に依る貨幣同盟復活の意圖があるのであつて、內容形式ともに崩壞したラテン貨幣同盟とはその運命を異にしてゐる。

## 据置貯金

据置貯金。之は豫め拂戻の期限と預金受入の回數とその時期の一定せる預金である（貯蓄銀行法第一ノ三）。例へば三年後に拂戻を受くる約束で毎月一日に預金をする契約などである。預金の受入が數回に亘る點で定期預金と異なり、拂戻金額が一定せざる點に於て定期積金と異なる。毎回の預金は必ずしも一定する必要はない。拂戻の期限は最長五ケ年と定められてゐる（商法第四百八十條）。これ拂戻期限を餘り長くする時は途中預金者及銀行に事情の變化を來し、弊害の生ずる恐れあるが爲めであつて、從つて普通は三年位である。

## スタンプ附手形

大正八年八月、時の日銀總裁井上準之助氏は貿易資金を直接金融市場から求むる目的で考案されたのがスタンプ附手形である。即ち歐洲大戰以來我國の對外輸出貿易は殷盛を極め、爲替銀行は輸出爲替資金は日本銀行よりの貸付を以てしては不足なので、金融市場よりコール・マネーを吸收して之に充てゝゐた。併し日本銀行の貸出を仰ぐことは通貨膨脹の惧れがあり、殊に大戰直後金融緩漫時代にはその弊害が考へられるので、此の時に當つて考案されたものである。

スタンプ附手形とは、日本銀行のスタンプを押捺した手形の謂である。詳言すれば、爲替銀行が貿易關係から受取つた輸出手形（內國爲替手形法第一條第一項第一號の手形で、內國爲替手形法第二條第一項の手形（例へば手形が普通である））を日本銀行に擔保として提供し、之に對して邦貨換算



額の範圍內に於て自己宛の邦貨爲替手形を振出すと、日本銀行は之に對し、日本銀行名と取扱年月日のスタンプを押捺するのである。此のスタンプは日銀が最低日歩を以て何時でも再割引することの證明に外ならない。此の手形の買取銀行も資金化する必要ある時は、之を日本銀行に持參して再割引する事が出來る。

日銀の證明があるから市中銀行は安心して此の手形を買取るのである。かくて爲替銀行は日銀の貸出を仰がず市場の資金を使用する事が出來、延いて通貨膨脹を阻止し得たのである。スタンプ附手形は一種變態的な銀行引受手形であつて、之を中心に狹少ながら我國に始めて割引市場なるものが出來た次第である。スタンプ手形は一種の捺へであつて、之に再割保證とも考へらるゝ日銀のスタンプが捺印してあること、爲替銀行自ら振出す所謂銀行家手形 Bankers Bill であつて、貿易商が銀行宛に振出す引受手形 Bankers Acceptance でない事、及日本銀行に割引手形が別に擔保となつて差入れてあり、日銀は之を海外に送つて取立をなすことが特長である。

## 正貨政策

正貨政策とは一國の正貨擁護の政策であつて、之には積極的に正貨集中の手段に出ることあり、又消極的に正貨流出を防ぐ手段に出る事がある。戰爭勃發に當つて多くの國は金の流出を防ぐ手段に出で又、經濟政策として金の蓄積を目的とする手段をとることもある。正貨政策の手段として一般に行はれるものは (1)金兌換の停止 (2)金輸出禁止 (3)金貨使用の禁止又は制限 (4)米國市場からの正貨吸收 (5)民間に存する金貨及金地金の吸收等である。正貨政策は歐洲大戰開始後その程度の大小こそあれ、各國の實行した所であるが、世界の金存在量の減少傾向ある今後、正貨政策は益々重要となつて來る。

我が國の現在の正貨政策は金輸出禁止、金兌換の停止、及び民間の逢金の買上の諸手段を行つてゐる。

## 正貨準備 Gold Reserve

正貨準備とは兌換銀行券發行に對して準備となつてゐる金貨又は金塊を謂ふ。從來は金屬主義的に正貨準備が解釋されてゐた。卽ち正貨は銀行券の引換準備であつて、之が多いだけ兌換券は確實なものであると考へられてゐた。然るに歐洲大戰後貨幣に對する世人の思想は名目主義的になつて來て、銀行券は必ずしも金貨の代表物でなく、銀行券として獨立して通貨の作用を果すものと考へられる樣になつた。各國が金解禁を行つても、大戰前の如く金貨本位を採用せず、金貨の全然流通せざる金本位を採用してゐるから國內的には金貨兌換の必要はない。故に正貨準備なるもの、性質が大戰前に比して全く一變して了つたのである。併し國內兌換の上に金は必要ないとするからとて金準備を廢止すれば、當局者の考へ一つによつて紙幣を無限に增發出來る。然る時は紙幣價値の下落を來す。故に紙幣の發行高を制限するために發行高と金との間に一定の關係を持たす事が必要となる。故に現今の正貨準備は引換のためでなく、紙幣發行高を制限する目的を有する。次に國際貸借は終局に於いて金なる國際的貨幣を以つて決濟せらるべきものであるから、國際支拂を保證し、爲替相場を維持するために一定の正貨準備を有してゐる事は必要である。

近代の正貨準備はかゝる目的を持つてゐるから、必ずしも國內の中央銀行の金庫の中に、金貨又は金塊の形で保有してゐる必要はない。却つて何時でも金貨と換へ得る所の、外國手形を持つてゐる方が便利である。故に今日、多くの國は正貨準備の中に外國手形を加へてゐる。昔は正貨準備と云へば金貨又は金塊なりしも現代の正貨準備は、金貨金塊の外に外國手形が加へられてゐる。

例へば獨逸の中央銀行法によれば「正貨準備は兌換券發行高の四〇%以上たることを要し、四〇%の中一〇%までは外國手形を正貨準備となすことが出來る。外國手形とは外國金融中心地に於いて支拂能力確實なる銀行により外國貨幣を以つて支拂はるべき銀行券、期限十四日以內の手形、小切手及び要求拂債權である」と規定してゐる。墺國、露國、伊太利、波蘭、チェッコスロバキア等、何れも外國手形を正貨準備に加へてゐる。

我が國に於いては、未だに正貨準備とは「金銀貨及び地金銀であり、その中銀貨及び銀地金は引換準備總額の四分の一以下」となつて居り、英國も我が國と同樣である、米國は銀を認めず、



正貨準備とは金及び金證券であると規定してゐる。

## 正貨輸送點 Gold Point, Specie Point

輸出者や輸入者が爲替を賣買するのは、之れによりて正貨輸送の勞費を省かんとするが爲めである。換言すれば、爲替の實益は正貨輸送の爲めに必要なる運賃、保險料、利息等を節約するにある。故に爲替の價が下落して法定平價から正貨輸送の費用を差引いた殘額よりも安値となるときは、輸出者は爲替を賣ることを止めるであらう。何となればこの場合には、相手國の債務者をして正貨を輸送せしむる方が、輸送費を自分で負擔しても、尙爲替を賣るよりも利益であるからである。又爲替の價が騰貴して法定平價に正貨輸送の費用を加算したものよりも高値となるときは、輸入者は爲替を買ふことを止めるであらう。何となればこの場合には相手國の債權者に正貨を輸送する方が、輸送費を自分で負擔しても、尙送金爲替を買つて送るよりも利益であるからである。故に爲替の價が平價以下に正貨輸送費を切つて下落するときは、爲替の供給は需要よりも減退して此の安値は永續し得ないことゝなるであらう。また爲替の價が平價以上に正貨輸送費を超へて騰貴するときは、爲替の需要は供給よりも減退して此の高値は永續し得ないことゝなるであらう。尤も普通の商人は爲替相場が正貨輸送費を超へて上下したからと云つて、直ちに正貨の輸送を行ひ得る程の便宜と知識とを持たないであらうし、正貨輸送を決行して引合ふほどの巨額の債權債務も持たないであらうが、銀行業者は時を移さず之を實行するであらう。卽ち、爲替の下落甚しき時は銀行は一方に於て外國宛の手形を安價に買入れ、他方に於て外國より正貨を取寄せ、安價に買入れたる手形を外國に送付して取寄せたる正貨の代金に充て、其間に利を收むるであらう。また爲替の騰貴甚しきときは、一方に於て外國宛の手形を高價に賣出し、他方に於て外國の取引先銀行に正貨を輸送し、之れを以て自己が高價に振出したる手形の支拂資金に充てしめ、其間に利を營むであらう。之を要するに「[正貨平價+同送費]-[同送費節約額]」は爲替の價の最低點であつて、「[正貨平價+同送費]+[同送費節約額]」は其最高點である。

前者は「正貨輸出點」Export Gold Point であつて後者は「正貨輸入點」Import Gold Point である。此の兩者を總稱して正貨輸送點又は金輸送點と謂ふ。一言にして云へば爲替相場は、法定平價を中心とし、正貨輸送點を上下の限界とし、此範圍內に於て、國際間に於ける支拂均衡の關係によりて變動するものである。

正貨輸送に於ける輸送費は法定平價の約一分である。輸送費の內容をなすものは運賃、保險料、荷造費、航海又は運送中の利子其他雜費を含んでゐる。運送中の利子の如き航空機の利用などによる時は少額で濟むから輸送費は決定的のものでない。對米正貨輸送點について見るに輸送費の率は運賃〇・三七五%、保險料〇・一二五、利子其他雜費〇・五%合計一%である。故に次の計算が出來る。

| | |
|---|---|
| 法定平價 | 49.85弗 |
| 正貨輸出點 | 49.85−0.4985=49.351 |
| 正貨輸入點 | 49.85+0.4985=50.348 |

之をポイントに刻むと輸出點は約四九弗⅜、輸入點は五〇弗⅜となる。

## 齊空法

「ブルー・スカイ・ロー」に同じ。

## 制限外發行

銀行券發行は原則として正貨準備又は保證準備を有する。而して正貨準備は法定最低額が量的に又は比率的に決定されて居り、保證準備も亦最高發行額が規定されてゐる。然るに財界の狀況に依り銀行券を增發する必要が生ずる場合がある。かゝる時法定の正貨準備及び保證準備を超過して銀行券を發行する事が許される場合、此の發行を制限外發行、又は單に限外發行と謂ふ。

我が國も現行の屈伸制限制度を採用して以來制限外發行をなしてゐるが、近年は制限外發行が常態となつてゐる。

我が國の制限外發行に關する規定は次の如くなつてゐる。

「市場ノ景況ニ依リ流通貨幣ノ增加ヲ必要ト認ムル時ハ、大藏大臣ノ許可ヲ得テ前二項發行高ノ外、更ニ政府發行ノ公債證書、大藏省證券其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ兌換券ヲ發行スルコトヲ得、此ノ場合其ノ發行額ニ對シ一ケ年百分ノ五ヲ下ラザル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムベシ、ソノ割合ハ時々大藏大臣之ヲ定ム」

次に英蘭銀行も一九二八年現行の屈伸制限制度を採用して、制限外發行を認め次の規定を設けた。卽ち

「必要ある場合には大藏大臣は英蘭銀行の申請に基き六箇月を超えざる期間內に右保證發行の限度の增額を認可することを得、此の認可は更新することを得るも引續き二ケ年以上に亘ることを得ず」

比例準備制を採る米國も制限外發行について次の如く規定してゐる。

「聯邦準備局は三十日以內の期限を限り準備規定を停止し、又は此期限終了後各十五日以內を以て該停止を更新する權限を有す但し本法に規定せる發券準備額が左に揭ぐる平準以下に下る場合は其の不足額に對し累進稅を課すべし。金準備が聯邦準備券に對し四〇%以下に下るとき金準備率が四〇%以下三二½%迄なる場合は年一%を課稅し三二½%以下は二½%又は其の端數を減ずる每に年一½%を課稅す」

制限外發行は通貨需要に對して行はるゝものである。併し制限外發行に對しては發行稅を課するが常であるし、發行稅は勢ひ、資金需要者に負擔されることになるから、中央銀行は制限外發行が餘り增加すると利上をすることになる。利率が高いと資金需要者は金利高のため手控へることになる結果、制限外發行が無限に增加することはない。

## 製絲金融

製絲資金とは流動資本の一部である原料購買入資金を謂ふ。故に製絲資金と謂ふも同じである。繭資金の中心は東京であつて、該資金需要期になると東京製絲組合銀行が製絲資金の利率を申し合はせて之が標準利率となる。之を「製絲手形」利率と謂ふ。製絲手形とは (イ)製絲家振出、問屋引受、銀行裏書手形 (ロ)製絲家振出、問屋又は銀行裏書手形 (ハ)銀行、製絲家又は問屋振出手形の三種がある。製絲家の信用薄弱なると製絲資金の需要が一時に殺倒するのとで一般商業手形利率より高率である。

## 生命保險信託 Life Insurance Trust

生命保險信託又は單に保險信託と稱せらるゝものは保險契約者と信託會社とが豫め信託契約を締結してをいて、保險會社が保險



事故發生の際に支拂ふべき保險金を信託會社に受取らしめて、之を一定の目的に從つて運用するとか或は分配するとかせしめるのである。信託業務は殆ど米國に其淵源を發してゐるが、保險信託も亦米國に於て最初に考案され實行されたものである。此の如きものが考案されるに至つた直接の原因は、米國に於て保險會社が年々支拂ふ莫大な保險金の大部分が短年月の間に消費蕩盡される事實が調査の結果明かとなり、その消費蕩盡が保險金を受領した未亡人や孤兒や遺族等が多くは理財の途に暗くして、不確實危險な事業に關係するとか惡ブローカーに欺かれるとか、投機に手を出すとかして彼等の生計の維持に當てられんが爲に折角遺された保險金を喪失することに起因する事實が、統計に依り證明された爲である。そこでこの弊害を防止すべき方法が色々と工夫されて第一に巨額の保險を理財の途に暗き人々に領有せしめることの不可が認められ、第二に、然らば保險金は何人をして之を保管せしむべきかの問題に到達し、而して保險金の保管支拂は信託會社をして爲さしめるに如くはないことになり。保險信託と稱する最も進步した方法が案出されたのである。

英米に於ては、信託は其設定行爲が委託者の生前行爲によるや遺言によるやによつて、生前信託と遺言信託との二種に區別する。生命保險信託は委託者が生前に於て、受託者を保險金受取人に指定して設定するものであるから、生前信託の一種たるは云ふまでもない。

生命保險信託にして、其の信託財產の全部が生命保險金請求權からなるものは卽ち無資金生命保險信託である。信託財產の一部が生命保險金請求權からなつてゐるものは、卽ち資金附生命保險信託である。生命保險は通常保險契約者が自己の家族のために契約するものである。されば生命保險信託にしても、此種のものが最も多い譯である。之を個人的生命保險信託と稱する。今迄我が國に於て紹介せられてゐる生命保險信託は主として此種のものである。併しながら、生命保險には種々の特殊な型態がある。事業生命保險は其の一であり、團體生命保險は其の二である。前者は生命保險を事業經營上に利用したるものにして、例へば有能なる使用人の死亡によつて事業が蒙るところの經濟的損失を塡補するが爲に、豫め彼を被保險者として生命保險を契約し置くが如くである。後者は一會社の使用人、一郡內の小學校敎師と云ふが如く一集團の人々を被保險者として生命保險を契約する方法である。此の兩種の保險に於ける保險金請求權も信託を利用することが出來る。而して前者の場合には持に事業生命保險信託と名付け、後者の場合には團體生命保險信託と稱する。生命保險信託は受領保險金に關する受託者の義務の點から見て、受動的生命保險信託と能動的生命保險信託との二種に區別せられる。受動的又は消極的生命保險信託とは保險事故發生の場合に、保險會社より保險金を受取り、私益信託の場合には指示せられたる受益者に交付し、公益信託の場合には定められたる信託目的を實現するやうに處分すれば良いのである。而して別に受領保險金の管理運用の如き積極的義務を負擔しない。これ此の種の信託が受動的生命保險信託と稱せられる所以である。之に反して、保險金の受領のみでなく、更らに其受領保險金の管理運用の義務をも負ふものが能動的又は積極的生命保險信託である。

我が國に於て保險信託が初めて試みられたのは大正十四年である。信託に關する新らしき試みは多く三井信託に依つて始められたが、保險信託も亦三井信託を以て我が國の嚆矢とする。その後

他社も之を真似て之に倣つて昭和六年四月末現在に於ては保險信託に附せられたる保險金額總計は約六百七十五萬圓になつた。

### 生命保險證券會社

金解禁後の有價證券の下落に直面して、我が生命保險會社は何とか打開策を講じる必要が生じ、斯くして契約募集上の競走を事としてゐる生命保險會社が共同戰線を張らざるを得なくなり、遂に生命保險證券會社の成立となつた。定義によれば當會社の目的は（イ）有價證券の所有並に賣買（ロ）それに關する業務、とある。當會社設立の目的は巨大なる運用資產を有する保險會社が、株式投資々產の一部を讓出して共同の團體を作り、其團體を通じて堅實にして安全な株式を買收保持せんとするものである。而してこの團體は株式會社の形式を最も便利とするものとして設立された。この會社は優良株式の保有を爲すの外何等の仕事もしない重役會の組織の如きも專ら協同の精神に基いて常に一致の態度を以て進み、社長とか專務取締役とか云ふ名稱を附せず唯外部に對して會社を代表する重役を一人作る位にし度い。これに依つて一面に於ては保險會社資產の運用を安全有利に爲すを得べく、他面に於ては保險會社同業者の協同の一助となるものと思ふ。此の團體發起に關しては毫も不純の動機なきは勿論、その趣旨に於ても決して投機的行爲を爲さんとするものにあらざる事は、此の會社が設立に當つて特に力說してゐる。

### 政府紙幣

「紙幣」の項を見よ。

### 政府預金

「日本銀行營業報告」を見よ。

### 責任支出

政府は國庫餘剩金をその責任を以て支出して豫算超過又は豫算外支出を實行する事がある。此の支出については憲法違反なりと云ふ說も行はれてゐるが、併し之は「責任支出」として一般に適法行爲と認められ、何れの政府に於ても常に行はれてゐる所である。

### 線引小切手

「橫線小切手」に同じ。

### 錢莊

「支那の銀行制度」の項を見よ。



## そ

### 送金爲替 Remittance

送金爲替とは、銀行が顧客より資金を受取り、之に對して他の地にて支拂はるべき手形を振出すことを謂ふ。

內國爲替にありては、送金手形を用ふることは殆んどなく、支店又は取引先銀行宛の小切手を用ひてゐる。

外國爲替に於いては、銀行は外國宛手形を振出して之を送金者に賣渡すものである。

送金爲替に於いて急速を要する場合は、電信爲替と稱する手段によりて行ふ。

### 倉庫證券 Warrant

倉庫證券とは倉庫業者が寄託者に對し、保管料を受けて一定の場所に預つて、一定の期間內或る物品を保管し、且之を返還することを約する證券にして、我國では**物品證券** Warehouse receipt 及**質入證券** Instrument of pledge（商法第三百五十八條）の二枚よりなる場合と**倉荷證券**（商法第三百五十七條の二）一枚よりなる場合とがあつて、何れも倉庫營業者が寄託者の請求に依り發行する。寄託者は此の倉庫證券を以て倉庫業者の手中にある貨物の賣買讓渡、質入其の他の利用に供するのである。元來、倉庫證券の發行は何れの國に於ても之を認むる所であるが、其發行制度に關しては次に示す樣に三樣主義があり、國々に依り夫々違つて居る。（イ）**一券制度**（單券主義）一券制度とは、倉庫業者が倉庫證券を發行するには單に倉荷證券なる一通の證券に限る制度である（英、佛）。（ロ）**二券制度**（複券主義）二券制度とは倉庫證券を發行するには必ず預證券及質入證券の二通を發行しなければならない制度である（獨、白、伊）。（ハ）**併用制度**（折衷主義）此制度は文字の示す通り、（イ）、（ロ）の兩制度の併用を認むるものにして寄託者の任意に依り、何れかを選擇せしむる制度である（我が國）。

以上三主義には夫々長所短所があるから、何れが優つてゐるかと謂ふことは簡單に論斷することは出來ない。何となれば此區別は決して學理上の問題でなく、實際取扱の便否其他各國の慣習等に基くものであるから、只單に机上の理論を以て決定し得るものでないのである。今右三主義の長所及短所を簡單に擧げて見れば（イ）一券制度の長所とする所は、倉庫證券を以て質入の目的となしたる場合には其の商品の所有者に異動を來さないから、錯雜なる法律關係を生ずることがなく、債權者の立場から觀る時は非常に都合が好い（商法第三六七條以下の預證券と質入證券との時係の特別規定を要しない點である）。之に反し其短所とする所は一度質入を爲したるときは、最早他人に其商品を讓渡することが出來ないから、商品取引の圓滑を缺く嫌がある。（ロ）二券制度の長所及短所は一券制度とは全く反對であつて、即ち質入證券を以て質入れの目的となし、金融の便を得る一方、預證券を持つて目的物を賣買讓渡の要に充てることが出來る。故に質入主たる商人は相場の騰貴したるときは之を他に賣渡すことが出來て、取引の機を失する虞がないと云ふ長所を有してゐる。然し質權者の立場からすれば、商品の所有者が轉轍移動し、其間に錯雜した法律關係を生ぜしむのが短所である。（ハ）併用制度は寄託者の選擇に依つて何れか一方の倉庫證券を發行するのであるから、各場合に應じて其最も適當なる方法を採ることが出來て、一券制度及び二券制度の長短を相補ふことが出來るから、理論上は併用

制度が最も優れてゐる。我が國に於ても最初は二券制度を採用して居たのであるが、明治四十四年商法一部の改正に依り併用制度を採ることになつた。但し實際取引に於ては二券制度は商品の賣入及讓渡に關し質權者、寄託者、倉庫業者及商品賣買の當事者間に錯綜なる法律關係を生ずるのであるから、今日では殆ど二券制度は忌避せられて其實用を見ず、一券制度のみが採用されて居る樣な有樣である。預證券、質入證券及倉荷證券は倉庫業者が寄託者の請求に依り發行するのであるが、預證券と質入證券とは之を分離して發行することは許されないのであつて（商法第三五八條）、倉荷證券は前記二證券に代へて發行するのである（商法第三六二條ノ二）、故に同一貨物に付是等三證券を同時に發行することは許されない。

倉荷證券の性質について觀るに、(イ)倉庫證券は有價證券である。卽ち財產權を表彰する證券にして、其權利の利用と證券の占有とが私法上分離し得ない關係にあるから、有價證券たることは疑ふ餘地がない。(ロ)倉庫證券は要式證券である、卽ち其有效なる爲には法定の形式を具備しなければならない。商法第三五九條には倉庫業者の署名を必要とするも、右署名は明治三十三年法律第十七條に依り署名に代へて記名捺印を以てするも差支ない。又倉庫業者が法人なるときは其代表者の署名あることを要し、單に法人の商號を記名するのみにては不可である。但し自然人たる場合には商號を以て署名又は記名を爲すことは差支ない。(ハ)倉庫證券は原因證券である、卽ち其發行には一定の原因を要するもの換言すれば寄託契約の存在を前提とするものにして、寄託契約なくして發行した倉庫證券は無效と謂はなければならぬ。此點は不要因證券たる手形と異る所である。(ニ)倉庫證券は形式的有價證券である。卽ち寄託に關する事項は倉庫業者と證券所持人との間に於ては其倉庫證券の定むる所に依るべきである（商法第三六二條第三八三條ノ二ノ二）只玆で問題となるのは、要因證券と形式證券とは一見矛盾した感があるが、此兩者は決して混同してはならないのである。卽ち要因證券は前述の通り權利の成立に原因を要する意味にして其の權利が成立したときは、其券の文言に依り權利の內容が決定せられるのであつて、權利が成立しないのに拘らず、證券の文言に依り當事者が拘束を受くると云ふことはないのである。故に倉庫業者が倉庫證券所持人に對して有する受寄物返還義務は寄託物を受取りたるに因り生じたるものにして、單に倉庫證券の發行のみに因り生じたるものではない。換言すれば寄託物の受領なければ、假令倉庫證券を發行するも其の倉庫證券は無效であつて、倉庫業者は受寄物返還義務を負はないのである。又倉庫證券に記載せる商品と實際の寄託物とが異なるときに於ても亦同樣である。只斯る場合倉庫業者が不法行爲上の責任を負ふのみである。倉庫證券は當然の指圖證券である。卽ち記名式の場合と雖も裏書に依つて之を讓渡又は質入を爲すことを得る（商法第三六四條）。但證券に裏書を禁ずる旨を記載したときは讓渡性を失ふ。(ホ)倉庫證券は、物權的有價證券である。卽ち倉庫證券を他に引渡したるときは寄託物の引渡と同一の效力が生じ、又倉庫證券を作成したるときは、其寄託物の處分は、其證券を以てするに非ざれば之を爲すことを得ない（商法第三六五條）。然し玆に物權的有價證券と言ふも、純然たる物權を表象する證券は我國法の認むる所ではなく、只上記の如き證券の引渡しが物品の引渡と同一效力を有すると言ふに止まり、倉庫證券の內容は其證券に記載せる物品の引渡を目的とする債權に外ならない。(ヘ)倉庫證券は處分證券にして受戻證券である。卽ち倉庫證券を作りたるときは、其寄託物の處分は其證券を以てするこ



とを要し、又其寄託物の返還は其證券と引換に之を爲さなければならないのである（商法第三三四條ノ二、第三六五條、第三七九條、第）。(ト)商法第二八二條には金錢其他の物又は有價證券の給付を目的とする有價證券に付、商法第四四九條ノ二の選擇無記名式の規定のみ準用してゐるから、倉庫證券に付ても選擇無記名式にて之を發行し得るも、無記名式にては發行し得ないものと解しなければならない。

## 素　材

貨幣の槪念は抽象的のものであるが、貨幣そのものは具象的の形態を有してゐるものである。貨幣を形成してゐる物質的材料を貨幣の素材と謂ふ。貨幣の根本作用が價值の尺度たること、流通の仲介たる二者にあるから、素材としての要件も之に適應して必要である。卽ち、(一)價值の尺度たるがためには、價值あること、(1)價值の相當大なること、(2)價值の安定せること。(二)流通の仲介物たるがためには、(1)運搬の容易なること、(2)保存し易きこと又は不減性に富むこと、(3)分劃性と結合性とに富めること、(4)同質性のものたること、(5)認識並に識別され易きこと、の八つの要件を必要とする。

以上の要件を備ふる素材として、從來貴金屬、特に金銀が選ばれてゐたのである。

## 造幣局 Mint

德川時代の末葉に於ける幣制の紊亂はその極度に達し、品位は劣等になり鑄造は橫行し、商取引の發達を阻害してゐた。維新に至つても革新の曙光を認むることが出來ず、識者は勿論外國使臣も幣制の一日も等閑に附すべからざる旨を政府に進言したため、遂に帝國造幣局の設立に決し、當時東京は未だ帝都とならず寧ろ大阪が新政府の所在地とならんとする樣な狀態であつたから、地を大阪に選定することになつた。當時恰も廢局となつた香港造幣局の造幣機械を購入し、元年十月から起工することになつた。而して三年十一月に至り鑄工を告ぐるに至つたのである。

造幣局は現今に於ては貨幣製造の外、章牌、記章、璽印の製造金銀地金の精製分析及び織物の試驗を行つてゐる。

造幣局は明治二年二月、太政官に造幣局を置いたのが濫觴で、同年四月これを會計官に移し入れ、同年會計官を廢し、大藏省に製幣寮を置かれ、明治十年一月造幣局と改稱して以て今日に至つた。尙ほ明治三年七月に造幣支署を東京に設立し、同年十一月之れを廢したが、明治十二年九月又大藏省內に造幣局出張所を置き明治二十三年七月に至り、官制を改正して東京に造幣支局を設け四十年五月廢止に至るまで繼續した。

## 村落銀行

小農者に對する金融を目的とする庶民銀行であつて、普通獨立の協同的組合組織のものあり、政府の特別保護の下に組織される場合もある。各國に依つて一樣でない。村落銀行として代表的なのは、佛及伊の村落銀行、獨逸のライファイデン式村落銀行である。

## た

### 第一回四分利公債

明治四十一年以後我が國財界は著しき不況時代に陷り、四十一年七月第二次桂内閣の成立と共に國債償還増加、非募債主義を旗印として財政の大緊縮を斷行した。此の結果銀行に滯資積溜し金融緩漫を呈して來た。桂内閣は此の機會を捉へて公債整理、即ち五分利を四分利に借換へる一大事業を思ひ立つた。四十三年度に於いて五分利五億二千萬圓の償還期限に達し、借換の必要あるものがあつた。桂首相は東京、大阪の主要銀行家を招待して四分利借換公債募集について協議をとげ、銀行側は取扱手數料を百分の一として、現金應募より代用公債に優先權を與へ、現金應募は價格の高きものより募入することに決定し、玆に我が國未曾有の公債引受銀行組合が組織された。所謂國債引受シンヂケートの濫觴である。かくて四十三年二月五日五分利公債を借換へんために發行されたものが第一回四分利公債である。發行條件は發行高一億圓、年率四分、据置期限十ケ年、償還期限据置期限後五十ケ年である。株式市場にては「金利の革命」として歡迎した。第一回四分利公債は「い」「は」「に」とあり、償還期限は何れも昭和四十四年である。

### 大銀行

大銀行と謂ふも小銀行との間に何等標準があるわけではない。倫敦に於ては大銀行と云へばビッグ・ファイブと相場が決つて居り、獨逸に於いては大銀行と云へば「四D」即ちドイッチェ銀行、ディスコント・ゲゼルシャフト、ダナート銀行、ドレスドナー銀行であると固有名詞化してゐた。「四D」も一九二九年十月、ドイッチェ銀行とディスコント・ゲゼルシャフトが合併して爾後「三D」となつたが、一九三二年三月、ダナートとドレストナー銀行が合併して「二D」になつて了つた。

然るに日本になると大銀行に對する固定した觀念が決つてゐない。故に乙種銀行に對して甲種銀行を大銀行とする場合もあり、シンヂケート銀行を大銀行の代表者として擧ぐる場合もあり、又英國流にビッグ・ファイブとして安田、第一、三井、三菱、住友を選ぶ傾向も生じて來た。

### 代金取立

代金取立とは銀行が顧客、コルレス先等の依頼に依り、主として手形小切手、利札、配當金等の取立を爲すことを指稱する。代金取立は銀行業務中一の附隨業務に屬するが、商業銀行としては缺くべからざるものにして、之に因りて直接間接に受くる利益は實に大にして、重要なる使命を有するものである。

代金取立は其の支拂地に依りて「當所拂」と「他所拂」に區別せられる。前者に屬するものは之れを當所代金取立と稱し、後者に屬するものは之れを他所代金取立と稱する。

(イ)當所代金取立　當所代金取立は「被仕向代金取立」とも稱せられる。今之れを大別すれば、コルレス先若くは自己の本支店の取立委託に依るもの、及び得意先の委託に基くものとの二種となる。更に之を細別すれば凡そ次の如くである。

(1)コルレス先若くは自己の本支店より仕向けたる代金手形。

(A)割引手形。此の種の手形は主として商業手形にして、取立



銀行所在地の支拂人に宛てたる爲替手形、約束手形等である。若し不渡の節は通例、手形保全の手續を要するものである。

(B)荷爲替手形。此の種の手形にはコルレス先若しくは自己の本店にて割引かれたるものと、然らずして單に取立のためのものとあるが、何れも附帶貨物を表彰する證券書類を伴ふ。故に萬一不渡の節は手形のみならず、貨物の保管、返送若しくは處分をなす等の手數を要し、最も問題を惹起し易きものである。

(C)普通代手。此の種の取立には利札、配當領收書、掛賣代金請取證。定期預金證書、預金通帳がある。此れ等の取立を整理するに當り、取引閉散なる被仕向銀行に依りては、此の割手なると荷手なると將た又普通代手なるとを問はず、總て一口に代手として處理するものもあるが、取引頻繁なる被仕向店は之れを三種に分類して整理するを常とする。

(2)得意先の依託による代金取立。

(A)取立銀行所在地にて支拂はるべき期日到來せる手形、小切手、其の他の證書類。此の種の取立には交換所にて決濟し得べきものと支拂人の自宅にて支拂はるべきものとある。

(B)取立銀行所在地にて支拂はるべき手形類にして期日の到來せざるもの。此の種の取立は主として滿期到來迄銀行に其の手形類の保管を爲さしめ、期日に相違なく取立を爲さしむるを目的とする。

右の中に屬するものは通常取立手續に依らず直接に依賴人の勸定に入金せられ、恰も當所割引手形が期日に至り入金せらるゝ場合取立係を經由することなく、交換所に持出されるが如くである。

(B)に屬する取立の如きは實際上には左程多くはないのであつて、通常當所代金取立と稱すれば、コルレス先若しくは本支店より仕向けられたる代金取立を指稱するが如き傾きがある。

(ロ)他所代金取立　他所代金取立とは「仕向代金取立」とも稱せられる。今之れを大別すれば、自行が割引きたるもの、得意先の委託に依るもの及びコルレス先若しくは自行の本支店の取立依託に依るもの、三種となる。

(1)自行が割引たる代金取立。(A)普通手形、(B)荷爲替手形、(A)(B)共主として商業手形なること勿論にして、滿期日前に支拂地へ取立のため送附しその取立を依託する。

(2)得意先の依託による代金取立。(A)他所の支拂人に對し代金の取立手形として振出したる爲替手形。(B)他所の借主が振出したる約束手形。(C)賣買代金決濟のために發行せる領收書類。(D)他所拂小切手、預金證書、預金通帳等。(E)他所拂社債、配當、利札等。

上に述べたる諸種の代金取立の中、通常代金取立と稱するは主として得意先の委託に係る取立を指すのである。

### 代理交換

「手形交換所」の項を見よ。

### 他所代金取立

「代金取立」の項を見よ。

### 太政官札

## 兌換銀行券整理法

日本銀行の發表する兌換券發行高の中には依然として滅失した兌換券を包含して居り、從つて通貨の實需を知る上に大きな不便がある。又滅失兌換券は引換を要せざるものにつき、それだけの正貨準備は當然解放さるべきであるに拘らず、之れを正貨準備として保持してゐる事は正貨を死藏せしむるものである。故に滅失兌換券は之れを整理する事は一國金融と云ふ立場から見て非常に重要な事である。玆に於いて昭和二年四月「兌換銀行券整理法」が制定された。同法の內容は左の通りである。尙この整理法は一圓券に觸れてゐないが、之れは一圓券そのものゝ存廢につき根本的の研究をなす必要あり、後日改めて改正することになつたからである。

(1)整理すべき兌換券の種類。(甲)五圓券、明治十八年十二月大藏省告示一六六號、二十一年十一月告示一四〇號、三十二年三月告示一〇號、四十三年八月告示一〇七號、大正五年十二月告示一六三號、(乙)拾圓券、明治十八年一月告示一二號、二十三年七月告示三三號、三十二年九月告示五一號、大正四年四月告示四四號(丙)貳拾圓券、大正六年告示一七六號、(丁)百圓券、明治十八年八月告示一一九號、二十四年十一月告示三六號、三十三年十二月告示五五號、大正六年八月告示一三六號。

(2)整理の方法。前期種類の兌換券は昭和十四年三月三十一日限り强制通用の效力を失はしめ、此の間日本銀行は新樣式の兌換券を發行すると共に、その發行數額に應じ順次前記舊樣式兌換券の回收をする。而して右期限經過後に於ては、此等の兌換券は一般的には强制通用力を失ふものであるが、政府又は日銀に於いて受入るゝ場合は依然之れを有してゐるのである。日本銀行は昭和十四年三月三十一日に於ける此等、舊樣式兌換券の發行高を同年四月一日に於ける兌換券發行高より除去し、且その除去した發行高に相當する金額を卽日國庫に納付する。舊樣式兌換券の引換義務は右期間後と雖も何等變化なきも、たゞその義務は政府に於いて之れを承繼し、日本銀行は其の本支店に於いて之が引換の事務のみを取扱ふに過ぎない事となる。故に右期限後は日本銀行の兌換券は一種の政府紙幣の性質を有するものとなる。

(3)整理の結果。右の整理の結果、昭和四年三月三十一日に於いて日本銀行より政府に納付する金額中減失のため、引換の請求なきものと認むる兌換券の額に相當する金額は之れを國債償還の資金に充當し、その殘額に相當する金額は引換準備金として日本銀行に保管せられる。

## 臺灣銀行

日淸戰爭の結果、明治二十八年下關條約に依つて臺灣が我が領有に歸した當時に於いて、同島で市場に流通して居た貨幣及び銀票は甚だ多種多樣であつて、日常使用する粗銀も亦品位量目が一定して居らず、幣制は紊亂の極度に達して居た。又金融機關も不備であつて銀行もなく、庶民金融機關として僅かに「銀會」があつたに止り、重要物産に對する金融は概ね外國人が行つて居た。玆に於いて臺灣に新政治を施いた當初に、松方大藏大臣は紙幣發行權を有する特殊銀行を設置して、新領土の財政を助け、經濟界の發達を圖るべしとの高見を有せしが、領臺後明治二十八年に大阪の日本中立銀行(後年三十四銀行に合併)が出張所を設け、次いで翌年日本銀行





の臺北出張所が設けられた。併し國庫金の出納事務若しくは銀紙の交換を取扱つたのみで、一般銀行業務を營むに至らなかつたのである。そこで政府は第十回帝國議會の協贊を得て、明治三十年「臺灣銀行法」を公布した。

該法律に依れば同行は資本金は五百萬圓以上とし、一般銀行業務を行ふ外、國庫金を取扱ひ、又五圓以上の無記名式一覽拂手形を發行する特權を與へられたが、之れには金銀貨及び地金銀を準備とすることを本則とし、尙五百萬圓を限度として、正貨準備發行高を超えざる範圍內で保證發行を許し、更に限外發行を認められたのである。

手形の發行といふ事は諸種の事由により流通上不便であるから明治三十二年の改正法に依つて、券面金額一圓銀貨一枚以上の銀行券を發行することが出來る樣改められたが、之れより先明治三十年に、母國の幣制は金本位となつたに拘らず、特に銀券の發行を定めたのは、流通貨幣の實況が銀貨のみであつて、而かも各種の銀貨が雜然として混用されて居る上に金券を發行することにすれば、一層通貨に混亂が生ずることを恐れたからである。

明治三十九年二月に至つて、改正法律で銀券の發行を廢止して金券のみの發行を認め、次いで銀貨の公布使用を廢止し、且つ銀貨の輸入を禁止して之れを回收するに努め、又銀券の引換期限を、明治四十一年末限りと定めて、銀券の流通を根絕させ、本位の統一を完了した。明治三十九年の改正法は、金券の發行を定めたのと同時に、保證準備發行高が正貨準備發行高を超過することを得ないといふ制限を設けたのみならず、不動產抵當及び動產質の貸付の業務を擴張して廣く「確實なる擔保ある貸付」に改め、記名公債、地方債、社債券、株券及び他店の定期預金證券を擔保として貸付けることが出來る樣にした。

大正七年四月の改正法に依つて、保證準備の發行限度を、再び二千萬圓に擴張せられたのである。

臺灣銀行は南支及び南洋の貿易の爲めに、各所にコルレス先を增加する等の便宜を圖つた事は當然であるが、殊に歐洲戰爭以後は政府及び日本銀行の助力の下に、英米及び印度の爲替業務に進出して大いに發展したので、橫濱正金銀行に次いで爲替銀行たるの實を收めるに至つた。

歐洲戰爭後經濟界が反動的に不況化したに際し、當時に於いて此の擴張發展の程度が著しかりしだけ打擊を受けた事も亦激甚であつて、十一年以後整理に努めると同時に、日本勸業銀行及び東洋拓植株式會社に依賴して不動產擔保の債權の肩替りを受け、又預金部及び日本銀行から資金の融通を仰いで、業態の改善に力を致して居つたが、經濟界の不況繼續する上に、大正十二年の大震災によつて滯債權を增加したので、大正十四年上期の決算に於いて、滯債權二千八百六十萬圓餘の銷却を斷行した。其の銷却の資源は、拂込資本金千六百十餘萬圓と諸積立金等千四百九十餘萬圓を以つて之れに充てたのであつて、新舊株式各四株を併合して三株とした。而も尙、內容の惡化は遂に昭和二年春の恐慌の導火線となつた事は周知の事實である。卽ち二年四月十八日より內地及び海外各支店の休業を實行したが、臺銀融資法の公布に依り五月九日より開業した。

## 臺灣銀行券

(一)性質　明治三十年臺灣銀行法制定され、同法により金額五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の特權を附與せられたが、手形

なれば手形法の規定により呈示期間は、一年內に限られ引換をなす毎に之を廢棄することを要し、營業上經費を嵩め、所持人は引換期間に制限せられ、ために流通上不便なる所より、三十二年法律第三十四號に依り銀行券發行の特權を與へられた。之は紊亂せる臺灣の幣制整理のためであるが、整理全く成つた今日でも尙發行を繼續してゐる。法律上券面金額は一圓以上と定められてゐるが、現在發行されてゐるのは一圓、五圓、十圓、及五十圓の四種である。臺灣銀行券は同行本店及び支店にて要求次第金貨と引換へらるべきものであつて、日本銀行券同樣兌換銀行券である。

明治三十九年二月臺灣銀行法改正前は銀貨を以て兌換すべきものと定められて居り、三十七年に至り金貨兌換券の發行が認められ、從つて當時は金券及銀券二種の兌換券が行はれてゐたが、明治卅九年二月臺灣銀行法を改正し、銀貨兌換券を金貨兌換券に改められ、爾來全部金貨兌換券となつた。臺灣銀行法は臺灣總督府管轄地方內に於ては臺灣銀行券を以つて政府の收納に充つるを得る旨規定するに止まつたが、明治三十三年律令を以て租稅其他政府の收納及一切の取引に差支なく、通用する旨の規定を設けたので、强制通用力を有してゐるものと云へる。

(二)發行方法　日本銀行券同樣屈伸制限法に依る。併し主務大臣は必要と認むる時は銀行券の發行高を制限することが出來ることになつてゐる。(イ)正貨準備　金銀貨及地金銀を以てする準備であるが、日本銀行券の場合と異なり、銀貨及銀地金の額について制限がない。(ロ)保證準備　保證準備發行の限度は二千萬圓であつて、保證物件は政府發行の紙幣、證券、兌換銀行券又は其他確實なる證券若くは商業手形である。(ハ)制限外發行　市場の景況により保證準備發行制度を超えて、銀行券の增發を必要とする時は大藏大臣の認可を受け、保證準備と同樣の物件を準備として制限外の發行をすることが出來る。(ニ)發行稅　保證準備發行に對しては發行稅を課さない。之は日本銀行の場合と異なる所で臺銀にとつての一特典である。制限外發行に對しては年五分以上の發行稅を納めねばならぬ。

## 臺灣銀行融資法

昭和二年四月の金融恐慌に當り一般的の特別融通法案と共に、臺銀休業の結果に鑑み特に「臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律」所謂臺灣銀行融資法を五月の第五十三議會に提出し五月九日之を公布し卽日實施したのである。

本法では「臺灣ニ於ケル金融機關」なる文字を使用して居るのみであつて、臺灣銀行であるか否か不明確であるが、事實本法の適用されるのは臺灣銀行に限られるのである。何故なれば「臺灣統治ノ必要上臺灣ニ於ケル金融機關ヲシテ其機能ヲ維持セシムル爲」又は「海外ニ於ケル帝國信用ヲ維持スル爲メ」必要ありと認むるときは、政府は日本銀行をして特別融通を爲さしむることを得る旨を規定せるに依つて觀れば、他の普通銀行は互に包含されないことは明かである。惟ふに、此極めて漠然とした文字を使用して、臺灣銀行と明かにしなかつたのは、餘り露骨に、臺灣銀行なることを表示することは、國民に對する感じが惡いと謂ふ意味に於てされたに過ぎないのである。要するに本法は、臺灣銀行に對する特別融通方法として制定されたことは明かなのである。

臺灣銀行に對し、本法に依つて特別融通を與へ得るのは「臺灣統治ノ必要上」金融機關たるの機能を維持せしむるが爲めであるか、或は又「海外ニ於ケル帝國ノ信用ヲ維持スル爲」必要ありと



認めた場合に限るのである。要するに、臺灣銀行の內容が不良なるが爲めに信用を失墜し、或は又資產窮迫狀態に陷り、爲めに金融機關たるの機能を發揮し得ない場合に之を救濟するにあると謂ふのであるから、臺灣銀行は「資金難」に陷つて居る限り、特別融通を受け得られると謂ふことになるのである。

日本銀行が本法に依つて臺灣銀行に融通する金額は、二億圓を最高限となつて居るのである。而して此の融通方法は、手形の割引の形成を以て行はれるのである。然れども、本法に依り臺灣銀行が特別融通を受ける期日は、本法施行の日から十年以內である。然し、一度融通を受けた以上は、其手形の書換の爲めに振出した手形は、十年間は矢張り割引を受けることが出來るのであるから、結局十年間は特別融通を受けることが出來ると謂ふことになるのである。

政府は、日本銀行が本法に依つて臺灣銀行に特別融通を爲したが爲めに損失を受けた時は、二億圓を限度として補償せねばならない。而して其損失を決定する基準は大藏大臣が之を定め、其損失及額は特別融通損失審査會が之を決定するのである。

叙上の特別融通に基き、政府が日本銀行に支拂ふべき損失補償金は、五分利附國債證券を以て之を交付するものである。而して政府は、此の目的の爲めに必要な額を限度として公債を發行することが出來る。尙交付する所の國債證券の交付價格は、時價を參酌して大藏大臣が之を定めるものである。

## 臺灣の金融機關

我領有當時にあつては、銀行と稱すべきものは無かつたが、其後總督府の開始と同時に準備に着手し、最初は二十八年九月日本中立銀行出張所を設置し、次で二十九年十二月日本銀行も臺北に出張所を設けた。後に中立銀行は三十四銀行と合併し、三十四銀行支店と改稱するに至つた。總督府は特殊銀行設立の必要より、第十回議會の協賛を經て三十二年九月臺灣銀行の設置となり、日本銀行出張所は閉鎖した。其後島內に於て各種の銀行勃興の機運に向ひ、幾多の變遷を經て現在に至つたのである。大正二年律令を以て產業組合規則を公布し、同年三月一日信用組合の施行を見るに至つた。爾來この組合に準據して島內各地に設立せられるもの次第に增加した。島內に本店を有する普通銀行三行、貯蓄銀行一行である。特殊銀行として勤業銀行の支店がある。本島では信託法は未だ施行されてゐないが、專ら貸付不動產有價證券の賣買仲介を業とする信託會社が十餘行ある。

## タブュラー・スタンダード　Tabular Standard

之はデェボンズ Devons に依り一八三〇年に提案され、其後引續き支持者を得てゐる學說であつて「計表本位」とも譯される。タブュラー・スタンダードは、債務の辨濟を一定額の金高で行はずして一定の購買力を以てする制度である。例へば債權者と債務者間に辨濟は一定額の圓貨でなさずして一定額の購買力を以つてせんとする契約を結ぶ。之は一般物價指數表を使用することに依つて、元金の購買力を不變のものたらしむることが出來る。契約は自由であるから物價指數に應じて元金の購買力を固定すると云ふ契約は、何等の法律を要せずして出來ることである。併し特に此種の契約の自由を明示した法律を制定することは、一般の注目を惹いてそれが普及に役立つことゝなる。國民が此種の條件で貸借契約を結ぶ事に慣れて了ふた頃、政府は特約なき限りすべての契

約は物價指數表に基いて決濟すべき旨の法律を制定すれば好い。かくすれば物價の變動、卽ち貨幣價値の變化に伴ふて生ずべき債權債務兩者間に於ける不公正を除去することが出來る。

此の案は極めて理想に適したものであるが、實際問題として實施する上に於て幾多の困難に逢着する。卽ちすべての債務者に對して適正なるべき單一の物價指數を作成することが先づ困難である。タブュラー・スタンダードに基く契約は、例へば長期社債の發行に當つて元利金の支拂を時の物價指數に準據せしむると云ふものに限定するのならまだしも、一般契約全部をして之に倣はしむる事は困難である。長期社債の支拂を物價指數に應じて支拂ふ實例は米國に實施されてゐる。

## 短資

「コール」に對する譯語であつて、從つてコール市場を短資市場と謂ふことがある。

## ダンバー C. F. Dunber

元ハーバード大學の教授で、銀行論の餘り研究されてゐなかつた當時、氏の「銀行論」Theory and History of Banking は銀行參考書の白眉となつてゐた。一八九一年の初版であつて、我國でも堀江歸一氏の譯本がある。

## 單本位

「本位制度」の項を見よ。

## 擔保附貸付

擔保附貸付とは、擔保品を收受して貸付を爲すを謂ふ。玆に謂ふ所の擔保品とは動產、不動產、商品及有價證券其他財產權等を擔保品と爲す場合を謂ふものであつて、信用擔保とも謂ふべき保證に依つて貸付を爲す場合を包含しない。

## 擔保附社債信託

擔保附社債信託とは、信託の原理を擔保附社債に應用したものであつて、その內容に關しては「擔保附社債信託法」に規定してゐる。該法は明治三十八年三月に制定され、同年七月から實施されたものであつて、我國の法律として始めて信託關係を定めた特別法である。

社債を發行せんとする會社が、その所有にかゝる不動產、鐵道、工場等擔保附社債法第四條に規定してゐるものを抵當として、之を受託會社に提供し、受託會社は擔保權者として社債所持人全體のためにその擔保權の保全の任に當り、若し委託會社にして信託契約に違反し、社債の元金若くは利子を支拂をなさゞる時は、社債所持人のために擔保權を實行し、擔保物を換價して得た代金で社債の辨濟をするのである。擔保附社債信託に於ける信託財產は物上擔保權にして、受託會社は受益者たる總社債權者のために擔保權を領有するものである。

## 擔保附手形

荷爲替手形及び日本銀行の割引く保證品付手形の如く、手形に擔保品の附屬せるものを謂ふ。日本銀行の保證品附手形の割引は見返品制度と稱せられるものである。卽ち日本銀行條例に於て貸付の擔保として許されるものは公債證書、大藏省證券、地金銀等



に限られて、株券は之を除外されてゐた。然るに金融逼迫の際、株式を擔保として貸付をなすこと行を許さざる時は經濟界の困難は容易でなく、他に救濟方法なきに鑑み、明治二十三年の金融恐慌の際、名を割引に藉り始めて十三會社の株式を擔保として貸付を行ふた。日銀のこの擔保を見返品と云ふ。その割引かれたる手形は一種の擔保附手形に外ならぬ。

## 單名手形 Single-name Paper

單名手形とは手形上の債務者が一人である所の、約束手形又は爲替手形である。卽ち約束手形の場合は債務者が振出人となつて貸手(主に銀行)を名宛人とするもので、裏書なきは勿論である。爲替手形の場合は、債務者が振出人であると同時に名宛人、引受人となり、貸手(主として銀行)を受取人とする自己宛手形である。單名手形は元來は約束手形なるべきが普通であるが、我國では現行の印紙稅が實施以前、爲替手形が均一制なるに約束手形は金額に應じ增加した關係上、爲替手形が單名手形として利用せらるゝに至つた。又約束手形に裏書人あり、爲替手形に他人をして引受人としても、其等の人々が同族關係とか親子會社の關係とかで融通手形の成立に協力してゐる場合は、形式的には複名手形なるも、實質上は單名手形に外ならない。單名手形の最も盛に行はれてゐるのはアメリカであつて、活動資金、固定資金共に單名手形に依つて銀行より融通を受ける。アメリカの信用調査組織發達の原因は單名手形の應用にある。

單名手形は、取引銀行と發行會社と直接交涉して成立するものと、金融仲介者、例へばビルブローカーの手を經て取引せらるゝものとがある。

單名手形は純粹の商業手形は斯くして、事業會社の原料購入、商人商品仕入等當面必要とする資金の前借の場合あり、應當資金調達と云ふ如き全然資金の遣繰りを目的とする場合あつて、その實質は融通手形である。

# ち

## 地券

明治の初年に於て、土地整理及び地租徴收の爲めに土地の所有者、地目、段別、地價等を記載せる券狀を發行して土地所有權を確認し、同時に地價を確定し、地券記載の地價を地租賦課の標準としたのであるが、之れが維新以後に於ける地券の初めであつて、當初は所有權の確認や土地の整理や地租の徴收上の便利の爲めに發行せられたので、明治五年一月大藏省より東京府への達である地券發行地租收納規則は明に之を證して居るが、之と同時にその規則の條文中に讓渡、質流れ、流込み等の場合に於ける書替も亦認められて居つて、之をば直に取引及抵當權設定等の目的物として用ひたものである。尙、この外に同年五月大藏省達地所賣買讓渡に付地券渡方規則などを見ても、全く地券を土地を代表する證券と見做して取引せしめ、且つ「爾後地券を不申請賣買致候者は其地所並に代金を取揚可申事但致連印候村人は地代金の三分通罰金可申付事」などと云ふ條文さへ見えて居る。以上は主として賣買せられたる土地に對し、地券を發行することを規定せるものであつたが、同年七月に至り、未だ賣買せられざる土地にも、之を發行することゝせられた。卽ち同年十有前後には全國の不動產が總べて地券を持つて代表證明せられ、之に據りて取引せらるゝに至つたのである。其頃官邊より發行せられたる「地券を發行するの益」なる聲明書を見るに、其の當時に於ては種々の點よりかくの如きものを制定發行する必要が充分にあつたと思はれる。然るに人文漸くに進み、租稅に關する法規も改正の上別に制定せられ、地券に對し不利不便を唱ふるもの亦漸次增加して來るに至つた。是迄は地券は不動產を證券化せるものとし、特に農業信用の增進を助くるものとして重寶がられたものであつたが、明治十八九年以後になると、地券を利用しての貸借關係は一番抵當に限らるゝは不便であるとか、一旦之を質入した以上は、他の物權を設定し得ざる不便ありとか、又は地券には僞造變造のおそれありとか、或は地券は土地兼併土地所有偏在の弊を助成するなどと云ふものが增加し、且つ其頃には既に佛獨等の法律を學べるものが、物權は絕對排他的の權利なるが故に之を一般に公示するの要ありと主張し、經濟上より見ても亦個人の土地所有の範圍を秘密になし置くことの諸種の取引上大なる不便ある等より、內閣總理制度の設定せられたる翌年卽ち明治十九年の八月には、西歐より輸入せる法律の一として登記法布告せられ、登記簿に登記をなさゞる地所建物船舶の賣買、讓與、質入、書入は第三者に對し、法律上全く其效なきに至り、地券も其後約二年半にして廢止せられた。

## 地方銀行 Country Bank

我國に於いては地方銀行に對して明確なる定義があるわけでなく、大都市所在の銀行に對して、地方に存在する銀行を指稱するに過ぎないが、米國に於いては聯邦準備制度の下に於いて、支拂準備の率を法定する上の必要から、地方銀行なるもの、意味を明確に定めてゐる。卽ち、聯邦準備制度の下では加盟銀行を、中央準備市銀行と準備市銀行と地方銀行に分ち、中央準備市銀行とは紐育、市加古、セントルイス所在の銀行を指し、準備市銀行とはボストン、ヒラデルフィア、バルチモア等六十一の都市にある銀



行であつて、それ等以外の銀行はすべて地方銀行とされてゐるのである。

## 中央銀行 Central Bank

中央銀行とは一國金融界の中樞に立ち、その採る所の政策は一國金融市場を左右し、その消長は金國經濟界の盛衰を卜すべき地位にあり、多く發券銀行と一致する。日本銀行、英蘭銀行、佛蘭西銀行、ライヒスバンクの如し。

世界に於ける主要中央銀行と、その主要勘定を見れば次の通りである（一九三一年十二月末現在、十一月末現在と特記したるものは十一月末現在）。

**佛蘭西銀行**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 六八、八六三 | 外國爲替 | 二一、一一一 |
| 內國手形 | 七、三八九 | 證券貸付 | 二、七三〇 |
| 流通證券 | 七、一五七 | 其他資產 | 八、五四五 |
| 銀行券流通高 | 八五、七二五 | | |
| 預金 | | | |
| 政府預金 | 五、八九八 | 其他預金 | 二二、一八三 |
| 其他負債 | 一、九八九 | | |

**ライヒスバンク**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 九八四 | 外國手形準備 | 一七二 |
| 其他手形 | 四、一四四 | 證券貸付 | 二四五 |
| 證券 | 一六一 | 其他資產 | 一、〇六五 |
| 銀行券流通高 | 四、七七六 | 預金 | 七五五 |
| 其他負債 | 一、三三八 | | |

**伊太利銀行**（百萬リラ十一月）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 國內金準備 | 五、六二六 | 在外勘定 | 二、三六一 |
| 貸付及割引 | 五、一〇九 | 銀行券流通高 | 一四、二五四 |
| 一般預金 | 一、九一〇 | | |

**和蘭銀行**（百萬フローリン）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 八八七 | 外國手形 | 八六 |
| 貸付及割引 | 一八八 | 銀行券流通高 | 一、〇二三 |
| 預金 | 一八〇 | | |

**諾威銀行**（百萬クローネル）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 一五四 | 在外正貨 | 一六 |
| 內國貸出 | 二五六 | 紙幣流通高 | 三三四 |
| 預金 | 六七 | | |

**波蘭銀行**（百萬ツロチー）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 國內金準備 | 四八七 | 在外正貨 | 一一四 |
| 準備としての外國爲替 | 八八 | 其他外國爲替 | 一二五 |
| 貸付及割引 | 七九六 | 銀行券流通高 | 一、二一八 |
| 當座預金 | 二〇四 | | |

**南阿準備銀行**（千磅）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 八、一〇四 | 外國手形 | 四一 |
| 內國手形 | 三、六八八 | 銀行券流通高 | 八、七九九 |
| 預金 | | | |
| 政府預金 | 一、二七七 | 銀行預金 | 四、二六七 |
| 其他預金 | 五三三 | | |

**スペイン銀行**（百萬ペセタ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 二、二四八 | 銀準備 | 五一七 |
| 海外勘定 | 二八一 | 貸付及割引 | 三、二四九 |
| 銀行券流通高 | 四、九四九 | 預金 | 一、〇九八 |

**瑞典銀行**（百萬クローナ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 二〇六 | 外國手形 | 五四 |
| 貸付及割引 | 五八六 | 銀行券流通高 | 五八三 |
| 預金 | 一七七 | | |

**瑞西國立銀行**（百萬法）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 二、三四七 | 海外勘定 | 一〇四 |
| 貸付及割引 | 九九 | 銀行券流通高 | 一、六〇九 |
| 要求拂預金 | 九六二 | | |

**墨國々立銀行**（千チエルオネツト）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 六三、七九四 | 其他貴金屬 | 二、二八〇 |
| 外國爲替 | 四、六四七 | 銀行券流通高二七八、四四一 | |

**濠洲聯邦銀行**（千磅）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 發行部 | | | |
| 金塊及金貨 | 一〇、五〇〇 | 證券 | 四四、二三四 |
| 銀行部 | | | |
| 金貨金塊現金 | 六八八 | 倫敦に於ける短期貸證券 | 一三、七九五 |
| 貸付及割引 | 一二、一八五 | | 二八、七九五 |
| 預金 | 四八、四八三 | 銀行券流通高 | 四九、三九二 |

**墺太利國立銀行**（百萬シリング）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 一九〇 | 準備としての外國爲替 | 一〇二 |
| 其他外國爲替 | 二六 | 內國手形 | 九〇八 |
| 政府貸付 | 九六 | 銀行券流通高 | 一、一八三 |
| 預金 | 一二八 | | |

**白耳義國立銀行**（百萬ベルガ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 二、五〇〇 | 內外爲替手形 | 九七六 |
| 政府貸付 | 二八八 | 銀行券流通高 | 三、六五四 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 預金 | 二六四 | | |

**ブラジル銀行**（百萬ミルレイ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通貨 | 二七九 | 貸付及割引 | 一、一六二 |
| 證券 | 一三八 | 銀行券流通高 | 一七〇 |
| 預金 | 一、六五七 | | |

**智利中央銀行**（百萬ペソ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 國內金準備 | 六七 | 外國手形 | 一二八 |
| 貸付及割引 | 二二二 | 紙幣流通高 | 三一九 |
| 預金 | 九〇 | | |

**チエツコ國立銀行**（百萬冠）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 一、六四九 | 在外正貨 | 一、〇六〇 |
| 貸付 | 二、三一六 | 銀行券流通高 | 七、六七九 |
| 預金 | 三六一 | | |

**丁抹國立銀行**（百萬クローネル）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 一四四 | 外國手形 | 三六 |
| 貸付及割引 | 一七二 | 銀行券流通高 | 三四七 |
| 預金 | 六三 | | |

**希臘銀行**（百萬ドラクマ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 八六九 | 準備としての外國爲替 | 一、〇四八 |
| 貸付及割引 | 五三三 | 政府貸付 | 三、一二六 |
| 銀行券流通高 | 四、〇〇三 | 要求拂債務 | 七〇二 |

**ハンガリ國立銀行**（百萬ペンゲー）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金準備 | 一〇二 | 外國手形 | 一六 |
| 貸付及割引 | 四四一 | 政府貸付 | 五八 |
| 銀行券流通高 | 四二三 | 預金 | 一二六 |



## 鑄貨

紙幣に對して鑄造せられたる貨幣を硬貨又は鑄貨と謂ふ。金銀貨、白銅貨、青銅貨、銅貨等が各國に於ける一般の例であるが、大戰中アルミニューム貨が發行された事もある。

### 鑄貨制度（本邦）

**（一）德川以前**　我が國の鑄貨制度は和銅元年武藏の國に銅が出て之を初めて用ひ「和同開珍」を鑄造したのが金屬製で一定の形式を備へた我國貨幣の始めの樣である。隨つて其の以前には物々交換があつたに過ぎなかつたのか、記錄に於ても明かでない。廣く貨幣經濟の必要が認められたのは支那へ遣唐使が行つて先方の貨幣が我が國に渡來した以來のことゝ思はるる。「和銅開珍」鑄造後歷代貨幣の鑄造を爲し、其種類は和同錢共十二種に上り、村上天皇の御宇となりて中止された。之を皇朝十二錢と言ふ。而してこの皇朝十二錢は現在我が國の考古學上の資料として、最も尊重せられて居る。斯く我が國の貨幣鑄造事業が村上天皇以後中止されたのは我國の銅の產額が非常に減退し、或は奈良の大佛を造るなどからの關係で學說は種々あるが、兎も角銅の產額が非常に減つた爲である。藤原時代からずつと下つて、足利時代に至つて支那錢永樂通寶の輸入が非常に盛であり、我國にこの永樂錢が流通して居た。殊に或る時代にありては、永樂錢が模造されて流通してゐたと云ふ有樣であつた。それが豐臣時代に至つて、稍々古に歸つて、我國の幣制と云ふものが段々に出來上りつゝある時代であつた。秀吉の時分に大判が出來たのである。

**（二）德川時代**　豐臣の天下は長く續かなかつた結果、德川時代に至り慶長五年及六年に日本の幣制と云ふものが、現代的意味に於て確立したのである。德川時代に大判小判等を造つたのであるが、大判は楕圓形であつた。之は市場に流通したものでなく、諸大名が儀式に際して將軍家から祝儀に賜つたりしたもので、總て典儀的に使用して居たのである。大判は主に京都で鑄造して、表面に金十兩と云ふ文字が入れてある。之が禿げると手數料を出して更に書更へて貰ふ樣になつてゐた。次に小判であるが、是こそ使ふためのものであつて、之が德川時代に於ける貨幣の基本となつたのである。之も矢張り大判と同じ樣に楕圓の形狀であつた。小判に次で「二朱」とか「一分金」とかの方形の金貨がある。之も矢張り目方の小さな金貨と云ふ關係になつてゐた。銀貨は「丁銀」と稱し細長い楕圓形であつた。又「豆板銀」と云つて小粒のものであつた。其の金に對して目方で以て其の銀貨を勘定したのである。現代の銀貨の樣に五十錢、二十錢と云ふ樣に銘價の定りたるものなく、銀の目方幾らと云ふ事で貨幣の働きをしてゐた。後になつて德川中期後の時に五匁銀、一分銀、三朱銀、一朱銀と云ふ名で現在の樣に銘價の定つた貨幣が出來たのである。大體に於て銀は金に對して一定の比價を持ち、之を政府が定めたのである。然し當時鎖國の結果、外國の金銀相場を十分研究しなかつた爲に、外國の相場に從ひ改めると云ふ事はなかつた樣である。故に金が海外に流出する等其他甚大なる影響を及ぼしたのである。殊に德川時代にあつて、現在の如き幣制が確立せず又所謂封建時代で中央の權力が各地方に及ばなかつた結果、德川幕府は常に財政困難に苦しめられ、現在の如き租稅例へば所得稅等を起すと云ふ事は極めて困難で、已むなく金貨若くは銀貨、銅貨の鑄造によつて財源の捻出を行つてゐた。

當時幕府の政策として現在造つてゐる金貨の中に金が幾ら、銀が幾らと云ふ事は全く絶對的の秘密であつて、政府の財務の長官などの人が知り得る程度のものであつて、其の金貨の成分と云ふことに就ては知る事が出來なかつたのであるが、其の結果五代將軍綱吉の時、元祿八年に貨幣を改鑄して貨幣の品位を落したのである。然し乍ら品位下落と云ふ事は、如何に秘しても自ら分るもので、其の結果物價が騰貴した。次で八代將軍吉宗の時に貨幣を改鑄し、慶長の昔の制度に歸して金貨の品位を高め、以つて物價の下落を計つた。が吉宗の薨後屢々惡い物を造ることになり、當こ貨幣の改鑄に依り政府は財政の彌縫を爲し來つた。故に德川幕府は經濟上では絶へず困窮して居た譯である。次で德川時代に銅貨で「寬永通寶」と云つたものを造つた。三代將軍家光の時寬永十三年に、支那の貨幣の形式に模して一文の寬永通寶を鑄造した。之が大いに通貨として實力を發揮したもので、現在の一厘通用の法貨である。德川末期に至り四文の寬永通寶(裏に波あるもの)を鑄造した。之も現在二厘通用の法貨である。又、德川の末期になるに從ひ銅の產額が減り、又日本で產出したものが海外に流出した爲に銅錢の鑄造が甚だ困難となり、鐵其の他の原料を以て寬永通寶を製造する樣になつた。德川時代は一貫して現在殘つて居る寬永通寶が流通された。又、文久年間に四文の「文久錢」を造つた。之は現在に於ても一厘五毛の通用力がある。尙ほ天保年間に百文の「天保通寶」と云ふのが出來た。天保通寶の値打が下つて兩に對する換算が著しく下落し、明治になつてからも二十四年末まで八厘に通用した。要するに德川時代にあつて金貨本位であつたが實際に於ては金銀複本位で、海外の市場に暗く金の相場と銀の相場の變動に依り、我國は財政經濟上非常に大打撃を受け多大の損害を蒙つたのである。併し乍ら財政上に於て現在の意味に於ける貨幣の改鑄と言ふものが一番の政府の財源であつた。慶長以來貨幣の改鑄を行ふことが、元錢、寶永、正德、享保、元文、文政、天保、安政、萬延の九回に及び、夫れに依つて國防もやり救貧もやり、色々と事業を進めたわけである。

**(三)明治以後**　明治初年通貨の僞造が甚しかつた爲め外交の問題となり、各國の公使達は共に新政府に强硬な抗議をなした。夫れで政府は通貨の整理と云ふ事に先づ着手し、明治元年「貨幣司」と云ふものを設けて通貨の整理に着手したのであるが、我國從來の貨幣制度は諸外國の夫れに比し非常に劣つて居る事が判り、根本的に通貨の整理をなすことになつて同二年に「造幣寮」を作つた。夫れで當時の事情に鑑みて政府は當初銀本位を採用する意向であつたが、當時アメリカに居た伊藤公等が熱心に金本位を主張した結果、金本位制を採用することになり、又貨名は十進法を採ることになつて新たなる貨幣が生れたのである。兎に角、政府は新貨を造らうと言ふので、明治二年の終りに英吉利に機械を注文し、尙ほ英人の造幣技師を招聘した。明治三年に大阪の現在の場所に工場の建築に着手して同四年に出來上つた。當時三條右大臣が文武百官を隨へ大阪に來て盛大な開業披露の式を擧げた事が記錄に遺つて居る。明治四年から新形式の貨幣が世の中に出る事になつたのである。明治四年の新貨幣制度では金本位であつて、銀貨以下總て補助貨幣であつた。又當時「メキシカン・ダラー」が我が開港場は勿論東洋の貿易市場に流通して居たので、我が國に於ても之と同樣の貨幣を流用せしむるが便利であると云ふので、一圓の貿易銀を鑄造したのである。而して右貿易銀は開港場に限り無制限に流通する定めであつたが、明治十一年から全國的に流



通しても差支なくなつたので、我國の貨幣制度は實質に於ては金銀複本位に變つたのである。

次で明治十五年日本銀行が出來て、同十七年には一圓銀の兌換券が發行せらるゝに至り、爾後明治三十年の貨幣法制定に至るまで、日本は事實上銀本位に變つたのである。

**(四)金本位の採用**　世界銀貨の大勢は、明治六年以前にあつては、金銀の比價は殆んど一定して率ね金一に付銀一五・五內外の割合を維持して居つたが、明治四年頃より銀の產出が著しく增加したるに際し、獨逸帝國が成立し、其幣制の統一を企て、新たに貨幣法を制定して本位銀貨の鑄造を廢し、明治六年に至りて遂に金貨本位制を實施し、巨額の銀を賣却し始めたから、玆に始めて銀價下落の狀勢となり、爲に佛蘭西、伊太利、白耳義、露西亞、北米合衆國、其他歐米に於ける銀使用國は何れも金貨本位制を採用して金の流出を制止し、銀の流入を防ぐ樣になつた爲めに、銀の下落は更に急激となり、其影響は漸次銀貨國たる東洋に及び、銀貨本位制を實施せる我國に於ても亦勿論、其の影響を免るゝ事が出來ず、明治二十五六年頃に至つては、我が國對外爲替相場の變動が著しくなり、海外貿易上の障害測るべからざるものがあつたから、玆に本位改正の必要を感ずる樣になつたばかりでなく、一刻も猶豫し得ざる狀況に至つた。

斯くて貨幣制度の得失を調査せん爲めに、政府は明治二十六年九月に、貨幣制度調査會を設くるの議を決し、十月之れが組織を發表した。

明治二十八年七月に至りて調査完了し、多數を以て貨幣制度改正の必要ありと決し、且つ金本位を可とする者多數を占むるに至つたけれども、金本位を實施せんとするも、何分當時之れに必要なる金の準備を得るに困難で、其上當時物價の騰貴は未だ左程でなく、貿易上本邦は一時にもせよ、多少の有利の地位にあつた爲め、未だ其の調査會の決議を實行する運びに至らなかつた。

然るに明治二十七八年日清戰爭の結果、下ノ關條約を以て軍費賠償金二億兩を得、尙ほ遼東半島還付報償金として三千萬兩を受取ることゝなつた。而も是等の償金は、支那が歐洲市場に金貨公債を募集して調達するものであるから、双方の便益を計りて、總て之れを英國の金貨にて受取ることゝなつたのである。これが從來中々容易でなかつた金貨本位制を實行するの好機會を與へた次第であつて、其後明治二十九年に伯爵松方正義が內閣の主班となるや、着々金貨本位制採用の準備をなし、明治三十年二月に至り機熟するを見て斷然其議を建つるに至つた。而して幣制改革の事に就ては、世間議論紛々たる有樣であつたが、政府は斷乎として動かず三十年三月に貨幣法を帝國議會に提出し、兩院の協贊を經裁可を得て同月之れを發布、遂に同年十月一日より金貨單本位制の實施を見るに至つた。而して金本位の結果、當時行はれた金貨は忽ち二倍の價となり、今迄は五圓の物が十圓になつた。卽ち二分を以て金一圓、一朱を以て金五圓と云ふ事になつた。

貨幣法制定の結果出來た貨幣の中で特に注意すべきは、現在の五十錢の補助貨の問題である。金本位になつた結果として以前の一圓の銀貨と云ふものが廢止になつたので、其の結果五十錢銀貨が一番大きな目方を有するものとなつたのである。數次改正して今日に至つたのであるが、政府に於いては補助貨の性質上銀貨の品位若くは重量を段々少くすると言ふ風な考へに進んできた處、世界戰爭の結果漸次銀貨が暴騰して、今までの銀貨では其の銀貨が海外に流出し、又は鑄潰される危險に瀕したのである。政府は

銀貨の改鑄をしなくてはならなくなつたので、大正七年に圖案を募集し、之が現在の五十錢銀貨の模様の元となつたのである。大正九年三月には銀の相場が八十九片餘に暴騰したが其から段々下つてゐる。政府に於ては此の機會に於て永久の物を造ると言ふので、鑄潰點百片の銀貨を造つたのである。銀の相場が百片になると實價と銘價が同じことになり、其以上騰貴すると銀貨は鑄潰される處れがある。尙此の銀貨及其の他の補助貨幣に就ては、所謂貨幣鑄造益金の問題其他色々財政上の問題が多い。尙補助貨の五錢白銅貨之は明治二十一年に始めて鑄造したものである。現在の白銅貨には穴があるが、之は矢張り外國の先例に依つたもので、他の銀貨と見別けが容易であると言ふことゝ、僞造が割合に困難であると云ふ關係からである。一錢青銅貨は明治三十年の創設でそれ以前は銅貨であつた。銅貨は貨幣の材料に不適當であるので、三十年から青銅貨に變へた。

## 中小商工業金融

金融機關の心臟部をなす普通銀行が、漸次大銀行主義に傾き、大事業に對する金融を主とするに至る故に、中小工業者に對する金融機關が漸次姿を消しつゝある。而して中小產業者の金融を論ずる人々の間に常に問題になるのは、中小產業者の範圍である。或は從業員の數によるか、或は投下資本高によるか、或は使用動力量によるか、或は資金融通額の關係によるか、殊に商業であれば一ヶ年の商內高によるか、又工業であれば一ヶ年の生產高によるか、種々なる限定方法がある譯である。各方面に主張せらるゝ中小產業者の範圍を見るに、次の如く種々なる說又は實例があつて一定して居らない。

（一）職工數五十人以上五百人未滿を使用する工業を中工業とし五十人未滿を使用する工業を小工業とするもの、或は使用職工二十五人未滿を小工業、此以上百人未滿を中工業とするもの。

（二）經營形態に於て個人經營を大體中小工業者とし、株式會社其他會社經營のものにして小規模のものを之が範圍に入れんとするもの。

（三）全資產二萬圓以下の資本を以て獨立營業せるものを中小商工業者とせるもの。

（四）大體年收益一千圓未滿を中小商工業者と認むるもの。

（五）更に融通金額により觀るときは、（A）中小工業資金として取扱ふ貸出額を一千圓以上十萬圓以下と定めて居るもの（日本興業銀行の場合）、（B）中小工業者一人當り借入限度一千圓とし、特別の事情ある場合三千圓まで擴張し得とせるもの（昭和三年預金部より農業組合中央金庫、日本勸業銀行等を經由して低資を貸出した場合）、（C）中小商工農業者に融通するは一人の貸付限度を二千圓以內とし、但し市街地信用組合の場合は五千圓以內としたるもの（昭和五年四月農業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行を經由して預金部資金を貸出したる場合）、（D）一人の貸出最高額を二萬圓と定め特別の場合は三萬圓迄貸出し得としたるもの（東京府內信用組合の實例）、（E）融通金額二萬圓以下を中小金融とせる說。

而して我國の中小商工業者の經營難に伴ひ、一層金融狀態を梗塞せしめたる金融事情の變化乃至金融制度上の缺陷と認むべきは大凡次の如きものである。

一、休業銀行の續出。
二、銀行の貸出警戒。
三、資金偏在傾向の顯現。
四、問屋制度の頹勢。



五、資金融通方法の不完備。

六、中小產業金融機關の不整備。

就中、特に中小業者が金融難に陷つた原因は、商工業者自體の經營上の困難と金融事情の變化若くは金融制度上の缺陷の兩面より來つたものである。隨つて斯業者の金融難を緩和するには等しく兩方面に於て適切なる改善方策を講じなければならぬ。商工業自體の經營方法の改善は暫く之を措くとして、金融關係方面の改善は之を奈何するか。現在中小商工業者の金融機關として夫々斯業者に資金供給の役目を爲せるものは次の如きものである。

一、銀行、卽ち普通銀行、貯蓄銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行。
二、信用組合、產業組合中央金庫及信用組合聯合會を含む。
三、大藏省預金部。
四、簡易保險局。
五、信託會社。
六、保險會社。
七、工業組合、輸出組合。
八、無盡會社。

其他公益質屋、質屋、金貸業者、問屋及卸商業があるけれども就中公益質屋の如き、元來細計の生活費を融通するを目的とするもので、平均貸付額は極めて僅少にして、急場の利用を主とする純然たる庶民金融機關なるが故に、中小商工金融機關より除外される。

一般銀行について見るに、地方資金の都市集中又は小銀行預金の大銀行への集中を促がし、所謂資金偏在の傾向愈々顯著なるものがある。換言すれば中小商工業者の中より資金を回收して之を大企業に投下するの變態的結果を來して居るが故に、中小商工業者の金融は益々圓滑を缺くに至つて居るのが現下の實狀である。

貯蓄銀行は嚴重なる法規の監督を受ける爲め、資金の大部分は國債其他確實なる有價證券又は普通銀行信託會社預金部等への預金に運用せられて居る譯である。依つて商工業者に振向けるべき貸付餘力が普通銀行に比し極めて微々たるものとなつて居る。

日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行の如きは不動產金融機關にして、貸出の主力は農村地方に注ぐべきものであるが、近來市街地の宅地建物工場財團及工場に屬する敷地又は建物を抵當として相當多額の貸付をなしてゐることは事實である。殊に日本勸業銀行は震災直後二回に亘り、罹災地住民の爲め建築及產業資金として預金部資金二千萬圓を貸出し、此後昭和三年及昭和五年には農工銀行又は北海道拓殖銀行と共に預金部より融通の中小產業資金の貸出を取扱ひ、中小商工業金融に拘らず貢獻してゐるが、元來、此間特殊銀行は窮屈なる法規に支配せらるゝにより、貸出の大部分は不動產擔保貸にして、中小業者にとりて有利なるべき信用貸と認めらるゝ十人連帶保證貸付並に產業組合、工業組合、漁業組合、畜產組合等に對する貸付は其一小部分に過ぎない。

只日本興業銀行が工業金融機關たる本質より近年特に震災後より中小工業貸付に努力し、大正十二年十月小工業者復興資金一千萬圓を預金部より融通を受け、之が貸出に着手したるが、更に十三年三月には追加融通五萬圓を受け、十四年八月には預金部融資全部の貸出を了した。其後昭和三年一月に至り金利低下に伴ひ、手許資金の增加したる爲め預金部資金全部を返却し、爾來自己資金を以て依然として中小工業者への貸出を續行して居る。

我國の他の金融機關も中小工業については極めて不徹底であつ

て、今後の我が國金融問題の中心をなすものと考へられてゐる。

### チェース・ナショナル銀行
Chase National Bank

米國最大の銀行のみならず、世界一の銀行である。當行の主要勘定を見れば次の如し。(一九三一年末)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 資本金 | 一四八、〇〇〇千弗 | 手許現金 | 三三、七二一千弗 |
| 積立金 | 一三四、〇〇〇 | 政府證券 | 一六三、九四六 |
| 預金 | 一、四五九、一二四 | 貸付及割引 | 一、一三四、六三三 |
| 手形引受 | 一四八、三六三 | 手形引受見返 | 一四一、九三五 |

「米國の銀行集中」の項參照。

### 直接預金

預金を發生原因に依つて分ると、直接預金と間接預金又は振替預金の二者とする事が出來る。而して直接預金とは預金者が銀行に現金小切手等を預入れる事によつて生ずる預金であつて、當座預金以外の預金は殆んど直接預金である。信用經濟の發達せざる往時に於ける預金は、すべて預金者が預託現物を持參したものであつて、直接預金に外ならなかつた。

### 貯蓄銀行

**(一)外國の貯蓄銀行**　諸外國の貯蓄銀行の趨勢を見るに、その大勢を支配するものは「相互組織の貯蓄銀行」(Mutual Thrifts Savings Bank)と「公共團體經營の貯蓄銀行」(Communal Savings Bank)とである。この二つの經營形態も、貯蓄銀行の本質上、必然的に生じ來たれるものと見るのが妥當な見解である。

(一)相互組織の貯蓄銀行は主として英國及米國(一部株式組織のものもあるが)等に旺に行はるゝところのものであり、貯蓄銀行の純所得は預金者に分配さるゝの方式を以てその經營の根幹となしてゐる。從つて銀行資金は、專ら預金者の預金のみを以つて構成せられ、何等株式資本金といふものがない。故に相互組織の貯蓄銀行にあつてはその銀行の所有主は預金者自身であつて、株式組織の貯蓄銀行の場合に、銀行の所有主が株主であるとは大いにその趣を異にしてゐる。その經營も從つて預金者外の一團に依つてなされ、株主互選の重役會の如きに依るものではない。これ正に「預金者の銀行」資本主義的經營に對する一反動運動の一形態として、社會的機能を顯現する一機關として、重要視すべきものであらう。

(二)公共團體の經營に屬するものは、獨逸、伊太利、白耳義の小部分に行はるゝところのものであり、その經營の態樣が頗る公益的、社會的である點に於て、貯蓄銀行の本質を顯現してゐると見らるゝところのものである。例へば獨逸の公立貯蓄銀行はその資金、預金を地方產業開發のため、或は社會事業資金として或は住宅資金の貸付金として、殊に產業上、社會上の運用に振向けて居るが如き、伊太利の貯蓄銀行が、これ亦種々の社會事業、特に慈善事業、產業資金等に對して莫大の資金を運用して居るが如き塊太利の公立貯蓄銀行が、公共事業、土木事業資金にその資金を運用して居るが如き、佛蘭西の貯蓄銀行並びに最近英國に於ける唯一の市營貯蓄銀行たるバーミングス市營貯蓄銀行が小所得者に對する住宅資金の貸出をなして居るが如き、その營業振りの社會的、公益的なる點は枚擧に遑なきほどである。

外國に於ける貯蓄銀行は、慈善事業、公益事業に投資し、或は產業資金の供給をなし、又は小住宅の建築に對して低利の貸付を



行ひ、貯金者たる庶民階級に、直接又は間接の利益を與へて居ると云ふ。之は其等銀行は博愛的、慈善的の動機又は下層階級者をして、自力的獨立を圖らしめんとする目的に依り、宗教家、慈善心ある富豪、貴族等が獻身的に事業の經營に當つたのに起源を發し、其れが漸次組織的となつて今日に至り、今尙創始當初の精神を失はぬ結果であると見ることが出來る。

**(二)貯蓄銀行公營論**　貯蓄銀行を公營にすべしとの根據は、貯蓄銀行制の本質たる、社會的、公益的性質から來てゐると見ねばならない。換言すれば、公共團體がこれ等の性質を展開さす上に於て、最も多く妥當性を具備して居るといふのである。由來、貯蓄銀行に對する政策の基礎としてあげらるゝ原則は、完全、便宜、有利の三點であるとせられて居る。

自治體は、實に國家とともに永久的の生命を有する地域團體であり、これが保證に立つとき、これ位安全、確實なる保證關係はないのである。現在の貯蓄銀行が、貯蓄銀行法の施行以來、以前よりより完全に貯蓄金を確保して居るが、經濟界の實勢は、時に不測の混亂をまぬかれ難く、この點に於て、民營の貯蓄銀行を以てしては尙ほ十二分なりとすることを得ないのである。便宜の點は兎も角として、資金を貯金者に採つて有利に運轉せしむる點に於て、現行の貯蓄銀行は、未だ幾多の缺陷を有する。然るに自治體がその經營主體たるに於ては、その本質上必らずや民營貯蓄銀行の營利本位とは趣を異にすべきものと思はれる。卽ち預金利子は割合に高利に收受され、貸付は低利に、また便宜になされ、その資本は總て地方的利益、預金者並に庶民階級の利益のために運用されることとなる。蓋し、これ公營貯蓄銀行が民營貯蓄銀行と異りて、株主のために多くの利益をあぐといふ如き點より解放されて居り、比較的たやすく、以上の如き方針を行ひ得るが故である。

また更に、小所得者、無產者より地方的に吸收したる零細貯蓄預金が前述の如く、國家の中央部に、或は資產階級の企業資金等に運用さるゝはさなきだに、涸渇しつゝある地方並びに庶民の資金をして益々涸渇せしめ、地方產業を萎微せしめ、階級意識を反撥せしむる所以のものであれば、これを地方的に庶民的に投資還元せしむるが合理的である。勿論投資に於て、國債は地方債より流通力も大に、從つて市價も高價を維持するであらうが、專らこれのみに、その資金を投下するは甚だ當を得ないことである。もし如上の方針に依つて資金の地方還元を行はば、地方資金は豐富になり、地方產業は勃興し、地方施設は充實し、これに依つて地方民の享受する利益は蓋し大なるものがある。且つ一方に於て庶民に對しては、住宅資金、庶業資金の貸付等に於て新路を開拓せしめ、以て庶民の眞の金融機關としての任務を果さしむべきである。

かくて從來の貯蓄銀行資金の中央主義的、資產家的投下の偏傾向は稍々緩和せられ、貯蓄金の安全保管と相俟つて、玆に貯蓄銀行經營の實體を期することが出來る。

また、公共團體は、その性質上、庶民の勤儉貯蓄の宣傳等に對して種々の便宜を有する點に於て、もし、この種の機關を通じて產業資金、事業資金の調達や乃至は物價の低廉を策するための貯蓄節約の宣傳をなさば、その國民經濟上に於ける貢獻するところも大である。

### 貯蓄銀行法（本邦）

(一)沿革　維新前には貯蓄銀行と稱すべきものはなくて、僅に備荒の爲め米穀の儲蓄を爲すの制度の存して居つたに過ぎなかつたが、維新後明治八年に初めて「驛遞貯金」の方法を設け、公衆の爲め貯金の業務を行ふに至つた。併し之れは國家經營の事業であつたので、未だ之を以て今日の貯蓄銀行の前身であると謂ふを得ない。其前身とも見ることを得るものは、山梨縣に於ける「山梨興産社」と稱せしものである。同社は明治十年になつて第十國立銀行となつたが、尙ほ貯蓄業務を經營してゐた。次いで十一年に東京第三十三國立銀行も亦貯蓄事業の經營を開始してから、國立及び私立銀行等に於て、貯蓄經營を開始するものが少なからずあつた。明治十三年に至り初めて貯蓄專業を目的とする「東京貯蓄銀行」が生れて、專業者の嚆矢をなした。爾來專業及び兼業のもの漸次增加するに至つたが、是等は貯蓄銀行及び會社に關する法則の設けらるゝ以前のものに屬して居るので、今日の貯蓄銀行と同一視することを得ない。明治二十三年八月貯蓄銀行條例を發布し、二十六年七月より實施せらるゝに至つて初めて今日の貯蓄銀行と稱するものを見るに至つたのである。爾後貯蓄銀行は漸次其の數を增加したが、大正十年四月現行「貯蓄銀行法」を公布、實施せらるゝことゝなつて、當座預金、特別當座預金等、普通銀行業に屬する預金の受入れ及び爲替取引をなすことを禁ぜられ、且つ貸出方法も大に制限せられて、以前の如く自由な放資を爲すことを得ないことゝなつたので、普通銀行に轉業するもの多數生じ、又政府の奬勵した合同の爲めにも消滅して、殘存するものは二割强に過ぎない有樣となつたのである。次いで最近に於いては昭和六年四月、貯蓄銀行法に改正を加へ、その業務を擴張した。

(二)**貯蓄銀行法の內容**　我國で貯蓄銀行と稱するものは左の業務を營む者に限られてゐる(第一條)。(イ)複利の方法に依り預金を受入れること、(ロ)一回十圓未滿の金額を預金として受入るゝこと、(ハ)豫め拂戻の期限を定め定期に又一定の期間內に於て數回に預金を受入るゝこと、(ニ)期限を定めて一定金額の給付を爲すことを約し、定期に又は一定の期間內に於て數回に金錢を受入るゝこと。(イ)及び(ロ)は普通貯金、(ハ)は据置貯金、(ニ)は定期積立と稱せらるゝもので(施行細則第二條)、此等の業務の何れか一をなせば貯蓄銀行である。從つて貯蓄銀行にあらざるものは右の業務の何れを行ふことは出來ないのである。普通銀行が受信與信兩方面の業務を要件とされてゐるのに、貯蓄銀行たるの要件が單に受信業務のみに限り、與信業務を要件にして居ない點が特色である。故に貯蓄銀行に認められてゐる貸付業務は貯蓄銀行の要件ではなくして、全然任意的業務である。故に貸付業務を全然行はなくとも、貯蓄銀行たるには何等差支へない。又貯蓄銀行にあらざれば普通貯金據置貯金及び定期積金を業務として營むことは出來ない(一條の二)。然し貯蓄銀行以外の銀行が預金取引を有する者より其の者との取引の結果を生じたる十圓未滿の金額を其の預金に受入れ、又は小切手に依り支拂をなすべき預金取引を有する者より十圓未滿の金額をその預金に受入るゝ場合は、その預金の性質が零細なる貯蓄預金の性質を有せざる故に差支へない事になつてゐる(一條の二)。現行の貯蓄銀行法制定後は、普通銀行は一切貯蓄預金の兼營を禁止されたのである。貯蓄銀行たるためには前記の各種受信行爲を業務として營まねばならぬ。故に營業でなくして蓄團體其他の公益團體が勸儉奬勵の目的で、前記各種預金を受入れても其が業務とならざる限り、貯蓄銀行と稱することは出來ない。從つて此等團體が右の諸預金を受入れるに免許を必要としない。



(A)貯蓄銀行の業務。

(一)本業、(イ)普通貯金、(ロ)据置貯金、(ハ)定期積金。

(二)附隨的業務、(イ)定期預り金、(ロ)保護預り、(ハ)債權の取立、(ニ)公共團體又は產業組合の金錢出納事務の取扱、(ホ)公共團體又は產業組合よりの要求拂預り金、(ヘ)國債地方債又は特別の法令に依り設立したる法人の債券の割賦販賣、(ト)國債其他有價證券の募集又はその元利金支拂の取扱。

(B)資金の運用、(イ)國債、地方債、社債又は株式の應募引受又は買入、(ロ)貸付、(ハ)銀行若は大藏省預金部への預ケ金又は郵便貯金、(ニ)主務大臣の定むる所に依り信託會社へなす金錢又は有價證券の信託、(ホ)銀行又は信託銀行の引受ある手形の買入。

## 貯蓄預金　Savings Deposit

貯蓄預金は公衆の零細なる資金の蓄積するものであつて、國民貯蓄心の涵養を目的とすべきものなれば、一回の預入金額も十圓未滿の小額を許し、此の預金に對して特に保護する必要がある。我國に於いて貯蓄預金は貯蓄銀行法に據る貯蓄銀行の專門に取扱ふ所であつて普通銀行の兼營を許さない。貯蓄預金に對しては貯蓄銀行は預金額の三分の一以上に相當する國債又は確實なる證券を供託する義務を負ふ外、資金の運用に種々の制限を受けてゐる。貯蓄預金の利息は複利にして、所得稅を免除される特典がある。貯蓄預金は次の三種に分たれる。(イ)普通貯金、(ロ)定期積金(ハ)据置貯金これである。

## 朝鮮銀行

明治四十三年八月、日韓兩國の合併が行はれたので、政府は明治四十四年法律第四十八號を以て朝鮮銀行法を發布し、韓國銀行は朝鮮銀行となつて、韓國銀行の發行した銀行券及び第一銀行の發行した銀行券は朝鮮銀行の發行したものと看做された。

朝鮮銀行の業務は、商業銀行としての機能の外に朝鮮總督の認可を必要とする公共團體に對する無擔保貸付及び他銀行の代理業務があり、更に日本銀行の委託によつて國庫金の出納を行ふことが出來る。而して銀行券の發行に就いては韓國銀行と同樣であるが、保證發行限度は、元の二十萬圓を三十萬圓に改められた。朝鮮銀行券は、朝鮮財界の發展に伴つて其流通を益々普及し、嘗に朝鮮內に於てのみならず、鮮滿兩地の經濟的接近に依つて漸次滿洲に流入する樣になり、其の鐵道沿線の各地に流通するに至つたから、從來橫濱正金銀行に與へられて居つた特權を改めて朝鮮銀行券に對して與へられた。卽ち大正六年勅令第二百十七號に依つて新たに關東州及び鐵道附屬地に於いて法貨たる資格を得たのである。之れは滿洲に於ける金融機關の重心を、橫濱正金銀行から朝鮮銀行へ移す政策を表現するものであると認められた。かくして朝鮮銀行は朝鮮の中央銀行たるに止まらず、滿洲に於ける中樞金融機關たる實勢を示して來たが、爾後更に時局の影響を受けて朝鮮銀行券の流通は蒙古、北滿、西伯利亞及び沿海州地方に及ぶことゝなつた。而して大正七年には保證發行限度を再度擴張して五千萬圓となるに至つたのである。

歐洲大戰中に鮮滿經濟界は內地の財界と同樣未曾有の好況を現したので、朝鮮銀行の普通業務にも異常の發展を示すに至つたが他方日本興業銀行及び臺灣銀行と提携して、對支共同借款を引受け又從來浦鹽に店舖を有してゐた松田銀行部の業務を繼承して、一般銀行業務を行ふ樣になつた外、帝國の西伯利亞出兵に伴つて

諸所に派出所を設けて臨時國庫事務を取扱つたのである。

然るに一旦機時好況の反動が現れるに至つて、相當打撃を蒙り整理を必要とする事情が起つたのと共に、此の銀行業務が朝鮮の內外に於て長足の進歩を現したけれども、殊に朝鮮外の發展が著しくあつたのみならず、內地との金融上の聯絡が益々密接となつたので、政府は朝鮮銀行に對する一般監督の權限が從來朝鮮總督に屬して居つたのを移して、大藏大臣に管掌せしめる必要を認め、大正十三年に朝鮮銀行法改正法案を提出して、遂に監督規定の改正が行はれた。

其間に於て政府及び日本銀行は、低利の資金を融通して整理の進捗を援助したのであつたが、反動の打撃は打ち續く經濟界の不況と、大震災の影響とに依つて更に根本的の整理方針を採る必要があつたので、遂に大正十四年上半期の決算に於て滯債權三千六百三十五萬餘圓の銷却を斷行した。此の銷却の資源は、拂込資本金二千五百萬圓と積立金等一千百二十二萬餘圓を以て之れに充てたのであつて、新舊株式各二株を併合して一株とした。

### 朝鮮銀行券

**(一)性質**　明治三十四年第一銀行が韓國政府の特許を受けて同地にて銀行券を發行したが、明治四十二年韓國銀行設立せられ、銀行券發行も同行の手で行はれるに至つて、第一銀行券は韓國銀行券と看做された。日韓合併後明治四十四年三月朝鮮銀行法が制定され、韓國銀行は朝鮮銀行と改稱せられ、從來の韓國銀行券及び第一銀行券は朝鮮銀行券と看做されるに至つた。爾來同行は朝鮮に於ける銀行券發行の獨占權を得て今日に至つてゐる。朝鮮銀行券は單に朝鮮のみでなく、滿洲及び關東州に於ても唯一の金券として强制通力を持つて流通してゐる。朝鮮銀行券は同行の本支店に於て金貨又は日本銀行券と兌換せらるゝ故に、日本銀行券同樣兌換銀行券である。

而して朝鮮銀行法は、朝鮮總督の管轄地域內に於て無制限に通用する旨を規定する外、大正六年勅令を以て關東州及び南滿洲鐵道附屬地に於て公私一切の取引に無制限に通用する事とした。故に强制通用力を有するものである。發行及び其樣式及び種類は大藏大臣の認可を要し、現在は一圓、五圓、十圓、及び百圓の四種が發行されてゐる。

**(二)發行方法**　日本銀行券同樣屆伸制限法に依つてゐる。併し大藏大臣は必要ありと認むるときは銀行券の種類、發行高又は正貨準備若くは保證準備に關し制限を附することが出來ることになつてゐる。之は日本銀行券や臺灣銀行券に見ない監督規定である。

**(イ)正貨準備**　正貨準備は金貨、地金銀又は日本銀行兌換券を以てし、銀地金は準備總額の四分の一を超過することを得ない。準備の價格は大藏大臣の認可を要する。日本銀行券が臺灣銀行券發行に於ては保證準備となつてゐるに反し、朝鮮銀行券發行に於ては正貨準備となつてゐる。

**(ロ)保證準備**　保證準備の限度は五千萬圓で保證物件は國債證券其他確實なる證券又は商業手形と云ふ事になつてゐる。國債其他證券の保證價格は大藏大臣の認可を受けねばならない。

**(ハ)制限外發行**　市場の狀況により保證準備の場合の保證物件にても不足する時は大藏大臣の認可を得た上、保證準備發行にても不足する時は大藏大臣の認可を得た上、保證準備の場合の保證物件と同樣のものを準備として銀行券を發行する事が出來る。

**(ニ)發行稅**　保證準備發行に對しては發行稅を課せられないが制限外發行に對しては政府の命ずる所により年五分以上の發行稅



を納付しなければならない。保證準備發行に課稅されない事は臺灣銀行券の場合と同樣であつて一つの特典である。

### 朝鮮殖產銀行

朝鮮の併合後に於て、朝鮮の農工信用は、朝鮮の農工銀行、東洋拓殖株式會社及び金融組合によつて行はれて居つたが、一般的には主として農工銀行が取扱つて居たのである。然るに農工銀行は、大正六年末に於いて全鮮に亘つて僅かに六行を算へるのみで四十五の支店があつたが、六行を合して公稱資本金は僅に二百六十萬圓、拂込資本金は百四十七萬圓、債券發行高三百萬圓に過ぎない狀態であつて、發達の緖に就いた朝鮮の農工金融機關としては微力であり又不適當であつたから、この六行を合併して一大銀行とする必要が認められ、大正七年六月朝鮮總督は朝鮮殖產銀行令を發布して、全鮮の農工銀行を合併し資本金を一千萬圓に增加して當行を設立したが、其營む業務は主として內地農工銀行に準じて、年賦及び定期の貸付を行ふ外、從來の沿革に基いて普通銀行業務及び貯蓄銀行業務を營む點に於いて異色を有して居る。

當銀行は長期低利の貸付を行ふ必要上、朝鮮殖產債券を發行する特權を與へられて、拂込資本金額の十倍（大正十三年十五倍に改められた）を發行限度と定められた。

### 朝鮮の金融機關

明治十一年第一銀行が支店を釜山に設くる迄は、朝鮮には金融機關と稱せらるゝ程のものはなかつた。その後元山・仁川の開港に伴つて同じく第一銀行の出張所が設けられ、又明治二十三年以來十八銀行が進出して仁川・元山に支店を設け、明治二十五年には第五十八銀行（この銀行は後に第百三十四銀行と改稱し、更に安田銀行と合併した）が各地に支店を設置し、亞いで明治二十八年に初めて朝鮮側の銀行として大韓天一銀行（現在の朝鮮商業銀行）が設置せられ、つゞいて明治三十六年に漢城銀行、同三十九年に韓一銀行（現在の東一銀行）といふ樣に、朝鮮人經營の銀行が設置せられたのである。

右の如く銀行が漸次普及はしたが、當時の金融の實情は頗る幼稚で、公金を融通する、外劃並に不完全な約束手形の機能を持つ於音と稱せらるゝ弊害の多い制度が盛に行はれて、金融界を攪亂するので、明治三十七年日本から財政顧問を聘し、種々金融制度の改善が講ぜられた。就中明治三十八年には第一銀行に對して、其の發行する銀行券の無制限通用を認め、天一銀行、韓一銀行を援助して、漢城共同倉庫會社を作り、商品擔保に依る商業金融の途を講じ、又、京城・平壤・大邱・其の他各地に手形組合を組織して於音の窘迫を一掃し、取引の安全を確保するに努めた。更に農工金融の疏通を目的として農工銀行法を發布し、十一箇所に農工銀行を設け、倉庫業を經營せしめたが後に之を京城・平壤・大邱・全州・光州・元山の六箇所に縮少した。明治三十九年には日本興業銀行が京城に支店を設けて、韓國國債の引受及び農工債券の引受に當つたが、明治四十三年韓國銀行に總ての業務を引繼ぎ撤退するに至つた。

一方下層農民に對する小額金融疏通の爲に、明治四十年地方金融組合規則制定せられ、各地に金融組合が設けられ、兼ねて農法改善に盡瘁せしめた結果、農村の經濟力興隆に多大の效果を收め爾來金融組合は年々增設を觀て、今日の隆昌を來したのである。

尙明治四十一年には、拓殖移民と殖產資金融通を目的とする東洋拓殖株式會社の創立を見、越えて四十二年には韓國に於ける中

央銀行として韓國銀行が設立せられ、前記の如く從來第一銀行をして行はしめて居た發券其の他中央銀行としての業務を、韓國銀行が更つて行ふことゝなつた。

明治四十三年日韓併合と共に、諸般の制度に大改革が加へられ金融制度に於ても時代の變遷に應じて、整備改善が企圖せられた。

明治四十四年朝鮮銀行法發布せられ、從來の韓國銀行は同法に則つて朝鮮銀行と改稱し、漸次業務の範圍を擴張して、朝鮮に於ける中央銀行としての業務の外、支那・ロシヤにまで業域を延ばし、現在に於ては其の取引範圍は歐米にまで亘つて居る。

明治四十五年には、漢城倉庫會社は朝鮮商業銀行に合併し、手形組合は農工銀行に合併するといふ風に、漸次金融機關の整理が行はれ、大正元年に至つて始めて「銀行令」が發布せられ、普通銀行の設立經營に關する準則が確立された。

又大正三年農工銀行及び地方金融組合をして、時代の推移に順應してその機能を十分ならしめんが爲に「農工銀行令」及び「地方金融組合令」を發布して業務の範圍を整理し、大正七年に至つては各農工銀行を合併して、資本金一千萬圓の朝鮮殖産銀行が、朝鮮殖産銀行令なる特別法令に依りて設立された。

更に、昭和三年十二月內地の銀行法に倣ひ、朝鮮特殊の事情を加味して銀行令に大改革を加へ、昭和四年一月一日から施行せられたが、其の主なる點は銀行の組織を株式會社に限定し、資本金を二百萬圓以上とし、預金に對する拂戻準備金を法定する等、舊令の面目を一新したのである。

又大正七年地方金融組合令を金融組合令と改め、同時に內容を變更して漸次村落の組合を增設し、新に都市組合を設け、同時に此等の組合の統制中樞機關として、各道毎に一箇の「聯合會」を設け、昭和四年各聯合會の金融調節機關として、朝鮮殖産銀行に金融組合中央金庫課の一課を設け、金融組合聯合會に對する資金操縱の指導に當らしめ、名實共に中央金庫たるの職能を發揮せしむることゝしたのである。

尙庶民金融の機關としての無盡業がある。大正十一年發布せられた「朝鮮無盡業令」に準據したる無盡會社は、相當の數に達して居るが、無盡の制度をして時勢の進運に順應し、且つ朝鮮の實情に適合せしめる爲に、昭和六年無盡業令を根本的に改正し無盡業者の監督を嚴重にして、掛込者の保護を完全ならしむると共に、無盡業の發達に資することゝした。

信託に關しては昭和六年六月朝鮮信託業令が公布せられ、次いで九月之が施行細則が制定せられ同年十二月一日から施行せらるゝ事になつた。

以上が朝鮮の金制融度の大體の沿革であるが、昭和六年九月末現在、朝鮮に於ける金融機關は朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行・朝鮮貯蓄銀行・東洋拓殖株式會社業務部の外、普通銀行十二、その支店出張所七十八、內地に本店を有する普通銀行の朝鮮に有する支店十六を算し、外に朝鮮銀行及び朝鮮殖産銀行の鮮外支店・出張所二十二があり、金融組合は昭和五年末に都市組合六十一、村落組合五百六十一、支所百七、總計七百二十九に上り、其の他無盡會社三十二、信託の名稱を用ふる會社二十九を算する狀況である。猶個人的金融業者即ち貸金業・質屋も少なくない。

## チェッコスロバキアの貨幣制度

一九二九年十一月二十七日、チェッコスロバキア貨幣は金本位となつた。卽ちこの日新貨幣法は發布實施せられたのであつた。



新貨幣制度の要項を示せば左の如くである。

(一)貨幣單位たるチェッコスロバク冠は純金四四・五八ミリグラムと等價値とす。卽ち、純金一キロ瓦は二二、四三一・五八三六六九冠に當る。

(二)上記純分により九百品位の百冠金貨を鑄造す。金貨は無制限法貨とし、政府の鑄造及び私人に對する無制限自由鑄造許可は後日閣令を以て規定す。

(三)國立銀行は法定比率を以て金を購ふ義務を負ふ。但し、國立銀行への金賣却は純金十二キロ瓦(約二十六萬九千冠)以上たるを要す。銀行はその購上に當り造幣局の規定せる鑄造料の外何等の手數料を徵收するを得ず。

(四)國立銀行はその選擇により銀行券を金(金貨若くは金塊)若くは金爲替に兌換する義務を負ふ。但し、兌換は少くとも純金十二キロ瓦と等價値たるを要す。金の場合には法定比率、爲替の場合にはプラーグ取引所相場による。

(五)國立銀行は銀行券流通高及び一覽拂債務の合計額に對し左記の比率の正貨準備を要す。

| | |
|---|---|
| 一九二九年末までに　最低 | 二五% |
| 一九三〇年末までに　〃 | 三〇% |
| 一九三六年末までに　〃 | 三五% |

一九三七年よりは三五%を定率とす。

正貨準備たるものは金及金爲替とし、金は正貨準備の少くとも五〇%を占むるを要す。こゝに所謂金とは金塊及金貨で、金爲替には外國金貨(無制限法貨たる)に兌換し得る外國銀行券、外國爲替手形、歐米主要金融地主要銀行に於ける一覽拂殘高とす。

以上に依つてみれば、チェッコスロバキアは金爲替本位を採用したと云ふ事が出來る。

## つ

### 通貨安定策

通貨膨脹政策に依る時は不當に債權者を害し、債務者を益し以つて一般の貯蓄心を衰微せしめて國民經濟の發達を阻止すべく、反對に通貨收縮政策に依る時は、不當に債務者の負擔を重からしめ、債權者を利し、一國產業を衰微せしめて失業者を增加するばかりで、國民經濟を不況に導き萬善の策と云ふ事は出來ない。玆に於て、失業者にも消費者にも、假令善かれ惡しかれ右の如き影響を及ぼさない樣な政策をとる必要が起こる。之が通貨安定策として一般に考究されてゐる所である。如何にして安定せしむるかと言ふ手段に關しては、又各論者その說く所を異にしてゐる。が、中央銀行の割引政策に依りて、物價變動の主たる原因たる信用、卽ち預金通貨の數量を增減して貨幣價値の安定を計ると云ふのも一說であり、ケインズ氏一派の管理通貨說は、要するに此の方面の通貨安定策を樹立せんとして說かれたものである。金本位制を唱ふ者も、對內價値の安定として通貨膨脹を抑制し、對外價値卽ち爲替相場の安定を期するものであるが故に、積極的ではないが各國共等しく要望して居る所の安定論である。又フィッシャー教授一派に依る數量說を基礎とする物價調節策、卽ち物價指數の變動に應じて弗を構成してゐる金の量目を加減し、その量を以つて兌換及び自由鑄造の求めに應じ、かくして貨幣數量の增減を計つて物價の變動を調節して行き、以つて一國財界の安定を計ると云ふのも有名な安定論である。

### 通貨主義 Currency Principle (Theory)

(一)意義　凡そ一國の通貨は總て正貨のみでなくてはならないと蓋し、兌換券の行使せられなかつた時代に在つては自然その國內に行はるゝ賣買取引に必要なる正金を吸收し、その正貨流通額なるものは必ずや、その社會の狀勢に應じて伸縮すべきものである而して貨幣が社會の狀勢に應じて自然的伸縮力を有するは最も望ましきことであるから、兌換券を發行して正貨の代用を爲さしむるに當つては當にその兌換を實行するを以つて足るとせず、外國貿易の關係上正貨流出することあらば之を代表する同額の兌換券を回收し、之に反して正貨流入することあらば之を同額の兌換券を發行する樣、常に警策しなくてはならない。然らざれば正貨が國外に流出すると、兌換券は忽ちその缺を補ひ、國內の通貨はその需要に超過し物價は正貨の出入に伴はず國際間貴金屬の配合は爲にその比例を失ひ、又國內の正貨及び兌換券は爲にその適當なる割合を保つこと能はざるに至る。果して然らば兌換券の發行は其の發行額と同額の正貨準備を有して後始めて之を許可すべきでこの原則に背いて少額の正貨を準備し巨額の兌換券發行を許すが如きは、徒らに通貨膨脹の弊に陷りて物價を騰貴せしめ、終に經濟社會を紊亂するようになる。世に所謂、恐慌なるものは、一に之より發生すること多きものである。

要するに兌換券なるものは金貨の代表物であるから、原則として兌換券に相當する金の準備を必要とするとなすものであつて、銀行主義と相對して兌換券發行方法に關する論據を與へてゐるものである。一九二八年英國が現行の屈伸制限法を採用するまで實行して來た一部準備法は通貨主義を基礎としてゐるものであつた



銀行主義が大陸式と稱せらるゝに對し、通貨主義が英國式と謂はるゝ所以である。

(二)缺　點

(イ)通貨主義は銀行券の伸縮自在なる特質を無視してゐる。不換紙幣の存在は全然通貨主義の立場から說明出來ない。

(ロ)一國の貨幣は金貨及び銀行券のみならず、預金通貨が存在してゐる。預金通貨の增減による物貨の變化を通貨主義は無視してゐる。

亦この通貨主義の缺點はその非彈力性にあり、之を率ずる英國が過去數回に亘つて銀行條例を停止して銀行券の制限外發行を敢行した事實が通貨主義の缺陷を示すもので、今日では一般に通貨主義は崩壞の運命にある。

### 通貨政策

通貨政策は貨幣價値政策であり、從つて貨幣價値は之を低落政策、騰貴政策、及び安定政策の三に分つ事が出來る。換言すれば、通貨政策の歸趨は、貨幣價値を低落せしむるインフレーション政策(通貨膨脹政策)、貨幣價値を騰貴せしめんとするデフレーション政策(通貨收縮政策)、及び貨幣價値を安定せしめんとする通貨安定政策の三となす事が出來る。而して貨幣價値の反面は物價である故に、此等の三政策の趨く所は、物價騰貴政策、物價低落政策及び物價安定政策に歸する事が出來る。

大戰以來貨幣價値の變動、延いて之が不安定から學者、實際家は貨幣價値を中心として、通貨膨脹を選ぶべきか通貨收縮を採るべきかとの論爭の渦を卷かせ、此の間に多くの論者は安定論を唱へその歸趨する所を知らない有樣であつた。

### 通知預金

通知預金とは何時にても引出し得るものであるが、引出す前に一定期間の豫告を發する事を特徵とする。此種の預金は一時に多額の入金を受け、而も運用の途を見出さざる者とか旅行先で滯在中多額の所持金を有する者などが、一時銀行に預託し資金の死藏を避くる一方、安全保管の目的を達せんとする場合に利用せらるゝのである。通知預金は特別當座預金利率と同じく一厘方高率である。通知預金に對しては通知預金證書を發行するか、定期預金證書又は預金手形に豫告期間及び利率を附記し使用する。

英國に於いて當座預金以外の預金の大通分は通知預金である。我國では普通銀行の通知預金はその金額に於いて殆んど問題にならない程僅かである。

### 月掛貯金

「定期積金」に同じ。

# て

## 定期積金

定期積金とは貯蓄銀行が支拂ふべき給付金の額とその支拂時期が一定し、又之に對して給付金を受くべき者が拂込むべき金錢の回數と時期が一定せるものを謂ふ(貯蓄銀行法一條ノ四)。例へば、二年後に一千圓の給付金を受くるに對し、毎月三十九圓六十錢積立の拂込をなすが如きである。俗に「月掛預金」と稱せられてゐるものである。期限は最長五ヶ年である(同法四條)。据置貯金が期限に至り支拂はるゝものが元利金合計額であるに反し、定期積金が期限に至りて支拂はるゝ一定の給付金は元利觀念を離れたものである。これ定期積金が法律上預金たる性質を有せざる別個の無名契約であり、從つて法律の適用に於いて大いに異なるわけである。併し貯蓄銀行法は銀行法第十五條、又は第二十六條の規定準用に當つては、此の給付金を以つて預金と看做すとしてゐる(二二條)。

## 定期拂手形 Time bill

定期拂手形とは一定の時日に支拂はるゝ手形であつて支拂期日の定め方により定日拂手形、日附後定日拂手形及び一覽後定日拂手形に分れる。定期拂手形は、期限の長短により長期手形 long bill と短期手形 short bill に區別される。卽ち期限三十日以内の手形を短期手形とする。(1)定日拂手形とは確定日は年月日を記入して指示するのが通常であるが、天長節と云ふ如き月日を明示する文字を以つて月日に代へても差支へない。(2)日附後定期拂手形とは、例へば「日附後三ヶ月」Three Months after date と云ふ如く日附後一定の期間を經過したる日を支拂期日とする手形である。(3)一覽後定期拂手形とは例へば「一覽後十日」Ten days after sight となす如く、一覽後一定の期間を經過したる日を支拂期日とする手形である。此の種の手形は爲替手形に用ひ、一覽とは引受のために呈示したる日を指し、此の時が手形期限の起算點となる。

## 定額以上全額準備法

「一部準備法」に同じ。

## 定期預金 Fixed Deposit, Time Deposit

定期預金とは預入れ期限を定め、原則として期限内の引出を許さざる預金である。期限は通常六ヶ月又は一ヶ年であつて一口の預金毎に定期預金證書を發行する。該預金は資金の利殖を目的とするものであり、一定期間内は引出さゞる事を約するものであるから、銀行はその一期間支拂準備の必要なくして之れを運用する事が出來、他方、出納が頻繁ならざる故に勞費を要せず、從つて利率も預金利率中最も高い。定期預金證書は記名證券にして他人に賣却又は裏書讓渡するには銀行の承諾を要す。定期預金繼續の場合は舊證書を提出して新證書と取換へる。定期預金の期限が引出卽ち解約の請求に對しては、銀行は法律的には支拂を拒む事を得るも、事實上支拂拒絶は預金者に危惧心を惹起せしめ、却つて銀行にとり好ましからざる結果を招來する故に、銀行間に協定のなき限り解約に應ずるを普通とする。解約の場合は無利息又は特別當座預金の利息を支拂ふが普通である(銀行は定期預金證書を擔保とする貸付をなす事に依つて途中解約を防ぐ事が出來る)。本邦に於いて定期預金は預金中の最多なるもので、普



通銀行預金の半數餘を占め、全國銀行に就いても預金の殆んど半に達する。

## 手形 Bill

(一)意義　手形とは一定の時期一定の場所に於いて一定金額を單純に支拂ふべきこと、又は第三者をして支拂はしむべき旨を記載し而してその記載事項のみが債權の實質につき唯一の決定力を持つ證券を謂ふ。我が國の商法は英米法同樣に、手形とは約束手形、爲替手形及び小切手の三種を指稱してゐる。手形には支拂約束證券と支拂委託證券の二種があるわけである。然るに小切手はその法律上の形式から見る時は、委託證券たる點に於いて爲替手形に類似するから之を手形に包括せしめ得るも、經濟的職能について見れば小切手が支拂證券として通貨の作用に重きをおくに反し、爲替手形及び約束手形は信用證券として、金融手段たるの作用に重きを置いてゐる故に、經濟的見地から云へば、手形とは爲替手形及び約束手形に限ると解するが至當である。約束手形は一定金額の支拂を振出人より名宛人に約束する書面であり、爲替手形は一定金額の支拂を振出人より名宛人に要求する書面であり、その形態に依り種々の用途に用ひられる。

(二)手形の職能　(1)手形の職能の第一は送金手段たる事である。送金手段たることが金錢支拂に關する場所的間隔を克服して商業の發達を著しく促すことになつたのである。(2)次は商品の資金化手段として重要な役目を有してゐる。卽ち甲と乙との間に商取引が行はれ甲が乙に一定金額の支拂をなす場合、甲は乙を受取人とする約束手形を振出すか、乙が甲を支拂人とする爲替手形を振出すかする。乙は滿期日を待つて手形金額を受けるか、滿期日前に銀行に就いて割引に附し前以つて代金を受けるかする。爲替手形の場合に支拂人卽ち名宛人は甲が豫て貸勘定を有する丙なる場合あり、又荷爲替取引に於いて見る如く取引銀行を支拂人として債務者宛に振出す。換言すれば手形割引によりてそのまゝでは役に立たぬ。商業上の債權が生産資本に變ぜらるゝことになる。製造業者も卸賣商人も自家商品賣却と同時に自己の要求する商品を買入るゝに足るべき資金を調達することゝなるから、生産は間斷なく繼續される。(3)次は借用證書の代用となつて金融手段たるの職能を有してゐる。次に簡單なる場合は借用證書に代用される例で、約束手形なれば債權者宛に債務者が振出すことゝ及び爲替手形なれば債務者自身が振出人及び名宛人となつて債權者を受取人として借用證書の代用とする。我が手形貸付に於いては銀行を受取人とする約束手形又は爲替手形を使用し、割引の形式をとる貸出方法であつて、此の場合の手形の背後には何等の商取引あるわけでない。借用證書に代用する代表的な手形は慣合手形と稱するものであつて、甲乙兩人慣合の上振出人となり名宛人となりて金融手段となすことあり。

其の他、大會社の單名手形、國際金融上重要な役割を演ずる金融手形は信用經濟の發達に伴ひ、利用の範圍は擴大しつゝある。(4)債權取立の手段として用ひらる。卽ち例へば甲が丙に對して有する債權を取立てんとする場合、甲は丙を支拂人、自己又は他人を受取人として爲替手形を振出す。かくて銀行の手を通じて債權を取立つることが出來る。

(三)手形の種類

(一)形式上の區別　(イ)爲替手形、(ロ)約束手形。

(二)發生上の區別　(イ)商業手形、(ロ)融通手形。

(三)手形期限による區別　(イ)一覽拂手形、(ロ)定期拂手形。
(四)手形の信用による區別　(イ)銀行手形、(ロ)個人手形。
(五)實質上の區別　(イ)信用手形、(ロ)擔保附手形。
(六)辭記用語上の區別　(イ)支拂手形、(ロ)受取手形。
(七)爲替手形の種類　(イ)內國爲替手形、(ロ)外國爲替手形。
(1)使用の目的により、金融手形と貿易手形に分つ。貿易手形は輸出手形と輸入手形に分る。
(2)擔保の有無によりクリーン・ビルと荷爲替手形に分る。
(3)手形面記載の貨幣單位により本邦手形及び外貨手形に分れ、外貨手形は英貨手形、商貨手形等種々に分る。
(八)不正なる手形に次の二種がある。
(イ)僞造手形　之れは振出人の名を僞りて作成されたものである。僞造手形は無效であるが、此の手形に裏書又は引受をしたるものはその手形の文言に從ひ、責任を負はなければならない。
(ロ)變造手形　手形の權利義務に關係ある記載の變更せられた手形だ。故に適法に振出されたる手形について行はれたものである。

## 手形貸付

手形貸付とは、銀行と借主の間に消費貸借契約成立し、其の內容並に債務履行の方法を明らかにする爲めに、借主が手形を振出し之れを銀行に交付する取引を謂ふ。

(イ)手形貸付は、銀行と借主との間に於ける消費貸借契約である。手形貸付は其の性質は消費貸借契約である。蓋し借主が其の返還を約して銀行から金錢を受取るものであるからである。この點に就いて證書貸付と等しく、手形割引は借主が手形の所有權を移轉し、因つて以つて其の債務の內容並びに履行の方法を手形を以つて明らかにする。所謂債務の內容とは、借用金額及び其の債務成立の時期、並びに返還の時期及び當事者の表示等を意味し、履行の方法とは債務履行の地並びに其の場所の表示及び債務履行の條件、例へば「手形と引換に」支拂を爲す旨を約束するが如きである。而して之等の諸項を手形を以つて明かにすることが、手形貸付の特長である。此の點に就いて證書貸付と異なる。

(ロ)手形貸付にありては、借主が手形を振出すことを條件とする。之れ手形貸付の手形貸付たるの所以である。若し、手形の振出しなき場合には、手形貸付とならない。而して手形貸付に於ける手形當事者は、銀行を受取人と定め、借主が支拂人と定めたる手形を振出すが通例であるが(爲替手形にあり、時としては保證の意味に於いて第三者を支拂人と定め、或ひは受取人と定めて其の裏書に依つて銀行へ讓渡する形式を執る場合もあるが、之れ等は先づ特殊の例である。

(ハ)手形は銀行に交付されねばならぬ。縱令借主が單に爲替手形の振出人となるに止まり、第三者が事實保證人として手形行爲を爲すに拘らず、手形上主たる債務者として手形行爲を爲す場合にても、或ひは又第三者が手形の受取人と定められ、所謂裏書人として保證債務を負擔する場合でも、最後の所持人となるものは債權銀行でなくてはならない。約言すれば、其の手形は銀行に交付されねばならない。卽ち銀行は手形所持人として權利を行使し得る立場とならねばならない。

(ホ)手形貸付に於ける手形は、取引の內容卽ち當事者間の地位並びに債權の範圍等を明らかにする爲めに依るものであるから、



單なる手形債權のみが發生するものでなく、其の原因たる消費貸借契約の效力も依然として存在するのである。換言すれば、民法謂ふ所の「債務ノ履行ニ代ヘテ爲替手形ヲ發行スル」場合でないから、若し手形が形式の不備、手續の缺點又は時效にかゝり無效となり、或は又債權消滅するが如きことあるも、手形振出の原因たる消費貸借關係には何等影響する所がないのである。手形貸付は擔保附手形貸付及び信用手形貸付の二種に區別される。擔保附手形貸付とは、其の取引上より生ずる債務を確保する目的を以つて擔保權の設定せらるゝ場合を謂ふ。擔保權とは、質權又は抵當權を設定するを謂ふ。信用手形貸付は、或は無擔保手形貸付とも稱せられる。

## 手形交換所　Clearing House

(一)沿革　手形交換所が今日の如き組織ある制度として發達を見たのは倫敦手形交換所である。倫敦交換所の設立は年代明確ならず學者によつて說を異にするも、凡そ十八世紀中葉であることは確かである。一七七七年に組合銀行三十三行であつたのが、一八一〇年には四十六行に達した。その後一八七二年のマンチェスター交換所の創立を始めとして英國各地に續出した。

英國に發達した交換所制度は漸次歐洲大陸に輸入され、一八八三年伯林に創設したのを始めとして獨逸主要都市に設立された。佛蘭西は一八七二年に巴里手形交換所を設立し、墺太利は一八六四年維納に開設し、瑞西、伊太利、露國へと擴がつて行つた。米國に於いては一八五三年に紐育手形交換所が設立され、一八五六年にボストン、一八五八年にヒラデルヒヤと引續き設立されて行つた。日本に於いては明治十二年(一八七九年)大阪交換所が設立せられたのが初めてである。

(二)我國手形交換所の沿革　明治十一年六月、大阪銀行業者の會合を催し、爾後每月一回づゝ例會を開くことゝなつたが、翌十二年四月第十一回例會に於いて手形交換所開設の議起り、以來協議を重ね、十一月二十八日大藏省の允許を受け十二月一日より大阪市東區大川町に「大阪交換所」を設立して交換事務を開始した。當時の加盟銀行は十六行であつた。明治十七年九月大阪交換所を大阪同盟銀行集會所と改稱し、その內に手形交換所を設置し交換事務を銀行集會所に附屬せしめた。當時までは交換尻決濟は小切手の授受によつたが、倫敦に倣ひ日本銀行當座勘定の振替による交換尻決濟に改め、十七年十月交換所を日銀大阪支店內に移したが、ある事情のため十八年六月大阪銀行集會所內に復歸し、決濟方法も再び舊法によることゝした。明治二十九年に至り交換尻決濟方法改善の要求起り、有志銀行同盟し、東京交換所の規則及び交換手續に則り、日銀支店內に「大阪手形交換所」を設置し、二十九年四月一日より交換を開始した。故に當時大阪は日銀內の大阪手形交換所と、大阪銀行集會所內の大阪交換所の二機關があつた。その後新交換所に加入する者續出したゝめ、漸次舊交換所は存立の意義を失ひ、十一月末限り廢止し、手形交換を希望する銀行はすべて日銀に當座を開き新交換所に加入することになつた。

東京には明治二十年十二月一日、紐育手形交換所の規定を參酌して東京手形交換所を設立した。當時の加盟銀行は十五行であつた。所が當時の決濟方法は小切手の交付によつた。ために交換所の成績充分ならず明治二十四年二月末で遂に閉鎖した。之より先主要銀行十一行が協議し、倫敦に倣ひ日銀の振替勘定による決濟方法に基く完全なる手形交換所の組織を意圖し、日銀と謀りて明

治二十四年三月一日東京交換所を設立し、東京銀行集會所内に置いた。

爾來明治三十一年一月京都、三十三年二月横濱、同年六月廣島三十五年九月名古屋に設立せられ、その後引續き各地に起り、昭和七年三月に於いて我が國手形交換所數は内地だけで三十五ヶ所ある。

**(三)組織**

(一)組合銀行代表者　組合銀行は一名又は一名以上の代表者を交換所に屆出で該銀行を代表して組合銀行總會に出席せしむる。總會での議決權は一行一票である。

(二)組合銀行の責任　(イ)組合銀行に於いて支拂ふべき手形小切手及び交換所に於いて交換に附すべき事を決議したる證券(交換所により種類は異なるが各地共通せるものは預金證書、各種公債利札、社債券及利札、配當金領收書、郵便爲替證書、組合銀行間の領收書、支拂命令書)はすべて之れを交換に附すこと、但し交換尻未拂のため決算を繰戻したる場合は任意に現金取付をなし得る。又受方銀行は正當の理由なくして手形、小切手の受入を拒むことを得ない。(ロ)組合銀行は交換手形の有無に拘らず交換時間に交換方を交換所に出頭せしむること。(ハ)組合銀行は交換手形に持出すべき手形、小切手に總べて一定の領收印を押捺すべきこと。(ニ)記名式又は指圖式手形に對しては持出銀行は何時にても受入銀行の要求に應じて正式裏書をなすこと。(ホ)交換尻借方銀行の日銀當座勘定資金が交換尻振替請求額に充ざる時は、その不足金額を規定の時間までに日銀に拂込まれねばならぬこと。(ヘ)不渡手形は規定時間までに返還し、返還を受けたる銀行は所定の書式により規定時間までにその旨交換に屆出ること。(ト)交換所に於いて取引停止の處分をなしたる時は組合銀行は通知の日より三年間其の者に對して取引をなし得ざること。(チ)手形交換所經費の負擔。(リ)諸勘定の報告義務。

(三)脱退　交換所委員に其の旨申出で、委員は之を組合銀行に通知し、異議なきに於いて脱退を許諾し、當該銀行の擔保品を返還する。自發的脱退の場合は銀行の解散又は支店閉鎖によるが、別に强制的の脱退がある。之れは組合銀行の中、營業危險と認むるの事實、信用を缺くの行爲ありと認むる時、又は規約或は總會決議の違反せる時は、總會四分の三以上の同意で除名することがある。

(四)客員　日銀本支店及び郵便局は交換所の客員として手形交換に參加する。日銀は中央銀行の資格に於いて、郵便局は郵便官署交換所參加規則(大正四年四月發布)によつて參加するのである。

**(四)手形交換所の機關**

(一)總會　總會は手形交換所の最高意思決定機關であつて、一行一票主義による。總會には定時と臨時の二種ある。定期總會の回數は所によつて異るが、東京は毎月、大阪は一、四、七、十一月の四回に行ふ。臨時總會は委員に於いて必要と認めたる時、又は規定數の組合銀行の請求に基き開かる。總會の重要なる決議事項は、(イ)委員の選擧、(ロ)決算及び豫算の承認、(ハ)積立金の支出に關する同意、(ニ)新規加入の同意、(ホ)除名處分の同意、(ヘ)代理交換の同意、(ト)規約の更正加除に關する同意である、(ニ)、(ホ)は出席銀行四分の三以上、其の他は多數決で決議する。

(二)委員　總會は決議機關であるが、別に實行機關として委員、監事、監事代理、書記がある。委員は最高實行機關である。交換所の事業は多く委員の畫策に出づることが多い。委員の任期は普通一ヶ年である。委員の中より委員長を互選する。委員の決議事



項は、(イ)交換所に關する一切の事務處理、(ロ)監事及び書記の任免、その手當額の決定、(ハ)組合銀行中の紛議の仲裁である。

(三)監事　委員の配下にあつて交換所を預り交換所事務員を指揮して日々の交換事務を執掌する。

**(五)代理交換**　組合銀行に加入するには一定の資格と條件を要する。故に比較的小規模の銀行のために、組合銀行に手形の交換を委託せしむる一種の便法が代理交換である。此の委託銀行を「代理交換銀行」と云ふ。代理交換に參加せんとする銀行はその交換所々在地の銀行でなければならない。代理交換銀行となる手續は、先づ代理交換の委託を受けたる銀行がその旨を交換所に申出で、委員は之れを總會に附議して許否を決定する。受託銀行の責任については受託銀行は委託銀行に於いて支拂ふべき手形、小切手に對して何等責任なしとする主義と、受託銀行は委託銀行に於いて支拂ふ手形、小切手は自行に於いて支拂ふべき手形小切手と同じくその責に任ずるものとなす主義とがある。東京、大阪は前者の主義を採り、地方都市に於いては後者の主義を採つてゐる。

**(六)手形交換所聯合會**　之れは明治三十六年に設立されたもので、全國主要都市の手形交換所が之れに加盟して、毎年一回大會を開き、金融上の重要問題を附議し、藏相、日銀總裁の出席演說を請ひ、財界推移を示す指針たらしめてゐる。

**主要都市組合銀行**

| | 組合銀行數 | 拂込資本金 | 預金 | 貸出 |
|---|---|---|---|---|
| 東京(一九三二年二月末) | (本)二八 (支)三七 | 四八七、〇〇〇百萬圓 | 二、一一〇百萬圓 | 二、三二七百萬圓 |
| 大阪(同) | (本)八 (支)二七 | 一六〇、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、二四〇 |
| 全國(同) | (本)九二 (支)二六四 | 九七四、〇〇〇 | 五、五〇六 | 五、二六〇 |
| 倫敦(一九三二年十一月末) | 一〇 | 七四、三一〇千磅 | 一、七〇六、三八三千磅 | 一、二五〇、〇一四千磅 |
| 紐育(一九三二年二月九日) | 二一 | 六三百萬弗 | 五、九四五百萬弗 | — |

## 手形引受

手形引受とは爲替手形の支拂人が、手形金額を支拂ふ債務を負擔することを目的として爲す附屬的の手形行爲である。此の引受と云ふ制度は、三種の手形の中で、爲替手形のみにあるもので、約束手形や小切手には認められて居ない。約束手形は、振出人が手形記載の金額を其の文言に從つて支拂ふことを約束するものであるから、振出と同時に、其の債務を負擔するので、引受なるものは起り得ない。又小切手は、爲替手形と同樣に振出人が第三者に對して支拂の委託を爲すものであるけれども、其の性質が支拂證券であつて、爲替手形の如く信用證券でないから、これ亦引受の制度を認めて居ない。爲替手形である以上、如何なる種類の爲替手形でも差支へないのである。例へば、所謂一覽拂の爲替手形の如く、一覽の日が滿期日であり、而かも直ちに支拂を求め得る手形でも、所持人は其の引受を求めることが出來る。此の點に付いては學說は一致して居る。只實際に於いて、直に支拂を求め得る手形に態々引受を求める必要が無いのみである。引受は、爲替手形の支拂人がするものであつて、支拂人以外の者は引受をすることが出來ない。爲替手形は、振出されたまゝでは、支拂人は支拂の債務を負擔するものではない。只、支拂人として指名されたに止まるものである。故に、爲替手形にあつては、自己の不知の間に支拂人に指名され、而して其の手形が流通して居ることは珍らしくないのである。

手形引受は債務者が債權者の支拂命令を承諾することであるから、手形文言よりすれば兩者に貸借關係の存在を必要とするが如きも、この關係は手形引受の必要條件にあらず、今日多く銀行にて行はるゝ手形引受は信用の貸與にして、振出人は信用ある引受人の名義を借用して手形流通を容易にし割引に便せんとするものである。振出人は之がため期日前に手形資金を引受人へ支拂はなければならない。而して引受人の信用確實なる手形は之を賣却するに容易にして、その信用高き程割引料は低廉となる筈である。故に依頼人は之に對し相當の報酬即ち引受手數料を支拂ふべきは當然にして、一種の名義借用料と云ふことが可能る。

爲替手形は引受がされることによつて完全な手形となり、そして手形の主たる債務が發生する。其の結果は、種々な效力が生ずる。即ち引受人は、其の引受に因つて滿期日に於いて、引受けた手形金額を支拂ふ義務を負ふ。

引受は爲替手形に其の旨を記載して支拂人が署名してこれを爲すものである。

### 手形引受商會（アクセプチング・ハウス）
Accepting House

手形引受とは銀行又は引受業者が顧客又は第三者をして自己に宛てて手形を振出さしめ而してその支拂を引受けることを謂ひ、之に依り手形はその信用を增進するを以て顧客又は債權者は容易に銀行又はビルブローカーに就いて割引して貰ふことが出來るので、手形引受は實にその手形を第一流手形又は優良手形たらしめる第一要件である。現今では何れの國に於ても手形引受制度を認めてゐるが、之が最も發達してゐるのは倫敦である。倫敦では手形引受業者は獨立の營業として株式銀行、ビルブローカー等金融機關と相互して倫敦金融市場を構成し、倫敦をして世界一の割引市場たらしめる第一條件たる、優良手形の供給者として重要な地位を占めてゐる。

「手形引受商會」又はマーチャント・バンカー Merchant Banker と云はれてゐるのが卽ちこれである。

倫敦が今日の如き金融中心としての地位を占むるに至つたのは十九世紀以後のことで、倫敦以前に於ける世界の金融の中心は十七世紀以來東洋及び植民地貿易の牛耳を握つてゐた和蘭のアムステルダムにあつた。一六〇九年アムステルダム銀行が創立されて以來二世紀間同地が國際金融の一大中心をなし、同銀行の通貨は國際爲替決濟のため非常に便利で手形はすべて同市宛に振出された。從つて同地に於て今日の引受制度、割引市場と云ふものがかなり發達しかけたのであつた。然るにナポレオン戰爭に際して和蘭は英國を敵として戰ひ、その尨大なる植民地は英國に奪はれ海上貿易の實權は英國の手に落ち、アムステルダムの殷盛は櫻花一朝の夢と消へ、アムステルダム銀行又破綻の運命に立ち至つたのである。かくて大陸の貿易業者達は倫敦に移住して本國產物を輸入し、而して始めは自己の振出したる手形を引受け、之を銀行に割引いて資金を調達するのを常としてゐる。併しかゝる貿易業者の增加するに從ひ、資力の劣れる商人の振出又は引受の手形は圓滑な流通性を有せず且割引歩合も自然と高率とならざるを得なかつたので、第一流の商人は第二流以下のものゝ振出したる手形に對して形式上債務者となつてその支拂引受をなし、以て手形の信用を高むる方法を考へ出したのである。而して貿易の隆盛と共に此種の手形が盛に集中して來るのに鑑み、第一流の商人中には本



業を捨て專ら引受業務のみを行ひその手數料を以て收入するとする獨立の引受業者に進んで來たのである。事情かくの如くして倫敦に於ける引受業者も、英國から生れたものではなくして外國から到來したものである事が解る。ロスチャイルドのロンドンに於ける引受商會はウオーターローの戰より數年前設立したが、其の倫敦に於ける地位はウォーターローの結果を逸早く知つたことに依つて强固となつた。ベアーリング家の名は既に早くからよく知られて居た。今日の手形引受商會は數代に亘つて同じ業務に從事して得たる經驗と其間に蓄積した知識とを有し、各國の輸入業者に其の勞務を提供する準備を整へて居る。彼等は輸入業者に其の必要とする助力を與へ、輸出業者の蒙むる危險を輕減して居る。卽ち輸出業者の振出す手形は其の商品を買ひ取る顧客、卽ち輸入業者に宛てずに輸入業者の爲めに手形の引受をなす手形引受商會に宛てるのである。此の場合手形引受商會は一定の期日に至つたならば手形額面金額を支拂ふもの故、該手形は一流手形として倫敦の割引市場に出て來るのである。

### 手形割引

手形の割引とは、手形所持人が其權利を相手方に讓渡し、相手方は之に對し一定の歩合に依る割引料を手形金額より控除したる金額を支拂ふ所の取引である。右の意義に隨へば銀行に於ける手形の割引取引は、左の各項に依つて構成せられる。

(一)手形割引取引は手形所持人と銀行との間に行はれること。卽ち取引の當事者の一方は、手形所持人であり他の一方は銀行である。勿論之は銀行に於ける割引の場合を謂ふものであつて、銀行以外の者が爲す場合は之を別に考へねばならぬ。而して手形所持人以外の者は、手形を割引する事は出來ない。勿論所持人の代理人として爲す場合は、其の取引の當事者となるものでないから玆に所謂割引を爲す者とは謂ひ得ない。

(二)手形の割引は、手形權利の移轉の方法に依つて行はれる。玆に所謂手形權利の移轉とは、絕體的移轉であつて、取引委任の如く手形金取立の爲めにする裏書の如く、關係的移轉とは全く性質を異にする。而して其移轉の方法は、裏書に依つて爲されるが通例である。隨つて割引依頼人は、手形上裏書人として責任を負はねばならないは勿論である。

(三)讓受人である銀行は割引金額の支拂を爲す。手形の割引に於ては割引金の支拂はれることを要する。玆に所謂割引金とは、手形金額より割引料を控除したる金額である。或はこの金額は、手形讓渡に對する對價とも解せられるし、或は又之を銀行の貸付金とも解せられる。只其性質の差異如何は、法律上の立場から論ずるか、或は之を銀行業務の立場から考へるかに依つて異なるものである。性質の如何は別に之を論ずるも、要するに割引金の支拂は此の取引の要件である。而して其支拂の方法は、必ずしも現金を以てするを要せず、或は之を當座預金の中に振替へるも其の效力に就いては何等異なる所がない。寧ろ一般には此方法が行はれて居る。

(四)讓渡人たる依頼人は銀行に對して割引料の支拂を爲すを要する。割引料の支拂も、亦割引取引に於ける構成要件である。所謂割引料とは一定の歩合を以て手形金額と割引の當日より支拂期日までを計算せる日數に乘じ得たる積數に乘じ得たる金額であつて、銀行業務の立場から觀るときは貸付金に對する利息である。而して其の支拂方法は現金を以て行はれる場合もあるが、一般取

引に於ては手形金より控除するの方法が行はれてゐる。

## デバリュエーション Devaluation

「平價切下」に同じ。

## デフレーション Deflation

デフレーションとは産業の要求に相應せざる通貨の收縮狀態を謂ふものであつて、インフレーションの反對である。而してこれを基調とする通貨政策をデフレーション政策と謂ふ。歐洲大戰後の各國の貨幣制度改革に當りデフレーション政策は一般に主張されて來たものである。デフレーション政策は貨幣價値上騰を目的とする政策で、之を是認する根本たる主張を見るに、第一に戰前の物價が平常的のものであると前提し、之に收縮することが公正であり而して物價の下落は收入減退を伴ふものにあらずと云ふ謬見が之を助けてゐること。第二に金本位制を放棄したる諸國にては通商貿易の便宜と信用維持とのため同制度を復活せんとする希望と、戰前の貨幣制度を樹立することは、國家の體面上必要であるとの一般的感情とが常に働いてゐること。第三に戰爭の齎した物價の騰貴は、之れが低落の時代に貸借契約を結びし債權者に對し損失を與ふる事の三點の理由からして、大戰前の經濟狀態に復活する事を理想としてゐる人々に依り提唱され、マッケナ氏に對抗しバークレーズ銀行頭取グーデナウ氏は一方の旗將であつた。キーンズ氏も縮少論の不可を高唱する一人である。

要するにデフレーション政論者の中心點は

(一)一國の通貨が下落したまゝ之れを放任することは、個人の所得が貨幣の量目にて確定してゐる社會の人々に對し不公平であるといふこと。

(二)一國の通貨價値を戰前の金貨價値に恢牧せしめることは、財政及び金融上の威信を鞏固にして信用を厚ふすること。

(三)通貨の金貨價値が高くなれば、勞働者は生活費低下するため利益し、外國の貨物は低廉に輸入せられ、而して對外債務は支拂に便となるにある。

## テンダー・システム Tender System

大藏省證券發行の形式の一つであつて、大藏省證券を一種の割引手形たらしむるため之が賣出しを入札を以つて行ふ制度である英國に於いて從前から實施されてゐた方法であるが、我國に於いても之が實行を覽し、昭和五年十二月二日大藏省令を以て規定を公布した。テンダー・システムの內容は該規定の內容を見れば明白である。

### 大藏省證券入札發行規定

第一條　大藏省證券ヲ割引歩合入札ノ方法ニ依リ發行セントスル時ハ左記要項ヲ定メ之ヲ告示ス。

一、發行豫定額
二、證券ノ額面金額ノ種類
三、發行日
四、支拂期日
五、申込締切日時
六、申込取扱店
七、申込保證金ニ關スル事項
八、募入決定ノ日
九、應募現金拂込期日



一〇、應募現金拂込場所

第二條　應募額ハ一口ニ付額面一萬圓又ハ其ノ倍數トス

第三條　應募者ハ應募額ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ニ依ル保證金ヲ納付スヘシ但シ官廳、公共團體、銀行、信託會社及保險會社其他取扱銀行ニ於テ確實ト認メタルモノノ應募申込ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　應募者ハ應募額及割引歩合ヲ記載シタル入札書ヲ封緘シテ申込取扱店ニ提出スヘシ。保證金ノ納付ヲ要スル應募者ハ前項ノ入札書ヲ提出スルト共ニ應募額ヲ記載シタル保證金拂込書ヲ添ヘ保證金ヲ納付スヘシ。

割引歩合ノ異ル數口ノ應募申込ヲ爲ス場合ニ於テハ入札書及保證金拂込書ハ各口毎ニ別紙ニ作成スヘシ。

第五條　割引歩合ハ日歩ヲ以テ表示シ毛位ニ止ムヘシ。

第六條　入札書ハ締切後一定ノ日ニ於テ之ヲ開封シ割引歩合ノ低キモノヨリ順次割當ヲ募入スルモノトス。但シ各申込ニ對シ其ノ一部又ハ全部ヲ募入外トスルコトアルヘシ、募入決定アリタル時ハ直ニ之ヲ應募者ニ通知ス。

第七條　保證金ハ募入ノ分ニ付テハ之ヲ拂込金ノ一部ニ充當シ募入外ノ分ニハ提供者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス。

第八條　募入ノ通知ヲ受ケ拂込期日ニ拂込ヲ爲ササルモノニ付テハ其ノ應募申込ヲ無效トシ提供シタル保證金ハ政府ノ所得トス。

第九條　應募者拂込ヲ爲シタルトキハ大藏省證券ヲ交付ス但シ領收證書ヲ交付シ追テ之ト引換ニ本證券ヲ交付スルコトアルヘシ。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

而して昭和六年に入つて先づ最初のテンダー・システムを實行する事になり、次の入札規定を發表して募集した。

割引歩合入札ノ方法ニ依リ左記要項ノ通大藏省證券ヲ發行スベキニ付應募希望者ハ大藏省證券入札發行規程ニ基キ申込ヲ爲スベシ。

昭和六年一月九日

大藏大臣　井上準之助

一、證券ノ名稱　大藏省證券（何號）
二、發行豫定額　額面一億圓
　內　一般會計分　八千五百萬圓
　（專賣局據置還轉資本補足分）千五百萬圓
三、根據法　會計法第六條及明治二十八年法律第一七號
四、證券ノ額面金額ノ種類　一萬圓及十萬圓ノ二種
五、發行日　昭和六年一月十七日
六、支拂期日　昭和六年二月十六日
七、申込締切日時　昭和六年一月十三日午後三時
八、申込取扱店　日本銀行本店及各支店
九、申込保證金　應募額面ノ百分ノ一但シ大藏省證券入札發行規定第三條但書ニ規定スル者ノ申込ニハ之ヲ要セズ
一〇、募入決定日　昭和六年一月十九日迄
一一、應募現金拂込期日　昭和六年一月十七日迄
一二、應募現金拂込場所　申込ヲナシタル取扱店

かくの如き形式で引續き大藏省證券を市場に提供してゐる。

## 丁抹の貨幣制度

一九二三年十二月の規定により、國立銀行の兌換義務免除は一九二六年末日限り期間切れとなるのであるが、此の機會に免除を更新することなく兌換が再開せらるゝ事となつた。これより先丁抹の當局者は瑞典國立銀行及英蘭銀行當局と協調を遂げ倫敦に於て種々の準備を整へつゝあつたが、兌換再開に關する法案は十二月下旬議會を通過し十二月二十七日法律となつた。其の要項を示せば

(1) 國立銀行は一九二七年一月一日より兌換を開始す。但し兌換請求は二八、〇〇〇克若くは其の倍數たるを要し、兌換は銀行の選擇により丁抹金貨若くは純金一キロ瓦に付き、二、四八〇冠の割合による金塊其の他總ゆる形態の金を以て行ふ。尚ほ商工海運大臣は特別な場合に於て外貨所有者から、其の所在の國内たると海外たるとを不問、所有高及び債權殘高の申告をなさしめる權利を賦與せられた。

(2) 一月十一日、金輸出禁止令を解除す。但し其の發券銀行が金賣買の義務を有する諸國及び丁抹に對する金輸入の自由なる國に對してのみ之を行ふ。具體的に列擧すれば、瑞典、米國、英國カナダ、濠洲、新西蘭及び南亞に對しては金輸出自由とせられた尚ほ一九二七年一月十一日の法律は、更に銀貨及白銅貨の輸出禁止をも解除した。

(3) 金解禁による爲替變動に備ふるため、倫敦に三百萬磅の爲替クレヂットを設定。

(4) 銀行券發行に對する正貨準備を五〇%とする。即ち嚮に一九一九年の改正により三分ノ一準備に減額せられたものを再び戰前の比率に復歸した。かくて丁抹は金本位に復歸したが、戰前のまゝの形に於てゞはなく、所謂金塊本位制を採用した理由で、其の金輸出も制限付解禁である。

### 兩 Tael

支那は貨幣制度が不完全な上、國家が確立してゐない爲、諸種の貨幣が流通しその間何等統一なく全く雜然としてゐると云ふ外ない。民國三年國幣條例により貨幣單位を銀圓とし補助貨として十進法により角、仙を規定したが殆んど悉く守されてゐない。現在支那の貨幣は「兩」及び「弗」の二種に依つて表示される。兩には重量を示す兩と貨幣價値を示す兩との二種がある。

(一)重量兩 重量兩とは一定品位の銀をある一定の衡量にて秤量せる一單位量を謂ふ。一つの空名に過ぎないから支拂は諸種の銀錠に依り之を兩に換算するのが普通である。銀の品位と種類は場所と用途とに依つて異なるが重量兩には次の四種がある。

(イ)庫平兩 Kuping Tael 之は古來、支那政府が納稅などに計算の標準として用ふる重量單位であつて、支那各地大體同一に用ひられ、一兩は理論上純銀五七五・八二グレーンである。最近は弗單位が使用せらるゝ樣になつて、之に據ることは少なくなつた。

(ロ)關平兩(海關兩) Haikwang Tael 之は稅關に用ふる重量單位であつて、一八五八年の英清條約上各開港場は全國統一的に使用することになつた純銀五八三・三グレーンのもので、事實上支那に用ふるは當該地方の銀錠、銀元であつて、換算割合は總稅務司の指定にかゝる。

(ハ)賈平兩 Issoping Tael 之は民間に通用する秤量であつて地方によつて異なる。例へば上海賈平兩は一兩純銀五六五・六九七



グレーンである。

(ニ)市平兩 之は各地各別なる上に用途により異なり種類が極めて多く、上記イ、ロ、ハ、以外の全部を指稱するのである。

(二)貨幣單位たる兩、之は一定品位の銀を重量兩にて秤りたる一定量に對しての名稱であるが、單に假想上の單位に止り、一兩に相當する鑄貨があるわけではない。而して此の貨幣單位たる兩にも上海兩、海關兩、天津兩、漢口兩、曹平兩等あるが、就中主要なのは上海兩である。上海兩の一兩とは支那の標準銀たる紋銀(支部に於ける各種品位の銀に對し其良否を檢する標準たる假想的にして、査定に依れば品位九三五・三七四である。)の品位を百として之に對し九八%の純分を有する銀の曹平兩(秤)一兩だけの重量あるものを謂ふので、上海通貨の單位をなすものである。上海兩が紋銀百に對し九八%の比率を有する銀であるため、之を紋銀の九八兌又は九八規銀と謂ひ、手形及證券等の金額として記する場合には九八規銀と添記する。而して上海は貿易金融の中心であるから、上海兩の外國爲替相場計算の基礎をなし、其の他各地の雜種貨幣は、之を中心としてある比率を保つと見られる。

# と

## 當座預金 Current Deposit

當座預金とは小切手にて引出す要求拂預金であつて、預金者は投資よりも主として現金の保管及出納を目的とするものである。從つて我國では低利の利息を附してゐるが英米等では無利息を原則として居り、假令附しても極めて低利である、現金授受の頻繁なる商人は銀行に當座預金を開き、必要に應じ小切手を振出し決濟手段とするものであるから、現金に依る支拂方法に伴ふ危險と勞費を省き、我國の如く當座預金に利息のついてゐる所では、小切手流通中は利息を利得する事が出來る。當座預金は銀行側にとりては何時引出さるやも知れずために常に支拂準備の用意を必要とし、而も有利なる運用に向けることが出來ないため之が殘高、收支狀態を考慮して、嚴重に原價計算の原則に立脚しなければ損失を招く事がある。

當座預金者は銀行と當座貸越契約を結んで、當座預金殘高なくとも一定限度內に於いて小切手を振出す事が出來る。之を「當座貸越」又は「過振」と云ふ。その性質は貸出であるが、執務の便宜上我國では當座預金係に於いて掌管してゐる。

當座預金が預金通貨としての作用を完ふするためには、小切手の決濟を可能ならしむる手形交換制度、預金振替制度の發達に負ふものである。

## 當座貸越 Overdraft

當座貸越とは銀行が當座預金の取引先に對して、一定金額を限り預金總額を超過して小切手の振出を許しその支拂に應ずる事であつて、貸付方法の一種である。故に當座貸越は當座預金に附隨して行はれるものであつて、之は當座預金取引契約の存在を前提とし、後に別に當座貸越契約を結ぶ。當座貸越契約には貸越極度金額、利率、期間を約定し、別に擔保を受入れるが普通である。此の擔保を「根抵當」と謂ふ。信用厚き取引先に對しては無擔保貸越を許す場合がある。

當座貸越は預金者にとつては一定限度內に於いて預金額以上の小切手振出が出來るのであるから、資金融通に彈力性ありて便利である。當座貸越は金融逼迫の際に預金者の貸越增加と銀行の資金缺乏とを同時に招來し、却つて銀行が窮乏に陷る事がある。併し當座貸越先は平素密接なる取引あり、銀行は取引先の資金の需要期、用途等を豫め知る事に依つて之を防ぐ事が出來る。一時的貸付方法として銀行にとつては比較的高き利子を得、取引者は隨意資金を返濟し得るから利子負擔期間を節約し得る利益がある。

## 動産銀行 (Credit Mobilier)

工業財團擔保の貸付、社債の引受、新證株式の應募等に依る工業金融を目的とし、資金吸收法としては債券發行の特權を有してゐる。我國では日本興業銀行一行あるのみである。此の種の銀行を證券銀行、工業銀行など呼ぶことがある。

## 投資銀行

投資銀行とは內外國政府又は地方團體の必要なる資金或は內外國の諸會社の必要資金を證券發行の形式に於て取扱ふ證券發行業者を謂ふ。併し廣義に解すれば發行證券の大部分又は巨額の證券



の買入投資をなすものをも含めて謂ふ。故に投資銀行なるものは極めて漠然たる意味を有するもので特に投資銀行なる嚴密な分類があるわけではない。元來この言葉は英米に使用されるもので英國で投資銀行なる名の下には證券發行業者、プロモーター、銀行業者、インベストメント・トラスト、保險會社、私人銀行、ブローカー等、又米國に於いては證券發行業者、個人銀行、信託會社外國金融會社、不動產會社、ブローカー、インベストメント・トラスト國立、州立各銀行、貯蓄銀行、保險會社、聯邦土地銀行、株式土地銀行、聯邦中間信用銀行、土地銀行等、何れもある意味に於いて投資銀行と稱せられるのである。併し最近英國及米國に急激に發達して來たインベストメント・トラスト(投資信託)をのみ投資銀行と稱して說明し、定義せんとする傾向が現はれてゐる。我國に於てもインベストメント・トラストを投資信託と直譯する時は種々誤解される恐れがあるから、投資銀行なる譯語を當てることが一般に唱へられてゐる。

## 投資信託（インベストメント・トラスト）

「投資信託」Investment Trust とは一言にして謂へば投資の代行會社である。卽ち大小數多の口數の金額を多數の有資家から蒐め、之を出來得る限り多種類の證券類に分散投資し、斯くして投資に伴ふ危險を豫防し、資金の安全を圖ると共に多種類の證券より生ずる配當、利息の平均に依つて出來得る限り高率の收益を計り、更に所有證券に對する調査に依つて適宜に之を處分し、其の賣却益を得て資金の增加と證券の銷却とを期するものである。以上の定義を分析して說明すれば次の如くになる。

(1) 先づ投資信託に要する資金は株式の發行に依つて調達する。而して株式は通常普通株と優先株との二種を用ゐてゐる。更に又社債の發行に依つて一般から資金を蒐めることもある。

(2) 次に斯くて得た資金を以つて出來得る限り多種類の證券類を買入れる。卽ち其の投資範圍は全世界に又あらゆる種類の企業に又證券としては國債、地方債、社債、優先株、普通株等總ての形式に亘るものであつて、投資に伴ふ危險の徹底的輕減を期してゐる。

(3) 同時に亦其の投資すべき證券の實質を充分に選擇して株主、社債所持人等資金の供給者の利益の保護に努める。

(4) 更に普通株に對しては頗る有利な配當を與ふるものであつてその財源は(イ)他の投資方法に依るが如き危險を冒すことなくして得らるゝ比較的高率な收益 (ロ) 社債の發行に依つて得たる資金の運用に依る利鞘 (ハ) 所有證券の適當なる處分に依る資買益等である。

### (一) 英國に於ける「投資信託」

產業革命以來英國の經濟的發展は、實に著しいものあり、世界の金融中心地として、又一大資本國としての地位を獲ち得たのである。而して英國內に蓄積した莫大の資本の投資と云ふ事は、極めて重要なる問題となり、國內產業に對する投資のみならず、更に利廻りよき、海外投資と云ふ方面に注目さるゝ樣になつた。

然るに外國投資となると全く事情の異なれるもの故、愼重なる調査に依りて、投資證券の價値を批判すべきものである故、一般の投資者には非常に不便であり、且單に外國に對する投資と言ふこと、その事實だけに對しても相當の不安を抱くもの故、此等の海外投資者を代理にして、安全且確實に、投資に當るべき機關の必要は、自ら生じて來るわけである。かゝる必要に迫られて生じ

たる一の投資機關が「投資信託」と稱せらるゝものである。卽ち投資信託は、一種の代理投資會社であつて、自ら投資信託書又は株式、社債を發行して、各方面の投資階級から資金を得て、自らは受託者として、多種多様の證券に投資して、投資階級の投資の代理を完ふすると同時に、自らも利廻の差に依つて、利益を得るもので、危險の分散と云ふ事を特色としてゐる。卽ち愼重に選擇された多數の證券に投資することは、投資者に損失を蒙らす率は非常に少であると言ふ、原則の上に立つてゐるものである。故に個々人々、別々に案內不明の外國證券に向つて、勝手に少數種類の證券に投資するよりも、投資信託を通じて投資をなす方が危險を多數の者の間に分散することが出來るのである。

英國に於ける純粹なるインベストメント・トラストとは、如何なる特質を有して居るものか左に說明せん。

(1)擔保附又は無擔保社債を賣出して投資家の資金を集め、之を會社は專門的經營方針の下に、各種多様の證券に投資して利潤を得るを目的とする。

(2)トラストの外部負債の限度は、その資本金額を超ゆることを得ない。

(3)トラストの資金投下には事業別、證券種類別、地方別と云ふ風に一定の制限が夫れ〳〵必要とされてゐる。

(4)投資の目的で買入れた證券の發行會社に對しては殆んど支配權もなく、たゞ利殖の目的のみでその會社の證券を買入れる樣にすること。次に述べる投資會社、起業會社や又屢々インベストメント・トラストの一種と考へられてゐる、持株會社（ホールディングカンパニー）との純粹なるトラストに近似してゐるものとの間の根本的相違點である。實例として「投資信託」の定款を揭げる。

メトロポリタン・トラスト・カムパニーの定款概要

本社の設立目的左の如し、

一、本社の資金を以つて下記の有價證券に投資すること、卽ち內外國の法律に準據して設立された會社の株式社債及假證券又は內外の國債及地方債。

二、本社は擔保附、又は無擔保社債の發行その他あらゆる方法に依りて長期と否とを問はず すべての目的のために資本を調達すること。

三、金融會社として、金融業務一般を營むこと。

四、各種の株式、抵當證券、社債、特許權、利札、倉庫證券、擔保物、商業手形、その他の流通證券及各種の動產不動產等に關する發行、引受、買入、所有、賣却、交換、賃貸、貸借等の業務。

五、右の諸證券又は財產を擔保とする貸出業務。

六、本社の代理店を通じて取得したる各種有價證券に關する。如何なる危險に對しても保證を附與すること。

七、會社資產の一部又は全部を會社借入金の擔保として提供すること。

八、債權の讓渡、債券又は金錢の支拂、輸送、取立に關する代理或は財產管理の代理をなし、其の他公私の一般代理事務に從ふこと。

九、商人、銀行家又は資本主としての業務を遂行し、又金融取引一般に從事すること。

十、內外に於て發行される國債地方債、社會及株式に關し債權者のため受託者となること。又あらゆる信託及受託の業務を遂行すること。

十一、清算人、裁判所、受託者その他の人から破綻會社又は個人の財產を買取り此等を換價するため右財產に關する一切の事務を遂行すること。

十二、各種證券の所有者として又は利害關係者としての本店に有利又は本社保護のために有利なる一切の契約を締結すること。

十三、內外の法律に準據して設立されたる各地の會社、シンヂケート・トラスト又は個人組合の資本調達に關する一切の事務。

十四、あらゆる會社又は個人と、組合、利潤、分配、協同、共同作業、相互的讓渡その他本店に有利なる一切の契約を締結すること。

十五、本店の組織の修正又は目的の擴張は本社に有利なる結果を齎す所の、あらゆる法律制定に努力し、之に反し、直接又は間接に本社の利益と相容れざる一切の法律案又は法律の適用に對しては反對する。

十六、本社はその適當と認むる場合その保有する財產、殊にあらゆる會社の株式、公債その他の證券を賣却、賃貸その他の證券を賣却、賃貸その他の處理方法をとること。

十七、海外に於ける本社の取引に必要又は有利なる一切の行爲をなすこと。

十八、本社關係の一切の株式、社債その他の證券に對しては、所有者に正金にて配當を支拂ふこと。

十九、以上記載して來た諸項は本社の計算に於て、又手數料に依りて、本社單獨に又は他社或は個人と協力して遂行するものとす。

二〇、約束手形、爲替手形、その他の流通證券の振出、引受、裏書及辨濟をなすこと。

二一、以上の諸目的を達するため附隨する一切の事務をなすこと。



### (二)米國に於ける「投資信託」

投資信託は有資家の手に散在する零粹の資金を打つて一團として、之を國內國外の事業に投下運用するものであつて、隨つて之が資金の潤澤なる國に特有の制度なること亦當然の歸結である。斯くて最近迄世界第一の債權國たりし英國が此の制度の發祥地であつたことは必ずしも偶然ではない。實際イングランド及びスコットランドに起つた投資信託こそ、彼の豐富な英國の資金を其の屬領植民地は勿論他の海外諸國に繰出した最も重要なる機關であつた。現に新らしき債權國たる米國自身でさへ、千八百七十年代から世界戰爭突發に至る數十年間に亙つて爲された國力の發展に要した資金は、一にロンドン及びエジンバラに本社を有する英國投資信託會社の手に依つて給せられたのである。今日本國は世界一の資金國となり、他の諸國は夥からざる資金の缺乏に喘いでゐる。玆に英國に發達した投資信託が米國に發生するのは當然といふべきであつて、此の長年月に亙つて築き上げられた投資の經驗と法則とを採用して自國の經濟組織に順應せしめ、以つて適當なる新投資機關を設立利用し、國內產業の健全なる發達に資すると共に、對外投資の擴張に一步を踏出すことは、今日の米國のまさに爲すべき處であり、又米國のみが完全に爲し得る唯一の大事業である。

投資信託類似機關について見るに、第一に、信託會社は所謂「財界の百貨店」の別名を以つて呼ばるゝ財務の代行機關であつて、特に米國の信託會社は一般に銀行業務、保證預り其他の受託業務代理業務、證券引受及發行業務竝に投資に關する代行業務を取扱つてゐる。然るに投資信託會社は此の最後の投資業務を專門とす

るものであつて、唯英國從來の充實信託會社中には偶々右に述べた他業を附屬業務として取扱ふものと認めることが出來るが、其の主要業務が投資業務に在ることは投資信託會社の特徴である。米國に於いて新興の投資信託會社と比較さるべきものに、國立及州立銀行、貯蓄銀行、保險會社並に特殊會社等があるが、此等のものは投資信託會社が共同投資と所有證券の運用とを主要業務とするに比して、全く性質を異にせる他の業務を目的とするものであつて、其の爲す所の證券の買入の如きも特殊會社の場合を除いては、皆剩餘資金の運用の爲めにするものであり、其れが本來の目的ではないのである。

斯くの如く投資信託會社の意義は理論上明確に定めることは出來るのであるが、唯彼の財務會社（Promoting Company）と比較する時は、實質上確然たる限界を認めることが難からず困難である。卽ち二者共に株式會社債の發行に依つて資金を蒐め、之を他の企業の證券に投下運用する點に於ては全く同一である。唯投資信託會社に在りては此等の投資證券より受くる配當及利息と此等證券の賣買に依る資金の運用益とを獲ることが本來の目的であり、努めて特殊の證券に多額の資金を投下し、以て其の事業に對して密接の關係や重大な責任關係を生ずることを避くるものである。反之、財務會社等は其の投資する證券を遙かに狹い範圍に限り、關係事業に對しては直接支配者の地位に立つものであり、隨つて其の收益としては、證券の引受及發行に因る利鞘とか關係事業の發展に因る配當の增加等が見込まれているのである。

要之、二者の差異は投資證券を通じて生ずる事業との關係が粗

## 當所代金取立

「代金取立」の項を見よ。

## 特別銀行

特別銀行とは、國家が財政經濟上必要である任務を遂行させる爲めに、特別法令を制定して、之に基いて設立せられた銀行を指すのであつて、明治以來設立せられた特別銀行は、次ぎに擧ぐるものである。

| 銀行名 | 根據法 |
|---|---|
| 日本銀行 | 日本銀行條例（明治一五年太政官布告）<br>横濱正金銀行條例（明治二十年勅令） |
| 横濱正金銀行 | 横濱正金銀行條例（明治二十年勅令） |
| 日本勸業銀行 | 日本勸業銀行法（明治二十九年法律） |
| 農工銀行 | 農工銀行法（明治三十年法律） |
| 臺灣銀行 | 臺灣銀行法（明治三十年法律） |
| 北海道拓殖銀行 | 北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律） |
| 日本興業銀行 | 日本興業銀行法（明治三十三年法律） |
| 朝鮮銀行 | 朝鮮銀行法（明治四十四年法律） |
| 朝鮮殖産銀行 | 朝鮮殖産銀行令（大正七年勅令） |
| 産業組合中央金庫 | 産業組合中央金庫法（大正十二年法律） |

而して此特別法令は、特別銀行の營業の種類及び方法を限定し其營業が設立目的卽ち財政經濟上國家が行はしめ樣とする任務の埒外に走ることを防ぎ、全力を擧げて其の目的任務に傾注させる樣にすると共に、任務を遂行するに必要である銀行券又は債券を發行する等の特權を賦與してゐる。更に局に當る重役の選任に就いても、概して政府の任命又は許可の制度を採り、監督官を設け



重要事項に關して政府の認可を必要とする等の監督規定を設けて居る。而も其の設立を容易にし、目的達成の上に便宜を與へる爲め、其の特別法令中に、又は別に補助法を定めて、或は政府が株式を引受け　其の政府引受額に對して、一定の期間內は配當を免除し、又は其配當を積立金に繰入るゝことを認め、或は又一定の期間、政府が配當の保證をする等の方法を採つたのである。尙ほ其の外に、設立後にも直接間接に必要な保護を與へ、之れを助長する方針が採用せられて來たのである。

特殊の職分を果すため特別の權利又は目的を有し個々の特別法に依つて設立せられたもの卽ち日本銀行、橫濱正金銀行、日本勸業銀行、臺灣銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖產銀行、各府縣農工銀行、貯蓄銀行を合して特殊銀行と謂はれる事がある。

## 特別五分利公債

之は明治三十九年に臨時事件費支辨のため發行せられたもので據置期限は明治四十三年末であつて、償還期限は昭和十年末である。特別五分利には「を」と「わ」號があり、何れも證券及利札に特別の二字を刷入してある。

## 特別當座預金

特別當座預金は一名小口當座預金とも稱せられ、要求拂預金たる點に於いては當座預金と異ならざるも小切手を使用せずすべて引出は通帳を以つてする點に於いて異る。金額は小口多く實質は貯蓄預金に似た點があるが、又一口拾圓以上、利息は單利法に依る點で貯蓄預金と異なる。當座預金開始に於ける如く預金依賴者の信用調査をする事なく何人にも許すものである。

## 特別融通法

昭和二年春の金融恐慌の緊急對策として五月の議會に政府は「日本銀行特別融通及損失補償法」案を提出し、種々修正されたが、兩院を通過し五月九日公布し、卽日施行した。該法の內容について見るに、先づ本法に依つて日本銀行から特別融通を受けることが出來る銀行は、原則として現に預金の拂戾停止中に非ざる銀行（普通銀行は所在の府縣內に本店又は支店を有するもの）に限るのであるが、現に預金の拂戾を停止して居る銀行でも、將來營業を繼續し得られる見込のあるものも、亦本法に依つて特別融通を受けることが出來るのである。然し乍ら、前者も、又後者も、特別融通を受ける場合は、特別融通審査會の審議を經てからでなくてはならないのである。此の特別融通審査會の組織及其權限は、特に勅令を以て定められて居る。

本法に依つて特別融通を受け得るには、其借受金を以て預金の支拂準備に充てるのでなくてはならないのである。故に之を以て新なる貸出資金に充てるが如きは容されないのである。蓋し本法制定の趣旨が「財界ノ安定ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムル」場合に融通を爲すにあるからである。

然れども日本銀行は、假令財界安定の必要ありと認めた場合でも、進んで之を爲すべきでなく、希望する銀行から、資金融通の請求ありたる場合に於てのみ之を爲し得るのである。本法に依つて、日本銀行が特別融通を爲すには、手形割引の方法に依つて之を爲すことを要するのである。而して、此の場合の手形の割引は、本法施行の日から一年以內でなくてはならないのである。故に一ケ年を經過した後は、本法に依る融通を爲すを得ないのである。

然れども此の制限は、最初割引を爲すの時期を謂ふのであつて、右の期間内に、銀行が特別融通を受けたなれば、手形の書換に依つて繼續を求め、更に引續き十年間は之を求めることが出來るのである。

本法に依り、日本銀行が特別融通を爲したるに因つて損失を受けたときは、五億圓を限度として、政府から其補償を受けることが出來るのである。而して、謂ふ所の損失を決定する所の基準は大藏大臣が之を定めることになつて居る。尤も日本銀行が受けた損失及其額は、特別融通損失審査會が之を決定するものである。

日本銀行が、本法の定むる所に依つて特別融通を爲し、因つて損失を受けたるときは、五億圓を限度として政府から補償を受けることが出來るのであるが、其の補償金は五分利附國庫證券を以て交付されるのである。

而して政府は、補償に必要な額を限度として公債を發行することが出來るのである。第七條は「必要ナル額ヲ限度」としてなる極めて漠然たる文字を使用して居る爲めに、其額如何に付ては之を知るを得ない。惟ふに此補償たるや、之を豫測するを得ないものであるから、法律を以て其額を明定するを得ないものである。故に其の最高限度は五億圓と謂ふことに定められたに止まる。

政府が日本銀行に對して、補償金として交付する國債證券は、額面を以つてするものでなく、時價を參酌して交付價格を定め、之れを以つて計算して交付するものである。而して其の交付價格を定める權限は大藏大臣にある。

## 都市銀行

庶民銀行にして小商工業又は一般都市細民の金融を目的とするものを指稱し、農村銀行に對するものである。

## 弗買

「弗買」と「圓賣」とは全然別個の現象ではなくして圓賣の反面は弗買であり、弗買の行はるゝ所必ず圓賣ありて、此の兩者は同一楯の二面に過ぎない。弗買は貿易上の原因と其他の原因に分つて考へる事が出來る。貿易上の原因と云へば、例へば日本商人が米國から棉花を輸入した場合、之が代金を支拂はねばならぬ。米國商人に支拂ふのであるから日本の貨幣を米國の貨幣に換へて支拂はねばならぬ。卽ち米國商人は棉花代金を米國の貨幣で受取れるやうにせねばならぬ。又貿易外の場合については、例へば日本內地から米國にある日本の公債（米貨で支拂ふ條件になつて居るから米貨元債と謂ふ）を買はうとする場合、內地の買手は日本の貨幣で支拂ふ事は出來ない。米國市場で買入れるのだから米國の貨幣で支拂はねばならぬ。かくの如く米國に對する支拂はすべて米國の貨幣を以つてせねばならぬ。ではどうして米國の貨幣を以つて支拂ふかと云ふに、圓を賣つて弗を買ふのである。如何にして圓を賣つて弗を買ふかと云ふに正金銀行から「弗爲替」を買ふのである。弗爲替とは「弗手形」と云ふても同じ事であつて、額面金額が米國貨幣である「弗」を以つて示されてゐる爲替手形である。例へば我國が生絲輸出に際して振出す生絲輸出手形は「弗爲替」の一種である。「弗爲替」は期限が來れば額面額の弗貨幣を受取るものである。故に當時の爲替相場で換算して正金銀行に行つて圓貨を支拂つて弗爲替を買ふ事は、取りも尙さず弗の身代を買ふ事であつて、その爲替手形の期限が來たら弗貨幣を受取る事になる。故に弗爲替を買ふ事が卽ち圓を賣つて弗を買ふと云ふ事になるのである。



我が貿易業者が米國に支拂勘定を有する時は、正金銀行から弗爲替を買つて之を米國の取引先に送る事は平素常に行はれてゐる所である。又貿易外の取引例へば外國證券を買入れる場合でも、弗爲替を買つて決濟する事になる。勿論、直接に米貨證券、例へば米貨邦債、米國の大藏省證券、米國の株券等を買入れる事も、結局弗で支拂はれる證券を圓を以つて買入れるのであるから「弗買」に外ならない。又日本內地で持つてゐる預金を引出して、米國に持つて行つて米國の銀行に弗勘定で預金する事も「弗買」であり、米國への旅行者が所持金を弗貨幣に換へることも「弗買」に外ならぬ。

而して「圓」を賣つて弗を買ふ場合は「弗買」となるが、圓を賣つて磅を買ふ時は「磅買」であり、こうした現象は絕えず行はれてゐる。故に今更新しく「弗買」と云ふ現象が起つたわけではないのである。

## ドーズ案 Dawes Plan

**(A)ドーズ案の成立** ヴェルサイユ媾和條約の規定に基いて設立された賠償委員會は、一九二三年十一月三十日關係諸國の專門家からなる委員會を任命し、賠償案の根本を決定すべき目的で獨逸の豫算を均衡し、馬克を安定せしむる方法を審議せしむることになつた。該委員會の委員長が米國人ドーズ氏であつたから之をドーズ委員會と云ふ。該委員會の報告が一九二四年四月に發表された。此の報告が所謂ドーズ案である。此の案が同年八月倫敦協定となつて實施されることになつたのである。

**(B)ドーズ案の內容** ドーズ案の內容を示せば左の通りである

(一)賠償支拂年額の確示。ドーズ案によると、獨逸は金馬克を以て、每年左の通り支拂はねばならぬ。

一九二四年十月から一九二五年十月に至る第一年、十億馬克。
一九二五年十月から一九二六年十月に至る第二年、十二億二千馬克。
一九二六年十月から一九二七年十月に至る第三年、十二億馬克。
一九二七年十月から一九二八年十月に至る第四年、十七億五千馬克。
一九二八年十月から一九二九年十月に至る第五年、二十五億馬克。

たゞし第三年と第四年の支拂年額は、賠償金勘定に振當てられた獨逸の租稅收入額の多寡に應じて、上下にその三分の一までは增減することを許されてゐる。第五年は獨逸の國力回復の標準年度と見做されて、その年額二十五億馬克は爾後每年支拂はるべきものとせられてゐる。この標準年額は賠償支拂の最高年額を示すものであるが、別に精密に組立てられた繁榮指數に關する規定があつて、萬一獨逸の國富並に課稅能力が增進して、ヨリ以上の苦痛なしにヨリ多額の支拂をなし得るやうな狀態となれば、右の確定年額は適當に增大すべき可能性が與へられてゐる。しかしながら他方、萬一金地金の價値が一割以上騰落した場合には、これに比例して右二十五億馬克の年額は調節せられるべきものとなつてゐる。

(二)金馬克による計算 ドーズ案に基いて獨逸の負ふべき債務額の計算は、凡て金馬克を以てすることになつてゐる。從つて賠償金支拂に對する獨逸政府の直接の責任は、一定年度に引渡すために集められた金額が、帝國銀行の預金として聯合國の賠償支拂

總代表者 Agent-General for Reparation Payments の勸定に、馬克を以て引渡された時を以て終了する。この方法によつて聯合國のクレヂットに移された金額の中から、占領軍の費用、賠償用の實物引取の費用及び馬克にて支拂ふべきその他一切の費用が支辨せられる。しかる後に於て若し殘高があれば、それは聯合國政府のために直接現金移送用として利用せられ得べきものである。馬克を以て外國貨幣(或は爲替)を購入する仕事は、專ら聯合國側の振替委員に一任されてゐる。たゞしこの振替委員の活動に對しては、それによつて馬克の安定がおびやかされぬことゝいふ有力な條件がつけられてゐる。故に萬一、外國貨幣に交換することの出來ない金額があれば、それは賠償支拂總代表者の手に於て保管せられることになる。もしその金額が五十億馬克に達したときは、その後の賠償支拂年額については、その年度に於て實際上送金された金額の程度まで減額されることになつてゐる。

(三)帝國銀行(ライヒスバンク)の組織改革　獨逸の賠償債務は右の如く凡て馬克債務であるから、聯合國は自然、馬克の對外價値の下落を防止することに絕大の利害を感ぜざるを得ぬ。これがために帝國銀行の組織を改革して今後五十年間、金券發行の獨占權を持たしめることにした。帝國銀行の直接の行政權は、一人の獨逸人總裁と若干の獨逸人からなる理事會の手にあるが、別に新らしく七人の獨逸人と七人の外國人とからなる監事會を設けて、これに極めて廣汎なる權限を與へてゐる。即ち監事會は、いやしくも債權國人民の利害に關係あるべき一切の事項について、帝國銀行の組織上並に運用上、一切の統制及び監督の任に當るのである。なほ右外國人監事の內、一人は特に監理者と呼ばれ專ら帝國銀行の銀行券の發行並に金準備の維持に關する法規の遵守を監視する任に當るのである。

(四)賠償金支拂資源　ドーズ案中には、先づ獨逸の財政を整理し豫算の均衡を計るために、獨逸國の歲計豫算による賠償支拂についてモラトリアムを一部分承諾してゐる。いま試みに各年度に於ける賠償支拂年額について、これを構成すべき各種の資源を明かにするならば、次の通りである。(單位百萬馬克)

| 資源 | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 歲計豫算—剩餘 | — | — | 一一〇 | 五〇〇 | 一、二五〇 |
| 債券利子 | 二〇〇 | 五五〇 | 五五〇 | 六二五 | 六二五 |
| 鐵道・運輸稅 | — | — | 三七〇 | 三八五 | 三八五 |
| 優先株賣却 | — | 五〇 | — | — | — |
| 工業—債券利子 | — | 一五〇 | 二五〇 | 三〇〇 | 三一〇 |
| 外債 | 八五〇 | — | — | — | — |
| | 一、〇五〇 | 一、二一〇 | 一、四〇〇 | 一、八二五 | 二、三二五 |

即ち第一年度(一九二四—二五)と第二年度(一九二五—二六)に於ては賠償支拂の責任は少しも通常豫算面に課せられてゐぬ。蓋し第一年度の分に對しては八億馬克の外債が新たに募集されることになつてゐるから、その手取金の內、銀行券發行準備金として必要額を保留した殘額は、賠償金勸定に基く諸種の國內的支拂に充てることが出來る。また第二年の分に對しては、鐵道優先株の賣却手取金並に鐵道及び工業債券の利子支拂の形式を以て、優にこれを支辨することが出來る。かくてドーズ案に基く獨逸の賠償金債務の內、第一年度の十億馬克、第二年度の十二億二千萬馬克に對しては、殆どその全部を國內的支拂の方法によつて支辨することが出來る。

(五)廣凡なる財政管理の實施　ドーズ案の實行を決定した倫敦協約に於ては、ベルサイユ條約よりも數歩を進めて、獨逸國內に於て廣凡なる範圍に亘る財政管理の制度を採用してゐる。まづこの方面に於て最も重要なる意義を認められるものは鐵道である。即ち獨逸の鐵道政策が政府の產業政策の束縛を脫して、純然たる收入主義の立場から經營せられんことを確保するために、ドーズ委員會は國營鐵道をまづ私營に移すべきことを提議した。而して該鐵道會社は、資本價額を二百六十億馬克として、その中百十億馬克を賠償支拂用の債券とし、これを賠償委員會に交付する。この債券に對しては、一定年度を經過したる後每年五分の利子と一分の償還基金とを拂渡すべきことになつてゐる。此等の債券所有者、即ち獨逸國に對する債權者の利益を擁護するためには、一人の受託者と一人の鐵道監理者とが任命せられる。右監理者は鐵道制度全般に亘つて一般的檢査を行ふ權限を與へられそのみならずドーズ報告書第三附屬書によると、「萬一協定せられたる規定に基く支拂が實行されない場合、或は近き將來に於てこの不履行のために重大なる危險が起らんとしつゝある場合に於ては、鐵道監理者は聯合國の代表者として鐵道に關する完全なる管理を實行すべき權限を持つ」と記されてゐる。なほ右鐵道會社の取締役十八人の內、半數は賠償債券所有者の受託者の手によつて指名せらるべきもので、これら九人の內、四人は外國人、五人は獨逸人となすべきものである。そして取締役會長は常に獨逸人であるべきことになつてゐる。第二に帝國銀行も亦組織を改革して、聯合國の管理に移されたこと並びに銀行監理者に關する重要なる規定が設けられてゐる。第三に關稅、アルコール、タバコ、ビール、砂糖等の諸稅もまた賠償委員會の任命する監理者の手を通じて聯合國の管理に移されることになつてゐる。第四に、新たに賠償支拂總代表者なるものが設けられて鐵道管理、銀行管理、歲入管理の三方面に亘り、各管理者の行動を調節する任に當るのである。この賠償支拂代表者は同時に振替委員會の議長を兼ねるのである。

(六)ドーズ案の結末　ドーズ案は賠償の支拂方法及年次支拂額を決定したのみならず賠償總額を決定したのみであり、且ドーズ案の實施の結果該案により每年二十五億馬克を支拂はしむる事は獨逸にとり過重負擔たる事が明白となり、遂にドーズ案改訂論が生じ、一九二八年九月ヤング委員會の任命となり、ヤング案成立に依りドーズ案は結末を告げた。

## トーレーンス制度　Torrens System

トーレンス制度は登記と地券制度を併用したものでロバート・トーレンスの發案に依り、一八五八年七月一日より濠洲に於て始めて實施されたものである。之は登記制度として種々の便宜を有する所より各方面に歡迎され、濠洲諸州は勿論セイロン、海峽殖民地等英國殖民地に實施され、英本國も一八六二年之が制度を採用したのである。併し英國では再三實施して失敗しその度に改善を施し、一八九七年倫敦にて強制法として發布されるに至つた。加奈陀にては今日トーレンス法は普通の制度となつてゐる。爾來トーレンス制度は合衆國にも渡り、一八九五年イリノイズ州に該法を發布したのを皮切りとして、今や十九州が採用するに至つた。更に一九〇二年フィリッピン群島、一九〇三年布哇にも實施されることになつた。

濠洲に於ける代表的のトーレンス法としてヴィクトリア州に於ける本制度に就いて詳述して見やう。

先づ登記を受けんとする者はその權利を證明する書類を添付し

て登記所長に申請する。所長は之を物權檢査官に交附して調査さすのであるが、此の調査は極めて嚴重であつて、必要とあれば數十年の昔に遡りて眞否を確めることすらある。此の檢査を通過すれば所長は始めて申請者の申請を許すし、登錄書記に一件書類を手交し、地券を發行し登記の手續を完了させてするのである。

地券 Certificate は原本二通を作製し一通を登記所に止めて登記簿となし、他の一通に登記簿の卷數、番號、頁數を記入し申請者に手交するもの之が卽ち地券である。地券面上に記された權利者の地位を出來得る限り强固ならしむを以つて主眼とし、從つて詐欺に依つて地券を取得したる場合の外は地券は地面上の權利の絕對的の證據物である。又一旦地券を取得したる以上は、假令その發行手續に於いて如何なる瑕疵があつてもそれを原因として地券そのものゝ效力が失はるゝ事は絕對にないのである。蓋し發行に關し登記所が過失にて眞の土地所有權者にあらざるものに地券を交附し、之が爲めに生ずる眞の權利者の被る損害に就いては保證基金より賠償されるにより、地券の取得者に於ては毫も責任はないのである。又地券はその內容に從つてすべて裁判所に於ては絕對的證據である。地券喪失せし場合は當事者の申請に依つて特別地券 Special Certificate を發行するのであるがその效力、內容共に原地券と同一である。登記簿の滅失又は滅毀せし場合の用意として、地券發行に際して地券寫 Duplicate Certificate なるものを別に作製して登記所に保管する。地券寫も共に滅失せる時は地券を基礎として登記簿を復活せしむるものとする。寫に基いて復活した登記簿と原登記簿との間に相違ある場合は、登記官吏の過失に依るものとして被害者は、保證基金又は登記官吏に對して損害の賠償を求むることが出來るのである。

次に地券面上の記載條項中測量の誤謬又は誤記ある場合はその訂正を求むることが出來る。又一所有者の地券に記載ある土地が誤測その他の理由のため隣地者の地券に包含せられて重複する場合は隣地者の地券訂正を請求する事が出來る。地券の訂正ある時は登記所長は本卷を物權檢査官に交付して調査を求むる一方、新聞に廣告して利害關係を有する第三者には夫々手紙を以て通知して意見を求め、その結果當局の測量の誤謬又は誤記を確認する場合始めて訂正の許可を爲すので、是が爲め勿論隣地者の地券にも變更を來すことになる。

登記を要する事項は法律の列記する所によるが、不動產物權の移轉は單純なる契約によりて效力は生ぜず、登記によりて始めてその效力を生ずるのである。所有權移轉の登記を求むるには法律の規定せる方式に從ひ所有權讓渡證書を作成し、讓渡人、讓受人共に之に署名し、之に地券を添へて登記所に提出する。土地全部讓渡の場合には登記所は其の旨を登記簿及地券の裏面に記入し之を讓受人に交付するのである。然る時は地券は讓受人を所有者となす、新規の地券を發行したると同一效力を有することになる。また土地の一部を讓渡す場合なれば登記所は地券面上の讓渡され



たる部分だけを抹消し又その旨意を登記簿に記入して之を讓渡人に遞附し、別に讓受人の爲に新規に地券を作製して手交するのである。

抵當權設定登記もほゞ前者と同樣である。卽ち法律の定むる形式に從ひ抵當權設定證書二通を作製し、地券を添へて登記所に提出する時は、登記所はその旨を地券、登記簿及抵當權設定證書に記入する。此の時に於て抵當權は效力を生ずるのである。地券は所有者に遞附し、抵當權設定證書の一通は是を登記書に止め、一通を抵當權者に交附するのである。斯くすればいはゆる登記濟の抵當權設定證書となり、その內容に從へる抵當權設定が登記簿及地券に記入せられたる事の絕對的の證據となる。抵當權者はこの有力なる證據を手中に有するが故に、その權利の行使上毫も不便を感ずる所はないのである。尙借地權その他の設定手續も大體右の原則による。

同一の土地に對して同時に數個の他物權設定登記の申請ありたる場合は、地券の添付ありたるものを先づ登記する。又數個の他物權間の順序は設定證書の日附に非ずして登記の日附による、又登記は申請交附の順序に依るのである。

以上が濠洲に於けるトーレンス法の大樣であり、前述の如く英本國を始めカナダ、海外殖民地、合衆國十九州に採用されてゐるが、その原則は同一趣旨の上に立ちたゞ其の地方の狀況に應じて技葉に亘つて幾分の相違あるは免れない。しかし之に依つて不動產移轉を不動產と云ふ性質に基いて保護する趣旨から發達した現制度、卽ち登記制度の特徵を維持しながら、之から生ずる取引の不便、卽ち抵當權設定に當つても手續と日數と費用を要した不便を、地券の交附に依つて迅速、低廉、簡單に爲し得る效果は認めないと云ふ譯に行かない。經濟に於ては、この手續は數時間を要しないと云はれて居る。

## 獨逸の貨幣及銀行制度

**(一)大戰後の馬克下落**　舊獨逸帝國銀行の兌換準備制度は、數回改正を試みられた結果、一九〇九年以後に於ては次の如き方法によつて行はれたのである。

第一、銀行券發行には必ず三分の一以上の正貨準備を必要とする。第二、五億五千馬克を限り無準備にて兌換銀行券を發行する事が出來る。但し二月、六月、九月及び十二月の末日には無準備發行額を七億五千馬克に擴張する事が出來る。第三、第二の制限以上に銀行券を增發する時には、其超過額に對し年五%の發行稅を納付するを要す。第一は三分の一準備法の大原則を定めてゐるのであつて、これは絕對的條件である。第一の比例準備法の條件の許す範圍內に於て所謂屈伸制限法卽ち第二、第三の方法を行ふのであつた。日本銀行が舊獨逸帝國銀行に學んだのは第二及び第三の方法のみであつて、第一の比例準備の方法は採用してゐない。

かく獨逸は大戰前は金本位制を採用してゐたが、開戰直後一九一四年八月四日付法律を以つて獨逸帝國銀行券の金兌換を停止して之を不換紙幣と化すと共に、更に一九一五年十一月十二日に至り、獨逸政府は布告を以つて金の輸出並びに再輸出を禁止し、こゝに全く金本位制を停止するに至つた。これと同時に獨逸政府は戰時非常策として通貨制度に次の如き二大變更を加へて、戰後のインフレーションに對する有力なる原因を作つた。卽ち、

(一)獨逸帝國銀行發券準備制限の緩和。一九一四年八月四日の銀行法改正法律は一八七五年の銀行法による制限外に對する五分

の課稅を免除し、且つ保證發行の準備として商業手形以外に期限三ケ月以内の政府手形及び大藏省證券を加へ得るものとした。

(二)貸付金庫證券の發行、一九一四年八月四日の貸付金庫法は戰時に於ける信用の需要に應ずるため、殊に商工業促進に對する貸付を與ふるため獨逸國内の獨逸帝國銀行大支店及び支店所在地に貸付金庫を設置し、同金庫より「貸付金庫券」と稱する不換紙幣を發行し得る旨を認め、國庫及び各聯邦の公金庫に對しては强制通用力を有するものとして之を收受すべき旨を命じた。斯くの如く獨逸政府は開戰早々戰費捻出のため不換紙幣濫發の機會を大ならしめた結果、紙幣の增發を免かれなかつた。併し大戰中には種々の抑制策が行はれ、通貨の膨脹もさまで極端ではなかつた。然るに一九二二年頃から紙幣の濫發が著しく異常な狀態となり、特に一九二三年には狂的の紙幣濫發が實現され、同年十二月にはその絶頂點に達し、その發行高實に四九六、五八五、三四五、八五四、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇マルクの巨額に上つた。斯くの如き馬克紙幣の濫發に加ふるに、賠償義務の負擔、資本の海外流出、貿易逆調、國家經濟信用の失墜等の惡材料が加重した結果、馬克貨幣の購買力は日を遂ふて下落し、一九一四年七月末に一弗對四馬克十六ペニヒであつた對米爲替相場が、一九二三年十一月三十日には對米爲替崩潰のどん底と稱せられる一弗對四十二兆馬克の相場に低落し、對英爲替も一九一四年七月末の一磅對二〇馬克五〇ペニヒから一九二三年末には一磅對十八兆馬克に暴落した。

縺つて、內地物價の昂騰即ち貨幣の對內價値の崩落を見れば、一九一三年の卸賣物價を一とすれば、最も物價の騰貴した一九二三年十月末には一八、六五八、五〇〇、〇〇〇の指數になつてゐる。即ち約百八十六倍の騰貴を示した。斯様に獨逸貨幣制度は一大混亂に陷り、紙幣マルクは交換手段としての機能を全然喪失するに至つたため、獨逸國民は外國貨幣を以つて計算の基礎とすることを禁止したる法令をも無視して、皆金貨計算を用ひ安定せる外國貨幣を以つて計算するに至り、經濟界は漸く紙幣馬克より分離するに至つた。

**(二)レンテンバンクの設定**　獨逸に於ける財政難は貨幣の低落に基き貨幣の低落は紙幣發行の增加に原因する。卽ち財窘離を救ふには必ず紙幣の膨脹を防止せなければならない。然るに此の紙幣膨脹の原因は主として佛國に對するルールの消極的對抗にあるので、之が抵抗を維持するには一週に八兆馬克の資金を要すると云ふ。併し一週八兆馬克の發行は、印刷運搬といふ點から考へても到底困難であり、又一國民の生活難を高め、國庫の窮乏を招來しながら尙佛國を弱むるを得ないとすれば、此の消極的抵抗策は失敗に歸した事になる。玆に於てストレーゼマン內閣は終局の不利益を察し、貨幣制度を改革して貨幣回復の基礎を固めん爲、先に外國貨幣徵發令、爲替制限令、爲替投機取締令を發布して之が對策を講じたが、更に進んで一九二三年九月廿四日の貨幣改革案を議會に提出し併せて對佛消極的對抗を中止する旨を發表した、かくして新たに生れた貨幣がレンテン馬克である。恰も露國が從來のソヴィエット留を流通する一方新たにチェルオネッツを發行して二個の貨幣を流通せしめる事になつた如く、獨逸に於ても新舊二個の貨幣が流通さるゝ事となつたのである。レンテン馬克は之が發行權を一の特殊銀行卽ちレンテン銀行に附與し、該銀行をして之が發行を司らしむる事になつてゐる。故に今レンテン銀行に就いてその收容を略述すると次の如し。



(一)レンテン銀行は農工商及び銀行業者の出資によつて設立せられその總資本額を三十二億レンテン馬克とする事。

(二)資本の一半は農業者より他の一半は商工業者及び銀行業者より出資する事。

(三)同銀行の出資は現金拂込に依るに非ずして一九一三年に於て評價された土地工場其他の價額の三分の一を提供して出資額に充つる事。

(四)該銀行は此等の動產不動產を擔保として金馬克證券を發行する事。

(五)五金馬克證券は之を一般に賣出さず之を同銀行の庫中に貯藏し、別に此の證券を準備としてレンテン馬克紙幣を發行する事。

(六)レンテン銀行の金馬克證券は、額面最少五百馬克で五分利付とする。

(七)レンテン馬克の發行限度は三十二億馬克、其價値は從來の金馬克同樣に二千七百九十分一キログラムの純分金にて百ペニヒを以つて一レンテン馬克とする。

(八)レンテン銀行は其の資本及び收益に對して課稅を免除せられ、其他一切の營業に對して政府の干涉を受けない事。

(九)紙幣馬克は從來の通り法貸として通用するが、今後の增發を禁ずる。

(一〇)レンテン銀行は政府に對し無利息で三億レンテン馬克を貸付け、政府は之を以つて帝國銀行が割引したる國庫債券を償還する。

(一一)今後二ヶ年を限り同銀行は政府の必要に應じ十二億レンテン馬克を貸付け、又帝國銀行及び紙幣發行銀行に對し十二億レンテン馬克の貸付を與ふる義務を有する。但し此の場合は年利六分を附する。

(一二)レンテン馬克發行と共に帝國銀行は國庫債權の割引を免除さる。

(一三)レンテン馬克と紙幣馬克との相場は當分市場の成行に任す。

(一四)該銀行は要求に應じてレンテン馬克と該銀行金馬克證券とを平價にて兌換する義務を有する。

(一五)該銀行は二ヶ年後に於て解散すること。

次にレンテン馬克は十一月十五日に於て始めて二億馬克の發行を見るに至つたが、之がため貨幣界は多少複雜になつて來た。レンテン馬克の政府への貸付限度は十二億馬克であつて、その中三億馬克は無利子で、殘りの九億馬克は利息付である。

併しレンテン馬克とて暫定的の制度であるから、之を以つて獨逸經濟の根本的改革は不可能であり、遂にドーズ委員會に依つて、財政及び通貨改革の根本を建て通すことになつた。

**(三)ライヒス・バンクの設立**　一九二四年倫敦會議に於て成立したドーズ案に基き、獨逸は從來のライヒスバンク Reichsbank (帝國銀行)を改造し、以つて新中央銀行をして通貨を統一し、之を安定せしめ、又歲計の均衡を維持し、對外信用の恢復に資することゝした。新中央銀行の設立に關するドーズ案の主なる內容は次の如くであつた。

(一)新銀行の特許年限は五十ケ年、其資本金は四億金馬克とし、其中一億金馬克は帝國銀行の資產を以つて之に充て、三億金馬克は內外國に於て廣く之を募集すること。

(二)新銀行の事務の監督に就ては一般評議會なる一の機關を設け、七名の獨逸人並に英、佛、伊、白、米、蘭、瑞の諸國を代表

する七名の外國人を以つて其の委員とし、債權國の利益を保護せしめ、殊に委員長をして銀行日常の業務を監督し、銀行券の發行並に準備金の維持に就て銀行の法規の遵守さるゝや否やを注意せしむること。

(三)新銀行の政府貸上金は期限三ヶ月以内、金額一億金馬克に限り、政府に對する當座貸越勘定は許されず、郵便並に鐵道業に對する貸出も或一の時期に於て二億金馬克を超ゆるを得ず、償金支拂の資金を預金として收受するも、其の一時の預託高は二十億金馬克を以つて限度とすること、

(四)新銀行は、其特許年限内を通じて銀行券發行の獨占權を有し、從來の帝國銀行の發行に係る銀行券は新銀行に就て定められたる規定の下に回收償却すること。

(五)新銀行の發行する銀行券は無制限法貨の資格を有し發行額に對し其三分の一に相當する金額を金準備として保有すること。

卽ち獨逸政府は同年八月三十日を以つて右の案を具體化せる新帝國銀行を規定する法律を制定し、同年十月第二週目を以つて之を實施したのであつて、新法は實に歐洲大戰の影響を被けて其基礎を破壞されたる舊帝國銀行をば、根本的に改造することにしたのである。新帝國銀行は五十ヶ年の期限を以て銀行券發行の實際上の獨占權を賦與されてゐる。其發行に係る銀行券はライヒス馬克(帝國馬克) Reichsmark と呼稱され、其額面は最低十馬克に限られ、金貨を除いては獨逸に於ける唯一の無制限法貨となる。新帝國銀行は改造當時流通せし銀行券を悉く回收し、一兆億馬克に對し一帝國馬克の割合を以つて引換を爲すを要し、其引換期間は理事會の決定に從ふものと定められてゐる。銀行券に對する準備としての新銀行法は金準備と其他準備との二種を認めた。金準備の比率に關しては新銀行法の規定はドーズ案のそれと異るのであつて、卽ちドーズ案は三分の一準備制を提示してゐるが 新銀行法に於ては金準備は、銀行券發行高の四割を要すとし、其中四分の三は金(純金一封度卽ち五百瓦につき千三百九十二帝國馬克)、四分の一は外國證券を以つて之に充てる、而して右の中金は帝國銀行の庫中若くは外國發券銀行庫中に於て之を藏し、又外國證券は、(一)外國銀行券、(二)期限十四日を超へざる爲替手形、(三)外國小切手、若くは、(四)外國中心地所在の支拂能力ありと認めらるゝ銀行への預金孰れかの形態を採る事を要する。銀行券發行高の六割に相當する其他準備は割引適格の爲替手形或は小切手の形態に依ることを要求されてゐる。尙一九一四年八月の勅令にては大藏省證券を保證準備とする規定であつたが、新銀行法にては斯くて生じた通貨の過度の膨脹の弊に顧み大藏省證券から右の資格を剝奪した。銀行券に對する四割の金準備比率は獨逸通貨制度の基礎を鞏固ならしむる趣旨に出でたるものであるが、金融市場の變動に呼應するの必要ある場合には、必ずしも右の金準備比率に關する規守は墨守さるゝを得ない。玆に於てか新銀行法は例外的規定を設け、帝國銀行理事會に於て提議し、一般評議會の承認を經るに於ては法定の金準備比率たる四割を超へて銀行券發行を爲し得ることを認むるに至つた。但し右の如き限外發行に對しては嚴重なる制限的規定がある。卽ち金準備比率の低下が一週間以上繼續する場合には、金準備比率低減の程度に應じて左の如き發行稅が賦課される。

金準備比率が、四割以下、三割七分以上のときは稅率年三分。
金準備比率が、三割七分以下、三割五分以上のときは、稅率年五分。金準備比率が、三割五分以下、三割三分三以上のときは、稅率年八分。金準備比率が三割三分三三以下のときは、稅率年八



分に加ふるに金準備比率の三割三分三三未滿の部分につき一分。尙金準備比率が一週間以上繼續して四割以下に下つた場合は帝國銀行の割引歩合は其支拂ふべき稅率の三分の一だけ引上げ、且つ少くとも五分に引上げらるゝを要する。帝國銀行は純金一封度につき千三百九十二帝國馬克の確定割合を以つて、其提供されたる金を銀行券の銀行によつて購入することを要求されてゐるのであつて、此は新帝國馬克の金の内容を舊馬克のそれより自行發行の銀行券を呈示に應じて其持參人に兌換することを强制されてゐる。而して外國爲替とは一定の外國銀行宛小切手及び一定の外國銀行の帳簿上の振替と定義されて居り、兌換が此の形態にて行はるゝ場合には、金纔送費を超へざる手數料が賦課される。帝國銀行の預金に對する規定を觀るに、同行は無利子の預金又は振替勘定への資金の受入を爲すことを認められてゐるのであつて、此の事よりして銀行券發行について帝國銀行の重要なる職分を成す預金の遠距離振替が可能となる。帝國銀行は從前同樣に全國各地に散在する無數の支店を通じて全國的預金振替の制を行ふことになるのである。而して同行は預金に對しては四割の支拂準備金を保有するを要し、且つ此準備は他銀行又は外國への預金、他銀行宛小切手、其期限三十日以内の爲替手形若くは隨時コールし得る擔保附貸附より成立するを要することになつてゐる。舊帝國銀行法は預金に對しては準備金を要求しなかつたのであるが、ドーズ案は金又は金該當物の形態にこの一割二分の準備金に加ふるに、流動資產の形態にこの三割の準備金を要求したのである。隨て現法はドーズ案と比較せば預金の支拂準備金に關しては遙に寬大である。法律上準備金に供することを認められゝ資產は實のところ其範圍が廣汎に亘り、殆ど各種の資產を包含するものゝ如くに思はれる。帝國銀行は如上銀行券發行及び預金の受入の外、諸種の取引を營むことを認められて居る。卽ち、(一)金銀貸 金銀塊及び爲替の賣買、(二)其期限九十日を超へず且支拂能力ある者と認めらるゝ人少くとも三名の署名ある爲替手形及び同じく支拂能力ある者と認めらるゝ人少くとも三名の署名ある小切手の賣買若くは割引(但し他に適當なる擔保ある場合は、割引手形總額の三分の一を超えざる限度にて、二名の署名を以て足る)。(二)左の擔保に對し九十日以内の期限を以てする利付貸付、(イ)金銀貨、若くは金銀塊、(ロ)獨逸鐵道の全額拂込濟の普通株、普通優先株或は優先債務、聯邦政府の監督の下にある農業、自治體又は其他の獨逸土地信用機關の債券、獨逸法人組織不動產抵當銀行の債券、國内又は自治體に對し許容せる貸付若くは其保證ある貸付に基き、發行せる公設土地信用機關の債務、上記の機關及び銀行の債務——以上市價の七割五分まで、(ハ)聯邦政府、州又は國内自治體の持參人拂債務、聯邦政府の利子保證ある利子付債務——以上市價の八割五分まで。(ニ)外國の利子付持參人債務、外國政府保證の外國鐵道優先債務——以上市價の五割まで、(ホ)支拂能力ある者と認めらるゝ人の署名ある爲替手形——最低五分の割引まで、(ヘ)國内入庫中の商品——其價値の三分二まで、(ト)聯邦政府の長期債務、一般評議會の特別の承認を經るを要し、且つ該聯邦政府債務に對し責任を負ふ二名の保證人あるか、或は擔保以外の聯邦政府債務に對し責任を負ふ二名(其中一名は銀行)の保證人ある場合に限る。但し此種擔保貸付は帝國銀行の拂込資本金及び積立金の合計高を超ゆるを得ない、(四)前項(ハ)所定の證券の賣買(但し此等證券の購入は得意先との當面の業務の維持に必要なる場合に限つて認められる)、(五)諸機關、公共團體及び個人の爲に行ふ代金取立、是等の者の勸定よりする代理支拂及び振替、(六)得意先の勸定を以つてする各種證券、貴重品の購入及び賣却。帝國銀

行は如上の諸種の取引を營むことを認められてゐるが、自行に振宛てられたる爲替手形の引受、第二次擔保としてに非ざる鑛山、油田又は株式に對する貸付及び其資産の淸算或は銀行業務の遂行の目的以外の不動産、株式又は物品の賣買は嚴に禁止されてゐる。

(四)銀行制度　獨逸に現在する銀行を類別すると左の通りとなる。(甲)銀行券發行の方法により外來資金を吸收するもの、(一)ライヒスバンク、(二)私立發券銀行、(乙)預金の方法に依り外來資金を吸收するもの、(一)市營銀行業者、(二)株式會社及び株式合資會社銀行、(三)有限責任會社銀行、(四)金融組合、(五)公法的銀行、(イ)州銀行、(ロ)地方銀行、(ハ)町村銀行、(ニ)地主組合銀行、(六)貯金所、(七)振替中央局、(丙)債券發行の方法により外來資金を吸收するもの、(一)株式會社組織の不動産抵當銀行、(二)公法的不動産抵當銀行、(イ)農地金融機關、(ロ　市街地金融機關。

獨逸の普通銀行として最も勢力あるものは、所謂信用銀行であるが、之はかつてドイッチェ銀行、デスコント・ゲセルシャフト、ドレスドナー銀行、ダナート銀行の四大銀行が覇を唱へて「四D銀行」と稱されてゐたが、今は此等も合併して「二D銀行」となつた。Dとは大銀行の頭文字をとつたものである。



な

## 内國爲替　Domestic Exchange

内國爲替は送金爲替と逆爲替とに分つことが出來る。

(1)送金爲替　Mail remittance　普通送金爲替　Exchange for remittance　送金希望者は銀行から送金手形又は送金小切手を買入れ、之れを受取人に郵送する。受取人は之れを指定の銀行に呈示してその金員を受取ることが出來る。

(2)電信送金爲替　Telegraphic transfer (T. T.)　之れは送金に急を要する場合に利用するもので、銀行に送金金額と電報料を支拂へば、銀行は直ちに暗號電報を以つて目的地にある本支店又はコルレス先に支拂方を依頼する。勿論、依頼者も受取人に受取方の案内電報を打たねばならない。

(3)逆爲替　Reverse remittance　送金爲替とは反對に、債權者が債務者支拂の爲替手形を振出し、之れを割引によつて銀行に賣却し以つて送金を受取つたと同樣の結果を生ぜしむるものである。銀行は之れを支拂人居住地の本支店又はコルレス先に送附して取立をなさしむ。荷爲替はその一例であつて、手形の他所割引に外ならない。

## 内國爲替手形　Inland (or Domestic) Bill of Exchange

内國爲替手形とは手形の振出人及び支拂人が同一國に居住するものを謂ふ。換言すれば、一國の手形法の支配を受くる爲替手形であつて、内國爲替取引に使用せらるゝものに外ならない。

## 内　國　債

債券の債務者が外國にあると內國にあるとを問はず、債券が內國に於いて發行せられ、內國貨幣を以つてその金額を表示せると外國に於いて發行せられ、外國貨幣を以つてその金額を表示せるとに依つて分類する時、前者を後者に對し內國債又は內債と謂ふ。卽ち此の債券金額を表示する貨幣が異ると云ふことは、兩種の債券に少なからざる差異を生ぜしめるのである。

我が國に於いては國債に對して各種の特典を附與して居る。先づ國債の利子は所得税を課せられない。其の結果として國債の利廻りは免除せらるゝ所得税丈け低くなり、地方債及び社債の利廻りは之れに反し賦課せらるゝ所得税丈け高くなるわけである。國債は或ひは額面價格或は時價を以つて政府に對する保證金又は供託金として使用することが出來る計りでなく、使用せねばならぬことがある。

## ナショナル・プロヴィンシャル銀行　National Provincial Bank

英國のビッグ・ファイブの一つである。當行は一八三三年一地方銀行として生れたものであるが、その後合併に合併を以つてし一八六〇年代には既に倫敦に地盤を固めてゐた。一九一八年にはユニオン銀行と改稱した。一九二〇年にはかの有名なるカウッ商會を始め、其他の個人銀行を合併して一九二四年ナショナル・プロヴィンシャル銀行の名に復した。現在の公稱資本金四千三

百六十一萬磅、支店數一千三百五十行を數へてゐる。當行の頭取はかのハリー・ゴッシェン卿である。當行はロイヅと協力して姉妹銀行を經營して海外に發展してゐる。事實上併呑した所のカウツ商會(倫敦組合銀行)、グリンドレイ商會には獨立の體面を與へてゐるが、全然當行の手足となつてゐる。



## に

### 荷爲替手形

荷爲替手形とは、隔地者間の賣買取引に於て賣主が買主を支拂人とし銀行又は自己を受取人とせる爲替手形を振出し、之に目的物を表彰する證券を附隨せしめた手形を謂ふ。此の方法に依る場合は賣買取引の當事者間に於て豫め荷爲替になすことを約定するものであつて、賣主が目的物を引渡すと同時に、買主之れが代金を支拂ふ目的を以つて爲すものである。而して賣主は、金融の途を講ずるの手段として、銀行に依頼して他の商業手形と同樣に割引を求める。此の場合を稱して割引荷爲替と謂ふ。荷爲替に依る賣買取引は其當事者に都なからぬ便益を與へる。殊に遙隔地にあり、而も互に信用未知の當事者間に於て然りである。此の如き間柄にある商人は、賣買の申込みを受け其商品を引渡さんとするも買主の信用程度未知の爲めに代金の回收に就いて不安を感じる。又買主も前金の支拂を爲さんとするも賣主の信用未知の爲めに、果して商品の提供を受け得られるや否や、若し提供を受くるとするも、果して確實なる商品なるや否やに就いて都からず不安を感ずる。處が荷爲替を利用すると、買主が代金の支拂、卽ち爲替金の支拂を爲したなれば、其手形に附帶せしめてある貨物證券を引渡すものであるから極めて安全である。買主もまた、前金支拂によつて被る危險若くは不安を免れ得るから、賣主に劣らぬ丈けの利益を享受することが出來るのである。

荷爲替手形の割引とは、荷爲替手形を割引に依つて銀行に讓渡す取引である。荷爲替手形の割引は、その取組人が金錢の融通を受ける目的を以て爲されるものであるから、銀行營業の立場から觀察するときは一種の貸付行爲である。

### 日本銀行

明治初年の不換紙幣整理のため松方大藏卿は、明治十四年九月「日本帝國中央銀行」設立を提案し、更に翌年三月には、日本銀行設置に關する建議書及び創立趣意書を提出せられた。此の建議に依れば、日本銀行を設立する目的は、

第一、日本銀行を全國銀行の樞軸とし、國立銀行を支店と同樣に視て、之れとコルレスポンデンスを結んで相互の間を聯絡融和し、之に依つて資金の有無を通じて金融を便易にすること。

第二、國立銀行は資本は寡少であり、信用は薄弱であるが、有力な中央銀行を設立して、貸付割引を行はせ、他の銀行の資金の缺乏を補ひ、信用を助け、之れに依つて一般商工會社の資力を擴張すること。

第三、中央銀行は專ら手形の割引を本務とし、金融の輪轉を迅速にし、金融の硬塞することを採りて金利を低減せしめること。

第四、中央銀行を設立して後、行務が整頓するに至れば、國庫の出納、國債の償還等の事務を委託し官金の繁閑を量つて手形割引等に用ひ、國庫の殖益を圖ると同時に民間の融通に便宜を供すること。

第五、割引歩合を高低して正貨の出入を調節する爲めに、外國手形を割引いて正貨を收攬する路を開くこと。

に存してゐた。

政府は大藏卿の建議を採用して、明治十五年三月日本銀行條例を布告し、創立委員吉原重俊等は創業の事務に從うたのであるが

設立の許可を得て開業したのは同年十月十日であつた。

日本銀行條例の規定に依つて、資本金を一千萬圓と定められ、其營業は嚴重な制限の下に、手形割引を主眼として、地金銀の賣買、手形の取立、預金及保護預、並に確實な證券を擔保とする當座貸又は定期貸をすることに限られるとゝもに、國庫金の取扱及兌換銀行券を發行する權能を賦與せられたけれども、銀行券の發行は、當時、銀紙の差が頗る紛亂を極めてゐたので、別に規則を制定する迄は許されないことになつた。

明治十七年五月に至つて、銀紙の差が減少したから、兌換銀行券條例を制定して、銀行券發行の基準を與へたが、單に相當の銀貨を引換の準備に充てると云ふ事を規定したのみで、準備の割合と發行額とを制限することをしなかつたが、二百萬圓の準備銀貨に對して、五百萬圓を極度として漸次に發行することを指令し、翌十八年五月に初めて兌換銀行券の發行を見たのである。

政府は、翌年政府紙幣を正貨と引換へることを始めたので、銀紙の間に差がなくなり、又兌換銀行券の通用も良好であつたから明治二十一年兌換銀行券條例に改正を加へて、(1)正貨準備を金銀貨及び地金銀に改め、(2)保證準備に關する規定を設けて、其限度を七千萬圓と定め、(3)制限外發行を認めて、之れに年百分の五を下らない發行稅を課することゝし、4)政府紙幣銷却の爲めに、金利二分で二千二百萬圓を政府に貸上げること等を規定して、所謂屈伸制限法を採用し、我國の兌換銀行券發行制度は玆に確立せられたと同時に、銀行券統一の基礎が出來上がるに至つた。

明治三十年三月「貨幣法」の制定があつて、金本位制が確立し其實施に伴ふ銀貨を交換する事務を日本銀行に執らしめると共に兌換銀行券條例を改正して、銀貨兌換を金貨兌換に改め、又銀貨及銀地金は正貨準備の四分の一を超過することが出來ないことになり、同年十月一日以後兌換銀行券は全く金貨兌換となつた。

明治三十一年、政府は日清戰役後屢々現れるに至つた制限外發行の事實に顧み、一方內地產業を發達せしめる爲め千五百萬圓を充て、他方外國爲替の爲の低利資金として、二千萬圓を融通する趣旨で、保證發行限度を八千五百萬圓から三千五百萬圓の增加即ち一億二千萬圓(發行)に擴張する法律案と、此の特權に對する課稅として日本銀行の納付金に關する法律案を提出したが、帝國議會は前者に對して協贊を與へたけれども、後者に就いては發行稅の方法を採用することにして、保證發行高に對し年千分の十二半の稅率で課稅することに修正したから、政府も遂に之れに同意して明治三十二年三月現行法である「日本銀行納稅に關する法律」が公布せられた。爾後兌換銀行券條例の改正はなくして今日に及んでゐる。

## 日本銀行券

日本銀行券は從來完全なる兌換券であつたが、歐洲大戰に當り金輸出禁止斷行と共に事實上兌換を停止せられ、次いで昭和六年十二月金輸出再禁止に當つては法律的に兌換が停止された。即ち十二月十七日「銀行券の金兌換停止」に關する緊急勅令を發布し、日本銀行券、朝鮮銀行券、臺灣銀行券の金貨兌換停止を即日實行する事になつた。故に我國の紙幣は全部不換紙幣となつてゐるわけである。

日本銀行券の發行制度は屈伸制限法に依つてゐる。その內容を見ると次の通りである。

**(一)正貨準備**　發行する兌換券に對しては同額の金銀貨及地金



銀を準備することになつてゐる。而して銀貨及銀地金は正貨準備の四分の一を超過し得ざることになつてゐる。金貨とは我が貨幣法に基く金貨を指し、外國金貨又は小判の如き貨幣は、金塊と共に金地金として取扱はれるものである。明治三十七年六月三十日以降日本銀行は、政府の認可を得て在外正貨をも正貨準備として繰入れて來たが、大正十一年八月卅一日に至つて此の繰入は廢止された。

**(二)保證準備**　保證となり得る證券は國債、大藏省證券、確實なる證券及商業手形であつて、日本銀行の所有に屬するものでなければならぬ。右の中確實なる證券とは各種政府借入金證書、政府の保證に係る證券に限り、商業手形とは純粹の商業手形の外保證品附手形をも含んで居る。保證の價格は重役集會に於て決議し、大藏大臣の許可を受くることになつてゐる。

保證準備も漸次擴張されて現在一億二千萬圓になつたのであつて、明治二十一年七月にまづ七千萬圓と定められ、之が明治二十三年五月八千五百萬圓に、次で三十二年三月一億二千萬圓に擴張され現在に至つてゐる。

**(三)制限外發行**　市場の景況により流通貨幣の增加を必要と認むる時は大藏大臣の許可を得て、保證準備の場合と同じ證券を保證として兌換券を發行する事が出來る。

**(四)發行稅**　保證準備發行は日本銀行としては無利息の預金を受入れると同樣であるから、その特權に對する對價として日本銀行は政府に對して發行稅を納むる義務を負はされてゐる。

(a)保證準備發行に對する發行稅　一億二千萬圓を限度とする保證發行に對しては、每一ヶ月の平均發行高に對し千分の十二半、即ち年利一分二厘五毛の發行稅を納付する。但し日本銀行が政府の特命により年率一分若くはその以內の利息又は無利息を以て政府其他へ貸付けたる兌換券に對しては發行稅を免除する。

(b)制限外發行に對する發行稅　制限外發行稅は年率五分以上であつて、その率は大藏大臣が時々定むる事になつてゐる。通貨膨脹を目的として兌換券增發さるゝ時は自ら制限外發行が增加し、從つて之に對する發行稅は日銀の負擔となるべく、日銀は金利引上に依つて之を貸出先に轉嫁する。故に發行稅を引上ぐることに依つて通貨の膨脹を抑制することが出來る。

## 日本銀行週報

日銀週報は兌換銀行券每週平均高と營業每週報の二部分よりなつてゐる。兌換銀行券每週平均高の方は每土曜日に終る一週間の兌換券發行高、正貨準備、保證準備、準備合計及發行制限超越高(限外發行高)の一週間の一日平均高を揭げるのである。日銀は每日日銀帳尻として兌換券發行高、正貨準備限外發行高(之が消滅すれば當然の結果として發行餘力)及び民間貸出高を公表してゐる。だからこれだけの數字だつたら每日知る事が出來るから日銀週報を見ずとも好い譯である故、週報上の兌換銀行券每週平均高は餘り重要視されない。併し日銀帳尻では保證準備の內譯がわからないが、日銀週報の兌換銀行券每週平均高に依れば、その內譯がハツキリ判るといふ得がある。左に最近のものを揭げて見やう。

**兌換銀行券發行高每週平均高報告**(自昭和七年三月二十日至昭和七年三月二十六日)

| | |
|---|---|
| 發行兌換銀行券 | 一、〇二八、二一三千圓 |
| 內制限超過高 | 四七八、六五一 |
| 準備　金貨及金地金 | 四二九、五六一 |
| 公債 | 一〇一、二一〇 |

| | 預金及貸出 | 預金 | 貸出 | 有價證券 | 現金 | 預金 | 貸出 | 有價證券 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和七年三月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年四月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年五月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年六月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年七月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年八月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年九月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年十月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年十一月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年十二月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和八年一月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和八年二月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和八年三月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |

| | 預金及貸出 | 預金 | 貸出 | 有價證券 | 現金 | 預金 | 貸出 | 有價證券 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和七年三月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年四月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年五月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年六月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年七月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年八月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年九月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年十月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年十一月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和七年十二月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和八年一月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和八年二月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |
| 昭和八年三月末 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇五八、二三七 | 四三四、三八四 | 四二七、〇三二 | 一、八八八、三八〇 | 一、三四一、四八〇 | 六八、六三九 | 四二九、五六三 |

に依りて日銀が一國の金融を調節する政策を一般市場政策と稱し割引歩合の變更による割引政策と共に代表的な信用政策である。殊に我國の様な、日銀の割引手形の大部分が殆んど特融で固定してゐる所では、金利の上げ下げで殆んど金融を調節する事の不可能である故に、一般市場政策が有效である。

「政府法定貸付金」は明治廿一年勅令第五九號を以て兌換銀行券條例第二條を改正し、日本銀行兌換券發行保證額七千萬圓の中二千二百萬圓を年二分の利子を以て政府に貸上げ、政府紙幣償却に充てることゝなつたが、未だ實行に至らざるに先ち、二十三年五月法律第三四號を以て、兌換銀行券條例第二條を改正し、日本銀行の保證發行高を八千五百萬圓に增加すると共に、前記二千二百萬圓を無利子にて政府に貸上ぐることゝなり、同年八月大藏大臣命任書に依り實行せられたのである。然して其の元金を初年より三ヶ年間据置き、爾後明治四十五年迄に政府の都合により漸次償還することゝし、政府は更に右借入金を壹圓以上の政府紙幣交換基金として日本銀行に交付することゝなつた。其の後右期限は明治四十三年五月命任書により、更に明治四十五年に變更せられて今日に及んだのである。

「政府一時貸付金」は明治二十七年法律第十六號に依れば、國庫金出納上、一會計年度間一時、資金の不足を生ずる時は、相當の利子を附して日本銀行より借入をなす事を得、而して其の借入ることを得べき金額は、大藏省證券發行額と合して、當該年度大藏省證券の發行額を超過することを得ないことゝ規定せるが、其他政府は右法律によらず、議會の協賛を經て本行より一時借入をなす場合がある。

「政府勘定特殊現金」は大正七年軍用手票、軍用切符、損傷小額紙幣、新鑄造貨幣、新發行小額紙幣、回收貨幣、流通不便貨幣、臺灣補助貨、朝鮮銀行券（但し滿洲地域外に於ける受入に係るもの）臺灣銀行券（同）横濱正金銀行券（同）金地金、銀地金、圓形銀塊、供託金たる特殊の通貨、外國貨幣、外國貨幣拂爲替券、法令の規定に依り代用納付を許されたる證券、前各號の外大藏大臣の隨時指定する所の通貨、以上は政府勘定特殊現金として整理さるゝものである。

日本銀行は週報の外に年二回の半季報を出してゐる。之は毎期の決算報告である。營業週報も決算報告ではあるが、半季報告に示す科目を全部掲げてゐるわけではない。だから現行の週報の改正以前は數科目を一括して、一つの科目で現してゐたのである。例へば民間預金は民間當座預金、假受金、未拂諸稅劃賦金、送金爲替等を含んでゐた。

又政府預金も當座預金と然らざるものとの內譯も示されてなく現金及地金も內譯がなくて、正貨準備を確實に知る事が出來なかつた。卽ち從來の營業週報では正貨準備と日銀の要求拂預金を知る事が出來なかつた。所が最近の世界中央銀行の狀態は、正貨準備の算出は兌換券に對してのみでなく、兌換券と當座預金とを合した所謂要求拂債務に對する準備率を算出する様になして居る。此の要求により一昨年七月五日から週報の様式を大改正したのである。改正の要點は(一)從來の「政府預金」に內譯を示したこと(二)從來の預金を廢して「一般預金」を設け民間の當座預金のみとしたこと、(三)資產負債の兩部に「其他」なる科目を設け從來營業週報面の諸科目に適宜一括されてゐた餘り重要でない諸科目を總括したこと、(四)從來の「通貨及地金銀」を「預金及地金」に改め之に內譯を示したこと、(五)從來の「積立金其他株主に屬する勘定」を廢して「積立金及損益金」を設けたこと等である。



## 日本勸業銀行

明治二十七八年戰役後の戰後經營が緊急を要する秋に當つて、我が國力を充實せしめるために、農工業の改良發達を圖る必要が緊切であると云ふことが一般に認められ、明治十五年松方藏相の建議に源を發してゐる。農工金融機關を設立することは、遂に明治二十九年四月、農工銀行法及び日本勸業銀行法の發布に依つて實現するに至つた、これは明治三十年六月に設立の免許を受け、八月に營業を開くに至つた。

開業當時、法律に規定せられた主なる業務は次ぎの如くである (1)五十ヶ年以內に於いて、年賦償還の方法に依る不動產の貸付 (2)年賦貸付金總高の十分の一を限つて、不動產抵當の五箇年以內の定期貸付 (3)農工債券の引受 (4)營業上の餘裕金の運用として、國債地方債の買入又は日本銀行への預け金。

開業後經濟界の進展と業務の發達に伴ひ、屢々法律が改正せられて業務が擴張せられた。其の重要なものを見れば、明治三十三年には農工銀行の保證に依つて、農工銀行を經て貸付ける所謂代理貸付の途が開かれ、次いで三十五年農工銀行の貸付けた長期貸付金と其の抵當權とを擔保として、農工銀行に貸付ける特別擔保貸付の方法が設けられ、明治三十八年、工場抵當法が實施せられたとき、工場財團貸付を行ふ事が出來る様になり、四十二年には、耕地整理組合法の改正に伴うて同組合に對する貸付を認められ、次いで四十三年には水產業資金貸出の道が開かれ、又無抵當貸付の範圍を、產業組合、漁業組合並びに同聯合會に擴張せられた外、拂込資本金額以內で預け金を受け入れることを許された。

次いで翌四十四年勸業銀行法第一條中の「農工業及び水產業發達の爲資本を貸付くるを以つて目的とす」と云ふ文字が削除されて、目的とする事業の效果が說明し難い場合に於ける融通の不便が救はれたと同時に、拂込資本金及び勸業債券發行高の二分の一の範圍內で、市街地の土地建物を抵當とする貸付が許されて、汎く不動產に對する貸付が出來ることゝなり、農工業の金融機關である本來の使命の外に、一般の不動產銀行として一新時期を劃するに至つた。

大正三年、輕便鐵道財團を不動產と看做して、貸付の途が開かれたが、大正七年には之れに軌道財團が加へられ、大正四年產業組合に對しても、森林組合と同樣に無抵當の貸付が出來る樣になり、大正十二年には住宅組合が追加された。又大正六年の產業組合法の改正に伴うて、產業組合に對しても手形の割引又は當座貸越等の短期資金の供給方法が認められ、進んで大正十年に至つて十人連帶の貸付が許された。

日本勸業銀行の勸業債券發行に就いても、發行を便利にする爲に屢々規定が改正せられたのであるが、その主なるものを見れば、明治三十一年券面額を低下して二十圓以上に改められ、次いで貯蓄債券の發行が止んだ。明治四十年には券面額を千圓以上に引下げられ、明治四十五年には二十圓以下の債券を發行する場合には賣出の方法に依ることが許され、大正六年には發行の限度を拂込資本金の十倍から十五倍に擴張され、大正十二年に至つて、債券の割引發行及び利子据置の發行を許され、又應募總額が社債申込證記載總額に達しない場合にても、其の成立を認める等の特例が設けられたのである。

日露戰役中に軍費が多く庶民階級中に發布せられたので、濫費奢侈の弊風の生ずることを防止すると共に、募集金を戰時中の諸

種の經濟整理に充てる趣旨から、貯蓄債券法が發布されたが、其の發行事務に當行が當つて、明治三十七年九月から發行終了期限である三十九年末迄に二十二回に至つて貯蓄債券を發行し、券面總額二千四十餘萬圓に達した。

又大正十二年九月關東地方の大震災後に於いて、前例に依つて大正十三年復興貯蓄債券法に基いて債券發行事務の取扱ひを命ぜられ、多年の經驗と全國に亘つて居る募債機關を擧げて之れに從つて居るのであるが、其の發行豫定額は二億圓であつて、募集金は復興資金と地方産業の振興とに充當せられるのである。

大正十二年に農工銀行合併に關する法規が發布せられて以來、被併銀行の所在地に支店を設定し、今や不動産銀行の實力と組織とを具備するに至つた。

昭和六年不動産抵當證券制度の採用により、日本勸業銀行の業務にも改正が加へられ、不動産を抵當とする債權（抵當證券を含む）を質とする貸付及び抵當證券の賣買を營むことになつた。

## 日本興業銀行

明治二十年前後一時不振に陷つた財界は漸次回復して事業勃興の機運に向ひ、次いで新會社の濫設を伴うて、資本が多く固定した爲めに金融の逼迫が生じた際、政府は明治二十三年四月、日本銀行に見返品の制度を設けて、これを以つて後日適當の機會に於いて、動産銀行を設立する迄の間便宜手段に供したのである。然るに日清戰役後に再び新事業の勃興があつて、低利の外資を輸入して我が事業資金を潤澤にすることを圖らねばならぬと云ふ論が頻りに唱導せられ、動産銀行を設けて之れを外資輸入の機關とする必要が、一般に認められる樣になつた。

そこで政府は財界の情勢に顧み、明治三十三年日本興業銀行法案を議會に提出したが、其の理由書中には、「本邦に於ける資本の需要は頗る大きいけれども、之れに應じて供給する途がないので各種の工業、鐵道築港等の事業資金が缺乏して、經濟の發達が捗々しく行かぬ憾みがある。故に、株券債券等有價證券の取引に關する特別の金融機關を設けて、各種證券の價價を維持し、又其の信用を高め、流通を圓滑にして資本の供給を裕かにさせ、經濟の發達を企畫する必要があると認められるから、動産銀行を設立するのである」と云つて居る。

明治三十三年三月日本興業銀行法の發布があり、三十五年四月創業の準備が終つて開業したのであるが、其の資本金は一千萬圓で、業務とする所は、(1)國債、地方債、社債及び株券を質とする貸付 (2)右有價證券の應募又は引受 (3)預り金及び保護預 (4)信託の業務 (5)營業上の餘裕金で國債地方債及び社債を買入れること等であつて、拂込資本金額の五倍を限つて興業債券の發行が許され、且つ五ヶ年間年五分の配當補給を認められたが、實際補給を受けたのは二期間であつた。

開業後經濟界の變遷に應ずる爲め屢々法律の改正があつたが、其の主なるものを觀れば、明治三十八年には、手形の割引及び財團抵當の貸付を業務に加へられ、債券發行の限度は拂込資本金額の十倍迄擴張せられ、更に明治四十四年には拂込資本金額の二分の一を限つて、工場に屬する敷地又は建物並に市街地の宅地又は建物を擔保とする貸付を認められ、不動産金融に一歩を踏み入れ且つ營業上の餘裕金で株式を買入れることも許された。

大正三年歐洲戰爭が始まつて、我が海運業は非常の盛況を呈したが、之れに伴うて船舶金融の必要が緊要となつた爲め、別に船



舶金融獨特の機關を設けるといふ論もあつたが、之れを抑へて日本興業銀行に兼營さすを適當なりとして、大正七年の改正法で十五年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依つて、船舶又は製造中の船舶を抵當とする貸付、及び造船材料又は船舶屬具を擔保とする貸付が認めた。

次いで大正十一年に至つて信託業法が制定せられると共に、從來營んでゐた信託の業務は、擔保附社債に關する信託の業務と改められ、且つ又諸證券の募集、其の拂込金の受入れ又は元利金又は配當金の支拂の取扱ひを認められたが、其の他に大正九年及び十二年に於いて興業債券の發行方法に就いて、勸業債券の發行同樣の各種の便宜も許されたのである。

日本興業銀行を設立した趣旨の一つである外資の輸入は、他の銀行に對して異彩を放つてゐるのであるが、既に明治三十五年九月に五分利附公債の賣却を倫敦に試み、之れに成功したことを始めとして、次いで明治三十九年最初の增資を行ひ、增資株式十五萬株七百五十萬圓を、英佛等の有力な資本家を株主とする爲め、無記名の形式に依つて倫敦で募集したが全部の引受があり、內外資本の連絡上重要な基礎が出來たのである。

日露戰爭の後、外資輸入の機運が益々旺盛となつた時に東京、橫濱及び大阪の市債並びに南滿洲鐵道株式會社の社債を外國で募集するの任に當つた外、自ら興業債券を發行する等、內外の金融疏通に努めたので、爰の五分利附公債の償却から、明治四十五年二月に東京市債を英米佛の三國で發行したこと迄に、同行が取扱つた外資輸入の金額は、邦貨五千七百五十萬圓及び英貨三千五百七十餘萬磅の巨額に達した。

日本興業銀行は我が國經濟力の發達に伴うて、單に外資輸入の機關として止つて居ないで、進んで海外放資機關として活動することを必要とするに至つたが、其の端緒であると見らるゝ事實は明治三十九年韓國で、(1)國其の他公共團體及び韓國政府の保護監督の下にある銀行等に對する貸付 (2)土地其の他の不動産又は之れに關する權利若しくは纖物採掘權等を擔保とする貸付 (3)引受けた擔保物又は權利の目的に從つて、其の保存處分若しくは利用に必要な事業を營むことを認められた事であるが、明治三十八年の法律改正に當つては、外國に於ける公益事業に對して貸付をする事を許されたから、韓國で種々活動を開始した。

又明治三十七年に、清國大冶鐵廠の債券二百餘萬圓を引受けて以來、屢々對支投資を行つたが、後には對支借款國際團體に於ける我が國資本團の一員になつた外、盛んに對支貸出を行つたのである。

信託の業務は同行の設立當初から營業上の一特色であつたが、明治三十八年擔保附社債信託法が施行せられて以來、其の委託を受けた擔保社債發行高は大正十四年十月末迄に二億六千四百萬圓に上り、委託會社の數は五十九、擔保の種類は鐵道、鐵業、工場、不動産、船舶、軌道、輕便鐵道抵當等各種に亘つて居り、擔保附社債信託の受託機關として我が國第一の地位を占めて他の追隨を許さない。

## 紐育金融市場 New York Money Market

紐育市場を構成してゐるものは、株式金融市場、割引市場、割引手形市場、政府證券市場であるが、特に紐育金融市場を代表し、特徴を有するものは株式金融市場である。

(一)紐育株式金融市場　紐育株式取引所の取引方法は日々決濟

であつて、即ち今日の賣註文は翌日決濟する制度である。而して取引員と顧客との關係は、顧客は註文に際し代金の二割を支拂ふのみで、仲買人は註文に應じる。而してその決濟は翌日であるから、仲買人はあとの八割の資金を自ら融通しなければならぬ。此の資金を仲買人は市中銀行からコールとして借入れるのである。換言すれば、紐育コールマネー市場は株式金融を前提として立つてゐるので、之が紐育金融市場の特色をなしてゐる。コールの出手は市中銀行即ち國立、州立、信託會社其他であつて、此のコール貸付が所謂「ブローカース・ローン」として知られてゐるものである。

**(二)紐育割引市場**　米國に割引市場が出來たのは聯邦準備制度創設以來のことで、それまでは割引市場は存在しなかつたのである。即ちその原因は、

(一)割引市場構成の要件である銀行引受手形の存在せざりしこと　(二)再割引制度の存在せざりしこと　(三)米國は未だ内國達業の開拓に傾注し國際場裡に於ても資本の借手にて對外貿易金融に從事する餘力なく、從つて割引市場の存在を必要とするに餘りに急でなかつたこと。以上の三つの理由にて割引市場が存在しなかつたが、一九一四年聯邦準備制度の樹立と共に準備制度加盟銀行は從來禁止せられてゐた銀行手形引受業務を營むことを許され、他方準備銀行の再割引制度が確立し、以つて所謂割引市場の前提條件は具つたのである。時しも歐洲大戰の勃發により歐洲交戰國の對外貿易は著しく頓挫し、その對外貿易金融も充分機能を發することが出來なかつた結果、此の間に處し米國は新制度の下に目覺しく活躍を遂げ倫敦の地位を奪つて國際金融中心たらんとするに至つたのである。即ち引受制度、再割制度、準備銀行對市場取引制度が脈絡相通じて割引市場の基調をなしたのである。而して現在割引市場にあらはれる手形には約束手形、爲替手形、銀行引受手形の三種があるが、この中約束手形はその取引極めて狹少で、振出人又は裏書人の信用特に大なるものでない限り、活動困難なると、又一般の慣習として約束手形を有する銀行は自行得意先に對する關係上、之れを割引市場に出すを好まず、從つて一般市場にあらはれる約束手形の量は極めて少ない。割引市場は開拓日尚淺く從つて最近迄は所謂ビルブローカーの存在するものなく、手形の賣買は多く銀行業者の直接取引に過ぎなかつたが、現在は相當資力あるビルブローカーが出來て來たのである。純然たるビルブローカーもあるが同時に株式仲買人を兼ねる者も少なくない。此等のビルブローカーは始めは單に手數料を目的として、買手と賣手間の取引の媒介をなすに過ぎなかつたが、現今は引受手形商人 Acceptance dealer として、獨立の金融業者としての地位を占め、恰度爲替銀行が爲替市場に於いて爲替の賣買をなす樣に、再割引市場に於いて自己の計算に於いて手形の賣買をなしてゐるがその資金は主としてコールを取入れてゐるのである。一九一九年一月引受手形の利用を普及し、割引市場の發達を援助する目的のため、米國引受手形協會、American Acceptance Council が紐育に設立され、爾來毎月「引受月報」Acceptance Bulletin を發行して斯く業務の發達に努力し、又一九二一年四月引受機關として紐育に國際引受銀行 International acceptance bank なるものが設立され、次いで一九二四年十月英國の引受業者に酷似せるイクエーブル引受會社 Equable Acceptance Co. が同地に設定されたが、此種の專門機關はビルブローカーと共に今後發達して來るであらう。



**(三)紐育金利**　紐育に於ける金利には聯邦準備銀行の公定歩合、市中割引利率、コール利率が主たるものである。此等の利率の中コール利率が最も高く、一流商業手形割引利率、公定歩合、引受手形割引歩合、之に次ぐの順であつて、倫敦とは正反對である。紐育ではコール利率と割引利率とは倫敦の如く直接の關係はなく從つて倫敦で公定歩合の引上が直ちにコール利率に影響するに反し、紐育では公定歩合引上は先づ株價の低落を招き、延いてコール資金に對する需要を減退せしめ、その結果コール利率の低下となるのである。紐育のコールが支拂準備と云ふより銀行遊金の投資であるから、かく高率となり得るのである。公定歩合は銀行引受手形割引利率よりは高く、商業手形割引利率よりは低い。倫敦の公定利率が市場割引利率より高いのは、その公定歩合の適用せらるゝ手形は期限十五日以内のものに限られてゐるに反し、紐育の再割引される手形は加盟銀行の裏書ある九十日以内のものとなつて居り、その範圍が倫敦より廣いから自然と市場利率にも差異が出來てゐるわけである。一般預金利率を見るに、二・二五%乃至二・七五%であつて公定歩合との間にかなりの開きがある。

## 紐育金塊市場

米國貨幣法に依れば一弗は九〇〇品位二五・八グレーンの金を以つてする。

換言すれば純金一オンスは二弗六七一八三に當る。輸入金塊を造幣局に納入する場合品位九〇〇以下は不可能である事は、品位九〇〇以上とせるを以てゝある。紐育には別に仲買人と見るべきものはゐない。銀の仲買人又は爲替銀行が之れを取扱ふてゐる。桑港に於いても金の受渡は出來、同地の銀行が取扱つてゐる。

## ね

### 根抵當

根抵當とは、將來成立すべき債權を確保せんがために、豫め設立する抵當權である。近時銀行と取引をなすものは、盛んに之を利用する樣になつて來た。卽ち必要の場合に、銀行から資金の融通を受けんと欲する者は、豫め銀行に對して抵當權を定めて置き必要に應じて、其の擔保價格の範圍に於て、銀行より融通を受けるのが通例である。主として當座貸越契約が、此の根抵當に相當するものであるが、手形に對する割引貸にも、之を應用する場合がある。例へば割引手形の依賴人、若くは支拂人の一方の信用が不明、若くは薄弱である場合に、其の債權を確保せんがために、一定の極度を限定して、依賴人から根抵當として、債權又は有價證券の擔保を徵求することがある。又不動產を根抵當として受入れ、相當の貸付をなす場合がある。銀行から云へば、孰れの場合に於ても、擔保附の貸出金に相違ない。從つて銀行によりては、根抵當附の手形に對する割引貸は、總て手形貸付金に整理するもの、手形にして不動產を根抵當とするものは總て手形貸付金と見做すもの、債權又は有價證券を根抵當とする商業手形の割引は割引手形を以て處理するもの等、種々其の取扱を異にして居る。



## の

### 農工銀行

日本勸業銀行法案の提出と同時に、政府は農工業の金融機關たる農工銀行に關する法律案を議會に提出し、遂に明治二十九年法律第八十五號を以つて農工銀行法を公布した。該法律に依れば農工銀行の業務は、

(1)三十ケ年以內に於て、年賦償還の方法に依る不動產抵當の貸付、(2)年賦償還貸付金總高の五分の一に相當する金額を限つて、不動產を抵當とする定期償還の貸付、(3)市町村又は法律を以つて組織したる公共團體に對して、無抵當で前記貸付をすること、(4)二十人以內の農工業者に對する連帶貸付、(5)定期預金又は地金銀有價證券の保護預等であつて、原則として一府縣を一營業區域とし此一營業區域內に一農工銀行を設立することが規定せられた。

農工銀行は、屢次の法律改正に依つて改正せられたが、その主なるものを見れば、明治三十三年耕地整理を行ふ土地所有者及び產業組合等に無抵當の貸付をすること、及び府縣郡市の金庫事務取扱が認められ、更に、日本勸業銀行の代理貸付を許して貸付資金を潤澤にし、次いで三十五年地方の農工資金に對する需要が增大したにも拘らず、資金が缺乏を告げて居たので、農工銀行が自行の年賦貸付債權及び無擔保の抵當權を擔保として、日本勸業銀行から年賦償還の方法で借入金をする制度が設けられた。

明治四十三年漁業法の改正に伴つて、漁業權を抵當とする定期償還貸付の途が開かれると共に、漁業組合に對する貸付を許され水產資金の供給にも當ることゝなり、又定期預金以外の預り金を拂込資本金額の範圍內で受入れることを認め、預金の運用に就いて制限を定められた。

明治四十四年一般不動產に對する資金の融通を圓滑にし、且つ普及せしめる爲めに、工場財團及び工場に屬する敷地又は建物を除く外、市制施行地及び勅令を以つて指定せられた市街地にある宅地又は建物を抵當とする貸付を、拂込資本金額及び債券發行額の四分の一の範圍內で認められ、且つ農工業及び水產業以外に一般產業の改良發達を圖る趣旨を明かにした。尙ほ同年森林組合に對する無抵當貸付を許され、大正四年に至つて更に住宅組合貸付を許された外、大正六年には產業組合に對する手形割引又は當座貸越をすることを許され、大正九年には定期償還貸付高の制限を改めて、拂込資本金及び積立金の總高に相當する金額を限度とすることが出來る樣になり、次いで大正十年には、二十人連帶を十人連帶と改め、年賦貸付の年限を五十年に延長された。

農工債券の發行規定に關しても亦屢々改正を見たが、明治三十二年券面金額を十圓以上に低下して零細資金を吸收する上に便宜を與へ、明治四十五年には實出發行の方法を採用することを許され、大正九年には發行總額の制限を拂込資本金額の五倍から十倍に擴張し、更に大正十二年には應募總額が社債申込證記載の總額に達しない場合にも社債を成立せしめる、等の特例を設けて、債券發行を便利にされた。大正十年法律第八十號で日本勸業銀行及び農工銀行合併に關する件の制定があり、合併の途が愈々開かれた。爾來、勸業銀行に合併されたもの二十七行に及び現在は十九行になつてゐる。昭和六年制定の抵當證券の實施に依つて、農工銀行は之に伴ひ不動產を抵當とする債權（抵當證券を含む）を質とする貸出

及び之が賣買を行ふことになり、更に之を質として日本勸業銀行から、定期償還の方法により資金を借入るゝ事が出來るようになつた。

## 納付金制度（日銀）

日本銀行は、兌換券發行の獨占權を始め幾多の特權を有して居る。而して日銀利益の源泉として兌換券發行は重要なる地位を占むるものである。正貨準備による發行は利益の源泉とはならぬが保證準備發行及び限外發行からは利鞘が生ずる。卽ち保證準備發行には一分二厘五毛の發行稅が課せらる。之は公債、證券、手形の利子で償はれ且つ多大の餘剩が生ずる。限外發行稅は普通五分であるが、併し元來限外發行は資金需要盛なる時分であるから、貸出歩合も高くなつてゐるので矢張り日銀は利鞘をとれる。其他國庫金取扱は日銀の獨占であつて、政府指定預金及び別口預金は別として、當座預金は低率の利子を附するのみであるから之が運用によつて相當の利子を稼ぐことが出來る。

現行の日銀の利益處分制度は、日銀の利益金總額より株主割賦金（定例六分）を引去りその殘額より少くとも十分の一以上を積立つべきことになつてゐる。年六分の定例割賦金以外に前記積立金、重役賞與金控除後更に株主に對して再割賦金を支出し得る事になつてゐるが、其率は大藏大臣の許可を要す。現在の再割賦金は四分となつて居る故、株主は定例割賦金は合計して年一割の配當を受けてゐる勘定になる。外國の例を見ても米國は配當率を六分に一定して居り其他諸國も六分を限度とし、利益中から政府に對し納付金も出してゐる。株主に對する第二配當金を許す場合も大なる制限を設け、利益多き時は納付金の率を增加し、第二配當金の率を減ずる樣にしてゐる。

保證準備擴張となれば日銀の利益は益々增加する。國庫の財源として納付金制を認むるは當然である。玆に於て發券制度の改正に次いで大藏當局は納付金制度の採用を決定することになつたのである。納付金制度の內容は大體次の如きものである。（イ）日銀每期の總純益金の十分の一を積立金として控除す、（ロ）次に第一株主配當金（現在の率及外國の先例から見て六分が至當）を控除す、（ハ）次に重役賞與金を控除す、（ニ）この殘額の三分の一を第一政府納付金として差引く、（ホ）次に第二株主配當金（現行率から見れば四分が至當）を控除する、（ヘ）殘額の三分の二を第二納付金として國庫へ收む、（ト）殘額は日銀の第二積立金及び後期繰越金とす、次に納付金制度と發行稅の併用如何であるが、元來發行稅は國庫の收入が目的でなく通貨膨脹防止を目的とするものであるから、理論上から云へば納付金とは別個のもので併存するも不可ない。發券制度の改正によつて發行稅率と納付金との割合を技術的に決定し、信用統制上の警鐘として存續することを原則とすると云ふのが通說である。

## 諾威の貨幣制度

一八七五年に諾威はスカンヂナヴィア貨幣同盟に加入し、翌一八七六年金本位を採用した。乍然、戰前に於て金貨は稀に市場に散見するのみで大部分は諾威銀行に貯藏せられ、銀行券が國內一般に流通してゐた。

歐洲大戰の勃發により諾威もまた金本金を停止した。一九一四年七月以後の幣制上の事變を列記すれば次の通りである。

(1)兌換停止　一九一四年八月四日附法律によつて諾威銀行は翌五日より暫定的に兌換義務を免除せられたが、八月十八日の法律



により必要の場合勅令によつて兌換停止を許し、かゝる場合に於て銀行券は法貨たる性質を失はざる旨を規定した。此の法律によつて從前の暫定的停止が繼續される事となつた。一九一六年三月八日の勅令は、この例外規定を破棄し一時金兌換を復歸したが、一九二〇年三月十九日の法律により諾威銀行は新たに兌換義務を免除せられた。

(2)金輸出禁止　一九一四年八月十八日、政府は輸出禁止品目を法定し、金貨及び金地金を其の內に加へた。

(3)自由鑄造の制限　恰も瑞典に於けると同樣一九一五年來金の流入漸く著しくなつた爲め、諾威に於ても一九一六年四月四日政府は諾威銀行が一定率を以つてする金購入の義務を免除した。然し同行が法定價以下で金の購入を繼續した事も瑞典の場合と同樣であつた。

(4)發券準備規定改正　一九二〇年十一月二十六日の法律で、政府は從來からの銀行券發行額膨脹に鑑みて發行限度を擴張して二億五千萬冠に改め、同時に正貨準備として認めらるゝものは同行が自行內部若くは造幣局（諾威銀行勘定として）に預け入れた金（金貨乃至金塊）に限ると規定せられた。尙ほこの外一億冠の特別發行が許容せられた。この額は一九二一年一月一日には八千萬冠、同年七月には五千萬冠、一九二二年二月には二千五百萬冠に減額されたが、一九二七年一月一日から廢止せられた。一九二八年五月一日、諾威は戰前平價を以つて金解禁を行つた。卽ちこの日を以つて諾威銀行券の金兌換が再開され、金輸出禁止は解除せられた。この法令の要項は左の通りである。

(イ)諾威銀行ニ對シ其ノ銀行券ノ金貨兌換義務ヲ一時免除セル一九二〇年三月十九日付勅令ハ之ヲ廢止ス。

(ロ)一九一四年八月十八日付法律ニヨル金輸出禁止ハ一時之ヲ解除ス。但シ本規定ハ其發券銀行カ銀行券ヲ金ニ兌換シ且ツ諾威ニ對シ金ノ自由輸出ヲ許可スル諸國ニ對シテノミ之ヲ適用ス。

卽ち、諾威はスカンヂナヴィア三國中最後に金本位に復歸したのであるが、他の二國と同樣に戰前の平價を以つて之を行つたのである。

## は

### 賠償問題

一九一九年六月に調印を終つたヴェルサイユ講和條約に於て、獨逸に對する賠償問題は各國の利害關係が複雜してゐるので、平和條約では賠償金支拂額及各國の受取額を決定する事が出來ず、單に(1)獨逸が賠償すべき種目を直接の軍事行動の結果普通人民の被りたる損害に限ること、(2)とり敢へず一九二一年五月一日までに二百億金貨馬克を支拂はすこと、(3)賠償總額及支拂方法は一九二一年五月一日までに賠償委員會をして決定せしむること、(4)獨逸の支拂ふべき賠償金は同盟及聯合國政府間において一般的衡平及各國の權利を基礎として決定せらるべき割合を以つて分配する——と云ふ四項を決定したに止まり、賠償に關する多くの重要問題は後に殘されたわけである。

その後主要國は賠償問題に關し一九二〇年四月第一次會合を「サン・レモ」に於いて開いたのを始めとし、スパ、ブラッセル、巴里、倫敦に會議を開き、波瀾重疊を極めて一九二一年五月獨逸の賠償支拂總額を千三百二十億金貨馬克と決定し、支拂に關する細目を定めたが、之れが實行のため獨逸財界は不安に陷り、馬克の下落となり、遂に獨逸は十二月支拂猶豫を求むることになつた。獨逸支拂義務不履行に對する制裁として、一九二三年一月佛、白はルール地方を占領した。

此の行詰つた賠償問題を解決するため、賠償委員會は一九二三年十一月の決議に基づき獨逸の豫算を均衡せしむる方法及通貨を安定ならしむる措置を考究する目的で、米國人ドーズ氏を委員長とする委員會と「獨逸國外に流出せる資本測定」を研究するため、英國人マッケナ氏を委員長とする二つの專門委員會を任命し、此の二つの委員會は充分研究して一九二四年四月にその報告が出來たが、之れが有名な「ドーズ報告」と「マッケナ報告」である。

ドーズ委員會報告は所謂ドーズ案と稱せられるもので、その後の獨逸の財政及通貨並に賠償を決定したものである。此のドーズ案に依り、今のライヒスバンクなる中央銀行の基礎が確立し、金本位に立つ所のライヒス馬克貨が設定され、通貨が安定することになつた。そして賠償金は租稅、鐵道、工業を財源として毎年一定額の賠償金を支拂はすプランを立て、先づ試驗的に四ケ年間實行さして見る事にした。此のドーズ案の實施は一九二四年八月倫敦で決定したのである。

各國が受領する賠償金の割合は一九二〇年の「スパ」會議で決定して居り、その割合は佛五二%、英二二%、伊一〇%、白八%日本七・五%、葡七・五%其他六・五%となつてゐる。

ドーズ案は一九二四年九月一日より一九二八年八月末まで試驗期を經過し、同年九月一日よりは年次金二十五億馬克を向ふ五十年間以上支拂ふことになつてゐる。

ドーズ案は賠償の支拂方法及年次支拂額を決定したのみで、賠償總額を決定してゐない。又ドーズ案の試驗に依りて爾後毎年二十五億馬克づゝ支拂はしむる事は、獨逸にとつては過重である事が一般に認められ、ドーズ案改訂論が起つた。

そこで一九二八年九月、日、佛、英、獨、伊、白の六ケ國は賠償問題の最終的檢討をなすために、ヤング委員會の組織を決議し米國人ヤング氏を委員長とする專門家委員會である。一九二九年六月ヤング委員會報告が發表され、之れがヤング案である。



ヤング案に於いて、年次支拂額及支拂期間の決定、年次支拂金を取扱ふ國際決濟銀行の設立が決定された。

ヤング案は一九二九年九月一日から實施され、一九六六年三月末日迄三十六年七ケ月、年平均十九億八千八百萬馬克の支拂と、別にドーズ案に依つて發行した公債に對する支拂を合する合計年平均二十億五千萬馬克を支拂ひ、一九八八年に至る二十二ケ年間年平均十五億六千萬馬克を支拂ふことになつた。前後五十八年七ケ月を通じ賠償金總額は一千百三十九億三千五百萬馬克となる。

これだけの金額を聯合國は毎年受取ることが出來るわけで、例へば先づ向ふ三十六年七ケ月間の年次平均受取額は佛十億四千萬馬克、英四億馬克、伊二億一千萬馬克、白一億一千萬馬克、日本は一千三百萬馬克ある。

歐洲大戰中、聯合國は戰爭の費用を外國から借金してゐる。純粹の戰債だけで、米國から英國四十六億弗、佛四十億弗、伊二十億弗、白四億弗を借金して居り、支拂金は獨逸からの賠償受取金を以つて充てゝゐる。獨逸の賠償金は聯合諸國は受取つても右から左へ米國に渡されて了ふ。故に米國が戰債支拂の猶豫をするならば、賠償金の支拂を猶豫しても聯合國は文句ない。之が賠償問題と戰債との間に橫はるデリケートな關係である。

**バジョット** Wolter Bagehot

有名な「ロンバート・ストリート」の著者として知られてゐる。

**走り仲人買**

「ランニングブローカー」に同じ。

### 發券銀行 (Bank of Issue)

兌換券發行を主たる業務とし「銀行の銀行」として一般銀行と取引し、一國金融を統一するを目的とする。我國の發券銀行は日本銀行である。この外朝鮮には朝鮮銀行、臺灣には臺灣銀行が發券の特權を有してゐるが、この兩行は一般普通銀行業務を行つてゐる。

### 發券制度

銀行券發行制度に全額準備法、最低額準備法、定額發行法(最高額發行法)、一部準備法(定額以上準備法)等が以前は行はれてゐたが、現今では全くその影を沒し、現在行はれてゐるものは屈伸制限法と比例準備法の二つである。

**(一)屈伸制限法** Elastic Limit Method 正貨準備、保證準備の外に制限外發行を認むる方法であつて、即ち、一部準備發行法の不備を補正せんがために案出せられたるものにして、必要の場合は一定の發行稅(戰前に於ける爲替銀行は千分日本銀行は五分以上)を國庫に納付し、保證準備額を超過して有價證券、商業手形等を準備として、銀行券の發行を許すを特長とする制度である。保證準備超過發行を制限外發行と云ふ。現今此の制度を採用するは英蘭銀行及び日本銀行のみである。

**(二)比例準備法** Proportional Reserve Method 比例準備法は銀行券の發行總額に對し一定割合の正貨準備を要求する制度にして、覆くより白耳義、和蘭、獨逸の或聯邦等に採用せられて居るものである。或は三分の一、或は四割制が廣く採用せられて居る。比例準備法は保證準備が可變的のものであり、而かも正貨に比し

て大なる割合を占むるものであるが故に、重要なる地位は寧ろ保證準備に在るものである。保證準備の內容を以て伸縮的な保證物件を以て滿すならば、銀行券の數量の制限目的を達することが出來ると同時に、銀行券の伸縮性を利用するを得るものである。但し銀行券と正貨との數量的な關係は、この方法に於ては正貨一に對する銀行券三の割合を以て增加するが故に正貨一の流入は銀行券を三倍に增加し得ることゝなり、反對に正貨一の取付は銀行券を三の割合で收縮せしむるために急激なる通貨の變動を來し易いことである、例へば、正貨準備保有額四千萬圓にして銀行券發行額一億圓のときに、一千萬圓の兌換の請求に遭ふならば、更に新たなる發行も兌換も不可能となることである。然しながら、實際に徵するにこの點の現はるゝは極めて稀である。この缺點を補ふがためには、市場の景況によつて右制限外の發行を認むることが必要であつて、白耳義、和蘭の中央銀行、米國聯邦準備銀行並に之を模倣せる南阿聯邦準備銀行及びライヒスバンク等に於ては比例準備法を採用し、必要の場合には制限外の發行を認めて居る。例へば米國聯邦準備銀行の場合を說明するに、聯邦準備局は金準備に關する規定を三十日以內の期限を限り停止し、又此期限終了每に各十五日以內の期限を以て之を更新する權限を有する、而してこの制限外發行の場合には其の四割に不足する部分に對し、累進する發行稅を課することになつて居る。卽ち金準備が四割以下に低下して三二・五%に達するまでは、其の不足額に對して年一%又同準備が三二・五%以下に低下するときは二・五%又は其端數を下る每に一・五%以上の累進稅を課せられる。準備銀行は準備局の定めたる割引利率に之を添加するを要し、銀行券の收縮を促進する事になるのである。

## 馬蹄銀

馬蹄銀(元寶銀)とは支那主要都市に存在せる銀爐(鎰爐とも稱し公估局の許可を得て開業し後に私設の兩銀鑄造所)が外國銀行及錢莊より其材料たる主として英米より輸入したる銀條(時として弗又は鑄貨)を受取り、其委託を受けて製造する馬蹄形拳大の銀塊であつて表面の凹所に公估局(兩銀中の銀純分量目及品位査定を業とするもの)の査定に係る重量と品位が記入されてゐるもので、六十個入を一箱とし、之に明細等を附し責任ある錢莊が署名する。之は主として銀行及錢莊に通用され內容を點檢せず此の明細等により受渡が行はれる。併し一般個人間の取引に之を使用する場合は尠ない。馬蹄銀の秤量は上海量により、品位は紋銀に比較し馬蹄銀五十兩が紋銀五十兩に對し、打步(申水)二兩四錢の場合は二四寶、二兩五錢の場合は二五寶と稱し、二九・五寶に至る。申水三兩に及ぶものゝ、卽ち紋百兩に對し申水六兩の馬蹄銀を純銀(足銀)と呼び、此の足銀より二錢劣質(去水)のものを二八寶、三錢劣質のものを二七寶と謂ふ。

## 早受渡手形

長期淸算取引に於ては一般受渡日があつて、此の受渡日に於て賣方取引員及び買方取引員が受渡を行ふを原則とする。「早受渡」とは此確立受渡日以前に任意に行ふ受渡であつて、賣方卽ち賣建主を有する取引員はそれが當限であり、中限であり、又は先限の何れであるを問はずその賣建主に對して約定證券を受渡の目的を以て取引所に提供する時は、取引所は之を買方のために受領し置き、此の賣方に對して受渡代金として取引所自ら振出人たる約束手形を受付する。此の早受渡の賣付を後日買戻し得ざるは當然で



ある、而して此の約束手形の手形金額は賣方が賣付をなしたる當日の帳入値段(當日の約定値段に對して差金の授受を行ひ計算の便宜上一標準値段に引直したる値段)なるを以て賣付値段の全額を以つて又手形支拂日は賣付けたる銘柄の一般受渡日の翌日を以つてする。此の賣付値段の全額を手形金額となす所以は、該金員は賣付けたる株式の受渡代金なるの理由に出るも、而も全額を交附して可なる根據は從來背後に存する違約に對する完全賠償制度に依つてゐるのである。次に支拂日を一般受渡日の翌日となしたる所以は、一般受渡日に於て既に買方取引員より取引所に對し受渡代金の振込あるも手形交換の關係上翌日を以て之にあてた次第であつて、卽ち受渡代金は既に手形の支拂日の前日に於て取引所に振込まれ居り取引所の振出せる早受渡手形に對する支拂全額は既に全部前日に於て準備なれるものたるを知らねばならぬ。又買方取引員は一般受渡日以前任意の日に於て受渡代金を取引所に提供して受渡證券の交附を受くる事が出來るのである。併し此の場合は賣方取引員も早受渡に依りて既に取引所に提供せる證券の種類及數量の範圍內に於て行はるものである。元來この早受渡制度そのものを買方より觀れば、買付の證券に對してはその數量の範圍內に於て自由に證券交附を取引所に請求し得る理なるも、證券は金錢と異なりその種類數量に依りては豫め之を取引所に準備しおくに困難を感ずる場合があるから、若し將來有價證券市場が非常なる發展を遂げ如何なる證券も任意の數量だけ容易に蒐集し得、早受渡に對する準備に支障を感ぜざるに至るまでは已むなく右の樣な制限を加へねばならない次第である。

取引所が現品提供の賣方に對して振出した手形を「早受渡手形」又は「取引所手形」或は「先日附手形」と云ひ、賣方は此の手形を銀行に持參して割引を乞ふのである。銀行は之に對し手形金額全部の融通をなす。元來我國は銀行引受手形は勿論、確實優良なる商業手形の數さへ實に寥々たる狀態にある際、株式取引所なる大資本團體の振出す約束手形が銀行の眼前に現はれたのであるから銀行は紡績手形等に亞ぐものとして之を歡迎し、好個の放資物件として之を迎へたのである。此の早受渡制度が實施されて以來、どの位の手形が出てゐるかと云ふに、東京で實施當時の大正十三年六月廿八日には僅か百萬圓程度を出でなかつたのが、昭和七年三月末には四千五百萬圓となり、又大阪取引所に就いて見るも、本制度創設當時たる十四年四月の一日平均五百萬圓であつたが、同じく三月末に一千二百萬圓臺に達してゐる。

## 洪牙利の貨幣制度

一九二四年四月二十六日の銀行法により、新に中央銀行として洪牙利國立銀行が設立せられた。同樣な計畫の下に設立せられた墺太利國立銀行の創設に遲るゝ事二年である。國立銀行は國立發券局の債權債務を繼承し爲替管理局の業務を包括した。同行は政府より獨立した株式會社で資本金三千萬金冠、總裁は政府之を任命するも官吏乃至議員は理事たるを得ない。國立銀行は二十ヶ年の發券獨占權を有し、政府乃至公共團體には對價として外貨又は外國爲替を受けたる場合の外、資金を供給することは出來ない。發券準備としては銀行券流通高及一覽拂債務總額より政府負債を控除せる金額に對し二〇%の正貨準備を要する。此準備率は五年目每に改訂して三三⅓%迄達せしめねばならぬ。正貨準備たるものは硬貨、地金銀、外國通貨及外國手形である。金兌換迄は少なくとも二千五百萬冠を外國金融中心地に保有することを要し、正貨準備額が法定率に滿たざる時はその差額に對し發行稅納付の義

務を負ふ。

その後幣制改革問題が具體化し、新貨幣制度の採用が決定せられた。卽ち、一九二五年十月二十七日の貨幣法によつてペンギヨー(Penko)が新に貨幣單位として撰ばれた。當時の安定相場に從へば略々一四、〇〇〇紙幣冠＝一金冠に當り、殆んど安定前の墺國冠と價値を等しくしてゐたが、墺國では一〇、〇〇〇冠を以てシリングとしたのに反して、洪國では一二、五〇〇〇冠＝一ペンギヨーの比率でデヴァリュエーションを行つた。新貨幣制度を概說すれば

(一)冠による計算を廢し新にペンギヨー計算を用ひその換算比率は一二、五〇〇冠＝一ペンギヨーとす。一ペンギヨーを百フイラーに分つ。

(二)一ペンギヨーは純金〇・二六三一五七八九瓦を含む。卽ち、純金一キロ瓦は三千八百ペンギヨーに該當す(千分の九百品位の金一キロ瓦は三千四百二十ペンギヨーに當る)

(三)政府は九百品位の一〇及び二〇ペンギヨー金貨を鑄造する

(四)補助貨として一ペンギヨー(銀)五〇、二〇、一〇(白銅)二及一フィラー(銅)貨幣を鑄造する。銀貨は國立銀行券と引替へに發行する。

卽ち、新たに貨幣本位たるペンギヨーは從前の一金冠(純金〇・三〇四八七八瓦)より一八%價値低く、一金冠＝一・一五八五三六五ペンギヨーとなり、墺國のシリング(純金〇・二一七瓦)に比すれば二五%價値が高い。之を對米相場にみるに一弗の平價は從前四・九三五金冠であつたのに比し新に五・七一七六ペンギヨー(墺國は七・一〇シリング)となつた。

從つて洪國新幣制は金爲替本位と言へる。

## バークレーズ銀行 Barclays Bank

バークレーズ銀行は倫敦のビッグファイブの一であつて、一七三六年ジェームス・バークレーズが個人銀行家として組合組織銀行の一員となつた昔に遡る歷史を有する。株式組織となつたのは一八九六年で、ガーネー一家の各銀行其他十九行を合併してバークレーズ株式會社として生れたものである。その時の公稱資本金五百萬磅拂込資本金二百萬磅であつて、支店數二百二十四行に及んで居た。その後續々銀行を併合し、一九一五年バークレーズ銀行と改稱した。一九一八年全英を風靡した銀行合併熱に投じ有名なロンドン・プロビンシァル、サウス・ウエスターンの二行を合併した。而して現在は公稱資本金二千萬磅となり支店數二千八十行に達してゐる。現在の頭取はフレデリック・グーデナウ氏である。氏が嘗つてマッケナ氏を向ふに廻してデフレーションを主張したことは有名である。バークレーズ銀行は姉妹銀行として巴里に本店を有する海外バークレーズ銀行を有して、佛・白關係の取引を行つてゐる。



## ひ

## 引受手形 Acceptance

引受手形は、名宛人たる商人が引受ける商人引受手形「Trade Acceptance と、銀行宛に振出し銀行が引受をなす銀行引受手形 Banker's Acceptance の二種に分つことが出來る。而して此の內重要なのは銀行引受手形である。

銀行引受手形はこれを對內取引と對外取引に區別することが出來る。對內取引に於いては大凡次の如き場合に、銀行引受手形の發生を見るのである。

(一)得意先の振出したる爲替手形に對し支拂を保證する場合、例へば得意先がある商人より三ケ月期限にて商品を仕入れ、代金として手形を振出したるとき、或る商人は銀行に保證を求めたるを以つて、得意先の依頼により相當の擔保を徵するか、又は預金殘高を見返りとして手形に保證をなす場合。

(二)得意先の依頼により相當の擔保を提供せしめ、手形引受に關する信用契約を締結し、之れに基き得意先より自行に宛て振出したる手形を引受くる場合、而して手形の支拂期日前に得意先より銀行へ支拂資金を拂込ましむ。

對外取引に於て銀行引受手形の發生する場合は次の如し。

(一)輸入商の依頼により荷爲替手形に支拂を保證する場合、卽ち船荷證券其の他附屬書類到着せるも、之れを直ちに受取らんとせば翌日前の手形支拂を要し不利益である。故に取引銀行に依頼し手形に支拂の保證を得て支拂を確實ならしめ、船荷證券の引渡を受くるものである。

(二)信用狀により發行されたる手形に對し引受をなす場合、輸入爲替に關する事柄であつて、本邦銀行が發行したる信用狀に基き海外に於ける輸出品商が本邦銀行に宛て振出したる外國荷爲替手形に引受をなす場合である。この場合引受銀行は引受と同時に同金額同期限の爲替手形を發行して、依頼人をして之れを引受けしむるを普通とする。

## 引受シンヂケート Underwriting Syndicate

引受シンヂケートを二者に分ち、(一)發行會社自身が證券を株主又は一般に賣出し、賣殘りある時は之れを引取る事を保證する目的でするシンヂケートと、(二)發行會社から證券を一先づ買取つて、金融業者自ら之れが賣却の責任に當るシンヂケートとなし、前者を「アンダーライチング・シンヂケート」と稱し、後者を「サブスクリプション・シンヂケート」と呼んでゐる。

故に嚴密に云へば、アンダーライチング・シンヂケートとは、會社自らが證券を發行し之れを其の會社の株主に賣却するので、シンヂケートはたゞ會社の背後にあつて萬一この株式が賣れ切れざりし場合に、殘部を引受けることを約束するのである。このシンヂケートは有力なる既設會社の發行する證券の場合に限られてゐる。抑々事業會社が新株又は社債の發行によつて得る手取金は、發行前に借入金の形式で既に事業資金として投下されてゐるから會社が新證券の全部を賣却し得るや否やは極めて重要なる事柄である。故に會社はこの賣却の成功を保證するために、多少の保險料を支拂つて證券業者をして萬一の場合の引受を保證せしむるのである。故に此のシンヂケートを「引受保證シンヂケート」と譯

するわけである。發行會社から最初この交渉を受けるものは、該會社と嘗て此種の取引のあつた證券業者である。該證券業者は他の同業者の參加を求めてシンヂケートを組織し自らはマネージャーとなる。シンヂケート・マネージャーはシンヂケート組織の勞務に對して會社から直接に特別の報酬を受けるか、又は總保證料内の一部分を特別に受けるのである。シンヂケート・マネージャーはシンヂケートの繼續する期間中シンヂケート參加者と會社との間の交渉者となる。會社の發行危險の保證に對してシンヂケート參加者は直接會社から報酬を受ける場合と、マネージャーの受けた全保證料の一部を受ける場合とがある。かくて、會社の計畫通り證券が全部株主によつて購入された時は、シンヂケートは只保證したゞけの理由で右の報酬を受ける。然るに會社が株主に全部を賣却する事が出來ず、賣れ殘りを生じた時はシンヂケート參加者は各其の引受高の割合に應じて之れを買ひ受け、會社に對して會社が株主に賣却したると同じ代價を支拂ふのである。此のアンダーライチング・シンヂケートの特徴は、證券の販賣實務に全然携はらなく、從つてマネージャーとて餘り大なる仕事をしないと云ふ點にある。

アンダーライチングとは銀行家を通じて會社自身が證券を賣却する場合を謂ひ、サブスクリプションとは銀行家が先づ證券を買取り、更に之れをその顧客に好投資物として賣出す場合を謂ふ。併し兩者ともシンヂケートを組織して會社との契約履行を助長する。今日ではシンヂケートの内容も種々複雜となつてゐるから、普通右の二者に區別せず、あらゆる引受シンヂケートを「アンダーライチング・シンヂケート」として呼稱されてゐる樣である。故に引受シンヂケートの定義として「全部又は一部の發行證券の應募を保證する人々の組合にして、各保證者は現實の契約者に對して一定額の責任を分擔するものである」とすることが出來る。此の點から引受シンヂケートは三種に分つて考へることが出來る。

**第一**、證券賣却は發行會社に於いて取扱ひ、シンヂケートは單に賣殘り證券を引受けるもの。即ちシンヂケートの組成は一種の保險的存在であつて、保險料として一定の保證手數料を會社より受けるもの。

**第二**、會社の證券を買取り適當の時期に之れを賣却して造益を利するもの。即ち此の場合のシンヂケート參加者は卸賣的な大投資銀行業者數人である。故に一種の共同貸付の如きものである。

**第三**、一般投資家への販賣が主となるシンヂケート。即ち販賣手數料を保險手數料の外に得るを特色とするものである。

## 跛行本位 Limping Standard

跛行本位とは一定の法定比價を以つて發行せる金、銀二種の本位貨幣を認め、共に無制限法貨として流通を許し、其の内の一方即ち銀貨の造幣を制限し、其の供給を抑制して名目貨幣ならしめ以つて金銀市場比價の變動より來るべき「グレシャム」法則の作用を避けんとする幣制を謂ふ。故に跛行本位の特質を擧ぐれば二あり、即ち、

(一)一定の法定比價を有する金銀貨幣が共に無制限的法貨として流通すること。

(二)銀貨には自由造幣を認めず其の價格は供給制限の爲實價に依らず金貨に對する割合に依りて定められゝこと。

これである。跛行本位なる名稱は金、銀二種の貨幣が共に無制限的法貨として流通するの資格を有するに拘はらず、其の一方を



自由造幣とし他方を制限造幣とするが爲、恰かも跛行の狀態を呈するに依り斯く命名せられたるものである。

## 日歩（短期取引）

株式の短期取引をなす者の目的は、相場の變動を利用して利益を得る事にあり、從つてその決濟期迄に豫期の相場の變動起らず、而も自己の豫想の必らず到來すべきものと考ふる時は、賣方の者は依然として弱氣の地位に止まり、買方の者は依然强氣の地位に止まらんことを希望する事がある。此の賣方又は買方が取引所に於いて繋屬中の建玉につき決濟日以後も尙依然として其の地位に止まる事を「繰延」と謂ふ。繰延は賣買成立の日より一ヶ月以内に限られ、且つ繰延は賣方買方の同意による事を要す。故に双方同意のある場合は問題なきも、買方に於いて受渡を行はんと欲する場合は圓滿な繰延が出來ない。卽ち受渡に當り賣方の數量多く現株の餘剩を生じたる時は買方となつて之れを受け、反對に買方の數量が遙かに多額である場合は賣方となつて現株を提供し、以つて受渡株の過不足を調節する機關がなくてはならない。此の場合假りに買方となつて現株を受けることを「代引」と謂ひ、假りに賣方となつて現株を渡すことを「代渡」と謂ふ。而して代引、代渡を總稱して代行と云ふ。短期取引に於いて代引代渡の調節をなす機關を「代行機關」と謂ふ。現在は短期取引員組合が特定取引員なるものを設けて受渡株の過不足を調節する。此の特定取引員卽ち代行機關の職分は、東京に於いては嘗つて中央證券株式會社が行つてゐたが、同社は昭和二年春に破綻し、之れに代つて東株代行株式會社が創立され之れが代行事務をとつてゐる。

繰延を行ふ場合は取引所の定むる所によりて繰延料を支拂はねばならぬ。此の繰延料を習慣上「日歩」と稱してゐる。而して繰延料卽ち日歩は相手方が受渡を欲せし時に相手方に歎願して之れが繰延の承諾を求むる爲め、その代價として相手方に支拂ふものである。普通繰延を行ふは買方に多く買方より賣方に支拂ふ繰延料を順日歩（又は單に日歩）と謂ふ。然るに賣方に於いて繰延を行はんとし買方に對し繰延の承諾を求め繰延を行うことあり、この際は賣方はその代償として買方に對し支拂ふ延繰料卽ち品貸料を逆日歩と謂ふ。

## ビジネス・バロメーター Business Barometer

景氣豫測を遂行する手段がビジネス・バローメーターである。ビジネス・バローメーターは多種多樣であるが、之れが作成は一種統計的技術を要する。卽ち單なる統計數字のみにては、その中には種々不要の要素を含んでゐるから、その數字を景氣循環を示すものに修正しなければならぬ。卽ち統計數字の中には趨勢的變動、季節的變動、不規則的變動及び循環的變動の四變動を含んでゐる。故にビジネス・バローメーターとして循環的變動のみを知らんとすれば、統計數字から前三者を除去しなければならない。

(一)**趨勢的變動** Secular Trend　統計的數字を長期間に亘つて觀察して見ると時の進步に伴ふて、漸次增大或ひは減少の傾向を辿つてゐる事實を知る。例へば手形交換高は年々漸增の傾向を辿つてゐるが如し。此の長期に亘つて起る進步的又は退嬰的傾向を趨勢的變動又は此の變動の測定は移動平均法、最小自乘法等の數學的方法を用ひて出來る。これを常態的傾向又は趨勢値と云ふ。

(二)**季節的變動** Seasonal Variation　統計數字を一年、一月又は一週と云ふ風に一定短期間の變化を觀察すると、春夏秋冬の推

移により又月初月央月末の關係に依り夫れ〳〵規則正しき變化を繰返してゐることを知る。例へば手形交換高が六月、十二月に必らず激増し、一月二月八月に減少する如く、又金利が月央に低く月末に上騰するが如きこれである。此の短期間に於ける規則正しき變化を季節的變動と謂ふのである。此の變動の測定には月別平均法、移動平均による方法、パーソンズ氏鏈比法等が一般に用ひられて居る。

**(三)不規則變動** Irregular Fluctuation 財界に於ける偶發事件、例へば戰爭とか震災に依つて統計數學の上に非常な變動を與へることがある。此の種の變化を不規則的變動と云ふ。

**(四)循環的變動** Cyclical Movement 景氣不景氣の循環に伴ふて規則正しく波狀を描く財界の變化を循環的變動と云ひ、景氣循環を反映するものである。

而して循環的變動を知るには次の如くする。卽ち統計原數をYとし趨勢値を0とし季節的變動をSとすれば循環的變動指數Xは次の公式で求められる。

$$X = \frac{Y}{S} - 1$$

かくして得た循環的變動指數を標準偏倚を基礎とする修正指數に換算するのである。かくの如くして得た數字がビジネス・バロメーターの材料として使用せらるゝのである。

ビジネス・バロメーターは米國に發達して居り、バブソンのビジネス・バロメーター、ハーバード大學のビジネス・バロメーター、ブルックマイヤーのバロメーターなど有名である。我が國でも米國の例を模倣して種々立案され、商賣化された事があるが未だ權威あるものゝ出現を見ない。

## ビッグ・ファイブ

倫敦に於ける五大銀行に對する指稱である。ビッグ・ファイブの内容は左の如し。(一九三一年十二月末現在)

| 行名 | 拂込資本金 | 預金 | 貸出 |
|---|---|---|---|
| | (千磅) | (千磅) | (千磅) |
| バークレーズ | 一五、八五八 | 三三三、一九一 | 二四二、八三〇 |
| ロイヅ | 一五、八一〇 | 三三一、八六〇 | 二四一、一八三 |
| ミッドランド | 一四、二四八 | 三二七、五六〇 | 二〇三、六三六 |
| ナショナルプロビンシヤル | 九、四七九 | 二五六、五一八 | 一九五、四四二 |
| ウエストミンスター | 九、三二〇 | 二六九、一九六 | 一九〇、一三五 |

我國に於いても近年、大銀行に對して「ビッグ・ファイブ」なる名稱を用ふることが慣習となつて來た。我國で所謂ビッグ・ファイブとは安田、三井、三菱、第一、住友の五行である。

**(イ)安田銀行** 當行は我國最大の銀行であるが、今日の大をなしたのは安田系銀行の一大合同の結果である。元來安田家の家業は安田商店なる兩替商であつたが、明治十三年安田銀行と改稱し漸次發展し大正十一年末には資本金二千五百萬圓になり、第三銀行と相伍して安田系の大銀行となつてゐた。安田家はその事業を銀行に集中し關東一帶より本島に擴がり、四國、九州、北海道から滿洲に及んで直接又は間接に安田家の資本の下に銀行を統轄するに至つた。大正十一年末に於ける安田家系統の銀行は第三、安田、明治商業、肥後、京都、日本商業、百三十、二十二、十七、第九十八、根室、高知、信濃、大垣共立、第三十六、關西、安田貯蓄、栃木、伊藤、正隆、神奈川の諸銀行を擧げることが出來る。所が大正十二年十一月一日、右の諸銀行の中、第三、安田、明治商業信濃、京都、百三十、日本商業、二十二、肥後、根室、神奈川の



十一行を對等條件で合併し現在の安田銀行を設立した。公稱資本金一億五千萬圓(拂込九千二百七十五萬圓)である。此の資本金は現在も變りなく、現在安田系の大銀行には日本貴夜(資本金二千萬圓、拂込六百二十五萬圓)がある。

**(ロ)三井銀行** 三井銀行の祖は古く天和三年に開かれたる三井兩替店である。明治初年金融中心機關として三井組が重要なる役割を演じてゐた事は、明治四年七月三井組バンク創立願を大藏省に提出し、以て我國最初の銀行創立願となつた事でもわかる。當時我國は銀行制度研究中で、此の創立は頓挫したが三井の銀行設立の方針は少しも變らなかつた。國立銀行條例の制定後、第一國立銀行の創立は三井組の力によつたものである。三井自身も明治九年資本金二百萬圓の私人會社三井銀行を設立して七月一日から開業した。預金九百萬圓にして全國に營業所三十一を配置した。明治二十六年七月一日合名會社に改め資本金は二百萬圓に據擴いた。明治四十二年十月資本金二千萬圓(拂込)の株式會社に組織を改め、合名會社三井銀行は解散した。當時の營業所は全國十五ケ所にあつた。此の間に內部の職制を改善し、內外金融に從事したが、業務の發展に鑑み大正八年七月資本金を一躍一億圓(拂込六千萬圓)に增資し今日に至つてゐる。

**(ハ)三菱銀行** 明治十八年國立銀行條例に準じて當時開業中であつた第百十九國立銀行を三菱社が買收經營してゐたが、二十六年三菱合名會社の創立と共に同行の經營も同社の手に移つた。當時は未だ銀行は舊名のまゝ經營してゐたが、二十八年十月始めて三菱合資會社銀行部と改稱され。資本金百萬圓を以つて名實共に三菱家の事業となつた。歐洲大戰の結果、經濟の進展に鑑み大正八年八月資本金五千萬圓(拂込三千萬圓)の株式會社三菱銀行を組織し、更に昭和四年三月森村銀行を買收し、同時に資本金を一億圓(拂込六千二百五十萬圓)に增資し今日に至つてゐる。

**(ニ)第一銀行** 我國に國立銀行條例發布以來組織的な銀行として三井組及小野組兩者が發起人となつて、明治六年六月資本金二百四十四萬圓で設立された第一國立銀行が當行の前身である。政府の委任で官金出納事務を取扱つてゐたのである。その後國立銀行條例改正後も引續き營業をなしてゐた。當行に就いて特に注意すべきは朝鮮金融界の開祖たる一事である。卽ち明治十六年朝鮮三港輸出入稅及其他納金等同行發行の手形を以つてする事を外務卿に稟請し、更に右に關し時の韓國政府と假條約を締結し、釜山、仁川、元山の各營業所に於て同國海關稅收納事務取扱の契約を結び、爾來各地に支店出張所を設けて韓國經濟の發達に貢獻した。明治三十九年日露役後韓國に中央銀行と目すべきものなきため、明治四十二年中央銀行たる韓國銀行の設立されるまで中央銀行としての職能を完ふして韓國銀行に業務を引繼がせたのである。第一國立銀行の營業滿期と共に明治二十九年九月株式會社第一銀行と組織を改めた。大正元年二十銀行を、五年京都商工銀行を、昭和二年東海銀行を、昭和六年古河銀行を合併して增資を行つた外、機宜に應じて增資を行ふこと數回現在資本金五千七百五十萬圓(拂込)である。

**(ホ)住友銀行** 住友家の祖は寬文年間大阪に銀銅吹分所を創設して泉屋と號してゐた。明治六年大阪に住友本店を開設し一種の質屋業として貸金を主要業務として營んだ、貸金業も漸次盛んとなつて明治二十六、七年頃は貸出殘高八十萬圓に達し、大阪諸銀行と相抗するに至れるを以つて、之を銀行組織に變更するの急務なるを察し、明治二十八年十一月國立銀行條例に準據し、住友家の個人銀行として資本金百萬圓の銀行を設立した。當時の貸付金

一百萬圓迄、預金十五萬圓に過ぎなかつた。明治四十五年二月個人經營を株式組織に變更し資本金一千五百萬圓（半額拂込）とした。大正六年倍額增資を行ひ、內地に支店網を張ると同時に海外進出に努力し、海外に支店出張所網を張るに至つた。大正九年四千萬圓を增資して資本金七千萬圓（拂込五千萬圓）以て今日に至る。（昭和六年末）

| | 預金 百萬圓 | 貸出 百萬圓 | 有價證券 百萬圓 |
|---|---|---|---|
| 安田 | 六〇六 | 四六九 | 一九八 |
| 三井 | 六三七 | 四三三 | 一八七 |
| 三菱 | 六〇九 | 三三九 | 二八五 |
| 第一 | 六四八 | 四〇五 | 二六七 |
| 住友 | 六六七 | 四一四 | 二四七 |

## ビルブローカー

**（一）倫敦に於けるビルブローカー**　倫敦が西歐諸國の取引の決濟並に資金の調達地として各國の銀行及金融業者が集つて來るに及んで、市中銀行もその資金を單なる長期貸や大藏省證券に投資するより爲替手形に投資する方の有利なのを知り、玆に於て手形に關し專門の知識と經驗を有するビルブローカーの出現を促し、之が援助を必要とするに至つたのである。倫敦に於けるビルブローカーの鼻相は彼のオヴァレンドであつて、一八〇七年彼は爲替手形を振出す商人と之を割引く銀行家との間を媒介する事を目的とする小會社を二人の紳士と協同して創立したに始つてゐる。勿論彼は以前銀行にも關係してゐたし手形に關しては立派な專門家であつた。此の小會社が漸次發達して倫敦に於ける重要なる金融機關となり、その後他に同業者が漸く現はれ出したが、未だ其發達は今日のそれの如く充分ではなかつた。當時のビルブローカーは純然たる手形の仲介者に止り自ら資金を得て營業する事なく、ウイザーズの謂ふ第一種のランニング・ブローカーの域を脫しないものであつた。當時倫敦は未だ全國の金融中心ならざりし故、手形の割引は倫敦にて行はれずして倫敦のビルブローカーは工業地方より得たる手形を農業地方の銀行家に送つて割引をなした。卽ち工業と關係を有せざる地方の銀行家は手形の品質を鑑定するの頭なきを以て媒介者の必要が大であつたのである。後大株式銀行が倫敦及び地方に勃興し、兩地間の關係密接となり全國資金が倫敦に集中せられたる結果、ビルブローカーの業務の上に變化を生じ、地方間の資金仲介業務は衰退して來たが、資金の需要供給は密接となりたる結果、ブローカーの業務は集約的となり、又倫敦の銀行家は多數の新會社が勃興せるため、その手形取引も判斷する事困難なるを以て其取引を媒介者に委託するに至り、媒介者も此の需要に應ずるため特殊の手形に限りて取扱ひをなすこととなつた。商業の分化するに伴ひ益々發達し經濟狀態が複雜なるに及び銀行は手形の品質を鑑定すること困難となり、全くビルブローカーに委託せざるを得ざる樣になつた。而してブローカーは手形を保證するため裏書をなし法律上賣主となつた。ビルブローカー更に發達して自ら資金を有し、又は之を使用し得べきブローカーは形式上のみならず事實上手形を買入れ、有利なる條件を以て賣却し、直ちに賣却し得ない場合は之を擔保に供した。此の發達は資金が倫敦の銀行の掌中に集中せられ、銀行はその餘剩金をコール又は短期貸付の形式を以つてブローカーに放出することに依つて促進せられたのである。かくしてビルブローカーはランニング・ブローカーより進んで、今日の所謂割引業者としてのビルブローカーの域に入つたのである。



第二種のビルブローカーは先づ、手形を自己の資本を以て割引をなし、更に銀行に至りて再割引を請ふので、彼等が銀行に支拂ふ割引率は彼等の一般より割引く率より低廉なるを以て僅少ながらも其間に利益あり、而已、割引を爲すや直ちに銀行に至りて再割引を受け資金を得るものなれば、同一資本を迅速に運轉し多額の資本を要せざるの利益あり、加ふるに手形割引の數は日に幾千なるを知らず、一回の取引に依つては得る所僅少なりと雖も、總收入は多額に上り彼等の勞を報ゆるに餘りあり、此場合はビルブローカーは單なる仲介者にあらずして手形割引の一當事者となり、取扱いたる手形に關しては責任を負ふや勿論である。第二段に進歩せるビルブローカーは大に之と異り、銀行が手形を割引するは一にブローカーの資産信用を以て唯一の要件となし、敢て振出人の信用、手形の性質を自ら研究する必要なく、從つて現時のビルブローカーは其個人の營業なると或は株式、合名の組織なるを問はず各亙萬の富を有し、市中銀行の遊金をコールとして低利に借入れて營業資金とするに至り、其信用厚く一朝手形不渡の爲め銀行が償還を受くる能はざるときは代つて償還の責に任ずるの富力あり、以て銀行をして其の提供する手形でさへあれば安心して之れに投資せしむるを得るに足るものであり、殊に又彼等は日々手形の取扱を專業とし手形に關する見識を持ち誤謬少なきを以て、銀行家も此點に依賴し、銀行は自ら手形の信憑を調査する事なく充分の檢査も終へずして取引を爲すの狀態であり、のみならずビルブローカーの取扱ふ手形の割引は偏にブローカーの信用を以て擔保とし、別に抵當物を徵收せず、當時のオヴァーレンド・ガーネー會社の取扱ひたるものゝ如きも抵當物を入れて保證したるもの殆んどなく、一に該會社の信用によりたるを以て一度破產を致すや甚しき影響を商業社會に及ぼした。斯くの如くビルブローカーに對する社會の信憑其實を超へ弊害を釀出する事も多かつた。英國に屢々起つた恐慌に依りてビルブローカーは苦しい立場に立ち、殊に一八六六年のオヴァーレンド・ガーネー割引會社の破綻を導火線として彼の大恐慌を惹起したため漸く衰きあげて來たビルブローカーの信用は危く地に落ちんとした。しかし此等の試練を經ながらも世界經濟の發達に伴ふ金融市場の發展にビルブローカーなき不便と不利は益々銀行家に依つて感ぜられ、數次のビルブローカーの破綻に拘らず倫敦割引市場の要求する所、自らビルブローカーの再起を促し一層精練されたものとして發達して來た。而して今日では株式仲買人が株式市場に關しては、何人よりも專門的な知識を有してゐる如く、ビルブローカーは金融市場に關してはその眞の推移を洞察する炯眼を具へ、金融界に於ける病源を摘發するの魔力を有してゐる事は、彼が常に融通手形の濫發をば何人よりも速かに感知し得るに徹して明かであり、實に彼等は金融機關系に於ける神經である。從つて金融界變動の前兆を第一に嗅ぎつける者は彼である。例へば嘗てビルブローカーが市場割引歩合よりも二分五厘も高率でコールを要求した事實から、グラスゴー銀行に對する疑念が一般的に高まつたこと及び一八九三年濠洲に銀行恐慌が起りかけた時、濠洲銀行の倫敦支店は本國銀行の危機を救助するため正貨の現送をなすべき電命に接したのであるが、此の事實を最も先に嗅ぎつけたのがビルブローカーであつた事は有名な話である。又一九一四年大戰の勃發當時、獨逸銀行は倫敦市場に於て高い利子を支拂つて正貨の引出を圖つたが、之も濫資の關係から早くもビルブローカーに發見されたと云ふ例もある。今日ビルブローカーの進歩はその極致に達し、倫敦に於けるアレ

キサンダー、ユニオン、ナショナルの三割引會社の如きは株式組織の下に大資本を擁し、一流銀行と相伍してその勢力と權威を保つて居る。負債勘定に於ける預金及借入金の大部分は市中銀行より取入れたコールであつて割引資金に充つるのである。預金は市中銀行の預金率より高歩を支拂ふのが普通である。

**(二)我國のビルブローカー**　明治三十二年九月諸井時三郎氏が東京綿絲合資會社内に諸井手形部なるものを設けたのが我國に於けるビルブローカーの嚆矢である。始めは綿絲商及び棉花商の手形のみを取扱つて銀行と商人との間の手形割引の仲介をなすに止り手形に對して裏書をなさなかつたが、漸次信用を得るに從つて裏書をなす樣になり、三十四年七月より始めてコールマネーの仲介をするに至つた。次で三十五年五月大阪に藤本清兵衞氏が藤本ビルブローカーを開業するに及んで漸くビルブローカー業の基礎も出來、コールマネー、借入金、商業手形の再割に依つて資金を得て、コールローン、商業手形の割引に運用する英國の割引會社に類似したものが出來たのである。政府は一ビルブローカーとしてバランスの餘りに增大なるに鑑み、明治四十年遂に銀行條例の適用を受けしむる事とし、始めて「ビルブローカー銀行」と云ふ名稱が出來た次第である。初期のビルブローカー銀行はコールブローカーとして、自己の計算に於て吸收又は放出する外に單なる仲介業務も相當行つてゐた。

爲替銀行がコール吸收に狂奔してゐた七八年を峠として大正九年上期を以つて仲介業務を絶つて此の事は專ら所謂ランニング・ブローカーに一任する事とし、玆に始めて純然たる自己計算に依つて取引する割引會社としてのビルブローカー銀行と、手數料を主とするランニング・ブローカーとしてのコール・ブローカーの間に截然たる區別が出來たのである。ビルブローカー銀行が自己の計算に於てコールを吸收するに至つて、その資力充實するやコール・ローン、割引手形に放出するのみならず進んで公債、社債等に放資する事漸く多きを加ふるに至つた。ランニング・ブローカーを別として今日に於けるビルブローカー銀行は、全く倫敦に於ける割引會社の如くその主たる營業資金は一般より吸收する預金とコールマネー、借入金に求め、之を主として手形割引に使用すべきであるが、我國に於ける割引市場は未だ英國の如く發達せず、優良手形も極めて貧弱なると、銀行間の競爭激しきため優良なる手形は直接銀行の吸收する傾きあるため、英國の如く專ら割引業務に從事することが出來ないで、普通の貸付、公社債の賣買に利用し又受けたコールを放出してその利鞘を益してゐる狀態である。

**比例準備法**

「發券制度」の項を見よ。

**ビール條例**

「英蘭銀行」の項を見よ。



## ふ

**フィンランドの貨幣制度**

一九二五年十二月二十一日の法律により、芬蘭は新貨幣制度を設定し一九二六年一月一日より之を實施した。貨幣法發布と同時に、芬蘭銀行法も新に制定せられ即日實施せられた。芬蘭幣制改革は通貨の現實相場を基礎とするデヴァリュエーションであつて貨幣單位マークは舊マーク一〇〇＝新マーク七六七の比率で價値を切下げられた。新貨幣法を要約すれば (1)純金三グラム$\frac{15}{19}$を以て百マークとす (2)金貨は九百品位にて一〇〇、二〇〇マークの二種とし、三%の手數料を以て自由鑄造を許す (3)金の輸出入は自由とす (4)金貨の外、芬蘭銀行券を法貨とし、芬蘭銀行は其選擇により左記のものを以て銀行券を兌換するを要す、芬蘭金貨金地金、外國金貨拂小切手にして呈示次第當時の爲替相場にて支拂はるべきものとする(但し相場は平價の一%を超ゆるを得ず) (5)銀行券發行額は金準備及び外國取引先に有する確實なる資金の總額に對し十二億マークを超ゆるを得ず。芬蘭貨幣拂の芬蘭銀行手形及び其の他要求拂債務竝に當座貸越契約による未使用殘高は流通銀行券と看做す。金準備は三億マークを下るを得ず (6)銀行券の保證發行分に對しては外貨拂手形、外國銀行券、外貨債券、同利札及期限三ヶ月以內にして支拂能力確實なる者二名以上の支拂保證ある芬蘭手形を以て準備するを要す。尙ほ從前に發生した債務一マークは新貨幣法による一マークに相當と認められ、芬蘭銀行券は發行の期間を問はず新貨幣法による價格にて兌換する事を定めた。

上記によつてみれば、芬蘭は金爲替本位に立つものと謂はねばならぬ。

**複本位制**　Bi-metallism

複本位とは二種の金屬、主として金と銀を本位貨とし、共に無制限法貨として通用する制度であつて、金銀兩本位制の比價は公定するのが普通である。

複本位を廣義に解して平行本位と兩本位に分ち、後者を更に完全なる兩本位と跛行本位に分つ論者もあるが、普通に複本位として解されてゐるのは右の內完全なる複本位の場合である。

複本位制度は歐洲に於ては十九世紀の末葉に至る迄、廣く一般に行はれたものである。唯、英國に於ては、十七世紀の中頃より實施した複本位制度は、十八世紀に於て既に形式上のものとなり事實上主として金貨が主要なる通貨であつたと云ふべく、一八一六年には早くも金本位制度を採用して諸國の先驅をなすことゝなつたのであるが、佛蘭西に於ては一八〇三年に、金一對銀十五・五の法定比價を以つて、複本位制を確立し、米國に於ては、一七九二年に金一對銀十五の比價を以つて、一八三四年よりは一對十六の比價に於て、それが正常の制度として採用せられたのである。完全なる複本位制度に於ては、次の條件を必要とする金銀兩貨が共に本位貨幣であること。卽ち、二つながら法貨であることと、兩者に自由鑄造が認められて居ることである。

金銀共に自由鑄造を認めらるゝ場合、金銀の市場比價にして、法定比價に一致して居る間は別に問題を生じないが、市場比價にして法定比價に相違を來すならば、造幣局に於て高く評價されて居る金屬のみが造幣のために輸納せらるゝ現象を生ずる。何れか一方の金屬のみを地金市場より引去つて鑄造のために輸納せしむ

るこの作用は、或程度まで、兩金屬の需給關係を通じてその相對的價値を安定せしむる效果を有する。例へば、金銀の比價一對十六の場合に、市場價格は一對十五の割合になつたとせば、金は造幣局に於て高く評價せられて居るが故に、人は進んで金を輸納してその鑄造を要求するに至る可く、その結果は市場に於ける金の需要增加するがために、兩者の市場比價は一對十六に一致することゝなるであらう。

この所謂補正作用は、複本位制度の有する特長であり、同制度の主張者の擧ぐる重要なる特質であるが、この作用が充分なる效果を齎らす爲めには、次の制限が必要である。卽ち金銀の市場比價を變動せしむべき原因の程度が、相當の範圍に止まると云ふことである。

複本位制度は、十九世紀の中頃までは、金銀の市場比價の變動するにつれて、その國通貨のうちに占むる金銀の地位は、時に變化するを免れなかつたが、大體に於てもその補正作用は有效なる效果を納めたと云ひ得る。が一八六〇年代に入つてより、銀の供給次第に增加する傾向顯著となり、一八七〇年代に及んで銀價の下落は急激となり、金一對銀十六の比價に相當するに至つた。玆に於て、佛蘭西は銀の流入起り、金の流出の狀勢明かになるに至つたので、遂に一八七三年銀の自由鑄造を中止することゝなつたのである。羅典同盟國たる白耳義も銀貨の自由鑄造を制限し、一八七八年には瑞西、伊太利、希臘等の同盟國も五法銀貨の鑄造を中止するに至つた。銀貨の自由鑄造を中止するに至つた結果、實質的には複本位制度と全く異る制度が現はれた。卽ち、金貨及び五法銀貨は無制限の法貨であるが、銀貨の自由鑄造は廢止せられたために、銀の市場價格はその鑄貨としての價値より解放せらるゝに至つたのである。所謂跛行本位制度である。米國に於ても、同樣の變化が生じた。一八五〇年以後、事實上主要なるは金貨となつて居たが、一八七三年銀貨の自由鑄造を中止するに至つたのである。

英國は夙に金本位制に移り、獨逸もまた金本位制を採用し、瑞典、諾威、丁抹の同盟國、また金を貨幣制度の基礎に採用し、而して羅典同盟諸國、米國等この推移は、最早や其の後に於ける幣制の趨向を決定するに至つたとも云ふべきである。而して、合衆國が其の後、購入したる銀を以て一弗銀貨の鑄造を廢止した一八九三年に於ては、印度もまた銀貨の自由鑄造を廢止することになつたのである。

斯くして、銀の最後の二大市場であつた合衆國と印度との閉鎖は、今や全く銀の貨幣金屬としての運命を決したものである。

## 物價指數

(一)**物價** 物價とは多數貨財の價格を謂ふ。貨幣と交換せらるゝ凡ゆる貨財の價格を綜合したるものである。卽ち物價なる觀念は常に複數として理解せられる。價格なる觀念は貨財と貨財との交換比例を意味する。現今貨財取引の實際に當つては交換用具として貨幣なるものが存在する故に、例へば白米一石三十五圓と云ふが如く貨幣の一定額を以つて表示せらるれども、本來價格の觀念は貨財交換の相互比例を意味するものなるが故に、白米一石の價格は砂糖百斤なりと謂ふべく砂糖一斤の價格は白米一升であると謂ふも妨げないのである。元來貨財の價格が市場に於ける需要と供給との兩面より決定せらるゝことは論を俟たない所である。然らば價格の綜合觀念たる物價は如何にして定まるものであらうか。市場に取引さるゝ多數貨財の價格が一般に騰貴の傾向ある場合に於ては、通常、物價平準又は單に物價が騰貴の趨勢にあると謂ひ、之に反して多數貨財の價格が一般に下落の傾向にある場合に於ては、物價平準又は物價は下落の趨勢にあると謂ふ。玆に所謂物價平準とは物價の高さを水準と謂ふが如きである。

物價は卸賣物價と「小賣物價」とに區別せられる。「卸賣物價」とは卸賣取引に於ける物價にして、「小賣物價」とは小賣取引に於ける物價を謂ふ。廣義に於ては家賃々銀も之を物價として觀念し得られない譯ではないが、一般に物價と云ふ時は狹義の物價に解せらるゝが普通である。

(二)**物價指數** 指數とは特定多數の現象を對比するに當り、其の絕對數の比較は觀念理解に不便なるが故に其系統中の或る絕對數を一〇〇とし、他の絕對數を之に比例換算したるものを謂ふ。一〇〇と代置せられたる原數は卽ち基數と稱せられる。物價指數は價格指數と異る。例へば昭和二年六月に於て白米一石の價格四〇圓であつて、昭和三年六月の白米一石の價格が三十圓であるとすれば、其の價格の騰落比率は $\frac{30}{40}=0.75$ 卽ち昭和二年六月の白米一石四〇圓を一〇〇とすれば昭和三年六月の白米一石三〇圓は七五、卽ち二割五分の下落に當る。この七五なる比例數を所謂價格指數と言ふ。從つて價格指數は單純指數である。この價格指數を累計したものが卽ち物價指數である。從つて物價指數は複合指數である。

(三)**物價指數算定**

(1)平均方法

(イ)算術平均 算術平均とは單に選ばれた商品の價格比率の總和を商品で除したものである。米が二〇〇咏噌が五〇と假定すれば算術平均では左の如し。

$$\frac{200+50}{2}=125 \quad (\text{物價指數})$$

(ロ)幾何平均 幾何平均とは選ばれたる商品の價格比率の積をば商品數で開いたものである。卽ち、$\sqrt{2\times50}=100$

(2)加重(秤量)(ウエート) Weight

物價指數は多數商品の價格の公正なる平均でなければならぬ。所が平均方法として適正ならしむるのみでは此の目的は達しない。例へば米は味噌よりも重要である事は云ふまでもない。卽ち加重とは各商品の重要程度に應じて、例へば米が味噌より二倍の重要さがあるとすれば平均算出の場合米の價格比率を二倍しておく。算術及幾何平均に夫れ〳〵加重法を應用して計算して見る。假りに米は味噌に比し二倍の重要さがあるとする。

(イ) 加重算術平均

$$\frac{20\times2+50\times1}{2+1}=\frac{150}{3}=50$$

(ロ) 加重幾何平均の例

$$\sqrt[2+1]{20^2\times50^1}=120$$

加重平均に依る物價指數を加重(又は秤量)指數 Weighted Index-number と謂ひ之れに對し、加重せざる單純なるものを不加重(又は不秤量)指數 Unweighted Index-number と謂ふ。

(四)**內外著名物價指數**

(1)我國の物價指數

| | 商品數 | 算定法 | 基本時點 | 發表機關誌 |
|---|---|---|---|---|
| 日銀物價指數 | 五六 | 單純算術 | (A)明治三十三年十月<br>(B)大正三年七月 | 日銀物價調 |
| 東京商工會議所指數 | 八一 | 同 | 前月及前年同月 | 商工月報 |
| 東洋經濟指數 | 九三 | 同 | 大正二年一月 | 東洋經濟新報 |
| ダイヤモンド指數 | 一一四 | 加重幾何 | 大正元年八月乃至三年七月平均 | ダイヤモンド |
| 商工省指數 | 五六 | 單純算術 | 大正十年十二月平均 | 卸賣物統計月報 |

(2)外國に於ける物價指數

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 英國 商務省 | 四七 | 加重算術 | 一八七一<br>一九〇〇 | Board of Trade Journal |
| 英國 エコノミスト | 四四 | 單純算術 | 舊指數一八四五—五〇<br>新指數一九〇一—一九〇五 | and Commercial Gazette<br>Economist |
| 英國 スタチスト | 四五 | 同 | 一八六七—七七 | Statist |
| 勞働局 | 四〇四 | 加重幾何 | 一九一三年平均 | Bearau of Robor Statistics |
| 米國 聯邦準備局 | 三二七 | 同 | 一九一三 平均 | Monthly Lobor Review<br>Federal Reserve Bulletin |
| 米國 ブラッドストリート | 九六 | 單純幾何 | 一九一三 平均 | Bradstreet's |
| ダ ン | 三〇〇 | 加重幾何 | 一九一三年一月 | Dun's Review |

**物價指數本位** Tabular Standard

物價指數本位はヂェボンズ Jevons に依り一八三〇年に提案され、その後引續き支持者を得てゐる通貨安定に關する學說である「物價指數本位」は債務の辨濟を一定額の金高で行はずして一定の購買力を以つてする制度である。例へば債權者と債務者間に辨濟は一定額の圓貨でなさずして、一定額の購買力を以てせんとする契約を結ぶ。之は一般物價指數表を使用する事に依つて元金の購買力を不變のものたらしむることが出來る。契約は自由であるから物價指數に應じて元金の購買力を固定すると云ふ契約は何等の法律を要せずして出來る事である。併し特に此の種の契約の自由を明示した法律を制定する事は一般の注目を惹いて、それが普及に役立つ事となる。國民がこの種の條件で貸借契約を結ぶ事に慣れて了ふた頃、政府は特約なき限りすべての契約は物價指數表に基いて決濟すべき旨の法律を制定すればよい。かくすれば物價の變動、卽ち貨幣價値の變化に伴ふて生ずべき債權、債務者間者間に於ける不公正を除去する事が出來る。此の案は極めて理想に適つたものであるが、實際問題として實施する上に於て幾多の困難に逢着する。卽ち、すべての債務者に對して適正なるべき單一の物價指數を作成する事がまづ困難である。此の「物價指數本位」



に基く契約は、例へば長期社債の發行に當つて元利金の支拂を時の物價指數に準據せしむると云ふものに限定するのならまだしも一般の契約全部をして之に倣はしむる事は困難である。長期社債の支拂を物價指數に應じて支拂ふ實例は米國に實施されてゐる。

**フィッシャー** Irving Fisher

エール大學教授にして、交換方程式による新貨幣數量說を唱導し、物價安定策として「コンペンセーテッド・ダラー」を發表してゐる。Stabilizing the Dollar（邦譯あり）は教授の通貨安定策を述べた代表作である。

近年は「貨幣の錯覺」Money Illusion（邦譯あり）其の他「紐育恐慌論」「利子論」がある。

**不換紙幣**

「紙幣」の項を見よ。

**普通貯金**

我が貯蓄銀行法に於いて複利の方法による預金（八一條ノ二）及一回の受入額十圓未滿の預金（八一條ノ二）を指稱して普通貯金となす。複利の方法に依る預金とは一定の利子計算期を經過し尙引續き預入れを繼續する場合、右計算期までに生じたる利子を當然元金に組み入れ、爾後は右元利合計額を新に元金として之に對して利子の計算をすることを豫め約して預入るゝ預金を云ふのである。普通銀行も利子を元金へ加へる事を行ふも、その場合は預金者の依賴に依つて行ふのに反し、貯蓄銀行は一定の期限が到來したら當然利子を元金に加へるのである。十圓未滿の預金は最低額を示してない故に一錢以上なれば差支へない。十圓未滿の預金の利子は單利である。

**普通銀行**

我國に於て銀行制度の確立したのは、明治時代の半ば頃であるが、其の淵源は遠く維新前に存してゐる。當時爲替屋、兩替屋、掛屋、札差等と稱せらるゝものが時勢の必要に應じて發生し、漸次一種の金融機關たるの働きをする樣になつた。明治時代に至り社會百般の制度革新せられ、經濟界も亦一變して金融機關の必要を促す樣になり、政府は民間富豪を勸誘して、爲替會社なるものを東京、橫濱、京都、大阪、神戸、敦賀、新潟等に設立せしめて預金貸付及び爲替等の業務を營み、兼ねて紙幣の發行を爲さしめたが、施設宜しきを得ない爲め、十分發達をなすに至らなかつた。其後明治五年十一月、國立銀行條例發布せられ、國立銀行以外紙幣の發行を禁止することゝなつたので、明治六年政府は、同會社解散の方法を立て、明治八年六月營業數年に過ぎない同會社の整理を了するに至つた。爲替會社に代つて、公認の金融機關となつたのは國立銀行で、該銀行は發券銀行たる作用をしたが、又普通銀行の働きをも併せ爲したのであつて、其數は明治六年以降漸次增加して、明治十二年には百五十一、其の支店八十二に達し、爾後政府は之が設立を許可しなかつた爲め增加せず、且つ一方破產解散等のため幾分づゝ減少を來し、明治二十五年には百三十三となつた。然るに其間經濟界は漸次發展し來り、到底國立銀行のみを以て、一般金融の任務を盡すこと困難となつた爲め、自然國立銀行以外に普通銀行の業務を營む者を生じ、其の多くは會社組織の者となつて、其數をも增加した。是等は當時「私立銀行」及び

「銀行類似會社」と稱せられ、今日の普通銀行の前身をなすものであつた。

明治二十三年四月に至り舊商法初めて發布せられ、會社に關する法制が定まつたので、時の大藏大臣松方正義は銀行條例を作つて元老院に提出し、其の議を經て同年八月法律第七十二號として公布せられ、翌二十四年一月から實施せらるゝことゝなつたが、其後舊商法の施行が延期され、明治二十六年七月一日から實施せらるゝことゝなつた爲め、銀行條例の施行期日も從つて延期せられ、舊商法と同時に施行することゝなり、尙銀行條例施行細則は同年五月大藏省令第七號を以て發布せられて、條例と同時に施行せらるゝことゝなつた。

銀行條例は、其後明治二十八年度法律第一號を以て、貸付割引に使用する金額に對する制限を削除し、營業時間を午前九時より午後三時迄と改むることに改正せられ、次で明治三十二年及び三十三年にも多少改正があつた。

從來の多くの銀行は明治二十六年に銀行條例及び貯蓄銀行條例が施行せらるゝに及び、多くは銀行條例に依つて其の營業を繼續した。これ卽ち普通銀行の濫觴である。

其後、日淸戰役に於ける銀行の失敗に鑑みて、監督を嚴重にする必要を認め、明治三十四年に條例の改正を企てられたが、銀行家中に之れを好まない者がある等の事情があつて、成立の見込少かつた爲め之を見合せ、其後も一二度改正を企てたことがあつたが、遂に成案を得るに至らずして止んだ。其間不良銀行は續出し又銀行の檢査上不當の事項を發見する等のことがあつても、銀行條例中には、大藏大臣に業務の改善、停止、役員の改選を命じ、又は營業認可を取消す等の權能を與へた規定がなかつた爲め、之を如何ともすることが出來ず、監督上甚だしい不便があつたので遂に大正四年に至つて、之が改正をせらるゝことゝなり、翌年三月法律第十三號を以て、以上の點其他一二の點に付き改正を加へられた。

次ぎに大正九年七月法律第二十二號を以て、一部の改正を行ひ銀行事業を營む會社の合併手續を容易ならしむる爲めに規定を設けられた。

大正十年貯蓄銀行法の制定と共に同年四月法律第七十五號を以て、必要なる改正があつた。大正十一年貯蓄銀行法施行に際し、貯蓄銀行から轉業し來つたものも加はつたのであるが、日淸日露の兩戰役、歐洲大戰及び關東大震災等の影響に依つて淘汰せられ他に吸收せられ、改造せられ、或は擴張せられて、今日の普通銀行をなすに至つた。

大正十五年設置の金融制度調査會は第一に普通銀行制度の改善案を考究し、之が成案を得て昭和三年から實施された現行の「銀行法」の制定となつたのである。

## 不動産

(一)不動産とは土地並に其定着物を謂ふ。換言すれば土地と一體を爲すもの、更に云ひ換へれば、土地及土地なくして存立し得ざる物、例へば家屋其の他の建造物の如き物を謂ふ。

不動産に對して擔保權を設定するに當りては法律上二種の方法が行はれる。一つは抵當權の設定であつて、他の一つは質權の設定である。抵當權とは、債務者又は第三者が不動産の占有を移さずして債務の擔保に供するものであつて、債權者は其不動産に付ては他の債權者に先立ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有するものである。



不動産質に就ては、民法第三百五十六條以下の規定がある。此物權は抵當權と異なり其目的不動産の占有を移轉する點にある。而して質權者は、其目的たる不動産の用法に從ひ其使用及び收益を爲すことを得るものである。然し其の反對に質權者は管理の費用を支拂ひ其公課等の負擔に任ずる外、其債權の利息を請求することを得ざるを本質とする。

(二)不動産として實質上取扱ふべきものに船舶がある。船舶とは、商行爲を爲す目的を以て航海の用に供するものを謂ひ、端舟其他櫓櫂のみを以つて運轉し、又は主として櫓櫂のみを以て運轉する舟は之に含まず、而して船舶は、本來不動産に非ざるも登記したるときは之を抵當權の目的と爲すことを得る。而して抵當權の設定に關しては不動産の抵當權に關する規定が準用され、而もその效力は其屬具に迄及ぶものである。

(三)特殊財團とは、工場抵當法に依る工場財團、鐵道抵當法に依る鐵道財團、軌道の抵當に關する法律に依る軌道財團、鐵業抵當法による鐵業財團、漁業財團抵當法に依る漁業財團等である。之等は或は不動産、又は動産及び其特殊の財産權を包含するものなるが、之を一種の財團と爲し、之に抵當權を設定し得るを以て不動産の一種と觀るべきである。

## 不動産銀行 (Mortgage bank, Credit foncier)

之は不動産抵當の長期貸出を目的とし、資金吸收法として、債券發行の特權を有するものである。日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮拓殖銀行、府縣農工銀行これである。

不動産銀行の最も發達してゐるのは獨逸であつて 土地金融組合 Landschaft 土地抵當銀行 Bodenkredit-aktienbank は最も有名である。佛蘭西に於ける佛蘭西不動産銀行 Credit Foncier de France にして、獨逸の土地抵當銀行及我が勸業銀行は何れも之れを範としたものである。

## 不動産證券化

不動産の證券化と云ふ事は左の三段に分つて考へられる。

(一)不動産金融を目的とする特殊機關が其の保證する債券を發行して一般市場に賣出して投資を求めこの資金を以て土地擔保貸出に充當する事、卽ち個性强き土地を特殊銀行の信用と保證の下に債券化する方法である。今日不動産金融の最善の方法として各國の採用してゐる所で、殊に佛國の不動産銀行の制度は之が代表的のものであつて我が勸業銀行は之を模倣したものである。

(二)不動産金融機關は土地擔保の提供ありたる時、之に直接現金を貸出さずに之と引換に債券を以て貸付ける。債券を受取つた借手は之を擔保として普通銀行なり又は必要なる機關から現金を借受けると云ふ方法、卽ち土地が直接不動産銀行の手に依つて債券化されるもので、借手から云へば土地を債券の形式で所有してゐると云ふことになり、從つて若し土地そのものを所有してゐる時は之が資金化は容易なことではないが、債券であれば之に對する市場があつて資金化は比較的容易なわけである。之は現今獨逸の土地金融組合 Landschaft 及佛國不動産銀行が一八五六年——一八七七年の十一ヶ年間實施して居た所である。

(三)土地は極めて個性の强きものにて之が取引は勿論、抵當設定に當つても地價の決定その他非常に不便な所がある。故に株式や公社債の取引の如く之が資金化は容易なことでない。故に直接

土地を代表すべき證券をつくり「證券卽土地」と見做して取引し得るとすれば、その便宜たること一にして止まざる點は古くより認められ、所謂地券の制度は內外古今を通じて一度は行はれてゐた所である。隨つて「土地卽證券」の制度、卽ち土地そのものを一の證券にて代表さすと云ふ事は、前二項に述べた土地の債券化に於けるとまた別の意味にて、不動產金融上極めて重要なることである。併し土地を全然一の地券のみに代表さして取引さすと云ふことは、不動產の思想の未だ幼稚なりし時代の一の產物であつて、絕對排他的權利としての物權思想が發達し、不動產の取引は原則として登記を以て第三者に對抗し得る條件とし登記法なるものが配布せらるゝに及んで、從來動產と同樣に事件の引渡しによりて土地所有權移轉の效力を認めし制度は自然と消滅し、登記主義が今日不動產取引の基本となるに至つた。故に全く土地卽ち證券と云ふ單純なる制度は今日の法律の下では存續し得ないわけである。此の登記と地券の兩制度の長所を採つて併用する制度は、不動產金融制度の發達してゐる先進國では比較的早く行はれてゐるところである。この登記制度の下に地券の利益を生かして活用してゐる代表的制度は、英米に於て最も普通に行はれてゐるトーレンス制度と獨逸で行はれてゐる抵當證券制度の二である。卽ち後者は不動產の所有者が豫め自己抵當權者及抵當權設定者として自ら自己の不動產に對し抵當權登記をなし、登記所より不動產抵當證券を受得し置き、外より資金を仰ぐに際して單にこの不動產抵當證券面に相當の記入をなし、當事者の記名捺印をして轉輾し得るやうにすることである。卽ち不動產所有者は自ら自己の所有特に抵當權の登記をしておいて銀行との取引に便し、もしその銀行が之を轉用せんとするに際しても之をそのまゝに轉用し、其の都度一々登記を爲さざるも法律上第三者に對し效力あるやうに爲し置くことである。我國に新しく採用された抵當證券は後者に屬する。

## 不動產信託

不動產信託とは不動產の管理運用並に處分を目的とするものであつて、我國で現在行はるゝもの、大部分は管理信託である。卽ち地代家賃の取立、賃貸借契約の締結及び更新、敷金の保管、その他土地家屋の保存利用改良に關する一切の行爲をなす。我國では不動產信託は餘り發達しない。その原因は(一)不動產信託に共通の障害たる高率な登錄稅の存在すること、(二)不動產管理事務が煩雜なる割合に受託者側の報酬少なきがためである。

## 不動產抵當證券

不動產の證券化は我國金融界の重要問題であつたが、遂に「抵當證券法」の發布となり、昭和六年八月一日より實視さるゝ事になつた。抵當證券制度の概要は次の如くである。

土地建物又は地上權を目的とする抵當權を有する者は、債務者等と抵當證券發行に關し特約なき限り登記所に抵當證券の交付を申請することが出來るのである。其の抵當證券が發行せられた場合には、證券に記載せられたる抵當權は債權と共に其の裏書に依つて讓渡されるのである。從つて爾後一々讓渡の通知又は登記を必要とせずして轉輾することになる。又抵當證券に裏書をなしたる者は抵當權の實行により債務の辨濟を受けたる殘餘の不足額に付て辨濟の責任を負擔するものであるから、其の裏書人に信用のある場合には一々擔保たる不動產等に就て調査をなさずとも安心



して抵當證券に投資することが出來るのである。抵當證券發行後は抵當權及び債權の處分は證券を以つてするに非ざれば之をなすことを得ない又權利の行使には證券の所持を必要とするのであるから、抵當證券は一種の有價證券である。又其の性質が手形と甚だ類似してゐるから手形に關する多くの規定が準用されてゐる。尙民法第百七十七條の規定によれば、物權の得喪及び變更は登記をなすに非ざれば第三者に對抗することが出來ないことになつて居るが、本證券による抵當權は此の大原則の例外を爲して居る。要するに、抵當證券は土地、建物又は地上權を目的とする抵當權附債權を手形の上に表はした證券である。

## 不動產取引所　Real Estate Exchange

不動產を一つの商品の如く取扱ふて之が賣買を容易ならしむる機關であつて、株式に對する株式取引所の如き機能を有するものである。我國でも不動產證券化問題と共に之が設立の要が力唱され立案されたが、その案を見るに次の如くである。

本會社の資本金は一千萬圓とし(橫須賀二、五〇〇圓)本位を東京市におき、其他主要の地に支店を置き、主たる業務としては不動產公賣所の經營、附帶業務として、(イ)不動產の鑑定、評價及び信用の調査、(ロ)不動產金融の仲介、保證及び取立等を行ふ、而して公賣所に於ける不動產の競賣買は取引員に依るに非ざれば之を爲すことを得ず、取引員は五百株以上の株主たること、一年以上不動產の賣買に從事したる經歷を有すること、資力信用確實なること等を條件とし　公賣の方法並に取引員等に就ては現在の取引所の規定を參酌して定めて居る。

抵當證券制度の實施を圓滑ならしむる機關として不動產取引所の設定は我國に於いては時日の問題となつてゐる。

## 船荷證券　Bill of Lading

(イ)意味　船荷證券とは積込まれた貨物を代表する物權證券で其の引渡しは貨物の引渡と同一の效力があり、又一の流通證券として裏書によつて自由に流通することが出來る。船荷證券は通常ビー・エル　B/L と略稱されてゐる。

船荷證券の記載事項に就ては、我國では商法第六二二條に規定されて居る。卽ち船荷證券には左の事項を記載し、船長又は之に代る者署名することを要す。

(一)船舶ノ名稱及ビ國籍、(二)船長ガ船荷證券ヲ作ラザルトキハ船長ノ氏名、(三)運送品ノ種類、重量若クハ容積及ビ荷造ノ種類、箇數並記號、(四)傭船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商號、(五)船積港、(七)陸揚港、但シ發行後傭船者又ハ荷送人ガ陸揚港ヲ指定スベキ時ハ其之レヲ指定スベキ港、(八)運送賃、(九)數通ノ船荷證券ヲ作リタル時ハ其ノ員數、(十)船荷證券ノ作製地及ビ其作製ノ年月日。

此等の中で最も注意を要するは第五項であつて、卽ち荷受人の氏名に就いては、實際には荷受人の氏名を書く代りに「荷送人の指圖人」として荷送人の白地裏書したものを用ひて居る。これは銀行が債權保全其他の便宜上要求するからであつて、若し然らざる時は荷受人の氏名としては大抵先方の輸入商の氏名が出る。證券面に to order と書いてあるのは、卽ち「荷送人の指圖人」を指すのであるが尤も荷受人が唯荷送人だけでは、先方へ船の着いた場合、着荷の通知に困ることが起きる。其故其不便を避ける爲に證券面へ着荷の通知先を記載して實際問題の便宜を計つて居る。

券面に「Notifying Mitsui & Co.」とあれば荷物を實際輸入した人は三井商會で、其荷受人は船會社から荷荷の通知が來たら、銀行で手形の仕末をして船荷證券を受取り、其れで荷物を取ることになる。

次に爲替手形は二通作つて、銀行は一通宛夫々船積書類を附けて別の便船で送る。其故船荷證券も手形の通數だけは必要である。若し若し手形の數以上に船荷證券が出來て居たら、出來て居るだけは銀行が受取つて置かないと、一通でも他の人の手に在ると先着の一枚で荷物を取れるから、銀行の保有してるものが遲く着くと、荷物は先きに受取られてしまつて、銀行所持の船荷證券は擔保にならなくなる。故に證券面に何通發行したと書いてあるかを調べることは、銀行としては非常に重要である。

第三に、船荷證券の作製日は、ビ・エル・デートと言はれてるもので重要事項一つでのある。

貨物の被仕向國で輸入の禁止、或は制限等をする場合に、何月何日以前に船積したものは、從來の條件で輸入を許すと云ふ樣な際に積出日を示すものとして、此のビ・エル・デートを採るのが普通である。

次に商法規定の記載事項以外の條項に就て考へるに、前揭の法定條項の他に船荷證券の實物を見ると細かい條項が多く書かれてあり、事實、銀行も船荷證券の條項を一々讀んでゐるものは殆んどない位である。

**(ロ)船荷證券の種類**

(1) **普通船荷證券**　之はクリーン・ビ・エル Clean B/L と呼ばれるもので、各航路に使はれる普通のものであつて、此の內には荷物が會社の指定場所で引渡しを了した時、直ちに發行されるものと船積終了後發行されるものと二種あつて、前者は「荷物受取船荷證券」(Received for shipment B/L)、後者は「荷物積込船荷證券」(Shipped B/L) と呼ばれる。

(2) **通し船荷證券**　之は米國東部へ送る貨物の如き海と陸とに關係のある樣な場合、別々に船荷證券と鐵道貨物引換證とを取ることは、荷主に手數であるから、一通で双方を兼ねる目的で作られたものである。

(3) **赤船荷證券**　これは餘り見ない種類であるが、船荷證券に保險條項を併記したものである。

(4) **故障附船荷證券**　證券面に「幾箱破損に付修繕」等と荷物にあつた故障を記載したもので、船會社が後日の責任を明かにする爲に自衞上記載する結果出て來るものであるが、實際には餘り見受けない。

## 佛蘭西の貨幣及び銀行制度

**(一)貨幣**　一九一四年歐洲大戰勃發するや、佛蘭西は他の交戰國と同じく莫大なる戰費を必要としたが、之を調達するに主として佛蘭西銀行に依賴するの途に出でたのである。即ち政府は大戰の勃發を豫期して佛蘭西銀行をして低利に貸上を爲さしむる秘密契約を取結んでゐたのであるが、それが直ちに實現せらるゝに至つた譯である、同行の政府貸上金は大戰勃發時には二億フランに過ぎなかつたものが、一九一四年末には四十億フランに達し、更に大戰の進展に伴ひ急速に增加して行つた。政府は更に小額面且つ短期限の「國防債券」の發行をなし又一九一五年十一月を以つて長期公債の發行を開始し、當時百五十億フランの整理公債が起された。而して其後大體年一回の割にて整理公債の發行を見たが、



是等長期公債の發行は主に佛蘭西銀行への貸上金の返濟及び短期公債を其目的としてゐた。如上の公債と加ふるに、政府は屢々倫敦及び紐育市場に於て外債を募集し、米國が大戰に參加するや、米國政府より直接に其額二十九億三千三百萬弗の現金貸付及び四億七百萬弗の軍需品貸付を受けた。

佛蘭西は一九一四年獨逸に對し宣戰を布告するや、モラトリアムを施行して巴里市場の救濟の策を講じたが、それと共に佛蘭西銀行は八月五日其準備金を擁護する目的を以つて、一八七八年以來續行し來つた銀行券の正貨兌換を停止し且つ一九一一年以來持續して來た最高發行限度六十八億フランを一躍百二十億フランに引上ぐるに至つた。而して同行は他國の中央銀行と同じく其兌換の停止されたる銀行券の價値の維持の爲め、極力金の吸收を計り、一九一五年七月三日には遂に金の海外輸出の禁止、ついで一九一六年二月十二日には國內に於ける金の打歩取引の禁止を見るに至り、かくて金貨は國內にて流通することも國外に輸出する事も全然不可能となつた。銀も亦グレシャムの法則に從ひ、流通場裡より其跡を絕つに至つたが、一九一九年に於てこれも輸出を禁止さるゝことになつた。開戰後に於ける佛蘭西のインフレーションの過程は他の諸國のそれと酷似してゐた。而して同國に於ては預金通貨の發達が英米に比して劣れるが故に、インフレーションは當然に銀行券の形に於いて殊更に顯著に現はれた。隨て大戰中佛蘭西銀行の銀行券實際流通額も激增につぐに激增を以つてし、一九一八年休戰當時には三百億フランを超ゆるに至り、そのうち政府貸上金は百九十億フランに及んだのである。

休戰直後銀行券の發行高は依然增加の狀態を改めず、一九二〇年までには約四百億フランに達したのであるが、政府が同年後半

インフレーションの崩壞的結果に陷るべきを知つて、銀行券の緊縮を企圖するところがあつた。

即ち同年九月末最高發行限度を四百三十億フランより四百十億フランに引下げ、而して同年十二月末佛蘭西銀行との協定により同行の政府貸上金の限度を一九二一年に於て二百七十億フランより二百五十億フランに引下げ爾後每年二十億フラン宛引下ぐることを約したのである。政府は一九二一年末には此協定に從ひ、二十億フランの貸上金の返濟をなしたけれども、翌二二年には早くも右の協定は違背さるゝことになつた。而して獨逸よりの賠償金の支拂が全く頓挫するに至り、續いてルール占領となり、且つ他方に於て政治的の種々の原因が作用して、フランは大第に下落するを見た。無論政府は戰後多少は增稅及び新稅の賦課によつて歲入の增加を計畫したのであるが、戰時債務の整理及び荒廢地の復興のための巨額の支出に對しては到底充分の財源とはならなかつた而も佛蘭西銀行の政府貸上金の限度は一九二五年初まで二百二十億フランに減じてゐたのであるが、爾後屢次引上げられて、同年四月には二百六十億フラン、六月には三百二十億フラン、十一月には三百九十五億フランに擴張した。他方佛蘭西銀行の銀行券流通高も一時減退の狀況を示したのであるが、一九二三年以後增加するに至り、一九二四年七月には四百億フランを突破し、同年末には四百六億フランの巨額に達し、法定の最高發行限度に接近し、一九二五年には四月、六月、及び十二月の三回に亘り最高發行限の引上を見た。右の如き人爲的購買力の濫出の結果フランの暴落となつて現はるゝに至つた。而もかくの如く政府の傀儡と化して銀行券の增發の結果、フランの價値は佛蘭西政界の波亂と共に不斷に動搖する有樣となり、かくて財界の難問は政界に波及して其

癒腸となつたのである。

一九二六年七月ポアンカレ擧國一致內閣の出現を見る事になり政府はその成立と共に只管フランの安定に目標を置いて先づ關稅及び其他諸稅率の引上、佛蘭西銀行の政府貸上金限度の引下、公債政策の改革、財政の緊縮等を實現し、豫算の不均衡より起るインフレーションを防止したが、其努力は覿面に現はれ、フランの對外價値に反映し、さしも大逆調を示した爲替は同年末には對英百二十二・五〇フラン見當まで持ち直して來た。而して現內閣成立後間もなく、卽ち一九二六年八月、佛蘭西銀行の準備金を增大せしむる目的から、法律を以つて同行が外貨殊に金の購入の爲發行せる銀行券は同行の發行限度中に之を算入するを要せざる規定が設けらるゝに至り、同行は同年末以後引續き爲替市場に出動し外貨の吸收に努めたので、一九二七年を通じてフランの相場は佛蘭西銀行が定めた買買價格の範圍內卽ち一磅につき百二十四フランを持續してゐた。此の爲替釘付政策として國外に逃亡してゐた佛蘭西の資本の歸還を促し、又外國資本の流入を誘ひ爲替安定に對する保障が維持され得るに至つた。

法律上の安定を計るため佛蘭西政府は斷然フラン安定法を議會に提出して、其協贊を求め 恒久的フラン安定策を樹立するに至つたのである。先づ其主なる內容を摘記してみると左の如くである。

(1) 品位千分の九百、重量六十五・五粍の金を以つて一フランとする。

(2) 佛蘭西銀行は銀行券を金貨又は金塊にて兌換し、又前記平價より鑄造料を控除せる價格を以つて金の購入を爲す。

(3) 佛蘭西銀行は銀行券發行高及び當座勘定の三割五分以上に相當する金貨及び金塊を保有するを要し銀行券の最高發行限度は之を廢止する。

(4) 造幣局は百フラン金貨を鑄造するも、自由鑄造開始の時期及び條件は追て政府の命令を以つて定め、それまでは佛蘭西銀行の請求のみに應ずる。

(5) 五フラン、十フラン及び二十フラン銀行券は一九三二年十二月三十一日迄に回收し、總額三億フランを限り新に補助貨幣として品位千分の六百八十の十フラン及び二十フラン銀貨を鑄造する。

(6) 金銀輸出禁止は之を解除する。

佛蘭西は右の內容を有する法律を以つて漸々金本位に移ることになつたのであるが、此のフラン安定問題の解決を見るまでには金と銀行券との連絡の方法如何、卽ち如何なる割合に於いて銀行券を金に結びつくるかゞ問題となつた。詳言すれば戰前に比し其の價値の約五分の一に低落せるフランをして、一躍戰前の價値に安定せしむるか、或ひは現在通りに安定せしむるかゞ問題となつたのである。ポアンカレ內閣成立後數個月間に於けるフランの價値の回復の勢ひでは、佛蘭西は何等フランの價値の引下を爲さずして戰前の狀態に復歸するに至るやも知れないと考へられてゐたが、新法にてはフランの價値を現在低落の儘安定してゐる對外價値を標準として決定し卽ち前揭の如くに品位千分の九百、重量六十五・五粍の金を以つて一フランに確定するに至つた。戰前には品位千分の九百重量六・四五一六瓦の金が二十フランと定められてゐたから、今や金の造幣價格は戰前の約五倍に引上げられた勘定になり、反對にフランの價値は戰前の約五分の一に切下げられたる譯になり、其の對外價値も戰前英貨一磅に對し約二十五・二



二フラン、又米貨一弗に對し五・一八フランを法定平價としてゐたのが、今や英貨一磅に對し百二十四・二一フラン、又米價一弗に對して二十五・五二フランが法定平價となり、戰前の約五分の一に低下した譯である。佛蘭西は何故かくの如くフランの價値を戰前の約五分の一に切詰めてまで强ひて金本位に移る窮策に出でたかといふに、フランの價値の戰前への自然的回復は所謂望み難い事情が明白となつたのみならず、戰前のフランの價値で兌換を開始するには到底正貨準備が足らず、さりとて正貨準備の充實を俟つて金本位に移らうとしては何時かゝる時期が到來するか判らず、而かもフランの戰前の價値への引上は經濟上大なる不正を意味し、又再び財界の混亂を誘致せずには措かないからである。

兎に角佛蘭西に於ける金本位の採用に際しては、金と銀行券との連絡の方法が極めて重要なる意味を有つたのであるが、此の點は新法により合理的なる解決を告げた。

大戰前に於いては佛蘭西はラテン貨幣同盟の締盟國の一員として、名目上は金銀複本位制を採用してゐたが、其の實、本位貨幣の一つたる五フラン銀貨の自由鑄造は停止せられ跛行本位に墮してゐた。然るに新法に於いては戰前の名目上の複本位制に復歸せず、金單位制に移るが爲め、凡べて銀貨は本位貨幣の資格を以つてせず、補助貨幣の資格を以つて制限鑄造を爲すことになつたのである。

**(二)銀行** 中央銀行として佛蘭西銀行(Banque de France)があり、之れは我が日本銀行や、英國の英蘭銀行に相當する佛蘭西の中央銀行であつて、銀行券發行の獨占的特權を有し、貨幣制度の維持者たり、且つ金融の源泉たる役目を繼當して居る。本店は巴里にあり、支店、出張所、集會所を全國內の要地に設けて營業網を成してゐる。

次に一般商業銀行としては、英國のビッグ・ファイヴに當るものとして、三大商業銀行がある。第一はクレディ・リヨーネ銀行であつて、その創立後數十年間は證券投機並びに會社設立に多額の資金を融通したことがあつたけれども、一八八二年の金融恐慌によつて重大なる損傷を被り、それ以來英國式の預金銀行に則り、只一流又は一流として通用する會社の社債や、交通業の株式の發行に參與することあるに過ぎない。第二はコントア・ナシヨナール銀行であつて之れは今日も尙ほ會社設立業務を重要視してゐる。銀行は甚だ多數の支店、出張所を持つてゐるから、それ等が證券の賣出しに當り大に役立つてゐる。今日大銀行の支店、出張所の數を見るに、クレデイ・リヨーネが約五百七十店、ソシエテ・ゼネラールが一千店を超へ、コントア・ナシヨナールが三百五十店に達してゐる。

次に工業銀行が存在し、此の種銀行の特色とする所は主として自己資本金、又は銀行出資者たる資本家の組織するシンヂケートからの資金を投じて此の種の業務を營むのである。此の種類の銀行の尖端に立つものは有名なる巴里和蘭銀行である。

貯蓄銀行には公營と私營とあり、其の中央機關たるものに預託所が存する。

佛國の不動產金融機關は佛蘭西不動產銀行(Crédit Foncier de France)に集中されて居る。此の銀行は中央銀行たる佛蘭西銀行の範に則つて一八五二年に設立されたるものであつて、不動產金融の獨占的機關である。此の銀行は債券發行の特權を有し資金を此の方法によつて吸收し之れを不動產抵當に貸付けるのである。現在貸付總額の約半分は地方自治體に對して供給されてゐる。

## 振替制度

振替とは銀行が其の取引先相互間の支拂を仲介し、現金を用ひずして只帳簿上の付替のみによつて完了するにある。故に此の方法によつて支拂取引を行ふ時は、現金を節約し、其の運搬携帯に要する費用と危險を免れ、誤拂の虞なく且つ貨幣流通に伴ふ紛失及び磨損をも避け得るのである。而して小切手制度と異る所は、振替制度にありては銀行の指圖書が受取人の取引銀行へ直接に送達され、受取人は何等の手數をなすことなくして指圖書面の金額を自己の預金勘定に受入るゝを得るの點にある。振替取引は之れを取扱ふ機關があつて始めて實行し得る。

獨逸に於ける振替取引機關は、(一)ライヒスバンク、(二)郵便局、(三)自治體振替機關、(四)金融組合團、(五)私立銀行の五種類であつて、それ〳〵取扱ひの方法を異にして居るけれども、其の一例として最も重要なるライヒスバンクの振替制度を見るに、ライヒスバンクが獨逸國の全範圍に亘り貨幣の流通を統制し、支拂の決濟を容易ならしむべき任務は、夙に一八七六年一月一日の營業開始の當初より、銀行法によつて規定されて居る所であつて、新銀行法に於いても亦同樣の任務をライヒスバンクに課して居るから、振替取引の實行は此の任務を果す一つの方法である。獨逸に於ける振替取引は之れを法律上より見るに全く慣習法的に發達したものであつて、これに關する特別の法規は存在しない。而して其の當事者は支拂人と支拂人の取引銀行と、受取人と受取人の取引銀行との四者である。而して振替取引の基礎となるものは振替取引者の預金であつて、此の預金を受入れる勸定科目をライヒスバンクでは「振替勸定」と名づけて居る。

我が日本銀行には當座勸定なるものがあつて、取引者の預金を受入れる外に又貸越をも許すのであるが、ライヒスバンクには當座勸定がない。而して此の振替勸定は當座勸定とは異つて交互計算でないから貸越を絶對に許さないことになつてゐる。ライヒスバンクの振替取引は人民の各階級に亘つて之れを許してある。故に商人でも會社でも、官衙でも、又は私人でも振替口座を開くを得る。ライヒスバンクは振替預金の最低殘高を限定して居る。即ちライヒスバンクに振替口座を開かんとする者は先づ若干の預金をなすべく、而も最低一百ライヒスマルタを常に置かなければならないのである。

又手形交換所の加入者に對しては右金額よりも多くの最低殘高を要求する。振替取引を申込む者ある時はライヒスバンクは一應其の信用調査をなし、其の上にて許否を決する。之れを許したる場合には申込者をして振替取引契約書に調印せしめ、預金を受入れ振替勸定出入帳を發行する。取引者は振替勸定出入帳の外に五十枚綴の白色小切手帳と、五十枚綴の赤色振替票とを受ける。白色小切手は手形法の意味に於ける小切手であつて現金引出に使用するのであるが、赤色振替票は小切手ではなく、振替指圖である。

## 振替預金

振替預金は間接預金とも稱し之れは先づ銀行より貸付又は割引を受けその金額をそのまゝ預金に振替へる事に依つて生じたものである。振替預金は銀行なる信用機關の地位を利用してなす預金通貨創設であつて、現代商業銀行の本質的業務である。故に振替預金と貸出は同じ楯の二面をなすものであつて商業銀行の發達せる社會にありては兩者の增減は正比例する。故に例へば金融逼迫



時に於いても預金減、貸出增を來さず、預金も却つて膨脹する。

振替預金は、銀行券の發行と共に現今銀行業の資金創設の形式をなすものであつて、銀行券發行は法律上種々の束縛を受けるに反し、振替預金は支拂準備に依り法律的に慣習的の制限を受けるのみで資金創設方法としてより自由である。銀行券に比し、振替預金に依る資金供給は、經濟界の狀況につれて極めて彈力性に富んでゐる。

## ブルー・スカイ・ロー Blue Sky Law

財產權の賣買に伴ふ詐欺的行爲は、私有財產制度の創始以來あることであるが、會社組織に依る證券資本制度に依つて殊に甚しく之を助長した。會社の發起、創立、增資、合併、解散、社債發行、株價の人爲的釣上、朦朧株屋等により行はるゝ詐欺的不正不公平なる證券の賣買は貪慾にして冷淡なる投資者を誘惑するには最も恰好なる手段である。斯かる不正手段及び合法的詐欺を防ぎ所謂善意の投資者に對して自己の投資に依りて利益を得べき公平なる機會を提供せしむる目的で制定された證券投資保護法をすべて「ブルー・スカイ・ロー(青空法)」と稱すのである。之は米國に於いて初めて制定せられ、今日では四十八州は何等かの形式に於て證券投資者保護法を制定してゐない所はない。今此等の各州が其の取締に對する態度を大別すると、(一)免許法主義　社債の發行販賣は免許を得たるもの以外は之を禁ずるものでミシガン、イリノイ等の四十三州は此部類に屬す。(二)調査禁止法主義　如何なる會社の株式、社債と雖も自由に發行販賣し得るも不正事實を發見したる場合は、直ちに之を禁止し法の運用の妙を證券監督官の行政的手腕に待つものにして、ニューヨーク、ニューヂャーシー、メリランドの三州は之に屬す。(三)無干渉主義　デラウエア、ネバタの如き之に屬す。右の如く各州により適用を受くべき證券及當事者の範圍、資格、取締方法等を異にして各々其特徴ある立法をなせども、最も普遍的な「ブルー・スカイ・ロー」の要綱を擧げて見れば大凡次の如き項を包含するを常とする。

(一)本法ニ定メタル條件ニ依ルニ非ザレバ一切ノ證券ノ發行及販賣ヲナスコトヲ得ズ。

(二)之ニ違反シタル者ハ罰セラレ、且ツ其發行販賣ガ違法ナル場合ハ買入價格ノ回復及關係者ノ蒙レル損害賠償ノ責ニ任ズ。

(三)證券ノ販賣取扱業者ハ毎年其ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス、免許ハ州ノ獨斷ニヨリテ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得。

(四)證券販賣業者ノ免許ニ對シ免許料ヲ徵收ス。

(五)證券ヲ販賣セントスル者ハ規定ノ用式ニヨリ業務ニ關スル狀態ヲ報告シ爾後何時ニテモ命令ニ依リ必要ナル報告ヲ提出スルコトヲ要ス。

(六)本法ハ證券ノ發行者及引受販賣業者ニ適用ス、州內ニ支店ヲ設ケザル發行者及引受販賣業者ト雖モ州內ニテ發行又ハ販賣ヲナス時ハ本法ノ適用ヲ受ク。

(七)證券發行會社ハ認可ヲ受クル爲メ業務ノ狀態、營業權、財產、株式等ニ關スル報告ヲ爲シ手數料ヲ納付スルヲ要ス。

(八)證券監督官ハ他ノ適當ナル者ヲシテ申請者ノ財產ヲ評價シ又ハ監査ヲナサシムコトアルベク、財產ノ內容ヲ公ニ調査スルコトアルベシ。證券監督官ハ此等ノ報告書ヲ審査シテ證券ノ發行販賣ガ詐欺的行爲ニ非ザルコトヲ認證スベキモノトス。

(九)證券類ノ發行者及販賣業者ハ其賣出價格變何以內ト申告スルヲ要ス。

(十)證券監督官ハ公平ナル價格ヲ超過セル、空財産ニ對シテ發行セラレタル株式ハ之ヲ取消スコトヲ得、又會社發起人ガ特定ノ條件ヲ充タサザル前ニ其引受株ヲ市場ニ賣リ放ツコトヲ防止スル爲メ、若クハ公表シタル豫想收益ノ實現ヲ見屆クル爲メ、一定期間ニ亘リ其引受株ヲ供託モシムルコトヲ得。

(十一)證券監督官ハ正當ナル理由アル場合ハ販賣者ニ與ヘタル免許ヲ取消スコトヲ得、免許販賣業者ガ何時ニテモ必要ナル報告ノ提出、竝ニ其費用ニ於テ財産及營業ノ調査ヲ他ノ專門家ニ調査セシムルコトヲ拒ミタル場合ハ其免許ヲ取消スモノトス。

以上は各州現行のブルー・スカイ・ローの要綱なるが、該法は此の方面に於ける時弊を矯正し、證券投資者を保護し、事業界及證券市場を淨化して健全なる發達に導くに與りて力あるものがある。

## 不渡手形

不渡手形とは支拂人又は支拂場所に於いて、支拂の爲め滿期日に手形を呈示して單純に辨濟を受くること能はざる總ての手形を指稱する銀行間の專門語である。詳言すれば、約束手形、爲替手形及び小切手が、支拂期日又は呈示期間中に支拂場所に於いて支拂人又は引受人に支拂の爲め該手形を呈示して單純に辨濟を受くること能はず、支拂拒絕せられたる總ての手形を不渡手形と指稱するのである。而して不渡手形も分類の方法に依り種々に區別することが出來る。先づ第一に資金關係を原因とするものと、手形自體の形式不備を原因とするものとに分つ。又手形交換所を經由して支拂呈示を爲すものと、支拂人の住所に於いて直接支拂の呈示をするもの、卽ち、支拂場所の關係に依りて區別することが出來る。



## ヘ

## 平價切下（デバリュエーション）Devaluation

**(イ)意義**　金本位を停止し金輸出を禁止する時は、爲替相場は正貨現送點を超えて下落するに至る。而して其國の經濟界の諸要素は此の下落した爲替相場に順應して變化する。而して金解禁狀態が長期に亘る時は、下落した爲替相場を標準として經濟界の諸要素は固定して了ふ。かゝる場合固定した經濟狀態をそのまゝ法律的に認むることが平價切下又はデバリュエーションと謂はれるものである。例へば我國が金輸出禁止に依つて對米爲替が約二割の下落卽ち四〇弗に下落してゐると假定すれば、その狀態に於て平價切下をするならば、卽ち法律的に我が貨幣法の規定する純金二分を以つて一圓とする旨を純金一・六分を以つて一圓とすると改めたら、對米法定平價は四〇弗位になつてその時の經濟實情を法律的に認むることになる。新しく定められる法定平價四〇弗を「新平價」と謂ふ。而して平價切下して金本位に復する事を「新平價解禁」と謂ふのである。その當時の經濟狀態をそのまゝ變化なしに金本位に復するのであるから、舊平價卽ち金輸禁止前の法定平價にて金解禁する場合に起るが如き諸影響は起らないのである歐洲に於いては白、伊、佛、墺、チエッコ、獨、波、希等すべて平價切下によつて金本位に復したのである。

**(ロ)反對論**

(一)平價切下は現行貨幣法の「純金二分を以て一圓とし、之を價格の單位とす」と云ふ國民に對する公約の變更であつて之は國民を欺くものである。

(二)佛蘭西や伊太利の如く、爲替が舊平價の何分の一と暴落し國內の貸借關係が大部分この下落した通貨價値の下に行はれた國なら仕方がないが、僅か一割や二割の下落くらひで平價を切下げることは國家の面目にかゝはり國際信用にも關することである。

(三)舊平價解禁は一時事業界を苦しめるも、その苦難を經て自然淘汰を受けて、一國產業は眞に合理化され、立ち直るのである。今新平價解禁して不合理なる現在我產業界を現狀のまゝにする時は、何時になつても我が產業界は整理され改造されない。

(四)平價切下は公社債、預金、貸金などを有する債權者が切下げただけ損失を受ける。

## 米國の貨幣制度

米國は建國當初卽ち一七九二年に米國は初めて貨幣制度を採用したが、それは複本位制度であつて、「弗」を以つて價値單位とし金貨は一弗に付純金二四・七五グレーン、銀貨は純銀三七一・二五グレーンとし、金銀比價を一對一五とし兩者の自由鑄造を認めた。その後銀貨の低落に依り金銀比價を變更する必要を生じ、一八三九年金銀比價を約一對一六とし金貨の純分を一弗に付二三・二二グレーン、銀貨を三七一・二五グレーンとした。その後銀貨の强制通用に制限を加へてゐたが、一八七四年に銀貨は本位貨たると補助貨たるとを問はず强制通用制限等を五弗としたため、銀貨は完全なる本位貨たるの資格を失ひ、事實上の金本位となつた。

之より前一八六二年以來グリーンバックなる不換紙幣が發行され、濫發のため一八六四年には紙幣一弗は金價値三十五仙に下落した。故に之が回收を中心として本位制度の樹立問題が生じ、一八九〇年七月發布のシャーマン條例に依り解決された。該條例に

依れば、(1)大藏省は銀塊の市場價格が銀一オンスに付百二十九仙〇二九以下なる限り、その時の市場價格にて毎月四百五十萬オンスを最高として銀地金を購入すること、而して此の購入銀地金に對しては一弗乃至三十弗の銀券を發行し、この銀券は無制限の强制通用力を有し、法貨として流通し、且之に對して大藏大臣は所持者の請求により金貨又は銀貨を以つて兌換をなすこと、(2)更に本條例により一八九一年七月一日に至るまで銀地金二百萬オンスを毎月貨幣に鑄造することは、此の鑄造が銀券の安全を計るに必要なりと認めざる限り同日を以つて停止することとし、而して米國政府は金銀兩貨幣の間に輕重を置かざることとした。

然るにその後銀貨下落に依り該條例による銀購入政策も漸次繼續不可能となり一八九三年十一月シャーマン條例は廢止された。

當時、一般に金本位採用が世界的思潮となつて來つゝあり、米國も一九〇〇年三月十四日の法律により金本位を採用した。該法によれば「品位十分の九の金二五 8/10 グレーンよりなる弗を以つて價値の標準單位とし、米國が發行し若くは鑄造せる總ての貨幣は此標準と均等の價値を維持せしめ且此の價値を維持せしむことを以つて大藏大臣の責務とす」と定めた。而して大藏省は發券並に償還部を設け米國の政府紙幣、金證券、銀證券及通貨を管理することになつた。

金證券 Gold Certificate は大藏大臣が額面二十弗の金貨を金庫局長又は地方金庫局長をして預託せしめ、之に對して發行した十弗以上の券面を有する金券である。卽ち全然金貨の代表物に外ならぬ。

歐洲大戰前に於ける米國の貨幣を見ると次の通りである。

(一)硬貨 (イ)金貨(二、一〇、一〇、二五弗)(ロ)銀貨、本位貨たる一弗金貨の他は補助貨として五〇、二五、一〇仙。(ハ)ニッケル貨、(ニ)靑銅貨。

(二)紙幣 (イ)金證券、(ロ)銀證券、(ハ)シャーマン紙幣、(ニ)グリーンバック、(ホ)聯邦準備券、(ヘ)聯邦準備銀行券、(ト)國立銀行券等であつた。

一九一八年四月二十三日ピットマン條例を發布し國內通貨統一を計ることにしたが、併し今尙、大戰前の紙幣が殘つてゐる。

銀證券は銀貨使用奬勵のため一八七八年始めて發行されたものである。卽ち銀弗を國庫に預入して之れに對して發行したものである。法貨ではないが、公共的支拂には無制限に受入れられる。

シャーマン紙幣はシャーマン法によつて、銀買入の際發行したものである。グリーンバックは南北戰爭時代の遺物である。國立銀行券は聯邦準備制度實施前に於ける主たる紙幣をなしてゐたが、その伸縮性を缺くため、これに代つて出現したのが聯邦準備券である。

大戰前の紙幣は大戰後も依然として流通してゐるが、漸次聯邦準備券に統一されつゝある。

北米合衆國は歐洲大戰の勃發以來食糧品や軍需品の供給によつて一躍成金國となつた。かくて從來の債務國から一轉して債權國となり歐洲諸國の軍事公債に巨額の投資を行つたが、尙は年々莫大な金が流入したのであつて、一九一五年及び一九一六年の如き金の入超額は實に四億から五億數千萬弗に達した。然し一九一七年に及んでから諸外國殊に中立諸國に金の流出するもの漸く多きを致し、一九一六年の一億五千五百萬弗に比較して三億七千二百萬弗の巨額に達した。而して同年も金は勿論入超ではあつたが、兩前年の入超額四、五億萬弗に比較すると著しく減少し一億八千



一百萬弗であつた。從つてかゝる傾向が漸く顯著となり、將來も亦かゝる狀態が續く限り、同國の金融組織の上に一大障害を及ぼす事は極めて明かであるし、更に其の流出金の一部分は敵國にも流入する樣子があつたので、政府は終に金の輸出を管理せねばならなくなつた。卽ち一九一七年九月七日に大統領は教書を發して大藏大臣の定めた法則による外は一切金地金、金貨又は通貨の輸出を禁止したのである。その後上下各方面の金解禁に對する意見は一致して其の一日も速かならん事を主張してゐた程であるから當局に於いても先づ第一歩として一九一九年五月九日には「金細工にして其の含有純金の價格が全體の六五%以下なるものは個々に特許を得ずして輸出し得」と云ふ事にしたが、更に翌六月九日に至つて金解禁を斷行する事になつた。尙ほ金解禁は六月三十日に至つて大統領令を以つて之れを正式に認めたのであつて、かくて北米合衆國は名實共に金本位に復歸する事となつた。

## 米國の銀行制度

米國の銀行は次の如く分つことが出來る。

(1) 國立銀行 National Bank 之は國立銀行條例に準據して設立した銀行である。聯邦準備制度制定以前には銀行券の發行及預金支拂準備の保管等の特權を有してゐたが、現在では單なる普通銀行に過ぎない。又信託業務を行ふ事が出來る故に信託會社との區別も事實上認められない。所在地の人口に應じて資本金最低額を定められてゐる。國立銀行は聯邦準備制度の加盟銀行とならねばならないことになつてゐる。

(2) 州立銀行 State Bank 米國各州の州銀行法に據つて設立したものであつて、一般銀行業務を行ふ點に於いて國立銀行と何等異なる所はない。資本金最低額が國立銀行に比して低く、國立銀行が人口三千人以下の都市に於いては二萬五千弗なるに對し、州立銀行は多數の州に於いて一萬弗、ある州では五千弗と云ふ小額を認めてゐる。州立銀行は聯邦準備制度加盟銀行となると否とは自由である。

(3) 信託會社 州銀行法に據るものであるから法律的に云へば一種の州立銀行である。米國の信託會社は所謂「金融的デパートメントストア」の異名がある通り、信託業務は勿論のこと一般銀行業務から貯蓄銀行業務を行つてゐる。故に事實上信託會社と銀行との區別は米國に於いては認められず Central Hanover Bank and Trust Company とか First Union Trust and Saving Bank と云ふ名稱のものが非常に多い。

(4) 貯蓄銀行には株式組織のものあり、相互組織のものがあり又所謂投資銀行又は個人銀行としてファイナンシャーが起債市場に活動してゐる。又投資信託が近年非常に發達して來た。

米國全體の金融機構を見る時は、右の國立銀行及び州立銀行を紐帶として聯邦準備制度を構成し、之を各十二の聯邦準備銀行が之を統制してゐる。

又農業金融方面に於いては聯邦農地貸付制度の下に全國的の統制が行はれてゐる。

## 米國起債市場

米國で起債する場合には、投資團卽ちインベストメント・バンカース (investment bankers) の手を經るのが、普通の徑路である。つまり起債者の方で大體の目論見が出來ると、公社債の引受を業務とする銀行或は信託會社に話を持ち込む。少額の發行であ

れば一つの銀行會社で引受ける事もあるが、大口の募債であれば數多の銀行會社が一團となつて引受ける事になる。是が所謂オリヂナル・グループ（original groups）であつて、此のグループには必ず之を主宰すべきリーダーが出來る。リーダーはグループを代表し、全權を握つて起債者との間に總ての交渉を進め、起債額、利率、期限、發行價格、擔保、減債基金等種々發行條件の取極めを行ふ。此のオリヂナル・グループの下には、オリヂナル・グループ自身が其の一部となつて、バーチェーズ・シンヂケート（purchase syndicate）が出來る。是が卽ち下受團體であつて、バーチェーズ・シンヂケートの下に更にセリング・シンヂケート（selling syndicate）が組織される。此のセリング・シンヂケートが實際に投資公衆に公社債を賣捌く役目に當るものであつて、起債額が巨額である場合は其の數も多く其の範圍も全國に亘るやうな場合がある。オリヂナル・グループと起債者との間に、諸種の發行條件が決定し調印が濟むと、其の公社債はグループに引き取られ、起債者は完全に之を賣渡した事になる。オリヂナル・グループは手數料を差引いて之をバーチェーズ・シンヂケートに賣渡し、バーチェーズ・シンヂケートは更に之をセリング・シンヂケートに小分けして賣渡し、セリング、シンヂケートの手から愈々一般の投資公衆の手に賣捌かれる。起債者と直接取引して公債社債を引受ける所謂オリヂナル・グループのメンバーとして、世間に名を賣つてゐる大銀行の主なるものは、モルガン（J. P. Morgan & Co.）。クーン・ロープ（Kuln Loeb & Co.）。ブレーヤー（Blair & Co.）。ナショナル・シチイ會社（National City Co.）バンカース・トラスト（Bankers Trust Co.）リー・ヒッギンソン（Lee Higginson & Co.）。ヂロン・リード（Dillon Read & Co.）。ハリス・フオーブス（Harris Forbes & Co.）

であつて、是等の銀行や會社の數個が一團と成つてオリヂナル・グループとなるのであるが、グループの員數と顏觸れとは、發行額、擔保（又は減債基金）の性質、市場の狀況、起債者の財政狀態、過去に於ける發行上の沿革等種々の關係に依つて其の場合により相違することは勿論である。而して一つの銀行又は會社が一手に引受ける場合は、其のグループの內部に於ける各自の立場が均等の地位に在るを以て原則とする。

起債者との交渉の便宜の爲めに、グループには必らず團長卽ちリーダーが出來る。リーダーは前記の如く、全權を握つてグループを代表し、直接起債者と折衝して總ての發行條件を決定する。リーダーを置く事は全く交渉上の便宜の爲めに過ぎず、或る銀行とか會社とかゞリーダーになつた迄、決してグループ內部に於ける他のメンバーとの地位が異つて來る譯では無いが、そこは體面の問題や感情の問題であつて、リーダーの選定が妙に行惱み、其の爲めに募債談が立消へになるやうな事實すらある。オリヂナル・グループはリーダーを代表者として起債者との間に諸般の交涉を進め、發行條件の全部が決定すると愈々引受契約の締結となるが、此の引受契約が基本的の買契約となるものである。此の基本的な買契約は性質上大別して次の三種とする事が出來る。

（一）無條件引受　是は起債者が引受銀行をして一定額又は應募額（卽ち新規の發行債が既發債を以て優先的に募入せしむる際總額が或る一定する事が不可能である場合に起る）を一定價格を以て無條件で買受けしむる場合に採用される形式である。

（二）條件付引受　是は次の二の場合に於て採用される形式である。（イ）起債者側に於て發行價格、利率等に制限を附し引受銀行側に於て果して幾許の賣行あるかを危ぶむ場合。（ロ）起債社側に於て發行期日を指定し引受銀行側に於て市場の狀況上その發行期



日を以て賣出に不利なるものと認むる場合。此の場合に作成される契約は、一定時日內に下受銀行團を組織し得るならば一定價格を以て買受けようとの選擇權を引受銀行側に於て留保する形式を採るのが普通である。

（三）混合引受　是は引受銀行が一定價格を以て一定額を買受け且つ追加買受の選擇權を有する場合に採用される形式である。此の選擇權は起債者が自己の果すべき一定要求を實行した場合又は最初卽ち前述の一定額までの賣出が消化された場合に於て始めて行使されるのである。

起債者とオリヂナル・グループとの間に基本契約が取極められると、下受契約卽ちアンダーライテイング・アグリーメントの下に下受團が組織される。此の下受團はバーチェーズ・シンヂケートと呼ばれ、其の下に更にセリング・シンヂケートが組織される。卽ち引受銀行團が引受契約に依つて起債者から買入れた會社債を、更に下受契約に依つて下受團に賣付け下受團は賣捌團をして廣く之を一般投資家に賣込むと云ふ組織である。下受團が組織される場合には、引受團にリーダーが有ると同樣、シンヂケート・マネージャーが選定される。下受團の方法は二通りある。引受團が政策上他に下受の適任者を選定し、是に一定の利益を提供して下受團を組織せしむる場合と、自ら下受團を組織し他の投資銀行に加入せしむる場合とがこれである。前の場合をディレクト・バーチシペーションと云ひ、後の場合をアロットメントと云ふ。何れの場合に於ても引受團卽ち基本契約の當事者の一が此のシンヂケート・マネーヂヤーと成るのが經育市場の慣行であつて、特にアロットメントの場合に於ては加入を勸誘されたものに對する下受の割當額を發起人卽ち引受團のそれよりも少額ならしむる權限をシンヂケート・マネーヂヤーに於て留保するのが普通である。

尙ほ、經育市場に於ける手數料は普通五分であつて、其分け前は上の團體に少なく下の團體に多いのが通例である。これはセリング・シンヂケートが實際の賣出に當つて宣傳費其他最も多く經費を負擔することになるからであつて、例へば一九二〇年九月三日賣出された佛國債の如きは全部の手數料六分であつて、オリヂナル・グループ一分、バーチェーズ・シンヂケート一分、セリング・シンヂケート四分の割當であつた。

## 米穀金融

銀行が米穀取引者に與へる金融の方法は銀行業務の種類から見れば「貸付」、「當座貸越」、「割引手形」、「荷爲替」の四種である。又貸出の對象を標準として區分せば、（一）信用貸、（二）有價證券擔保貸付、（三）米手形擔保貸付、（四）倉荷證券擔保貸付、（五）現米擔保貸付、（六）荷爲替手形割引の六種となる。此の中銀行が最も普通に且判然と米穀資金として放資するのは、（四）（五）（六）である。卽ち「倉庫證券擔保貸付」は米商が、（イ）思惑をなし之を倉庫に寄託せる場合、（ロ）廻米問屋が集散地から他地方へ移出米が積込をなすまで正米を倉庫に預け入れたる場合、（ハ）定期米の賣方に出廻つた米商が値頃を見て農家に買付け倉入れをしたる場合、（ニ）實米を定期に賣繋ぎある農家が受渡し前に之を取引所々在の倉庫に預託したる場合、等に本證券を擔保として借入れる。此の貸出方法は手形割引に依る事もあり、或は借用證書に依る普通貸付に依ることもある。

「現米擔保」貸付は倉庫設備の不完全なる集散地に於て行はれるもので、卽ち銀行自身が自己の倉庫に正米を收容して貸出すもの

である故に倉庫設備のある地方には行はれない。

「荷爲替手形割引」は適米問屋又は正米商が地方の注文に對し正米を汽車積又は船積して貨物引換證を爲替手形に備へ銀行に持參して割引を求むる方法である。もし汽車積、船積を爲す前に金融の都合で正米が既に倉庫に寄託されその倉庫證券が既に銀行の擔保になつてゐる時は、信用ある商人ならば一時倉庫證券の返附を受け、現米を積取つて貨物引換證を備へ是を銀行に差入れて荷爲替を取組むが、若し銀行が商人を信用せざる場合は擔保品の交換を爲すか、一時現金辨償を爲して新に荷爲替を組むかする外仕方がない。尙ほ、倉荷證券擔保貸付の一種に「米券擔保貸付」なるものがある。之は米券倉庫の發行するもので全國的のものではないが、古來から山形莊內地方、熊本、廣島、三重、香川地方に慣習的に行はれてゐる。莊內地方の例を見るに、米穀擔保により銀行から融通を受ける主なる者は米穀問屋、正米商、定期取引者などもあるが就中問屋が最も多い。銀行が米券を擔保に貸付を行ふには借手をして爲替手形を振出さしめ、之に對して時價の九掛を融通する、而して別に擔保差入書なるものに債務不履行の場合を確保する約款をなし又必ずしも法定の手續に依らずして自由に債權者が擔保品を處分し得ることその他を承認せしむる。米券は白地裏書の方法で債務者から讓渡しを受ける故、取扱は極めて簡單であり、且つ日本銀行支店では之を確實なるものとして見返擔保品に入れてゐる。

## 米穀證券

米價の暴落は農民の收入減となり、その救濟手段として大正十三年四月米穀證券發行規定が公布された。

米穀法の規定に依ると、政府は米穀收穫の豐凶より生ずる米穀量竝に價格を調節するの一手段として、必要ありと認めたるときは、米價低落の際には米穀を買上げ、騰貴の際にはこれが賣渡しを行ふことが出來る。政府が米穀法に依りて米穀の買上げを爲したる場合には、外國より直接に買入るゝ場合を除くの外、右の買入代價は翌年四月一日償還の右代價と同一額面金額を有する無記名證券を以つて交付する事になつて居り、現金其の他を以つて支拂はるゝ事はない。

此の證券が卽ち米穀證券にして、買入米穀の受渡日を以て發行日となし、償還期限は前記の如く極めて短期にして、日本銀行は所持人の請求に依り何時にても政府の定むる歩合を以て割引に應ずる無利子の國債證券である。米穀證券は以上の如き性質のものである結果、金融市場に於ても自由に賣買され、從つて最も容易に資金の融通を受け得る性質のものである。米穀證券は上述の如く支拂期限が來年の四月一日迄の極く短期のものであり、日銀は何時にても國債抵當の貸付又は保證の割引歩合と同樣の利率を以て割引くと云ふ點などに於て、餘剩資金に苦しみ金融緩漫なる際に於ては、最も適當なる放資物件たり得るものである。而して米穀證券の交付を受けたる農民も、金融方法として之が割引を求むるであらうから、其の證券の大部分が市場に出廻るべく、金融緩漫時に於ては、斯る證券の發行は恰好の投資物件を提供するものと云ふべきである。

昭和七年二月末現在に於ける米穀證券の在高は七千五百七十二萬圓である。



## 別段預金

之は定期、當座、特別當座及通知預金の何れにも屬せざる預金を總稱したものであつて、別に「雜種預金」又は「雜預金」とも稱せられる。之に屬するものは勸定科目の確實せざるもの、代理事務より生ずる一時的勸定、代金取立手形渡り濟の場合取引を有せざるもの、行員の預金、身元保證積立金等を別段預金の名に於いて整理するのである。故に一口毎に異なりたる性質のものであるから、利息付のものもあれば無利息のものもあり、預入に對しても預金證書を發行する事あり、自己宛小切手を振出す事もあり單に帳簿に記入するのみにて證書を發行せざる事あり、各場合に依りて異なる。

## 白耳義の貨幣及銀行

**(一)大戰前**　白耳義はラテン同盟の提唱國として、一八六五年其の成立と共に締盟國の一となつた。從つて貨幣單位フラン(所謂白耳義フラン)は現在の「瑞西フラン」と等價値で、九百品位の金〇・三二五八瓦を含み、對英法定平價は一磅に對し二五・二二一五フランであつた。同盟最初の規約は金銀兩本位を採用したが、一八七八年銀貨自由鑄造の廢止が決議せらるゝに及んで、白耳義は跛行本位となつた。更に中央銀行たる國立銀行は兌換に關する選擇權を利用して專ら銀貨兌換のみを行つたから、戰前白耳義の幣制は頗る變則的なものであつた。紙幣として流通したのは國立銀行券のみで、其流通高は約一億五千萬フランであつた。補助貨の流通高は約一億五千萬フランを算した。

白耳義に於ける唯一の發券銀行たる**白耳義國立銀行**(Banque Nationale de Belgique)は一八五〇年の創立にかゝる資本金二千五百萬フラン(後六千萬フランスに增資)の株式會社である。國立銀行は其の一實拂債務總額の三分の一に當る硬貨を準備せねばならぬ(此の割合を下る場合は大藏大臣の許可を要す)。兌換は金及銀の孰れを以てするも差支へない。戰前には事實上國立銀行は專ら銀兌換により金を蓄積し、外國手形を以て爲替安定に努めた。政府は國立銀行利益金に參與權を有し、同行割引利率三分半以上なる時は差益は政府の所得となした。尙ほ銀行券流通額が二億七千五百萬フランを超ゆる時は超過額の一定歩合を政府に納める義務がある。而して政府證券割引限度は二千萬フランと定められてゐた。

**(二)大戰中及其後**　一九一四年大戰勃發に際し同年八月二日兌換停止を行つた。而して正貨準備を首都ブラッセルよりアントワープに移管し、後之を倫敦に移送した。同年十月白耳義全土は獨逸軍に占領せられた。從つて、大戰中及その後白耳義に流通した通貨は國立銀行券、國立銀行發行の當座預金券、地方自治體紙幣、白耳義のソシエテ・ゼネラル銀行券、獨逸馬克紙幣である。

大戰後の通貨下落、財政紊亂に際し絕えず政府は安定策を講ぜんと努力してゐたが、遂に一九二五年十月議會に最初の通貨改革案を提出したが、翌年三月失敗に歸し、その結果彼の大恐慌を惹起し、非常な危機に瀕したことであつた。かくの如き恐慌を惹起した失敗の原因は何處にあるかと云ふに、通貨回復と共に六十億フランに達し、大藏省にとつては非常なる負擔である公債處理に關する政策が全然等閑に附せられて居り、從つて折角の原案も、悲慘な結果に終つて了つたわけである。

之に鑑み、先づ內國債の整理を行ひ一九二六年九月、通貨安定の計畫が新規に樹立した。卽ち一九二六年七月三十一日の勅令に

依つて、大藏省公債の所有者は新しく設立された白耳義國有鐵道株式會社の優先株に肩替りする權利を與へられたが、此の肩替りは公債所有者の大部分にとつて非常に有利な交換條件であつた。又白耳義の豫算は均衡を保つに至り、特別稅が新しく可決せられ公債の償還資源に充當せらるゝ事になつた。此の目的のために特別の機關として「償還基金庫」が設けられた。又白耳義の通貨安定と云ふ大事業の完成のため、一九二六年三月の大恐慌の後、政黨は協力一致之に當り、ヤスパー氏を首相とし、聯立內閣の組織を見、フランキー氏が財政の難局に當ることゝなつたのである。

所が當時白耳義の輿論は金本位復歸に餘り好感を有してゐなかつた。殊に有力なる財界方面に少なからぬ疑雲と悲觀說が起つてゐた位である。然るに拘らず、政府は白耳義財界の諸事情を精密に研究した結果、時機到來と云ふ結論に達した。諸條件はすべて有利であり、殊に英國炭坑罷業は白耳義の輸出を刺戟し、又白耳義金本位復歸に對する必要なる海外の金融的援助は夫れ〴〵得られ、玆に於て、一九二六年十月二十五日通貨安定の勅令がブラッセルに於て發布せられたのである。

**(三)通貨改革**　改革の主たる要點は次の通りである。

(一)英蘭銀行、聯邦準備銀行、佛蘭西銀行、獨逸帝國銀行、日本銀行、和蘭銀行、その他瑞典墺國及び洪牙利等の中央銀行は白耳義國立銀行に對して夫れ〴〵再割引信用勘定を開いた。此のクレヂットの設定は、英蘭銀行總裁モンタグ・ノーマン氏の考へから出たもので、中央銀行政策として全く新しい形式のものであつた。然るに事實上、此のクレヂットの形式は使用されなかつたけれど極めて重要なる方法たる事は間違ひない。

(二)國立銀行―白耳義に於ける唯一の發券銀行―に國債の大部分を償還することに依つて、白耳義通貨をして金本位に復歸せしめた。此の結果國際は六十七億五百萬フランから二十億フランに減少し、此の二十億も漸次償還されるはずである。

・倫敦、紐育、アムステルダム、ストックホルム及び瑞西に於て起債された外債一億弗及び國立銀行保有の金の平價切下によつて得た餘剩金が必要資金の調達に使用されたのである。此平價切下による餘剩は國債の輕減となつて國家をも利することになつた。

**(三)ベルガ** belga　と稱する貨幣單位を新たに設け、金の純分〇・二〇九二一一グラムとした。故に英貨一磅は三十五ベルガに等しく、米貨一弗は七・一九一九ベルガに等しい。かくして今後白耳義諸銀行は從來の外國得意先のフラン建勘定を、彼等の要求に依つてベルガに改め、國立銀行亦同樣のことを爲したのである。

(四)從來のフラン貨は別に之を引上げて了ふのではなく、一ベルガ對五フランの割合で、法貨として國內に於てのみ流通されることゝなつた。故にフランはベルガの構成要素とも云へ、宛かも志と磅の關係の如く、同一貨幣制度の一部を示すもので、本質的に差違のあるものはない。白耳義で新規に發行される兌換券は、右の二種の單位に於て價値を有する。卽ち五〇〇フラン又は、一〇〇ベルガ、一〇〇フラン又は二〇〇ベルガと云ふように。

(五)一ベルガの金純分〇・二〇九二一一の率で安定すると法定平價一磅に對し一七五フランに、勅令發布當時の時價で一七四・三フランに相當してゐる。右の安定率採用の基礎となつたものは次の三要素である。(イ)數ヶ月間の平均爲替相場（爲替市場に於ける偶發的原因に基く變動は充分調節してある）。(ロ)改革に利用さる金及び要求次第支拂はるべき額に對する金の割合、(ハ)白耳義及ルクセンブルグ公國に於ける人口一人當り流通高。右の三要素を充分研究して一ベルガの純分〇・二〇九二一一グラムと云ふ決定率を見出したわけである。云ふまでもなく、此等の通貨の安定は法律的 de jure であつた。通貨の復活に對しては何等の試みもなされず、改革の勅令前に事實上 de facto の安定期と云ふものが存在してゐたのでもない。

國立銀行は要求拂債務に對し最低四〇%の正貨準備を保有すべく、正貨準備たるものは金又は金拂外國手形にして、その四分の三以上が金たることを要す。

國立銀行はベルガを兌換單位とし、兌換は要求次第、國立銀行の選擇によりて金、金を基礎として算出したる銀又は外國宛金拂手形を以つて行ふ。かゝる兌換規定を設けしも銀は正貨準備として認められず、從つて純然たる金爲替本位である。

貨幣改革と同時に國立銀行の資本金を從來の五千萬フランから二億フランに增加し、又定款を改正し、從來の政府管理から獨立する樣になつた。

尙白耳義は一九二五年十二月二十七日ラテン貨幣同盟を脫退する旨の通告を發し、同々盟の規定により一九二七年一月一日より締盟國たるの地位を失ふ事になつた。

## ポイント Point

外國爲替相場は日々變動するものであつて、その相場表出の都合上變動の最小單位を定めてゐる。此の單位即ち變動の「刻み方」をポイントと謂ふ。例へば磅は十六分の一、弗は八分の一をポイントとする。故に對米爲替は八分の一弗を一單位として變動する事になつてゐる。

## 法定平價 Mint Par

法定平價又は「造幣比價」とは二國間の本位貨幣に含まれてゐる純金の比價を謂ふ。各國の本位貨はその國貨幣法に於て品位、量目を決定されてゐる故に、例へば我國の「圓」と英國の「磅」との價値の比較は容易に出來る。而して國際取引の決濟は終局に於て金の授受を以て行はれ、外國爲替はその便法に過ぎない。故に金が自由流通し得る現代にあつては、外國爲替相場は法定平價を標準として變動する。正貨輸出入點の計算の基礎も全て法定平價である。而して法定平價は同一貨幣本位國間に於てのみに存在するのであつて、例へば金貨國と銀貨國との間に於ける異種貨幣本位を使用する國の間には法定平價は存在し得ない。何とならば異種の金屬が永久に同一比率を保つと云ふ事は不可能であるからである。故に法定平價は金貨國と金貨國、銀貨國と銀貨國間のみに存在し得るものである。

各國の貨幣單位の品位及び量目は法律で一定してゐる。例へば我が「圓」は貨幣法に依り「純金二分」となつてゐる。二分の量目は十一グレーン五七四二六に相當する。而して英國の貨幣法によれば「磅」は二十二金卽ち十二分の十一の品位を有する金四十トロイ封度を千八百六十九箇に分けたものである。そから換算すると一磅の總重量は一三三グレーン二七四四七であり、而もそれは二十二金の重量であるからそに含まるゝ純金の目方は一一三グレーン〇〇一六と云ふことになる。かくの如く一つの本位貨の包含する純金の量が知れる。此の目方を比較すれば我が「圓」は英國の「磅」で云へば何磅であるか、又英國の「磅」を我が「圓」で云へば何圓に當るかといふ計算が出來る。法定平價とは此の二貨幣單位間の比價である。而して同一貨幣本位國間なれば容易に算出し得るわけである。

(一) **日英間の法定平價** 一圓は純金二分、卽ち一一・五七四二六グレーンである。一磅は一一三・〇〇一六グレーンであり、一磅は二十志、一志は十二片に分つ。故に次の式が成り立つ。

$$¥1 = \frac{11.57426}{113.0016} = ¥0.102425$$

$$= ¥0.2/0\ 9/16$$

卽ち日本の一圓は英貨の二志〇片十六分の九に當る。

$$£1 = \frac{113.0016}{11.57426} = ¥9.76317$$

英國の一磅は我が九圓七十六錢三一七に當る。

(二) **日米間の法定平價** 米國の貨幣法では純金一オンスを以て二〇・六七一八三弗とすと規定してゐる。一オンスは四八〇グレーンである。米貨一弗は純金二三・二二グレーンを含むことになる。一弗は百仙に分つ。次の式が成立つ。

$$¥1 = \frac{11.57426}{23.22} = \$0.4985$$

卽ち我が一圓は四十九仙八五に當る。

$$\$1 = \frac{23.22}{11.57426} = ¥2.006$$

我が對米爲替は百圓を單位として呼稱されてゐる故に、從て法定平價も四九・八五弗となる。而して爲替はポイント刻みで呼稱される故に、右の數字に近似する四九弗⅞が日米法定平價として通用してゐる次第である。

## 貿易手形

貿易手形は輸出入の區別に依つて輸出手形と輸入手形に分る。

(1) 輸出手形 Export Bill 之は輸出商が取組む手形であつて、普通荷爲替手形である。卽ち輸出商は實邦商品に對して先方より取立てる。故に、輸出手形は銀行にとつては買爲替手形 Boying Bill となる。(2) 輸入手形 Import Bill 之は輸入商が輸入のため送金する送金爲替手形 Bill for Remittance 及び輸出商の振出した手形が支拂地に着して引受又は裏書されてクリーンになつた場合の手形を指稱する。此等は銀行にとつては債權を代表するものであつて、賣爲替手形 Selling Bill となる場合が多い。送金爲替手形には郵便による普通送金手形と、電報による電信爲替との二種がある。電信爲替の場合は電信にて支拂地の關係店に通知し、その關係店より手形又は手形に代表さるゝものが發行されるのである。普通送金手形も電信爲替も共に振出人は銀行である。

## 紡績手形

紡績手形とは棉花代金として我國紡績會社が支拂人、棉花商が受取人として振出されたる約束手形又は爲替手形を謂ふ。彼の紡績業の原料たる棉花は棉花商の手によりインド、アメリカ等から巨額に輸入され、紡績會社に實付けられる。紡績手形は棉花代金として紡績會社の振出せる約束手形又は紡績會社の引受けた爲替手形である。棉花の輸入は十二月から五月にかけて行はれ、而して代金は棉花到着後三十日又は六十日に支拂ふことになつてゐるから、紡績手形も多く三十日又は六十日期限であり、その出廻りも棉花到着後二三ヶ月であつて、四月乃至七月が最も多い。紡績業は我が主要產業であつて、紡績會社の信用大なりし所より、紡績手形は最も優良なる手形として歡迎され、割引歩合も他の商業手形に比して低率であり、我國の一流優良代表手形となつてゐる。一流紡績手形は日本銀行も再割引に應ずるので、ユールに次ぐ支拂準備として各銀行は投資してゐる。棉花の輸入港は、主として神戸、大阪である故、紡績手形の流通も關西に多い。

## 保護預り Safe Deposit

保護預りは銀行の附隨的業務の一であつて、銀行が其の設備を利用して顧客の財產の安全保管を計るを目的とするものである。個人が其の財產を水火盜難から防ぐため、自ら安全强固なる設備を設ける事は困難であるため、往時より財產の安全なる寄託場所が一般に要求されてゐた。此の結果、往時に於ける銀行の主たる職能は人々の財產の安全保管所たる點であつた。その後銀行業務が信用の授受を主とするに至り、保護預りは附隨的業務となつたが、信用經濟の發展に伴ひ公社債、株券其他の有價證券の普及するにつれて、此等證券の安全保管といふことが一般に要望され、

附隨的業務とはいふもの保護預り業務の〻重要性は益々加つた。

保護預りは「被封保護預り」、「封緘保護預り」及び「貸金庫」の三種に分つ事が出來る。

保護預りは銀行の附隨的業務として發達したのであるが、信託會社が出現するに及んで、其の事業の性質上之を兼營するもの多く、アメリカに在りては信託會社の重要なる一部門となり保護預り及信託會社(safe deposit and trust company)なる名稱を用ひてゐる所もある。又獨立の會社として保護預り會社(safe deposit company)なるものが設立され、非常な發達を遂げてゐる。ニューヨーク州銀行法に依れば、保護預り會社とは安全保管の爲め寶石、貴金屬、貨幣、地金、株券、債券、證證券、各種重要書類及び貴重なる個人的財產を受託者として預託を受け、會社と委託者の同意せる條件と報酬の下に其の安全を保證する目的と、安全なる保管の爲に金庫、保管函其他容器を貸貸する目的との下に設立せられたる會社であると定義せられてゐる。

我國に於ても實際上は明治初年より保護預り業務は取り扱はれたるも、法文となつて初めて明示せられたのは、明治十五年の日本銀行條例に於てである。普通銀行に就ては銀行條例に保護預りに關する明文なきも、慣習上銀行の附隨的業務として認められてゐたが、新銀行法は明文を以て保護預りを附隨的業務と定め、其の施行細則に於て營業報告書中に保護預りを記載項目として其內容を明示せしむることにしてゐる。營業報告書雛形に所謂「披封預り」「封緘預り」「貸渡保護函」とは敍上の三分類に外ならぬ。貯蓄銀行法、信託業法は明文を以て保護預り業務を認めてゐる。

(一)被封預り　「披封預り」又は「開封預り」とは、有價證券其他のものを開封のまゝ預る業務を謂ふ。從つて是を保管する場合には他の同種のものと混同して金庫中に納め得、且その數に對して責任を負ふ。而して有價證券の利札あるものに付ては、利拂期毎に銀行に於て利札の取立をなすを普通とする。之に對しては品目を明示せる保護預り證を發行する。保護預り契約に於て銀行の負擔する義務は、(一)保管の義務、(二)危險告知の義務、(三)引渡義務、(四)預り品返還義務の四者に大別し得る。

(一)保管の義務　保管と云ふのは物の原狀を變更せずして所持することである。決して保管と云ふ文字より聯想する管理行爲を含むものではない。從つて例へば保護預り有價證券の價格下落の恐ある場合に於ても之を換價する權限もなければ又義務もない。

(二)危險告知義務　保護預り品に付て權利を主張する第三者が、受寄者(銀行)に對して訴を提起し又は差押を爲したるときは、銀行は遲滯なく其の事實を預け主に通知することを要する(民六六五條)。之を危險告知の義務と云ふ。是は預け主をして訴訟に參加し、或は差押に對して異議を申立てる等の防衛手段を執る機會を失はしめない爲である。例へば第三者が保護預り品に對して所有權を主張して訴訟を提起し、其の預り品に假差押を爲し、或は預け主の債權者が債權の强制執行者として保護預り品に對して差押を爲し、或は銀行の債權者が銀行に對する債權の强制執行として保護預り品に對して差押を爲したる等の場合は、何れも銀行は直ちに其事實を預け主に通知しなければならない。

(三)引渡義務　銀行が保護預り品について金錢其他の受取りたるとき或は果實を收取したるときは、直ちに是を預け主に引渡すことを要する(民六六五條)。その主なる場合は公社債の利札を取立てたる場合である。元來利札の取立義務は、寄託契約より當然生ずるものでは無い。



(四)返還義務　保護預り契約に因り銀行は保護預り品を返還する債務を負ふ。其の返還の時期に付ては保護預り契約に期限の定めがある場合に於ても、預け主は何時にてもその返還を請求することが出來るが(民六六六條)、銀行からはその期間中は返還を爲すことを得ない。但し止むを得ざる事由があれば、期限前に於ても返還を爲すことを得る(民六六六條)。

(二)封緘預り　「封緘預り」又は「閉鎖預り」とは、預け主持參の函又は袋に銀行員と預け主と立會の下に品物を納め、函又は袋には兩者の封印を施して預かる。從つて銀行が單獨にて內容を檢べたり又は利札を切る等の事は一切出來ない。

「封緘預り」を預かる時銀行係員が封緘前に立會ふのは、危險防止の意味が主である。從つて內容は一應檢する譯であるが、預け主の封印を施して預かる以上、銀行は其の內容に對し何等の責任をも負はざるは當然である。從つて封印に異狀無く保管すれば、內容に如何なる異狀を生じても責任は無い譯である。この內容に付いて責任を負はず單に封緘されたる箱又は袋入の狀態に於て保管すると云ふ點より來る差異を除外すれば、被封預りに付て述べたる所は其儘封緘預りに應用出來る。封緘保護預り品に付て損害が生じ、賠償額が問題となりたる場合は、先方が內容品を立證せる限りその事實に依り算出される。銀行が初め檢したると否とに拘らず、其の內容の不知なるの故を以て高價の賠償を免れることを得ない。因より保護預り品は高價品であるのを普通とするから、封緘預りには多く箱を用ひる。袋は破損の恐があつて問題を起す機會が多いからである。

(三)貸金庫(safe deposit box, safes)　貸金庫とは、銀行が堅牢なる大金庫を設置し、その內部に多數の大小保管函を設け、之を顧客に貸與し自由に專用せしめるものである。貸金庫にありては銀行に財產の安全保管を依頼するのでなく、顧客自ら銀行の金庫內の保管函を借り受け、自己の責任に於て其の中に保管するものである。使用する金庫は水火盜賊から保護せられ、銀行營業時間中は借主專用の鍵にて自由に開閉出來る樣になつてゐる。金庫への出入は銀行營業時間中に限られ、進歩した金庫は時計鍵の裝置により營業時間以外は絕體に開扉出來ない仕組になつてゐる。保護函に入れる品物は通貨、有價證券、貴金屬、寶石、其他貴重品、諸契約書、遺言其他の重要書類、其他銀行に於て認可したるもの等である。之にも一定の制限が附せられてゐるのが普通である。開封保護預り、封緘保護預りの法律上の性質は寄託であるが貸金庫は貸貸借に外ならぬ。開封保護預り、封緘保護預りに對しては一定の手數料を徵する。我國に於ける代表的一例を示せば六ヶ月分手數料が利札附の公社債、無記名株券は額面一萬圓迄一萬分の一半(千圓に付十五錢)、一萬圓以上は其の超過額に對して一萬圓又は其の端數毎に三十錢、無利札のものに對しては總額一萬圓迄一萬分の一(千圓に付十錢)、一萬圓以上は其の過超額に對して一萬圓又は其の端數毎に二十錢を徵し、記名式株券及諸證書類に對しては一枚又は一通に付二錢であり、封緘保護預りに對しては一個に付二圓以上となつてゐる。貸金庫に對しては使用料を徵する。料金は保護函の種類、大さによつて異るも、我國の代表的一例を示せば一ヶ年十二圓乃至百三拾五圓である。

## 保證

銀行が貸付を爲すに當り、其債權を確保する目的を以て債務者に對して保證を立てしむることがある。而して保證を立てしむる

は信用貸付の場合に限らず擔保附の場合もある。保證の種類は數種ある。

(一)**普通保證**　普通保證とは特殊保證に對する言葉であつて、所謂催告並に檢索の抗辯權を有するものを謂ふ。

(二)**連帶保證**　連帶保證とは、保證人が債權者に對して主たる債務者と連帶して保證する旨を約したる場合に起るものであつて、特別の效力を有するものである。

(三)**共同保證**　共同保證とは同一の主たる債務を數名が共にして保證する場合の保證である。卽ち複數の保證が立つ場合である。

(四)**副保證**　副保證とは保證債務を保證する爲めに保證が立つ場合を指して謂ふものであるが、銀行が貸付を爲す方法の一として副保證に立つ場合はあるが、副保證を要求する場合は稀有である。

(五)**手形保證**　前提各種の保證は所謂民法上の保證であるが、銀行取引に於て行はれる保證の中で、手形保證は可なり頻繁に行はれる。而してその方式は二種に分れる。卽ち一つは保證人たることを明示して爲す保證と、一つは裏書を爲すこと之である。前者は所謂保證上の債務を負擔するものであるが、後者は手形裏書人としての責任を負ふものである。兩者はその性質各々異なるも效果に於て略同樣なるを以て、兩者は選擇的に行はれて居る。

## 保證小切手　Certified Check

保證小切手とは振出人又は受取人の請求により宛名銀行が小切手の表面に保證文句を記入したるものを謂ふ。保證文句は支拂保證又は同一の意味の記入を以て足り、この記入に依りて銀行に支拂義務が生ずるもので、保證小切手はその性質全く銀行の振出した約束手形又は預金手形と異ならない。銀行は振出人の當座預金殘高、貸越契約高を超へたる小切手に對しては支拂の義務を負ふものではない。日常預金の出入頻繁なる者は小切手振出當時は殘高あるも、小切手所持人が呈示する頃には預金不足する例少なくない。故に小切手の所持人は振出人の預金殘高又は貸越契約高の有無を豫め知らないため、現實に支拂を受くるまでは支拂を確信する事は出來ない。銀行の支拂保證は振出人の預金殘高又は貸越契約の存在することを證するもので、又支拂保證をなしたる銀行は支拂保證小切手金額だけは振出人の預金勘定より控除しておくのである。併し信用確實なる振出人に對しては、一時の貸金として超過額の支拂保證をなす場合もある。小切手の支拂保證は米國で盛であるが、國立銀行は預金殘高を超過する保證を嚴禁してゐる。これ何等の準備なくして紙幣を發行するが如き危險に陷る弊あるを以てである。我國は小切手の引受を認めざる故、法律上引受に外ならない所の小切手の支拂保證は、手形法上の效力を生ぜざるのみならず、大審院判例は民法上の保證債務の成立も認めてない。併し「振出人カ支拂ヲナサシムルコトヲ得ル金額ヲ超エテ小切手ヲ振出シタル時ハ五圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス」と云ふ商法の規定は、必ずしも預金を超過する小切手の振出を禁止する意味ではない。故に支拂保證を與へて預金を超過する振出を許すことは妨げず、法律の規定なくとも商慣習として事實行はれてゐる。併し漸次我國に於ては既述の如く、保證小切手の代りに銀行は預金小切手を振出して交附する樣になつた。

## 保證準備



紙幣發行に際し正貨準備以外の證券を準備とする場合の保證物を謂ふ。

## 保證附手形

保證附手形とは、銀行が借主以外に保證人を要求して、夫々手形面に表示したものである。普通取扱はれてゐる保證附手形の形式は、

(イ)手形面に振出人甲、保證人乙として、署名捺印したるもの(銀行宛の約束手形)。

(ロ)振出人甲、振出人乙として、連帶振出人の形式を取りたるもの(同前)。

(ハ)保證人をして裏書の形式を取らしめたるもの、

卽ち借主甲が一旦保證人乙に宛てゝ振出し、同乙の裏書を得て、然る後に貸主たるC銀行に依賴して割引を求めるのである。

(イ)及び(ロ)の場合は、共に借主甲以外に保證人として、乙を添付したに過ぎない。尤も銀行としては、權利保全の確實性を得ることは出來るが、貸金の性質は甲に對する融通貸に過ぎない。(ハ)は形式上保證人乙が裏書したるもので、云はゞ前に述べた形式的裏書の手形である。(イ)(ロ)及び(ハ)の保證附手形は、銀行と顧客の契約が成立して、其の金を貸す手形として作成せしめた手形で、之に對する割引貸は勿論手形貸付金と見る可きである。

## 保證品附手形

之は日銀が割引に當り擔保を徵する手形であつて、一種の擔保附手形である。保證品とは擔保品の謂に外ならない。保證品中、商品は定款に於いて當然豫定してある所のものであるが、證券擔保は必要に應じ發達して來たものである。現在日銀の割引手形の大多數を占むるものはこの保證品附手形である。保證品を構成するものは、

(一)商品　日銀の割引商業手形は原則として二名の裏書ある事を必要とするも、若し割引依賴者が手形金額に匹敵する商品又は商品預證書を質入したる時は、之れを一人前の署名と見做して裏書は一名を以つて足りる旨を定款に規定してゐる。

(二)國債　國債であれば良いのであつてその種類は勿論問はない。而して日銀の保證品中首位にある。

(三)地方債、社債、株券　此等の保證品を俗に「見返品」と稱し市場に流通せるものより日銀が適宜詮衡し決定するもので、その品目は時々變更される。株券を保證品とする事は日銀條例第十二條に規定する「不動產及び銀行又は諸會社の株券を抵當として貸金をなし」、「諸工業會社の株主となり直接間接を問はず工業に關係する事を禁止する」條項に照らし、違反行爲ではないかと云ふ問題が生じたこともある。日銀が株券を見返品として手形割引を行つたのは明治二十二年、米穀不作に依る不況に當り金融逼迫し非常な危機に際會した時、緊急手段として確實なる會社の株券を擔保として手形割引の途を講じたのである。明治三十年に「擔保」を「保證品」に改め今日に至つてゐる。

## 北海道拓殖銀行

明治二十九年農工銀行法が公布せられて、內地の各府縣に續々農工銀行の設立があり、北海道でも之れが創立は緊急の事であるとして切望せられたのであるが、農工銀行中の營業區域及び株主の資格を限定する規定を本道に適用することが殆んど不可能であ

ると云ふ事情と金利の高い本道で、一個年五分の利益補助を目的して資本を投下する者がない爲に、當初豫期せられた農工銀行の設立は至難と認められ、遂に明治三十二年法律第七十六號を以つて北海道拓殖銀行法の發布を見たのである。

同法に依れば株式會社北海道拓殖銀行の目的は、北海道の拓殖事業の爲めに資本を供給するにあつて、特に不動産に對して長期の貸付をする外、農産物及び株券債券を擔保とする貸付に依つて資本の供給を便宜にした規定がある。其の業務は大體、農工銀行と類似してゐるが、異つてゐる點の主なるものは、農産物及び株券債券を擔保とする貸付を行ひ、債券の應募や預金、荷爲替を取扱ひ營業の範圍が稍々廣くて普通銀行的の色彩を有つて居る。

明治三十二年五月に設立委員が任命せられ、翌年四月一日より開業するに至つた。其の後營業の進展に伴ひ、又四圍の經濟狀況の發達に連れて業務の範圍が漸次擴張せられた。其の重要なるものを擧ぐれば、明治三十八年の改正法で爲替業務、北海道の產物でなくとも產業上必要な貨物を擔保とする貸付、不動產抵當貸付高の二分の一を超えざる限度で、北海道の產物又は北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券及び債券を擔保とする手形割引、二十人連帶貸付及び日本銀行、日本勸業銀行並に日本興業銀行の代理店たること等を認められ、更に明治四十四年に至つては、日露戰爭の結果割讓を受けた樺太を營業區域に加へ、耕地整理の資金供給、森林組合に對する貸付、國債又は有價證券擔保の貸付及び樺太に於いては特に主務大臣の認可を受けて法律の制限以外の業務を營むことが出來る樣になり、次いで畜產組合に對する貸付、信託の業務及び一般銀行の代理業務等の取扱等を認められた。

大正九年には世界大戰後の經營に備へる爲め、債券の發行限度を拂込資本金額の十倍に擴張し、且つ商業的短期資金の貸出總額を、年賦及び定期貸付金總額と同額迄許容せられた。昭和六年拓債證券の制定に際して、之が拓當貸付及び轉貸がその業務に加へられた。

## 本位制度

本位とは一國貨幣の基本であつて、大別して二種となすことが出來る。

(一)拘束本位制度　之れは貨幣價値が素材價値と一致する樣に束縛されてゐるもので、嚴格に云へば、自由鑄造、自由兌換、自由處分、自由輸出入を認むるものである。

(イ)單本位　之れは一種の金屬を以つて本位貨とするもので、之れは更に細分さる。(A)金本位　金が一國貨幣の本位として、獨り優越な地位を獲得するに至つた理由としては、(一)金それ自身の地金として有する優れた性質と、(二)其の價値の比較的安定せるがためであること及び、(三)金本位國の數が增加することは更に他國をして金本位制の採用を誘致するに至るものであることの三點をあげ得る。金本位制度を有效ならしむるがためには、第一に、制限なき金の輸入と自由鑄造の權利の認められること、及び第二に、自由なる金の輸出と金兌換の權利を持つことを必要とするのであるが、戰前に於ける金本位國に於いては、斯る制度が確立せるために金の市場價格を一致せしむる作用をなしたものであると云ふことが出來る。例へば我が國に於いて、金は一般五圓に一致する傾向を有しまた一致するものである。大戰後は金本位の內容が變化し、所謂金核本位、卽ち金貨の流通せざる金本位がその特長となるに至つた。(B)銀本位銀本位は銀貨のみを本位貨



とするもので、支那が代表國である。

(ロ)複本位　而して單本位と複本位の中間に位するものに跛行本位なる變態的のものがある。

(二)自由本位制度　本位貨の貨幣價値がその素材價値に依存せず、それ自身獨立して價値を維持するものであつて、紙幣本位制度殆んど唯一の代表的制度である。

## 孟買金塊市場

孟買地金市場の相場は純金一トーラに付幾留比と建てる。一トーラは一八〇グレーンに付八分の三オンスに當る。金塊取引には現物、先物の二種がある。更に之れを三つに分つ事が出來る。

(イ)スポット又はレデイー　その日又は翌日受渡する、(ロ)フアスト・セッツルメント　その月の定められたる決濟日後五日迄に受渡する、(ハ)セコンド・セッツルメント　翌月中の決濟日後五日間に受渡する。

各月の決濟日は曆により滿月日を以つて決濟日とし、毎年之れを協定する。

金塊取引決濟に用ひらるゝ塊一バーは重量一定せず、四五百オンスより小は十オンスのものもある。故に取引高の一劃迄過不足の受渡は之を許す。

## 波蘭の貨幣制度

波蘭は世界大戰の結果、ヴェルサイユ條約に依つて新らしく生れ出た共和國であつて、其の建國の當初に於いては他の中歐諸國の例に漏れず、激烈なる通貨膨脹の苦惱を經驗したが、凡そ五年に亘る暫行的幣制を布いた後、一九二四年四月二十三日、新貨幣制度を樹立して大體に於いて通貨の安定を見るに至つた。卽ち波蘭マルクを廢棄して、ツロチー(Nosy)なる抽象的新貨幣單位を創設し、是れを金貨法と同貨ならしめた。

一九二四年一月二十日の大統領令により、新貨幣法が規定せられ、四月十四日の大統領令は波蘭マルクより法貨たるの資格を剝奪し、ツロチー貨幣を以つて是れと引換へ、其の交換は一九二五年五月三十一日を以つて完了した。其の交換率は一ツロチーに對し一、八〇〇、〇〇〇波蘭マルクの割合であつた。波蘭の新貨幣制度は金單本位制度で、ポルスキー銀行券に對し法貨たるの資格を附與した。貨幣單位はツロチーにして一ツロチーは純金三十一分の九グラムを包含する。されば其の價値は往昔の羅甸貨幣同盟の一法の價値に相當するものである。

貨幣法の制定と同時に一九二四年一月二十日波蘭銀行が發券銀行として設立された中央銀行である。波蘭銀行は株式資本金一億ツロチーを以つて設立された。波蘭銀行は銀行券發行の特權を有する。波蘭銀行の發行準備制度は獨逸、墺太利、洪牙利、チエッコ・スロヴァキア及びルーマニア等の中央銀行と同樣に金核本位制度を採用した。卽ち同銀行の銀行券發行及び準備規定は左の通りである。

(1)銀行券發行高の三〇%以上は正貨準備を必要とし、その他を保證準備とする。正貨準備として認めらるゝものは、(a)金、(b)安定せる外國貨幣、(c)安定せる外國爲替及び外國銀行殘高とする。

(2)保證準備として認めらるゝものは、(a)商業手形、(b)銀、(c)波蘭の補助貨幣、但し銀行券發行高の五%を超ゆるを得ない。(d)五千萬ツロチー迄の無利子大藏省貸上金。

(3)銀行券發行高に對して發行稅を課せられる。此の稅は金準備

の額により異なるが、他國が主として限外發行に對して課せられるに反し、流通額如何に拘らず賦課せられる。

安定後一年は無事なりしも一九二五年夏に恐慌起り、ツロチーの暴落となり、波蘭幣制は一大混亂に陷つた。玆に於いて外國の援助の下に一九二七年十月平價切下を斷行した。

新幣制を要約すれば、(一)純金一瓲を以つて五、九二四・四四ツロチーとす。卽ち一ツロチーの價値は純金〇・一六八七九瓦にあたる。(二)波蘭銀行は其の選擇により新平價を以つてその銀行券を金若しくは金爲替に兌換する義務を負ふ。兌換請求は二萬ツロチー以上たるを要す。但し金兌換開始の時期は外人顧問と協議の上後日決定すべし。(三)國立銀行はその銀行券流通高及び一覽拂債務の合計高に對し、四〇%を下らざる正貨準備を保有すべし。但し、その四分の三は金貨乃至金地金たるを要す。尙ほ金に就いてはその三分の二は同行金庫に保有すべく、殘餘は在外正貨となす事を得。(四)政府は紙幣發行權を放棄し、波蘭銀行を唯一の發券機關とし、金貨及び波蘭銀行券を無制限法貨とする。小額政府紙幣回收のため、現在流通額の半額たる一億四千萬ツロチーは波蘭銀行が政府より資金を得て銀行券に引換へ、殘額一億四千萬ツロチーは政府が之れを銀貨に引換へる。且つ小額通貨は現在の一億八千萬ツロチー、及び新鑄すべき上記一億四千萬ツロチー銀貨(合計三億二千萬ツロチー)以外には、波蘭銀行の要求によるに非ざれば發行するを得ず。(五)通貨の輸出及び外國爲替取引に關する制限は一切撤廢す。

之れによれば波蘭は金爲替本位を採用した事となるが、未だ事實上兌換を行はないから波蘭銀行が爲替賣買によつて金平價維持を計ること從前通りである。新平價は一金フランに對し一・七二ツロチーに當り、對米平價は從前の五・一八ツロチーから八・九〇ツロチーとなつた。(一ツロチー=一仙二二)

幣制改革と共に波蘭銀行規定の改正が行はれ、一九二七年十一月五日大統領令に依り新定款が實行せられた。



## ま

### マッケナ McKenna

歐洲大戰中英國藏相をした事があり、大戰後、倫敦ビッグ・ファイブの一たるミッドランド銀行頭取として、常にその通貨論は斯界の注目の的となつてゐた。氏はインフレーション論者として有名である。

### マックファデン法 McFadden Act

マックファデン法は近年に於ける米國聯邦準備制度に大修正を加へた有名な法案である。同法案は一九二四年二月十一日始めて下院に提出され、そこで下院銀行及通貨委員會の審議を受け、修正され四月二十六日修正案を議會に報告したのである。その下院委員會の報告に依ると同案の目的は

(一)國立銀行の權限を擴張して、州法の下に設立せられ聯邦準備制度加盟銀行となしてゐる州立銀行と、公正なる競爭的立場に立たしむること。

(二)州立銀行の州内支店を認許してゐる州内にある國立銀行をして存在都市内に限り支店設置を許さしめ、以つて聯邦準備制度下にある加盟銀行の支店銀行にある制限を加ふることにあるとしてゐる。一度、同案が提出されるや、米國銀行界は甲論乙駁その歸する所を知らず、一九二五年一月十四日下院を通過したが、時日の不足にて同年上院に上程する事が出來なかつたのである。翌年、上院も通過したが、下院を通過した分には所謂ハル修正案が加味せられてゐるため、上院下院の一致を見なかつたが、遂に一九二七年の第六十九議會を通過して、二月二十五日大統領クーリッヂ氏の署名を得て愈々實施さるゝ事になつた。マックファデン法案の通過に依つて、聯邦準備條例及び國立銀行條例は非常なる改正を受けた。マックファデン法案の最も大なる功績は、從來米國銀行界の癌となつてゐた困難なる支店銀行問題の解決である。

マックファデン法案は全十九節よりなつてゐるが、今之に依つて改正さるべき諸要項をあげて見ると、次の通りである。

第一、國立銀行と州立銀行の直接合同を認むること。

第二、國立銀行の特許期間を無制限とし、又國立銀行の投資證券の賣買を規定し、且その保護預業務を認むること。

第三、國立銀行が「今直ちに」必要なくとも、その取引遂行上融通に必要なる不動產を買入れることを許可すること。

第四、人口五萬以上の都市に近接する地方に設立する國立銀行の最低資本金を十萬弗とすること。

第五、國立銀行の株式配當の支拂を認むること。

第六、國立銀行の頭取は取締役たる事を要す、必ずしも取締役會長たる事を要しない。

第七、國立銀行の支店設置を認むること。

第八、國立銀行の業務は特許を受けてゐる本店所在地又は支店以外に於て取引する事を得ない。

第九、聯邦準備條例第九條を修正して州立銀行の準備制度加入條件を定め、州立銀行たる加盟銀行の支店設置及營業規定を設けたること。

第十、國立銀行の同一人に對する貸出限度に關する從來の國立銀行修正規則第五二〇〇條の規定を一層明確ならしめたこと。

第十一、國立銀行をして農業金融にたづさはる機會を與へるこ

と。

第十二、國立銀行條正規則第五二〇八條の國立銀行の小切手超過支拂保證規定の改正。

第十三、國立銀行の通貨監督官へなす報告に關し頭取又は支配人不在の時は、支配人代理をして之が報告をなさしむる權限を國立銀行の取締役會に附與すること。

第十五、銀行檢査に關する規定の追加で、檢査の過失及び犯罪に對する所罰は、檢査官のみならず檢査助手にも及ぼすこと。

第十六、(イ)國立銀行の不動産擔保貸出に關する規定、(ロ)國立銀行の一株の額面高を百萬弗以下となし得ること。

第十七、資本金二萬五千弗以上の國立銀行の取締役は一千弗以上の自行の株式を所有すること、資本金二萬五千弗以下の場合五百弗以上たること。

第十八、聯邦準備銀行の特許期間を無限とすること。

第十九、聯邦準備局は如何なる聯邦準備銀行に對してもその支店を閉鎖せしむる權能を有すること。

マックファデン法は以上の十九項より成つてゐるが、第十四項は都合で第十六項に合併して發表されることになつた。

マックファデン法に依つて、聯邦準備條例及び國立銀行條例の改正せられる要項は以上の通りであるが、その中心點は、國立銀行をして州立銀行と同等の競爭力を有せしめ、豫ねての懸案なり支店銀行問題を解決せしめた點にある。

## マックミラン報告

マックミラン委員會とは英國に於いて一九二九年十一月「銀行、金融及信用の諸業務を支配する國内的及國際的諸要因を調査し、且つ此等の機關をして貿易及商業の發展並に勞働者の使用を促進せしむる途を講ずべき勸告案を作成する」目的で任命された金融及產業審議會であつて、委員長マックミラン卿外十三名の委員よりなる。一九三一年七月十三日に發表されたが、何れも錚々たる權威者ばかりである。

此の報告の内容は英國内の金融のみならず、國際的金融にも觸れ、その報告に示されてゐる金融理論及政策は、各國にとつて少なからざる參考となるので、今や世界の注目の的となつた。殊に委員中にはケインズ、マッケナ等の一流學者が加はつてゐるのと、金本位停止後の英國經濟の實態を摑む資料として何より重要なものである。該報告は沿革篇と勸告篇の二部及附錄數篇よりなつてゐる。

## 滿洲の通貨

### 第一、滿洲固有の通貨

(A)銅本位

(一)制錢(單位「吊」) 制錢とは明朝以來の名稱にて、官の制定に係る錢であるとの意にして圓形有孔の銅錢である。此の制錢は流通區域廣く支那全土に亘れども、滿洲に於ける通用は近年甚しく減少して、其の價値を認めざるも制錢通用の因襲久しき爲、今尙物價の建値に廣く用ひられる。奉天省にては制錢百六十個、吉林省、黑龍江省にては五百個を「一吊」とする。

(二)銅元(單位「分」) 銅子兒として知られ我國の一錢銅貨に倣つて鑄造せるものである。品位は九百五十位であるが、實際は區々にして一定して居ない。元來此の銅元は長髮賊の亂の後、制錢の缺乏と支那政府の財源捻出の方便として作られたもので、制錢の代



用として一時之亦廣く流通し、滿洲に於ても各地に行亘つたが、經濟界の發達と共に其の流通額を減じ、現在にては一分、二分の二種が使用せられるのみである。

(三)銅元票(單位「枚」) 前記銅元を基礎として黑龍江省官錢號及東三省官錢號に於て發行する兌換券で、前者の發行に係るものを奉天票と云ふ。省票、後者の發行に係るものを江

(四)官帖(單位「吊」) 官帖は省の機關銀行より發行する兌換紙幣の一種で、現在では吉林省永衡官帖局の發行する吉林省官帖及黑龍江省廣信公司の發行する黑龍江省官帖の二種が、僅に夫々の地方に於て流通するのみである。之はもと制錢を基礎として發行された兌換券であるが目下は不換紙幣である。

(B)銀本位

(一)大洋錢(銀元)(單位「元」) 一八九九年兩廣總督張之洞が廣東銀元局に命じ鑄造せしめた事を嚆矢とするもので、一元を量目庫平七錢二分、品位銀九〇〇位と規定すれども、各省鑄造の銀元は精錬法の不充分の爲一律を缺く。大洋錢は滿洲の通貨として殆んど無勢にして、日常の取引には殆んど之を使用しない。

(二)小洋錢(銀角)(單位「角」) 小洋錢と稱するものに五角、二角、一角、五分の四種類ある。一角は重量庫平七分二厘、品位八二〇位と規定すれども、鑄造の省と年代とに依つて千差萬別で、品位漸次低下したる爲、支那政府元來の趣旨であつた一元貨(大洋)を本位貨とし小洋錢を補助貨とする事は行はれず、大洋錢と小洋錢とは各獨立した貨幣となり、兩者相互が交換相場に依つて眞實價を定むるに至つた。品位低下の爲兎角の批難あれど、尙此の小洋錢は現在支那人間に廣く流通し、東三省に於ける主要通貨と稱しても差支なき狀態である。

(三)銀錢(單位「兩」) 略一定の形態に鑄出した一種の銀塊で、其形狀種々あるが、就中馬蹄銀(元寶)が最も代表的なもので一般に知悉されて居る。此の馬蹄銀は民間の銀爐又は銀房と稱するものが他人の依賴に應じて任意鑄造するもので、從つて其の價格を表はすに特殊の呼稱なく、其の重量に依つて之が計算をなすのである而して此の計算に用ふる基目の單位は之を「兩」(テール)と稱し、其の十分の一を錢、又其の十分の一を分、又其の十分の一を厘と云ふ。

元寶銀一兩の重量は各地固より一樣でないが、滿洲各地に於ては其地方平を以て計量した五十三兩五錢を普通としてゐる。因に滿洲各地に於て行はるゝ元寶銀の公定品位は、(a)吉林元寶銀は九七五位、(b)長春元寶銀は九八〇位、(c)鳳凰城元寶銀は九九二位、(d)營口元寶銀は九九二位である。

元寶銀は一介の市民が之を鑄造する故甚だ信用し難きも、滿洲にある銀爐は皆各個毎に其の名を刻し量目を記載して其の品位に對し責任を負ふ慣習ある爲、南支那の樣に公估局の必要がない。

(四)過爐銀(單位「兩」) 之を貨幣と見るのは稍妥當ではない。即ち之は前揭の銀錠に基いて生れたもので、營口に於て行はるゝ營平銀を基礎とした一種の振替制度であつて、何等實質の貨幣を有しないものである。此の制度は銀錢全盛時代には必然的に盛に行はれたが、他種の通貨大いに流通し銀行業の發達した今日に於ては勢ひ不振となり殆んど使用されざる有樣である。

(五)洋錢票(銀元票)(單位「元」及「角」) 洋錢票は洋錢の兌換券で、大洋錢を基礎とせる「大洋票」と小洋錢を基礎とせる「小洋票」との二種がある。又一名前者を「國幣券」後者を「小券」とも云ふ。此等は要求次第其の所持者に洋錢との交換義務を負ふもので、即ち一定の保證準備を要する規定なるに不拘、實際は多年濫發の弊に陷り屢

々取付に遭つて内部の缺陷を曝露した爲、其の信用遙かに硬貨に劣り、又兌換券相互間にも發行銀行の信用程度に依つて勢からず差がある。國立銀行たる中國銀行及交通銀行發行のもの最も信用厚く一般に流通して居るが、其の他の銀行發行のものは準備金其の他の關係上、信用に厚薄があり流通區域に廣狹があり、奉天票の如きその好適例である。

(六)帖子(私帖)(單位一角) 帖子は元來其地方の通貨缺乏を補ふ趣旨を以て、錢莊、錢舖若しくは富裕なる一私人が小洋錢を基礎として發行した兌換券であつたが、何分にも僅かに印刷費丈にて經營資金の調達をなし得る爲め、往々にして發行制限額を超過して金融界を攪亂するの弊あるを以て、支那政府は夙に之が廢止に努力しつゝあるも、長き間の習慣上容易に跡を絶たず、現在尙各地に於て流通してゐる。

## 第二、外國通貨

### (A)銀本位

(一)香港銀(單位一元) 之は品位九〇〇位、重量四一六グレインを有する。新舊二種類あつて、一は英國政府香港政廳の一八六六年より鑄造に係り、他は一八九五年以來印度造幣局が鑄造したものである。

(二)墨西哥銀(單位一元) 一名鷹洋(イン)と稱せられる。之は墨國の通貨であつて、東洋居留外人間に多く使用さるゝ上、支那生絲貿上代金が墨銀にて支拂はれたる關係上、各種銀元中代表的なものとして取扱はるゝ樣になつたのである。上海方面及南支那一帶に亘り本位貨幣をなしたが、大正八年以後他の弗銀と平價で通用する事となつた。卽ち大正八年排外騷ぎの時兌換券の取付に會ひ之が支拂に要する墨銀に窮乏を來し、中國及交通兩銀行は上海外國銀行組合の許可を得て、袁世凱首像の銀元及其他淸國時代の龍洋等凡て墨銀と平價にて使用し得らるゝ事となり、之がため弗貨は市場に增加した。墨銀は大に取引に使用せらるゝ事は稀なるも依然支那對外爲替相場の建貨幣をなす。一八九一年倫敦造幣局の分析によれば、平均重量四一七・三九四グレーン、品位九〇一・六四七にして、金含有量〇・三〇九グレーンであるから、純銀量三七六・〇三三グレーンである。滿洲にては京奉線乘車賃及一部地方稅金、殊に關稅の標準銀として用ひられるのみで流通等は極めて少ない。

(三)軍用手票(單位一圓) 同票は我舊一圓銀貨を準備として、日露戰役の際各地軍政官の手に依つて發行されたもので、種類は十錢二十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓の六種であるが、其後漸次正金銀行の手に依つて回收され、目下流通するものは僅かに五十錢以下の少額券にて其の流通高も極めて少數である。

(四)正金銀行券(單位一圓) 通稱鈔票と云ひ、一圓、五圓、十圓、百圓の四種である。右は明治三十九年九月勅令第二四七號により前記軍票の回收と共に附與されたる特權に基き發行されたものにて、舊一圓銀貨を以て要求次第兌換せらるべきものである。本券は銀を本位とする滿洲の金融に適合した爲よく支那人間に使用せられ、後述朝鮮銀行券の流通を見た後も、殊に大正十年四月十六日の金建告示後の今日尙其勢力を有し流通高も相當に多い。

### (B)金本位

(一)日本補助貨(單位一錢) 日本金貨に對する補助貨にして、主として日本人間の端數計算に用ひらるゝのみにて、支那人間に流通するのは極少である。

(二)露國金貨 之は大正七年迄五、七、十、十五留の四種類あつて、北滿に於て流通廣大であつたが、爾後貯藏せられて流通するものは少ない。

(三)日本銀行券 元來日本內地に限り通用するものであるが、各種の理由にて滿洲に流入通用を見てゐる。理由の主要なるものに、帝國金庫の支拂、內地より旅客の携帶、支那の他地方よりの流入、朝鮮銀行發行兌換券引替等がある。

(四)朝鮮銀行券 明治四十四年三月發布の朝鮮銀行法を遵奉して發行されたもので、金貨又は日本銀行券を以て引換られる兌換券である。種類は一圓、五圓、十圓、百圓の四種である。

(五)露國紙幣 革命以前にあつては相當流通したが最近は全く其姿を見ない。

# 滿洲の銀行

### (A)支那側の機關

滿洲の支那側金融機關を見るに、一方、所謂新式機關として省立銀行たる官銀號、交通俵行、中國銀行の各支店があり、他方支那在來の所謂舊式金融機關たる錢莊がある。錢莊の如きは徒らに舊來の制度を墨守し改善する所なき爲、全く支那新式銀行及外國銀行に壓迫せられ、往年の勢力なく、曾ては金融界の牛耳を執りし票號すら、滿洲には殆んど其の影を認められぬ樣になつた。現今僅かに殘る錢莊も大部分、今日にては僅かに兩替商たるに止まつて居る。

支那側銀行の營業科目は名義上、一般銀行業務を取扱ふも、實際に於ては爲替及貸付業務を行ふのみで、我國に於けるが如く手形割引制なく手形交換制度なきを以て、之等のことの行はれること稀である。又預金も其額の見るべきものなく、銀行營業資金は資本金中の流動資金の一部と之を信用の基礎として發行したる自行の銀行券を以てする。而して紙幣を濫發して常に大膽なる放資を敢てし、金融緩漫の時に入るも尙其回收を怠り、爲に時價暴落して銀紙の間に多大の差額を生じ金融界を紊亂せしめる。殊に從來は省立銀行ともあるべき各省官銀行が、各省財政逼迫に伴ひ紙幣の濫發を行ひ、甚しく經濟界を紊亂せしめた事例に乏しくない。支那政府も夙に此弊を矯正する目的を以て、南支一帶の官銀號の紙幣發行權は之を奪つたが、東三省官銀號は依然として紙幣發行權を把持し、彼の奉天票濫發の弊は有名である。

**東三省に於ける主要支那銀行** (單位千)

| 銀行名 | 本店所在地 | 公稱資本 | 拂込資本 |
|---|---|---|---|
| 東三省官銀號 | 奉天 | (大洋)三〇、〇〇〇千位 | 七、〇〇〇千位 |
| 奉省商業銀行 | 奉天 | (小洋)二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 吉林永衡官銀號 | 吉林 | (兩)(吊)三〇〇、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 益通銀行 | 長春 | (金)一、〇〇〇 | 二五〇 |
| 黑龍江廣信官銀號 | 齊々哈爾 | (兩)(吊)五〇〇、〇〇〇 | 二五〇 |
| 中國銀行 | 北京 | (大洋)二〇、〇〇〇 | 一九、七二〇 |
| 交通銀行 | 北京 | (大洋)二〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |

滿洲に於ける支那側金融企業中最も注目すべきものは「儲蓄會」の發展である。本會は預け入れた金を安全且つ有利に運用する特殊貯蓄機關である。從つて其の業務は各種預金を取扱ふと共に、他面には長期、短期の貸出をなし銀行業に隷屬すべきものである。

### (B)外人側金融機關

滿洲に於ける外國人側金融機關としては、香港上海銀行及露亞銀行を除いては他に見る可きもの無く、然も上記二行と雖も新支店所在地少く、滿洲金融界に及ぼす處は誠に微々たるものである。

**(C)日本人側金融機關**

滿洲金融機關の中樞をなすものは事實、日本人側金融機關にてその開祖をなすものは橫濱正金銀行牛莊支店にして、同行が明治三十三年一月に開設せられし以來、幾多の波瀾曲折を經て遂に今日の狀態に及びしものである。

現在其機關の種類に於て各種銀行、金融會社(東洋拓殖株式會社等)、講會業者(信託會社等)、金融組合、質屋、貸金業者等到らざるなき多樣にて、何れも相當に經營しつゝある狀態である。

昭和七年滿洲新國家の樹立に當つて、今や滿洲に一大中央銀行を設け、以つて銀行の統一を計らんとする計畫が進められてゐる。



# み

## 見返品制度

「保證品附手形」の項を見よ。

## ミッドランド銀行 Midland Bank

倫敦ビッグ・ファイブの一にして、一八三六年創立された一地方銀行バーミンガム・エンド・ミッドランド銀行が、地方的合併に依り漸次勢力を得て、一八九一年にはロンドン中央銀行と合併して中央の舞臺に進出し、ロンドン・エンド・ミッドランド銀行と改稱した。一八九八年にはシチー銀行を合併してロンドン・シチー・エンド・ミッドランド銀行と改名した。その後倫敦一流の諸銀行を合併し、大戰の始まる頃は英國第一の銀行となつた。一九一八年の合併熱に際してはかの有名なロンドン・ジョイント・ストック銀行と合併してロンドン・ジョイント・シチー・エンド・ミッドランド銀行と改名した。之れも間もなく冗長に過ぐるとの理由で現在のミッドランド銀行に改められた。公稱資本金四千七十八萬磅、支店數二千十三行に及んでゐる。而して頭取にはかの有名な前藏相マッケナ氏がゐる。毎期の定期株主總會に於ける氏の演說は、常に英國金融界の一指針として注目されてゐる。今日ミッドランド銀行はビッグ・ファイブ中最も活動的であり成績も他を拔んでてゐる。

## 民間預金

「日本銀行週報」の項を見よ。

## 無盡會社

我が國の無盡業法は大正四年六月二十一日法律第二十四號を以つて公布し、十一月一日より實施せられた。その後改正され、昭和六年四月法律第四十二號のものが最近のものである。

無盡業法は五十三ケ條より成るが、その內容は、(一)無盡の定義(一條)、(二)無盡業の免許(二條)、(三)無盡業の免許申請手續・資本金又は出資總額並に拂込金額に對する制限(三條)、(四)商號中に無盡なる文字の使用(四條)、(五)他業の兼營(五條)、(六)無盡業の營業區域(六條)、(七)無盡會社の合併(七條)、(八)資本金額、營業所、事業方法又は無盡契約々款の變更(八條)、(九)營業上の資金運用に對する制限(九條)、(一〇)無盡契約に基く債務に付いての取締役の連帶責任(十條)、(一一)無盡業者の無盡加入に對する禁止(十一條)、(一二)無盡會社役員及び使用人の無盡參加又は加入に對する禁止(十二條)、(一三)第一回抽籤入札後給付金額の減少、又は掛金增加の禁止(十三條)、(一四)無盡の管理をなす無盡業者の掛金拂込及び給付金支拂に關する權限(十五條)、(一六)毎半期の事業報告書の作成及び提出(十六條)、(一七)毎半期の貸借對照表の作成及び公告(十七條)、(一八)無盡の收支計算に關する帳簿の備付(十八條)、(一九)掛金者の貸借對照表及び帳簿閱覽(十九條)、(二〇)無盡會社の準備金(二十條)、(二一)事業報告並びに業務及び財產の狀況の檢査(二十一條)、(二二)事業方法の變更、事業の停止、役員の改任又は免許の取消(二十二條)、(二三)罰則(二十三―二十八條)、(二四)主務大臣の職權に屬する事項を地方長官をして行はしむること(二十九條)、(二五)本法施行期日(三十條)、(二六)經過規定(三十一―三十四條)の諸項よりなる。而して業務として營む所のものを見るに次の如くである。卽ち、無盡業法による無盡を營むものを無盡會社と謂ふのであつて、昭和六年の改正によりて株式組織にあらざれば之れを營むことが出來ない事になつてゐる。

要之、無盡會社の營む無盡は通常會社が講元となつて一定の講員を募集し、會社が自己の名に於いて講員より掛金を集め、更に自己の名に於いて之れを當籤者若しくは落札者に給付するものであつて、會社自身は掛員となるものでなく、講員以外の立場にあつて報酬其の他の利益を受くるものである。

**(一)講員の募集**　無盡會社は講員百名を最大限度とし、此の限度に於いて無盡契約々款に規定する一組の口數を充たすために所要の講員を募集しなければならぬ。一人が數口引受けることの出來るは勿論である。今日の募集方法は公告を利用し又は募集員をして募集せしむるのが通常である。

**(二)無盡契約の締結**　應募者ある時は會社は此等の應募者と夫れ〴〵無盡契約を締結する。無盡契約は證書の形式により、證書の裏面は無盡契約々款の全文を記載し、又は之れを記載したる書面を添付しなければならぬ事になつてゐる。契約の期限は五年以上に亘ることを許されない。かくて契約者の引受口數が一組に要する所定の口數に達すれば營業無盡は成立するのである。

**(三)給付金額、掛金**　給付金額は一千圓以下である。故に會社は一千圓以下に於いて給付金額を數種に分つを普通とする。掛金には普通、掛金の給付があつた時の前後により給付前のものを積立金又は積立掛金と稱し、給付後のものを返濟金又は返濟掛金と稱せらるゝけれど之れは單に便宜上の名稱に過ぎない。掛金積立の方法は種々あるも、代表的なのは遞減積立法、定額積立法及び折衷方法である。

**(イ)遞減積立法**　之れは回數の增加に從ひ掛金給付未濟者の積立金額を遞減する方法である。之れは主として關西地方に行はれたゝめ大阪式無盡と呼ばれてゐる。此の方法によれば給付金未濟者は掛金を遞減するも、一度抽籤若しくは入札により給付金を受取る時は、次回より遞減の特典は無くなる。大阪式の一例を示せば左の如し。

| 金一千圓會 | 五年滿期毎月一回掛金 |
|---|---|
| 第一回―四回 | 二五圓 |
| 五回―二二回 | 二〇圓 |
| 二三―三二回 | 一五圓 |
| 三四―五四回 | 一〇圓 |
| 五五―六〇回 | 五圓 |

給付濟後の掛金は第一、二に給付決定者は三回迄二五圓宛、第四回より二一圓、第三回以後給付決濟者は終回まで二一圓宛である。

**(ロ)定額積立法**　之れは東京式無盡とも云はれるもので、掛金額が回數を重ねるに從ひ遞減することなく、無盡契約に基いて當に一定額の積立をなすものである。從つて給付金を受取りたると否とに拘らず毎回の掛金は變らない。

**(ハ)折衷方法**　之れは東京、大阪式の折衷方法で中京式と呼ばれてゐる。漸次此の方法が一般化されつゝある傾向にある。

給付の順序は抽籤又は入札の方法で決定せられる。而して此の兩方法の中一つを採用する所と兩者を併用する所とがある。抽籤又は入札により講金の給付を受くべき者が決定すれば、無盡會社は其の者に對し一定期間內に爾後の掛金に對する擔保を提供すべきことを命ずるが、講金額の少ない所では一名以上の連帶保證人を立てしむるが普通である。

# め

## 名目學說 Nominalism

名目學說とは金屬學說と共に貨幣の本質に關する二大學說をなすものであつて、その根本思想は貨幣は素材價値あるために貨幣たるのではなくして、貨幣は名目的なものにすぎない。その代表的のものはクナップの貨幣國定說である。卽ち貨幣はそれ自體に何等の價値あるものでなく、從つて經濟財ではない。貨幣は全然法制の所産である。世界を擧つて不換紙幣時代とも云つた歐洲大戰後の經驗は、正に金屬學說の矛盾を明かにし、名目學說に強き根據を與へた事になつた。

## メキシコの貨幣制度

メキシコ銀行は一九二五年九月一日開業した資本金一億ペソの半官半民の中央銀行であつて、紙幣發行の權能を有してゐる。而して一九三一年七月新貨幣法を制定して幣制の確立を期した。新幣制の內容は次の通りである。通貨について見るに、

(一)貨幣制度の單位は純金七十五センチグラムと同價値を有するペソである。

(二)通貨の種類は、(イ)メキシコ銀行の合法的に發行する紙幣。(ロ)一九一九年十月二十七日附法律により鑄造せられたる一ペソの銀貨。(ハ)十仙、二十仙、及五十仙の銀貨竝に一仙、二仙及五仙の銅貨よりなる補助貨である。

(三)メキシコ銀行紙幣の通用は任意にして其の受取を强制するを得ない、然し乍ら聯邦政府、州政府及市町村等の官公衙は各種の租稅、手數料或は課稅の支拂に對して何等の制限なく收納するの義務がある。

(四)一九一九年十月二十七日の法律により鑄造せられたる貨幣單位なる一ペソ銀貨は、無制限の額に於いて法貨たるべきものである。メキシコ銀行紙幣の發行は一九二五年八月二十五日法律竝其の改正增補の規定によるもので、その準備は、(一)種類、(イ)一九〇五年三月二十五日附法律に依つて設けられたる調節資金現在額、(ロ)準備金勘定を以て行はる對外爲替取引により生する利益、(ハ)補助貨の鑄造に充當すべき地金の原價と貨幣價格との差額及舊鑄造貨幣を補助貨に改鑄して生ずる差額、(ニ)補助貨に改鑄する爲め受入るゝ一ペソ貨幣の地金の商業的價値、(ホ)準備金增加の爲契約する貸金よりの利益、(ヘ)本目的の爲實施する課稅より生ずる收入金、(二)準備金は準備金勘定を以てする對外爲替取引によつて生ずる經費及損害を塡補する爲めにのみ使用せられる。(三)國內にて計算する銀貨より成つてゐる。但し流通中の一ペソの貨幣百分の三を超へない補助貨を以て保有する額はこの限りでない。又外國に於て保有する準備金は一流の銀行に一覽拂預金とするか、或は其の商業價値によつて金又は銀の地金を以つて保有する。(四)本法によつて補助貨と交換し準備金となつた銀貨は、流通より回收せらるゝ一ペソ及二ペソの銀貨との交換を保障する爲め必要な額を除いて總べて鎔解せらるゝ。又流通より回收せられて準備金に入れる舊鑄造銀貨も鎔解せられ、準備金となつた本法規定の補助貨は、一ペソ銀貨と等價に交換する爲め使用せられるか、若くは本法の認める取引を地金を以て行ふ爲め鎔解せられるのであ



る。

## 棉花金融

本邦向棉花の輸出金融に就て見るに、テキサス等にある我國一流棉花商の支店又は出張所は形式上獨立の會社として經營され、平素から地方銀行との取引關係が相當密接であるから、買付銀行の代金支拂に就いても多く之を利用する。卽ち出廻期の最初に買付けた棉花の代金のみを自己の手許金から支辨し、以後はその都度前回の買付棉花を引當に本邦銀行紐育支店宛の荷爲替を取組み、その代り金を以て次回の買付を行ふ。取引銀行は此の荷爲替を紐育に於ける自行又は取引先に送付して名宛銀行に呈示せしめる。後者は豫めその棉花商の爲めに開いてある輸出勘定で之を支拂ふ。而してその決濟には棉花商は買付棉花の船荷證券、保險證書及送り狀等を提供して、本邦なる自己の本店宛荷爲替を取組んで之に充てるのである。此の輸出手形は通例一覽後九十日拂である。

斯くの如く邦商の米棉買付資金は本邦爲替銀行に仰ぐ譯であるが、爲替銀行はその手形が棉花商本支店間の手形なので、一應買取つた上更に之を引當として「輸出手形引受約定」の存する同地米國銀行宛に、一覽後九十日拂、額面二萬五千弗又は五萬弗——稀には十萬弗——の手形を振出し、明細書を附して提出し引受、割引を求めて居る事がある。

## 持株會社（ホールヂング・カンパニー）

Holding Company

「持株會社」とはすべての事業を數個の株式會社として遂行せしめ、此等の會社の株式の全部又は大部分を自ら所有する支配會社である。現在資本主義社會に於ける財閥は、持株會社組織に依つて事業を統轄して居る。例へば三井財閥について見るに、三井合名會社を持株會社としてその全事業を代表する各種株式會社の株式を所有せしめて、支配下に屬する事業會社は三種に分つことが出來る。第一は三井の支配關係が絕對的のもの即ち直系會社と稱せらるゝもの、第二に直系會社ほどの密接な關係のないもの即ち傍系會社と稱せらるゝもの、第三は大株主として其の事業に相當の勢力を振ひ得るものである。

| | 株式數（單位萬株） | 三井持株 |
|---|---|---|
| **三井直系會社** | | |
| 三井銀行 | 一〇〇萬株 | 六八萬株 |
| 三井信託 | 三〇 | 一五 |
| 三井鑛山 | 一〇〇 | 九九 |
| 三井物産 | — | 全部 |
| 東神倉庫 | — | 全部 |
| 三井生命 | 四 | 二 |
| **三井傍系會社** | | |
| 芝浦製作所 | 四〇萬株 | 二二萬株 |
| 北海道炭鑛汽船 | 一四〇 | 六一 |
| 王子製紙 | 一三一 | 三一 |
| 東洋棉花 | 五〇 | 四四 |
| 日本製鋼所 | 六 | 四・八 |

**大株主として勢力を持つ會社**

鐘紡、電氣化學、臺灣製糖、熱帶工業、郡是製絲、大日本人肥、大正海上、大日本炭坑、盤城産業、東亞鑛業、臺灣電力、東洋鐵製、等。

## モラトリアム Moratorium

モラトリアムとは銀行又は個人が法律に基き、其の法律の規定する一定期間の約束手形、爲替手形及び其の他の債務に對する支拂を延期するの權利を有し得る期間を云ふのである。而してモラトリアムには一般的のものと局部的のものとあり、前者は全國民に對して行はれ、後者は特殊の階級、若くは一地方に限つて行はれるものである。

モラトリアムを規定する法律をモラトリアム法と云ふ。我が國では譯して支拂延期法とか支拂猶豫法と謂ふ。斯かる法律は古くはバビロニア、エジプト、ユダヤ、イスラエルなどにもあつたが稍組織的な制度となつて行はれたのは、ローマ法からであらう。而してローマ法系の諸國である。十九世紀に於いて行はれたモラトリアムの顯著なる實例はフランスに於けるものであつて、普佛戰爭中同國政府により多數のモラトリアムに關する規則が發せられたが、就中一八七〇年九月九日の命令及び一八七一年五月二十七日の法律はその基本的なものである。この兩規則に依つてすべての時效期間が戰爭中延期されることゝなつた。之等の規則は一八七九年一二月二〇日に至るまで存續した。又近代の金融史に徹



すれば、一八九〇年倫敦ベーリング商會の破綻に次いで起つて大恐慌の際アルゼンチンに於いて之れを布告し、又大正元年末、巴爾幹戰爭に際してギリシヤ政府はギリシヤ銀行に對してモラトリアムを許可してゐる例を見るのである。更に大正二年メキシコに革命騷亂起るや、假大統領ウエルタ氏は大統領令を以つて十二月二十日附を以つてメキシコ政府に於ける發券銀行、不動產抵當銀行及び手形交換所加入各銀行に對し、十二月二十二日より同月三十一日に至る期間休業して支拂を停止し得べきこと、並びに該期間內に償還期に到達せる支拂は一月一日迄延期さるべき旨を公布し、更に一月一日より同十五日迄此の命令を延長すべき旨を公布してゐるのを見るのである、而して其の有效區域が一地方に限らるゝ點から見て、前述せし、これは局部モラトリアムと稱するものである。しかしモラトリアムが一般的に歷史上に明瞭になつて來たのは、實に歐洲大戰以後のことである。

我國がモラトリアムを輸入したのは大正十二年のことであつて、卽ち震災後第一次の金融的施設として支拂猶豫令の制定實施をなしたに始まる。之は九月七日の緊急勅令を以て公布せられたものであつて、其要旨は

(一)私法上の金錢債務であつて九月一日以前に發生し九月三十日迄に支拂をなすべきもの。

(二)債務者が東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣に住所又は事務所を有するもの（但し債務者が前記地區外に他の營業所を有する場合に於て該營業所の取引に關する債務は除外す）。卽ち支拂猶豫令の適用を受くるものは震災地である前記一府四縣に限られてゐる。

(三)右の如き債務は支拂期日より三十日間支拂を延期する事を得ること。

(四)(1)、國、府、縣其他公共團體債務の支拂

(2)給料及び勞銀の支拂

(3)給料及勞銀支拂の爲にする銀行預金の支拂

(4)前項以外銀行預金の支拂にして一口百圓以下のものは本令の適用を受けず。

(五)權利保存行爲も同樣三十日間延長。

政府は昭和二年春の金融恐慌に際して再び四月二十二日の緊急勅令を以つて支拂猶豫令を煥發するに至つた。

この時の緊急勅令の內容は大體に於て大正十二年のものと同文であつて、兩方共に三箇條と附則とから成り、給料及び勞銀の支拂のためにするものを除く外すべての種類の私法上の金錢債務に適用され（第一條及び第二條）、その債務者は銀行たると個人たるとを問はず、只だ國府縣その他の公共團體が債務者である場合が除外されて居る（第二條）。尙ほ現金支拂の外に手形その他之に準ずべき有價證券に關する權利保存行爲についての猶豫期間が與へられてある（第三條）。大正十二年のものと昭和二年のものとの異る重なる點は、前には施行區域が震災地に限られたに對し後の場合は廣く全國的であること、前には延期期間が三十日であつたに對して後の場合は二十一日であること、前には一日百圓以下の銀行預金の支拂にはモラトリアムを與へなかつたに對し、後の場合はその額を一日五百圓以下と定めたことの三點である。

## モリス・プラン Morris Plan

モリス・プランとは米國に於けるアーサー・ゼー・モリスの創案になる小口無擔保金融方法であつて、その根本原理は

(一)信用の固有の基礎を人物及びその所得能力におくこと。

(二)此の信用を基礎となしたる貸付は借手の所得能力に適合し且長期に亘つて返濟さるべきものでなければならぬ。

(三)借りたる資金は常に建設的にして有用の目的に使用されること。

の三者である。卽ち無擔保信用貸付にしてその返濟が長期濟崩式なる點が特徵である。然らば貸付方法は如何と云ふに、借手は自己と同等の地位及收入を有する二人の保證人を選んで手形の裏書人とする。而して借入金五十弗毎に、額面五十弗の一週一弗振込の月賦證券を受け、五十週の終りに於て月賦證券の拂込と借入金額とは同額となり、この手取金を以て借入金を支拂ふことになる。利子は通例三弗を前引きされる。而して借手が期日に拂込を怠る時は少額の滯怠金を徵收せられ、一週間を經過する時は之を保證人に通知し、保證人をして借手に督促せしめ、而も尙拂込をなさざる時は保證人に拂込ましむるのである。銀行の資金は自己資本金と五六分利附社債と週賦拂込金よりなるが、他の銀行から借入金をする事もある。

我國の無盡會社の掛金者に對し契約給付金額を限度とする貸付と類似してゐる。

このモリス・プランに依つて營業をしてゐる銀行をモリス・プラン銀行と謂ひ、米國に於いては漸次增加の傾向にあり、我が大阪にもモリス・プラン株式會社なるものが設立されてゐる。



## や

### 約束手形 Promissory Note

約束手形は、一定の金額を振出人から宛名人たる受取人に支拂ふことを約束する書面、卽ち支拂約束證券であつて、手形當事者は約束者、卽ち振出人と受取人の二人である。約束手形の法定記載要件は、(1)約束手形たる事を示すべき文字、(2)一定の金額、(3)手形當事者、卽ち受取人の氏名又は商號、振出人の署名、(4)單純なる支拂の約束、(5)振出の年月日、(6)一定の滿期日、(7)振出地の諸項である。

約束手形の用途は、(1)商品の買入代金として買主より賣主に渡すことは一般に行はれることである。時には保證人を記入することが出來る、(3)甲乙兩人慣合の上互に振出人となり名宛人となつて銀行にて割引き以て資金融通の目的を遂することが出來る、(4)一覽拂手形の形式にて現金拂に代用することが出來る。

併し約束手形は買主に於て物品を受取つた後でなければ、之を振出す事が出來ないから、遠隔地間の取引には之を使用する事難く、又近接地間でも爲替手形は債權者より支拂を命令するものであるに反し、約手にありては債權者は緩々として債務者より約束狀を持ち來るを待つものであるから、取引の敏活を期する上によろしくない。英國が主として爲替手形を使用してゐるに反し、米國に於て約束手形は盛に使用されてゐる。

### ヤング案 Young Plan

ヤング案はドーズ案に代つて對獨賠償案を決定したもので一九二八年任命のヤング案委員會の報告に基き一九二九年六月調印を見た新賠償案がヤング案である。

ヤング賠償新案は賠償金を二期に分け、第一期の年金支拂期間は一九二九年九月一日に始まり一九六六年三月卅一日に終る三十七年間で、年平均十九億八千八百萬馬克であり、別にドーズ公債に對する支拂を入れれば二十億五千萬馬克となる。

第二期たる一九六六年以降二十三ケ年間は債權國對外支拂純所要額の支拂を獨逸は行ふ。

ドーズ案制定當時の實狀は單に獨逸の年次賠償金査定に止められた事が委員會の權限であつたが故に當然の事ながらドーズ案では第六年度以降に於ても、支拂ふべき年金額を規定するに止まり其賠償期間を定めて居なかつたのであるが、ヤング案に依り是を觀るに獨逸の支拂期限は一九八七年度で終了するが故に、玆に賠償總額も決定を見た譯である。卽ち右年金額を五%半の利率で換算すれば、債權國の對外戰時債務に相當する部分が、二三四億六九〇〇萬馬克、實際の賠償に相當する部分が一二三億四五〇〇萬馬克合計三五八億馬克となる、此の賠償總額を天文學的數字と稱せられる。彼の倫敦會議に依る一三二〇億馬克と比較する時、其の變化の甚しきに唖然たらざるを得ない。

賠償支拂財源は、賠償本來の意義に照し獨逸帝國歲計に俟つのであるが、收入擔保として最適の獨逸帝國鐵道會社の收入をも財源とした。獨逸帝國鐵道會社はドーズ案に基く、一九二四年八月三〇日發布獨逸鐵道條例に依り、旣に一一〇億金貨馬克の擔保に供せられて居るが故に、此鐵道債券を廢止し、鐵道會社は年額六億六千萬ライヒスマルクの直接稅を課せられ、支拂の保證として

國際決濟銀行へ證書を同鐵道會社より差入れる。此の六億六千萬ライヒスマルクは彼の無條件年金額に相當し、鐵道會社の人件費を除き、現在又は將來會社に賦課せらるゝ租稅並に他の諸支拂に對し優先權を有する。此の無條件年金額と鐵道會社負擔財源との金額の一致をなす事は、誠に興味ある意義ありと觀察し得る所であると共に、如何に鐵道財源の重要確實性があるかを察せられる。

次に獨歲計の年金負擔額はドーズ案施行第五年度以降は一二億五〇〇〇萬であるが、新案に從へば第二年度は一一億三六四〇萬ライヒスマルクであり、三七年目の一九六五年度には、一七億六七五〇萬ライヒスマルクとなり、第二期間の支拂は總て此帝國歲計のみに依る事となつてゐる。

從前の鐵道運輸稅は工業債券收入と共に租稅として徵收し、獨逸帝國歲入現計に繰込む事となつた。

賠償年金は無條件年金部分と條件附年金部分に區別されて居る無條件年金とは獨逸が絕對無條件に如何なる場合にあつても支拂はれねばならぬとなす部分で、此の金額は六億六千萬ライヒスマルクである。

條件附年金とは無條件年金以外の部分で、條件に依つては二年間支拂が猶豫せられるのである。其條件とは獨逸國內外の事情に依り獨逸が巨額の國外送金をなす事に依り、マルクの變動及び經濟界激變の危機に遭遇する事又は其惧れある事を大體にて指稱するのである。斯樣に年金に條件附と無條件との兩部分を設けた事は、獨逸の平常時の支拂能力を標準として決定した年金額を以て同國非常時の支拂能力にも適用するの不當性に鑑み、債務履行の純商業的方法となつた本案の趣旨上より彈力的自由性を認めたに依るのであり、ヤング案創始點の一である。ドーズ案の不確定年金部分とヤング案の條件附年金部分との性質は一見相似て居るが根本的に相違するのである。

條件附年金の支拂猶豫とは、獨逸が國內又は國外の事情に依り經濟的困難に陷り支拂に窮する場合に於て、諸問委員會審議の上外貨拂及び國內支拂も二ヶ年間を猶豫するに存する。ヤング案の產物として國際決濟銀行が設立された事は特に注目に價する。



## ゆ

## 有價證券

有價證券の本質に就ては學說必ずしも一致せず、從來、有價證券に就いて大體三樣の說明が行はれてゐた、第一は化體說と呼ばれるものであつて、これに依れば、有價證券は權利が證券そのものに化體し、證券を離れて權利の存在なきものゝみを含み、證券自體の權利は物權法の規定に從つて其の證券の所有者に屬するのである。此の說に從へば株券の如きは有價證券には入らない。何となれば株券を離れて株主權は存在するからである。然し今日の取引意識に於て株券を有價證券にあらずとすることの狹きに失することは疑はれない。第二は條件說と稱せらるゝものであつて、これに依れば有價證券とは權利の行使に其の占有を必要とするところの證券を云ふのである。卽ち此の說に從へば株券も亦有價證券である。何となれば利益の配當を受け、又會社解散に際して殘餘財產の配分を求め、其の他株主としての權利を行使するためには、必ず其の株券の占有者たることを條件とするからである。然しながら此の說を採る人々の中にも爭ひがある。卽ち斯の如き性質を有する證券の一切を含むとなす人々と、單に私法的關係に於けるものゝみを含むとなす人々との間に一致を見ない。卽ち此の場合問題となるものは紙幣であつて、前の人々に從へば紙幣は有價證券であるし、後の人々に從へば然らずと云ふことになる。第三は證書說とも名付くべきものであつて、これに依れば凡そ財產權的內容を有する一切の證券は、悉く有價證券である。卽ち此の說に從へば借用證書の如き所謂證據證券すら有價證券に數へらるゝのである。斯くの如く有價證券を廣く解することは、法律學者の間には餘り行はれて居らないやうである。

今日の通說は條件說に傾いてゐる。卽ち有價證券とは證券に表示されたる權利の行使及移轉が證券其物の占有に依るを要件とする文書である。換言すれば權利と紙とが一體を爲して權利の行使と移轉とは凡て其の紙を以つてせねばならぬ。故に若し其の紙が滅失したならば公示催告の手續(商法二八一條)による外其の權利の行使が出來なくなるのである。此通說に從へば公債、社債、株式は勿論爲替手形、約束手形、小切手、兌換券、貨物引換證、倉庫證券、船荷證券、鐵道乘車券何れも有價證券中に含まるゝことゝなる。

### 有價證券の信託

之は有價證券の保管運用及處分を目的とするものであり、その有價證券の範圍は國債、地方債、社債、株式の四種に限られてゐる。手形の信託は金錢債權信託に屬し、船荷證券、倉荷證券の信託は事實行はれてゐない。有價證券信託も保管を主とするか、運用を主とするか、處分を主とするかに依りて管理(又は)(表示)有價證券信託、運用有價證券信託、處分有價證券信託に區分せらる。

(一)管理有價證券信託とは公社債、株式の保管を目的とするものであつて、受託者は記名式證券なら自己名義に書換へ、無記名證券ならば單なる引渡しを行ふ。證券の保管と共に利息配當金の受取、償還金の受取、社債權、株主權の行使等一切の管理行爲を行ふ。管理有價證券信託に類似するものに保護預りがあるが、之は單なる物の保管のみを取扱ふもので、證券上の諸權利は預ケ主自らなさねばならぬものである。

(二)運用有價證券信託とは有價證券を受託者に交附し、信託表示及記載をなさずして之を直接貸付け、或は受託者に於いて擔保に差入れて借入をなし利鞘を得て之を貸出すものである。此の種の信託は信託制度の賜した一の功績であつて、從來所有者の手許に死藏されてゐた巨額の債券が信託會社を通じて市場に資金化され金融界を潤ほすに至つた。證券所有者は利息配當收入の外に運用收益を得ることが出來る。

(三)處分有價證券信託は事實上行はれてゐない。何とならば有價證券の如き比較的處分容易なものは、代理事務を以つて充分處分の目的を達し得るからである。

## 優先株 Prefered Stock

優先株とは通常利益若くは利息の配當又は殘餘財產の分配に付き普通の株式に對し優先した權利を與へられたる特殊の株式を謂ふのである。株式會社には株式平等の原則と云ふものがあつて、總ての株主はその有する株式の數に應じて平等の權利を有すべきであるのだけれども、例外として特定の種類の株主に對して優先權を與へることにしたのである。而してその優先株主に與へることの出來る優先權は財產上のものに限り、例へば株主總會の議決權等の如きに付て普通株主と差等を設けることは出來ないものと解せられるのである。優先株主に與へられる財產上の優先權は定款に任意に定めることが出來るので一々之を數へることは出來ないが、通常は利益若くは利息の配當又は殘餘財產の分配に關する。卽ち之を種別すれば通常次の三種となるのである。(イ)利益又は利息の配當に付普通株に優先するもの (ロ)殘餘財產の分配に付普通株に優先するもの (ハ)利益若くは利息の配當及び殘餘財產の分配に關して普通株に優先するもの、卽ち、イ、ロ、を合したもの。我が國に於ては右(イ)の種類に屬するものが最も多く行はれてゐるが、近來は(ハ)に屬するものもその例を見るのである。而して利益若くは利息の配當又は殘餘財產の分配に關しては優先株主に先づ一定率(例へば年一割)の優先的の配當又は分配を與へて、殘餘に付ても普通株主と同樣にその配當又は分配に加はらしめるものと、一定率の配當又は分配の優先のみに止めて殘餘は全部普通株主に與へて優先株主は與へられないものとが有り得る。前者は參加的優先株、後者を非參加的優先株と呼ばれるが、我國では後者は殆どその例を見ないのである。また總ての株主に一定率の配當又は分配をなしてなほ殘餘の利益又は財產がある時に、その全部若くは一部を優先株主に優先的に與へるものもあり得るが、我國には實例が稀である。尙ほ又、利益若くは利息の配當に關しては各營業年度の利益若くは利息のみに付て優先權を有するものと、一營業年度の利益又は利息額が優先株の配當額に達せなかつた場合にその不足額を次年度以降の利益又は利息から補塡して之を次年度以降の配當と併せて受ける事が出來るものとがある。其の前者を非累積的優先株と謂ひ後者を累積的優先株と稱する。右の如く優先權の內容は多種多樣であるが、其の優先權が無期限無條件に與へられるものもあれば、又例へば優先株は十營業年度を經過したるときは消滅すると云ふが如き期限付のものや、或は普通株に對して三營業年度連續して優先株と同率配當を爲したるとき優先權が消滅するといふが如き解除條件付のものもあるのである。

優先株は會社が資本を增加する場合に限り之を發行することが出來、會社設立の場合には許されない。此の場合には定款に記載



することを要するので定款變更の手續が必要である。優先株を發行した場合には、新株の申込證に之に關する記載を爲すことを要し、又資本增加の登記に於て之に關する登記を爲すことを要し且優先株主の權利を株券に記載することを要する。優先株主は議決權に付いては優先權を有しないので、優先株主が少數なる場合等に於て株主總會が定款變更に依つて優先株主の利益を害することを許すべからざるは當然であるから、定款の變更が優先株主に損害を及すべきときは總會の決議の外優先株主の總會の決議を要するものとして保護した。而して優先株主總會には株主總會に關する規定が一般的に準用されるのである。

優先株(殊に非參加的優先株)は經濟上から觀察すれば普通株に比し社債に近い性質を有するが、法律上は株式の一種であつて社債とは全く異るのである。社債は純然たる會社に對する債權であつて、社債權者は會社の利益の有無に拘らず一定利息の支拂を請求することが出來るが、優先株主は會社に利益ある場合に限り配當を請求し得るのである。又社債權者は株主でないから、株主總會に出席して議決權を行使し得ないが、優先株主は株主として議決權を有するものである。社債權者は會社解散の場合に於て他の債權者と同一地位に立つて辨濟を受けるのであるが、優先株主は殘餘財產のあるとき、その分配を分けるに過ぎないのである。

## 融通手形 Accommodation Bill

融通手形とは貨物の授受を前提とせざる假設の取引より發生する手形、云はゞ正當なる發行の原因を有たずに振出された手形である。單名手形は此の一種類であるが、融通手形の普通の形式は慣合手形、又は親戚、知己、金融の助合者、會計係員等の形式的裏書による手形である。近時、銀行に於て、手形本來の趣旨から云へば、餘り稱すべきことではないが、權利の主張等が優越なるがために、斯の如き手形による貸出が其の勢力を增して、單名手形による貸付、卽ち信用貸付の範圍を、漸次蠶食する樣になつて來た。一例を擧げれば、銀行が甲電燈會社より貸付金の要求を受けたる場合に、甲電燈會社には相當の信用はあるが、甲電燈會社一個人の信用によつてのみ、多額の資金を融通する。云はゞ甲電燈會社に對する單名手形(甲電燈會社振出約束手形)によりて貸出すことは多少の不安を感じ、其の權利を主張する上に、一層の安全を期するために、其の親會社である乙電燈會社の裏書、卽ち形式的裏書を要求することがある。

右の甲電燈會社に對する貸付は、實質に於て、甲電燈會社に對する貸金ではあるが、銀行の取扱上から考へると、其の計算も割引の方法に依ることは勿論のこと、手形其のものも、普通の商業手形と同じく、依賴人(裏書人)乙電燈會社、振出人甲電燈會社、支拂人乙電燈會社の形式を備へてゐる。從つて此の貸付金の整理は、割引手形を以てすべきものであると考へるものがある。且つ又形式的裏書の手形は、右の如き發生の原因が明瞭である場合は、別に問題も起らないが、出來上つた手形によりてのみ其の貸付の本質を判斷するとすれば、果して其の手形が融通手形であるか、又は商業手形であるかを見分けることは、甚だ困難なる場合が多い。或は整理上融通貸、卽ち手形貸付金と割引手形を區別する趣旨に從ふものとすれば、其の取扱ふ手形の形式によりて判別するが、最も安全であると云ふ論據を以て、形式的裏書の手形に對する割引貸は、割引手形に編入せんとするものがある。

其の外會社振出の手形に、重役個人の裏書を求め、又は一個人

の信用に對する權利の保全を期するために、其の親兄弟の裏書を要求する場合も之と同一である。

融通手形を貸手形(或は借手形)及書合手形とに分つ場合がある。

(イ)貸手形又は借手形と稱するものは、商取引の原因なきに拘らず金錢の融通を與へる目的を以て振出人が手形を交付する場合を謂ふ。卽ち交付者の立場に於ては貸手形であり、交付を受ける者の立場に於ては借手形である。

(ロ)書合手形と稱するものは、商取引の原因なきに拘らず、甲が手形を振出して乙に交付し乙も亦之に對し手形を振出し甲に交付する場合を云ふものであつて、貸手形の場合は當事者の一方が相手方に手形を交付するのみであつて、金融を受ける者は其一方のみであるが、書合手形の場合は當事者双方に依つて金融を受けるのである。

以上の二種の融通手形は、共に其性質危險性を帶びてゐる。つまり當事者の一方又は双方は、商取引なきに拘らず手形の授受を爲し、金融の途を講ずるものである。其金融の途は如何にして付けるかを謂ふに、手形を取得した者は之を銀行に持參して割引を求め、或は之を商取引上の債務辨濟の爲めに債權者に裏書讓渡し或は又更に金融を計る爲めに第三者に裏書讓渡し、其被裏書人は之を銀行に於て割引を求め、或は商取引の債務辨濟の用に充てる等の方法を執るのである。

**輸出信用補償** Export Credit Insurance

輸出入貿易も賣買の一種に外ならない。併し店頭の賣買と異り現金との交換は不可能であつて、代金の支拂を數ヶ月又は一年餘り先に受領すると云ふ事を前提としなければならない。從つて輸出者は代金受領までの期間輸入者に對して信用を附與することになる。然るに輸出者たるものも、それが製造工業者たると商事會社たるとを問はず、相當の長期資金がなければその營業を存續運轉して行くわけには行かない。然らば輸出者は將來輸入者より輸出貨物代金として取得すべき事實を擔保として、金融業者より運轉資金の融通を受ける外仕方ない。卽ち輸出者は輸入者宛の爲替手形を取引銀行又は割引會社に於て割引融通を仰いで行くのである。併し支拂の保證が確實でない限り、金融業者もその割引融通を肯んじないのは當然である。此の手形に保證を與へ以つて資金融通を確實になするもの、卽ち輸出貿易と金融業者とのギャップに橋渡しの役を演ずるものが「信用補償」Credit Insurance である。詳言すれば、輸出者が輸入者宛に振出した爲替手形に對する、輸入者の支拂不應に依りて生ずる手形所有者の受くる損失を補償するのが信用補償である。

今英國政府が實施してゐる制度を見るに、若し輸出者にして信用保險を得んと欲するものは手形を without recourse (振出人に對する償還請求權なき形式)として振出すと、政府はその設置する輸出信用保險部 Export Credit Guarantee Department をして手形額面の七五%に當る保證を與へしむるのである。從つて此の場合該手形の絕對的確實性は額面の七五%であるから、金融業者の割引も此の程度に留ることであらう。卽ち該手形を割引した銀行は輸入者の支拂不應の場合は確實に政府から七五%に當る金額を受領することが出來るのである。而して手形が without recourse となつてゐるため振出人たる輸出者に對して銀行は殘額の二五%を請求する權利はないが、手形債權外の方法にて辨濟を受くる事が出來よう。勿論輸出者は若干の保險料を支拂ふのであり、政府は保護に對して保



證狀を附與するのである。又單なる金融と云ふ便益のみを目的として輸入者の不拂の危險に備ふると言ふのでなければ、振出す手形を without recourse (振出人全額支拂の義務を負擔する形式)とするならば、政府は之に對し額面だけの保證を與へる故割引も金融を受くる事が出來る。此の場合は政府の保證は保險たるの性質を帶びてゐない事は明かである。

我國に於いても「輸出補償法」が實施されてゐる。

## 輸出補償法

(一)**概說** 輸出補償法とは、輸出貿易の振興を圖り、特に本邦生產品の新販路開拓の目的を以て輸出業者に金融又は信用保險の利便を供する爲に制定せられたる特殊法規であつて、昭和五年五月公布され同年七月之が施行細則制定せられ、八月一日より實施されたものであり 商工省貿易局監督の下に指定外國爲替銀行を通じて運用せられて居る。其の大要は、同法第一條に「政府ハ本法施行地內ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ內地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ生產、製造又ハ加工セラレタル商品ヲ本法施行地ヨリ主務大臣ノ指定スル地域ニ輸出スル爲振出シタル荷爲替手形ヲ銀行ガ買取リ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ノ範圍內ニ於テ其ノ損失ノ百分ノ七十ヲ限度トシ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得。」とある如く、政府が指定せる各爲替銀行と包括的の補償契約を爲し、爲替銀行は輸出商をして一定の補償料を納付せしめ、指定地域(中米、南米、アフリカ、バルカン、小アジア、中央アジア、ソヴィエト聯邦)に對する輸出手形を買取り、その手形の不渡等に因り蒙りたる損失は一定の限度に於てその一部を政府が補償する制度である。輸出者は斯く銀行の手を經て與へられる金融的又は信用保險的援助により、新市場に對し安んじて販路を擴張し得る事となるのである。

(二)**輸出補償の種別** 輸出補償は、荷爲替手形に關するものと約束手形に關するものとの二種に分れて居る。而して約束手形に關する補償はソヴィエット聯邦向け輸出商品の代金決濟の爲、同聯邦政府の本邦駐在代表より受取りたる手形に限られる。更に兩者を各々二種に分つ。卽ち荷爲替手形に關する甲種補償及乙種補償並に約束手形に關する甲種補償及乙種補償との四種である。

(イ)先づ荷爲替手形に關する甲種補償とは、不渡手形に對し政府の損失補償の割合が百分の七十なるもので、銀行が補償を受けたる上は振出人(輸出者)又は裏書人に對し手形全額の償還請求權を行使しなければならないものである。

(ロ)荷爲替手形に關する乙種補償とは不渡手形につき政府が銀行に對して損失補償をなす割合が百分の六十で、銀行は振出人(輸出者)又は裏書人等に對し償還の請求をなし得ないものである。故に乙種補償は前項の甲種補償に於ける金融上の便益の外に、此の損失の六割を國家が實質的に補塡する點に於て信用保險的の色彩をも多分に加味してゐる。

(ハ)約束手形に關する甲種補償の割合は矢張り百分の七十であるが、若しマージン等の擔保積立が銀行に有れば、之を處分して得たる純手取金を手形額面より控除し、殘餘の金額に對して銀行より償還の請求を受くる事となる。

(ニ)約束手形に關する乙種補償の場合には銀行は直ちに政府より補償を受け得られるわけで、從つて輸出業者は不渡手形の四割を銀行に拂戻さねばならぬ。

(三)**輸出補償法の適用を受くべき手形の種別** 本法に據り爲替

銀行が支拂不能の爲、損失の補償を受け得べき手形は左記の諸條件を具備せるものでなければならない。

(1)甲種補償を受け得る荷爲替手形は　(イ)振出人が内地に住所又は營業所を有する者(國籍を問はず)　(ロ)附隨荷物が内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生産、製造又は加工せられたる物なること　(ハ)附隨荷物の輸出地域は前項に列記せし内の何れかなること　(ニ)手形の期限は一覽後四ヶ月を超えざること　(ホ)手形額面が附隨荷物の發送の地及び時に於ける其の價格に到着地迄の運賃保險料其他の費用を加算したる金額又は註文により輸出せられたる時は其の契約價格をも超過せざること　(ヘ)少くとも附隨荷物のcif全價格を保險に附すべきこと、但し賣價がC&Fで荷受人に於て同全額を保險に附すべき契約ある場合は此の限りではない。

(2)乙種補償を受け得べき荷爲替手形は、前記甲種補償を受くべき手形に關する全條件の他に、次掲の諸條件をも具備せねばならない。(イ)手形の振出人は、輸出組合若しくは其の組合員なるか又は二年以上引續き輸出を營み信用確實なる者であること　(ロ)手形の支拂人は銀行が商工大臣の承認を受けたる者(輸入者)にして各指定銀行にては有資格輸入商のリストを備へて居るもの　(ハ)附隨荷物が必ず註文により輸出せられたものなること、從て輸出品と直接關係無き物、或は委託販賣として輸出者が任意に輸出したる荷物に對して振出されたるホーム・ビルの如きは補償を受ける資格はない。

(3)甲種補償を受け得る約束手形は、左記の諸條件を具備する必要がある。

(イ)手形の振出人が本邦内地に駐在するソヴイエト聯邦通商代表なること。

(ロ)輸出せられたる商品は内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生産、製造又は加工せられたるものなること。

(ハ)商品の輸出せられたる地域は、ソヴイエト聯邦に限ること。

(ニ)手形の期限は、振出日附後六ヶ月を超えざること。

尙手形の書換をなしたる場合、新手形の滿期日が最初の手形振出の日より六ヶ月を超えない時は支障なく、又六ヶ月を超える時と雖も銀行が商工大臣の承認を受けたる時は支障ない。

(4)乙種補償を受け得る約束手形は、前項甲種補償を受け得る約束手形にして、更に手形の受取人(輸出商)が輸出組合又は其組合員であることを要する。

**(四)輸出補償手形の取扱銀行**　本法に據り、政府と輸出補償契約を締結せる指定銀行は横濱正金銀行、臺灣銀行等約十三行にして輸出業者より實際に補償手形を買取るべき此等諸銀行の營業所は本、支店合せて三十七、八ヶ所ある。而してその各補償契約の種類により、或は荷爲替手形及び約束手形の甲種乃至乙種の補償手形を買取り、或はその一種或は二種のみを取扱ふが如く銀行により補償上の職能が異ることを識らなければならない。例之、横濱正金銀行は荷爲替手形に關する甲乙兩種補償並に約束手形に關する乙種補償をも取扱ふに反し、敦賀二十五銀行は約束手形に關する甲種補償契約のみを締結するが如きである。

**(五)補償手形買取依頼の手續**　輸出業者が既述の諸條件を具備する補償手形の買取を指定銀行に依頼せんとするには、先づ銀行に照會して當該銀行が其の手形を取扱ひ得るや否やを確め、輸出補償手形買取依頼書なる書式の交付を受け之に必要事項を記入しなければならない。

**(六)補償料の算定**　輸出者が銀行に於て手形の補償を受ける場



合に納入すべき補償料は、手形の種類及補償の性質に依り各料率を異にするは勿論である。

(A)荷爲替手形甲種の補償料は補償手形の額面金額(利附手形にありては滿期日迄の利息を加算したるもの)、及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日迄の期間につき、所定の利率によりて算定するのである。その料率は、引受渡條件の手形にありては年二分、支拂渡條件の手形にありては年五厘である。又、其の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形にありては銀行が商工大臣の承諾を受けて定める日數又は其の日數に一覽後の期間を加算したるものとする。又、手形の金額が外貨を以て表示せられてゐる時は、銀行は買取當日の横濱正金銀行の電信爲替相場で邦貨に換算する。

(B)荷爲替手形乙種の補償料は甲種の場合と異り、資金融通の外に信用保險的要素を含むから甲種の補償料に比し割高である。即ち引受渡條件の手形にありては最初の一ヶ月につき、月三分二厘、爾後の期間につき月四厘を之に加算し、支拂渡條件の手形にありては最初の一ヶ月は月八厘とし爾後の期間につき月一厘を之に加算したる率である。

(C)約束手形に關する甲種補償料　此の場合には引受渡、支拂渡條件の區別は無いから、料率は甲種にありては一律に年一分二厘五毛、又手形の書換ありたる場合には補償料を追納する必要があるが、之は書換の日から滿期日迄の期間につき同率を以て計算する。

(D)約束手形に關する乙種補償料　此場合には最初の一ヶ月につき二分とし、爾後の期間につき二厘五毛を加算する。從つて、銀行が手形を買取つた日から滿期日迄の期間を三ヶ月とすれば補償料率は二分五厘となる。又、手形の書換へられた場合には書換の日より滿期日迄の期間につき二分五厘の割合を以て補償料を追納すればよい。

**(七)本法の實績**　昭和五年八月一日より昭和六年三月三十一日迄の期間に於て買取られた補償手形總額は　一、九〇二、九八二圓、件數九三一、納入補償料總額二三、三〇八圓、又、昭和六年四月一日より同十一月三十日迄の期間に買取られた補償手形總額は三一二二、四五九圓、件數一、二八〇、納入補償料總額は六三、四六七圓である。

又、補償手形金額についてはソヴイエト聯邦の昭和五年度に於ける六六一、六七九圓、同六年度に於ける一、八五六、一二九圓を首位とし、アフリカ、南米、中米、小亞細亞、バルカンの諸國之に次ぎ、件數について之を觀れば、アフリカの昭和五年度に於ける四七九、六年度に於ける四一八を首位として、南米、中米、小亞細亞、露國、バルカンの順序である。

更に商品別にして其の實績を觀るに、昭和六年十一月三十日現在に於ては、茶の六三八、一五三圓の補償額を筆頭とし、マニラロープ、綿製品、絹製品、其他約二十種類の輸出品に及んでゐる。

## 預　金　Deposit

(一)預金は銀行の受信業務の主要なものであつて、その外來資金の大部分は之に依つて構成される。預金として預け入れらる資金には種々の性質がある、卽ち資金には所有者自ら運用する能力なく他人に運用を委託する性質のものと、收益を目的とする意志なく單なる一時的剩餘金であると云ふ性質のものがある。前者は長期的に銀行に預入れ、銀行も亦之を豫定收益の下に運用に向ける事が出來し、後者は銀行は預け主にとつて一時の保管所であつて、預け主にとつては資金に對する收益よりも便益と安全を求むるものであり、銀行側から云ふも何時之を引出さるゝやも知れざる故、豫想收益の下に運用する事は出來ない。

又運用を銀行に委託する資金所有者の階級が下層階級のものあり上層階級のものあり、下層階級の者に對しては小額預入、要求次第引出等の自由あるもの歡迎され、上層階級者は大口且つ長期運用に耐ゆる等の特徵がある。信用經濟の進步につれて現金の預入に依るの外、支拂手段造出の手段として貸出振替に依る預金創設が一般化し、之が近時り商業銀行の本質的職能とさへ考へられるに至つた。

此等の資金の性質により定期預金、要求拂預金も二種が生じ、定期預金の中にも、我國の所謂定期預金と貯蓄預金の區別が生じ要求拂預金も又當座預金と特別當座預金に分る。

預金は直接、現金や小切手の預入に依るものと、貸出の振替によるものとで直接預金と振替預金に分る。又預金主を標準とするも時は次の如く分る。

(イ)個人預金 Individual deposit　之は預金者が個人、商會又は會社等よりなる預金で、預金の大部分は之に屬す。

(ロ)銀行預金 Bank deposit　之は銀行間の預金であつて、銀行は他の銀行に對して支拂準備として爲替尻として預金を有するものである。一般銀行は中央銀行に對して法定により又慣習に依り支拂準備としての預金を有してゐる。民間預金と稱せらるゝものは之に屬す、我國は法制上定期預金、當座預金、特別當座預金通知預金、別段預金等に分れてゐる。

(二)**預金利率**　預金は銀行の營業資金の主要部分である。往時の如く預金が個人の單なる財寶保管寄託であれば銀行は保管に對して手數料を徵するも、今日にありては預金は銀行の資金である。故に資金に對して使用料を支拂ふ。之が預金利息である。然るに今日の當座預金の大部分は振替預金であつて貸出の結果であり、その取扱に對しては銀行側の勞費提供する所大であるから、進步せる國にありては無利息たるを原則とする。故に利息を附するは期限附預金及貯蓄預金である。銀行の運用し得る期限の長短、支拂準備の必要程度、經營關係に依りて、自ら預金の種類に依りて利率の高低がある。我國の預金について見れば定期預金利率最高にして通知預金、特當、當座の順である。現在銀行の預金爭奪戰爭より起る弊害に鑑み預金協定を實施してゐる。

### 預金銀行　Deposit Bank

此の銀行は預金を吸收して經營資金を調達するものであつて、預金は通常要求拂又は短期のものなるが故に長期に亘る放資に向くことを得ない。從つて預金銀行は手形割引、短期貸付又は當



座貸越等に運用すべきものであつて、不動產擔保の長期貸付又は株式社債の引受の如き資金固定の傾向ある放資はその經營上、避くべきものである。預金銀行は預金を基礎として多額の貸出を創造する特色を有する。貯蓄銀行の預金は細民の零細なる資金を預り、之を利殖して貯蓄心を養成するものであるから、商業銀行たる預金銀行とは趣を異にし、幾分長期の性質を有するものであるから、その運用も長期投資に向けられてゐる。併し今日は預金銀行は商業銀行と同意義に使用されるのが普通である。

### 預金通貨

預金通貨とは銀行が創造する一種の貨幣であつて、卽ち銀行の預金は小切手振出に依つて支拂手段たるの職能を有してゐる。故に、預金の總てが預金通貨であるのではなくて、その預金の引出しに際して小切手を用ひ得べき限りの預金、卽ち當座預金に限るべきである。この場合に小切手自體が預金通貨であるのか、當座預金自體が預金通貨であるのか、に就いて論爭の存する所であるが、少なくとも貨幣又は貨幣代用物と見られ得るのは小切手自體であつて預金自體ではない、このことは貨幣と見られ得るのは金貨幣自體であつて、金地金自體ではないことから推知され得よう。金地金は金貨幣となり得る可能性あるにしても貨幣自體でないと等しく、當座預金は小切手となり得る可能性あるにしても貨幣又は貨幣代用物自體ではない。小切手が用ひられ、それが手形交換に依つて、決濟され、又は振替られるに至つて、それだけ謂ゆる正貨(金貨幣、銀行券、紙幣)の流通を節約することになる。卽ち、預金の拂込みと引渡しに際して、その都度に正貨の授受が節約される。この點は、當座預金とその他の預金との貨幣金融上に於ける相違點であるが、その他の預金にしても、正貨を用ひず、又は正貨に一々引替へずに、有價證券のまゝで、その預金へ預入れ又は引出されるに於ては、その限りに於て、一般に預金は正貨の使用を省略し得ることになる。しかしこれは預金自體の正貨省略性ではなくて實は振替貨幣又は記帳貨幣の正貨省略性である。預金卽ち小切手が正貨を省略するのは、それが流通せる限りに於て、銀行券又は正貨(金銀)の預り證券が正貨を省略するのと毫も性質上の差異が存してゐない。小切手が手形交換に依つて結局、正貨の授受が省略されるのは、それは小切手自體のためでなくて、手形交換卽ち帳簿上の振替決濟の賜物である。

銀行預金が正貨を省略又は節約するに至る今一つの點は、それは銀行預金の金額がその預入された正貨で準備されずに、その一部分で準備されれば事足るのであつて、殘餘は他に特に割引、貸付に流用し得ると言ふことである。恰も、兌換銀行券の兌換準備に全額の正貨準備を必ずしも必要としないのと同樣である。

### 預金手形

銀行預金の中に、期限及利息を定めざる預金に對して預金手形を發行するものがある。預金手形は振出手形とも稱し、預金者又は指圖人に要求次第支拂ふものであつて一種の流通證券である。而して一覽拂を普通とする。發行さるゝのはコールマネー受入に際して手形に代用する時や、又銀行より現金を受けし者が他へ支拂ふ場合手數省略のため預金手形に變へておく場合である。使用の目的は當座小切手と同樣なるも小切手は一會社一個人の振出にかゝるが、預金手形は銀行の振出にかゝりその流通力大である。

## 預金振替　Deposit Transfer

預金振替とは銀行の取引者の間に於ける收支を銀行帳簿の付替によつて決濟する方法である。預金振替は當所振替と他所振替とに分つ。

(1) **當所振替**　例へばAがBに金千圓也を支拂はねばならぬ場合、若し此の二人が同一銀行の當座取引先であつた時Aは金千圓也の小切手を振出してBに交付し、Bは之れをその銀行に呈示して自己の預金中に繰入れる事を要求すれば、該銀行はBの當座勘定の貸方に同金額を記帳すると同時にAの借方にも同金額を記帳する。かくてAB兩人間の收支は完了する事になる。

(2) **他所振替**　ABが異なれる地に住んで居り、Aは本店とBは支店と取引してゐる場合には、支店はBの當座勘定の貸方に記入すると同時に、受入れた小切手を本店に送り本店はA勘定の借方に記入し、かくてAB兩人間の收支を銀行本支店間の貸借關係によつて結了する。

### 預　金　部

「大藏省預金部」に同じ。

### 預金利率の協定

預金吸收競爭の弊害を除去するため我が國は明治三十四年七月から大阪銀行集會所組合銀行が協定の申合はせをしたのが預金協定の始まりである。大正七年十二月預金利率協定の規約を制定し違反者に對する制裁を設け、以つて今日に至つてゐる。今は全國主要都市に預金協定が行はれてゐる。加盟銀行は甲乙兩種に分ち乙種銀行は銀行の規模が甲種より小なるが故に預金の利子は甲種より高い。預金利率を同一にしておけば大銀行と小銀行とに競爭上不公平なるが故に、此の差別を設けたのである。而して此の預金協定組合に加盟してゐる銀行を「預金利率協定組合銀行」と云ふ。之れは手形交換所組合銀行又は銀行集會所組合銀行の一事務と考へられてゐるが、併し此の組合は全然別個のものである。勿論協定組合銀行は集會所又は交換所組合銀行の範圍で行はれてゐるが、全然別個の組合銀行である。

### 横濱正金銀行　Yokohama Specie Bank

明治十二年十一月愛知縣士族中村道太郎等二十三名が發起人となつて、國立銀行條例の趣旨を體し、銀貨三百萬圓の資本金で、橫濱正金銀行と稱する正金取引の銀行を橫濱に設立し度いと出願した。其の創立の趣旨は、海外に向つて爲替荷爲替の事業を開き內外貿易の金融を調節し、漸次に正貨が增殖するに連れて、金札引換、公債證書を抵當として兌換紙幣を發行する特權を得ようとするに在つた。之れは當時正貨が缺乏して居た折柄であるから、理財上須要の事業であることは云ふ迄もなく、又將來に非常の望みを囑せられて、同年十二月創立を免許せられたが、紙幣發行は許可されず翌十三年二月に開業したのである。

明治二十年七月、政府は橫濱正金銀行條例を發布したが、其の理由とする所は、同銀行は我が貿易上の中心に立つて、特許銀行の體面を具へるものであるから、本來他の國立銀行と同一の條例に支配せらるべきものでない。依つて特に條例を制定して名實相當せしめ、且つ海外に於ける活動上信用を高める爲め必要であると云ふにあつた。既に同條例の發布迄に、海外に於いては倫敦に



支店を置き、紐育、桑港及び里昂等に出張所を開設して、外國爲替業務及び官金の保管事務を取扱うて居た。

御用荷爲替の取扱方は明治二十二年三月に滿期となつたが、其の廢止は折角發達の途上に在る海外業務に大打擊を與へるので、政府の斡旋によつて、日本銀行との間に正金銀行所有の外國爲替手形を再割引する契約が締結せられ、年二分で一千萬圓迄の融通を受けられることゝなり、玆に外國爲替資金の融通方法は定まつた。

日露戰爭後の經營施設として滿洲に一大銀行を設立する議もあつたが、政府は正金銀行を利用する方針を採つて、同行に一覽拂の手形を發行させることに決定し、又滿洲向の輸出爲替に對して特別の便宜を供與させたが、明治三十九年九月には關東州及び淸國に於ける橫濱正金銀行の銀行券發行に關する勅令が發布せられて、同銀行券は右の區域に於いて法貨たる效力を賦與せられた。

大正二年同行銀行券に關する勅令に改正が加へられて、金貨銀行券の發行をも認められ、玆に從來の銀券の外に金券をも併用することになつた。

大正六年勅令の改正に依つて、關東州に於ける同行の銀貨銀行券は强制通用力を失ひ、又金券の發行も差止められることになつたと同時に、滿洲に於ける國庫金の取扱は朝鮮銀行に、又特別貸付の事務は東洋拓殖株式會社に讓渡されるに至つた。

### 豫　算

**(A)豫算**　豫算は內容實質の上から見れば一會計年度に於ける歲入歲出の豫定的計算である。歲入歲出については我が憲法及び會計法に於いても何等定義する所なきも大體に於いて「歲出」とは一會計年度內に國家がその各般の需要を充すが爲めに支出する所の一切の經費を謂ひ「歲入」とは其の歲出を支辨せんが爲めに一會計年度內に收納せらるゝ一切の收入を謂ふものである。而して歲入歲出の全體を總括したるものを「歲計」と謂ふ。會計年度とは一ヶ年卽ち十二ヶ月を一期とするも、その區切りは各國に依つて異なる。我が國は每年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間である。國家の歲入歲出は每年豫算を以つて帝國議會の協賛を經ることを要するものである。

**(B)豫算の種類**　(一)總豫算と特別會計豫算。國家に屬する一切の收納及び一切の經費は漏す所なく之れを歲入歲出豫算に計上し、その全體を以つて編成されたる唯一の豫算を「總豫算」と稱する。特別會計以外の一般普通の歲入歲出を以つて經理する會計を「一般會計」と謂ふが、總豫算とは一般會計に屬する豫算に外ならぬ。豫算統一の原則から云へば一國の歲入歲出は一國として唯一の會計に屬する、卽ち唯一の總豫算あるのみなるも、然る時は種々の不便不利を生ずべき故に右の原則に對して例外が認められてゐる。卽ち會計法第三十九條に「特別ノ須要ニヨリ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ニ設置スルコトヲ得、特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ」と規定してゐる。特別會計とは國家の歲入中ある特別の種類に屬するものを以つて、ある特別の種類に屬する歲出の支辨に充つる爲めに、此等特別の歲入歲出を他の一般の歲入歲出と區分して特別に經理する會計組織を謂ふ。而して各種の特別會計に屬する豫算を夫々の特別會計豫算と謂ふ。特別會計の種類は三十餘種類に及んでゐるが之れを五六種に分類すれば次の如くなる。(イ)植民地會計、(ロ)營造物會計、(ハ)作業會計、(ニ)資金會計、(ホ)行政的事業會計、(ヘ)其の他

—賠償金及び臨時に設けられた臨時軍事費會計等。

(二)本豫算と追加豫算　一般會計たると特別會計たるとを問はず一會計に於いて根本の基礎的豫算を「本豫算」と稱し、必要已むなき場合に追加補充する豫算を「追加豫算」と謂ふ。

(C)施行豫算　帝國議會に於いて豫算案が不成立に終りし時は憲法第七十一條の規定により前年度の豫算を施行する事になつてゐる。帝國議會の協賛を經て成立したる豫算を「成立豫算」又は「決定豫算」と稱するに對し、豫算不成立により前年度の豫算を施行する場合の豫算を施行豫算と謂ふ。

(D)標準豫算又は實行豫算　施行豫算に於いては前年度豫算を施行せらるゝを奇貨とし、當該年度に必要なき經費を支出するが如き事實、例へばある工事は前年度に於いて既に落成したるに拘らず、施行豫算に計上せられ居る故に更に同一工事を營むが如きは不當の沙汰である。故に前年度豫算を施行する場合に於いては、政府は施行豫算の範圍内にて更にその實際に施行すべき豫算標準を定むるを常例としてゐる。かく施行豫算の範圍内に於いて定めたる行政上の豫算を標準豫算又は實行豫算と謂ふ。



## ら

## ライヒスバンク

「獨逸の貨幣及び銀行制度」の項を見よ。

## ラテン貨幣同盟　Latin Monetary Union

一八六五年十二月二十三日、巴里に於いて締結せられた國際條約により、白耳義、佛蘭西、瑞西、伊太利の西歐四箇國は一つの貨幣同盟を結んだ。之れが所謂「ラテン貨幣同盟」である。最初の規約は、締盟四箇國が共通の貨幣單位を用ひ、各國相互に貨幣の流通を認める事を主眼とし金銀兩本位制度を以つて出發した。即ち同盟各國間に流通を認められた貨幣の種類は金貨百、五十、二十、十、五フランの五種、銀貨は五、二、一、〇・五〇、〇・二〇フランの五種であり、その品位竝に量目を例示すれば左の如くである。

| | 額面 | 品位 | 量目 |
|---|---|---|---|
| 金貨 | 一〇〇フラン | 九〇〇 | 三二・二五八〇六 |
| 銀貨 | 五フラン | 九〇〇 | 二五・〇〇〇 |

金貨と五フラン銀貨のみは無制限法貨として自由鑄造を許され金銀兩種の本店貨幣の決定比價は一對一五½であつた。額面二フラン以下の銀貨は其の鑄造額を人口一人當り六フランに制限せられ、他の銅貨及び白銅貨と共に補助貨幣であつた。ラテン貨幣同盟は最初その有效期間を十五箇年とし、爾後の存續に就いては左の如く規定してゐる。即ち「若し右の期限の一年前に破棄の通告なき場合に於いては本條約は年々默示的に更新せられ破棄の通告に次ぐ一月一日より一年間拘束力を有す。」とされてゐた。

かくてラテン貨幣同盟は一八六六年一月一日から實施せられた。而して同盟の趣旨に贊するものは加入隨意としたから、一八六九年から希臘の加入があつて締結國は五箇國となつた。然るに一八七三年以來銀價の下落著しく同盟諸國には巨額の銀が流入し其の反面に金貨の海外流出が著しくなつたゝめ、一八七四年先づ各國の五フラン銀貨鑄造高を制限し次いで一八七六年佛蘭西を魁として銀貨の自由鑄造は停止せられるに至つた。かくて一八七八年十一月五日の條約により同盟規約を修正し、五フラン銀貨の自由鑄造を停止し、玆に同盟貨幣は跛行本位に移行するに至つた。かゝる數次の變改の後、一八八五年の改正により所謂、「清算條項」を含む新規約が成立し、之れが歐洲大戰に至るまで有效であつた。一八八五年十一月六日貨幣條約の、最初の規定との主要な差異は、本位貨幣の內、五フラン銀貨の鑄造を引續き停止する事補助貨發行制限に關する除外例設定及び「清算條項」の附加である。一八八五年改正から大戰に至るまで同盟規約には根本的變改をみず、專ら補助貨規定の補足に止つた。蓋し、締盟諸國は跛行本位に立つて其の通貨價値を維持して來たが、十九世紀末、伊、希兩國が相繼いで不換紙幣國となるに及び諸國補助貨間に打歩を生じ、絕へず補助銀貨の國際移動が行はるゝに至つたため、この兩國補助貨の返還整理が當面の問題となつたからである。この結果二十世紀初頭に於いては、伊、希兩國補助貨は既に他國に於いて通用力を喪失するに至つた。かくの如く、大戰直前に於けるラテン同盟の實體は、單に硬貨の共通流通に止まり、而かも如上の障害によつて種々な制縛があつたから、國際兩本位を夢みた建設者の企圖の實現はおろか、同盟地域內の通貨統制に關しても無力

であつた。

歐洲大戰勃發とゝもにラテン同盟は全くその作用を停止した。締盟諸國は瑞西を除いて總べて參戰國となつたが、孰れも開戰直後兌換を停止し、同盟諸國を擧げて不換紙幣國となつたからである。其の結果諸國爲替は各別のコースをとつて而かも漸次下落し通貨價値の下落に伴ひ硬貨は市場から匿れて、同盟國硬貨の共通流通は失はるゝに至つた。一九一九年末、かうした大戰による混亂を整理する目的を以つて、戰後最初の同盟會議が巴里に開催された。この會議の主題は、佛、瑞、兩國間の補助貨問題であつて佛國は自國貨幣を瑞西から引取り、其の同盟共通貨幣たる事は舊通りたらしめんと企てたが、瑞西は補助貨の獨立を主張して讓らず、會議は遂に物別れに終つた。次いで一九二〇年初春同盟會議は再度開催され、同年三月二十五日に同盟規約の追加が決定された。この條約により、佛國補助貨は瑞西に於ける通用力を喪失し兩國補助貨引換の上、差額を佛國は瑞西貨幣、同盟貨幣若しくは手形で支拂ふ事となり其の爲めに同盟五フラン貨の鑄造しが許された。この結果は、瑞西の補助貨幣國民化の主張が一部貫徹したと云ふべく、爾後、瑞、佛、兩國は獨立の補助貨を用ふる事となり同盟補助貨の共通流通は白耳義補助貨が瑞、佛、兩國に於いて行はるゝのみとなつた。然るに戰後の銀貨下落に伴ひ同盟本位銀貨の流入が著しくなつたゝめ、瑞西は一九二〇年末同盟五フラン銀貨及び自國補助貨の流通を停止した。同盟の指導的地位に立つ瑞西のかゝる專斷は他國に一大ショックを與へ、一九二一年初多三度同盟會議の召集となつた。この會議の結果同年十二月九日追加條約成立し遂に瑞西の同盟貨幣流通停止は諸國の承認を得るに至つた。尙ほ同收王フランに對する諸國の償還に一―一½%の利息附で一九二七年より五箇年間に行はれる事となつた。こゝに至つてラテン貨幣同盟は最早や單なる形骸に化し去つた。一九二五年十二月二十八日、巴里駐在白耳義公使は佛國政府に、白耳義が一八八五年貨幣條約から脫退する旨を通告した。こゝに於いて同條約第十五條に依り白耳義は一九二七年一月一日から該同盟締盟國の地位を脫する事となり、他締盟國もこれに對して何等更新の動議を提出しなかつたから、一九二六年を限りラテン同盟は解消するに至つた。かくて、一九二六年秋白耳義のベルガ制定を魁として佛、佛、希の順序に他の三國も平價切下を敢行して各々新貨幣單位を採用し、瑞西のみは舊同盟の單位を墨守したが、これ亦一九三〇年から金爲替本位を正式に採る事となり、舊ラテン同盟諸國通貨は四分五裂し全く昔日の連繫の跡を止めない有樣となつた。

## ラトビィアの貨幣制度

一九二二年貨幣法制定し、玆に計算單位として用ひた「ラット」を新に貨幣單位と定めた。新貨幣制度の要項を示せば

(1)ラットを以つて貨幣單位とし一ラットを百サンチームに分つ。純金五〇〇瓦を以つて一七二二ラットとす。卽ち一ラットは純金〇・二九〇三二二六瓦を含む。卽ちラットは金フランと等價値であつて對英平價は二五・二二一五に當る。

(2)本位貨幣たる金貨は二〇・一〇ラットの二種とし自由鑄造を許す。

(3)政府は名目一ラット以下の補助貨幣を發行す、但し人口一人當り一〇ラットを限度とす。

(4)ルーブル紙幣は其の回收を了る迄法貨として流通せしむ。其の交換比率は一ラット＝五〇留。



事實上金貨は未だ鑄造されない。乍然、金の輸出入は自由である。新貨幣法に次いで一九二二年九月十九日、新發券銀行としてラトヴィア銀行が創設せられ、十一月一日から業務を開始した。ラトヴィア銀行は紙幣發行獨占權を有する。其の銀行券發券準備及び兌換規定は左の如し。

(1)正貨準備は金及び價値安定せる外國通貨を以つてし次の比率準備するを要す。(a)發行高一億ラット迄は其の五〇% (b)發行高一億ラット以上一億五千萬ラット以下なるときは一億ラットを超ゆる發行額の七五% (c)發行高一億五千萬ラットを超えたる時は其の超過額の一〇〇%、以上の殘餘を保證發行とし短期割引手形を以つて準備すべし。

(2)銀行券を呈示せる者に對しては一ラット＝純金〇・二九〇三二六瓦の割合にて金を以つて兌換するを要す。

從つてラトヴィアは金爲替本位國と認むるのが至當である。

# り

## リスアニアの貨幣制度

一九二二年八月十六日の貨幣法によりリスアニアは金に基礎を置く貨幣制度を採用し、同年十月一日から實施した。卽ち、リスアニアは通貨の統一獨立と同時に其の價値の安定を行つた。貨幣法の要綱を示せば

(1)リタス（Litas）を以つて貨幣單位とし、一リタスは米貨弗の十分の一、卽ち十仙と同價値であつて、純金〇・一五〇四六二瓦を含む。

(2)一リタスを百仙（Centas）に分つ。

(3)從來流通せる諸貨幣は大藏大臣の時々定むる比率により一九二二年末迄に新通貨に交換する（事實との切替は一九二三年一月末迄行はれた）。

新貨幣の創設と同時に八月二十九日發券銀行たるリスアニア銀行の創立が法律を以つて規定された。リスアニア銀行は資本金千二百萬リタス、形式上は私營銀行であるが總裁は大統領の任命により中央銀行としての實態を備へてゐる。同行は二十年間の銀行券發行獨占權を與へられた。其の發券準備は三分の一準備制度である。仍ち(1)銀行券發行高の三分の一は金。(2)殘餘は容易に換價し得べき有價證券を以つて準備するを要す。尙ほ銀行券は法貨として認められる。

銀行券の金兌換は後日大藏大臣より規定せらるべき旨布告せられたが未だ行はれず、事實上は一〇リタス＝一弗を基準とする金爲替本位である。かくてリスアニア銀行は九月二十八日營業を開始し十月一日から新銀行券を發行するに至つた。

## 利付手形 Interest Bill

利付手形は荷爲替手形の一種であつて、振出地の貨幣を以つて手形金額を記し、支拂人は振出日より支拂金が振出地の銀行に屆くまでの日數に對する利息を手形金額に加へ、之をその時に於ける參着拂の相場で換算した金額を支拂ふべき手形を謂ふ。通常の外國爲替手形は支拂地の貨幣に換算して現される爲め、支拂人の爲替上の利益が無視される虞れがある。若しこの場合に利付手形を用ふるならば、支拂人は支拂期日までの中で有利な爲替相場の時を選んで支拂ふことが出來、爲替上の危險を緩和する事となる。利付手形は金本位國より銀本位國に振出す荷爲替に特に多く用ゐられてゐる。利付手形には手形記載の貨幣の相異により、英貨手形、佛貨手形、弗貨手形、圓手形等の別がある。

利付手形は爲替變動より被るべき損害を避ける事が出來る。

## 利札 Coupon

利息附の債券は、其の記名式たると、無記名式たるとを問はず證券に附隨して利札を添付し、一定の時期に於て、起債者は利札と引換へに、利息金の支拂をなすものである。利札の重要とせらる經濟上の作用は、第一の所有者が證券の所有と同時に利札をも取得し、之が利札支拂期に際して任意に證券より切取り、直接に起債者又は起債者の代理店、利子支拂銀行に呈示して支拂を求め得るに在る。

第二は、元本債權證券と分離して利札のみ轉轉流通し、呈示により直に支拂を受くるの作用を認めたのである。

利札債權は元本債權と獨立すと雖も、尙利息たる性質を有す。



利札の本來の性質は、從たる債務を代表するものにして、利札は所持人拂の有價證券なり、利札を取得するものは、何人と雖も、其代表する利息の請求權を取得す、利札面には證券名稱、元本たるべき證券額面金額、利札金額、元本償還期、利札支拂期等が記入されてゐる。

利札取立は、左の如く分類することを得。

(一)直接顧客から取立を依頼されたもの。

(二)貸付金擔保品として保有する證券の利札。

(三)割引手形擔保品として保有する證券の利札。

(四)當座貸越の擔保品として保有する證券の利札。

(五)コルレスポンデンスの擔保品として保有する證券の利札。

(六)保護預として保有するもの。

(七)投資せる自行所有のもの。

手形交換所に持出さるゝ利札に就ては、取扱上の簡便と紛失の防止を圖るために、利札袋を使用し、利札袋面には持出銀行の名稱、持出月日、證券の名稱、利札券面種類、枚數、利札金額並に支拂期日が、大正十五年四月一日渡以後に屬する利札に就ては、資本利子稅を徴收せらるゝ故、資本利子課稅額をも記入し、封入利札は一枚毎に、其の裏面に持出銀行の行印を押捺すがこれは主として、利札の不渡に際して持出銀行に返付せんがためである。

## 臨時國庫證券

之は大正七八年の頃、政府が輸出爲替資金疏通を圖り又は聯合國に對する輸出軍需品代金決濟を便にし其他聯合國の財政援助のため運用資金の必要ありと認めたる場合に發行したもので、期限は五年以內、最高發行額八億圓と限定されてゐる。短期であり、且、臨時國庫證券と同一名稱の特別會計に屬し一般會計と關係なき故、大藏省は此の證券を內國債と區別して取扱つて來たのである。此の特別會計は大正十三年度限りで廢止された。臨時國庫證券の現在額はない。

## る

### ルーマニアの貨幣制度

國立銀行は貨幣安定を確保するため先づ諸國中央銀行に總額二千五百萬弗のクレヂットを設定したが、遂に一九二九年二月一日佛獨西の斡旋により十ケ國の援助を以つて總額一億百萬弗の「羅馬尼安定及び開發公債」が成立した。次で二月七日、貨幣法發布と共に通貨安定が實施せらるゝに至つた。

新貨幣制度を要約すれば、

(一)九百品位の金十ミリグラムを一レイとす。

(二)國立銀行券は引續き法貨として通用し、兌換は同行の選擇により、法貨たる金貨、金地金若くは金爲替手形を以つて行ふ。但し兌換請求は十萬レイ以上たるを要す。

(三)國立銀行は發行準備として一覽拂債務總額の少くとも三五%迄金(金貨及金塊)、若くは直ちに輸出用の金に兌換し得る金爲替を以つて準備するを要す。尚ほ、少くとも二五%は金たるを要す。(但し正貨を以てする準備支拂なし)即ち一九二五年協定は廢止せらる。

(四)政府鑄造の補助貨幣は最高限度を三十億レイとし、銀行券額面は最低百レイとす。

之に依れば羅馬尼は新に金爲替本位を採用したのである。



## れ

### レシーバー制度

(A) 英國に於いては社債の期限が到來したる後又は擔保權の實行期に入りたる後は、何時にても社債權者は一定の方法に依り社債に對する擔保物の管理を爲さしむる爲めにレシーバーを選任し、又之を更迭せしめ得る旨を信託證書中に特約するを常とする。レシーバーは信託に於ける受託者の立場に於いて

(1) 擔保の保管其の徴收及取立前に之に必要なる一切の手續を爲し。

(2) 會社事業の保護及繼續を爲し之に同意を與へ若くは其の爲に必要なる借入れをなし(此の借入は社債權者に優先して辨濟を得るものとす)

(3) 社債權者又は發行會社の爲めに擔保物を賣却し又は擔保物の賣却に同意を與へ。

(4) 社債權者の爲めに利益と認むる協調契約又は和解をなす事を得。

而してレシーバーの受取りたる金錢は法律又は信託證書の定むる所に基き同順位の社債權者に對する平等なる辨濟に充當せらるゝを普通とする。

社債權者がレシーバーを選出したる場合に於いては信託證書に別段の規定無き限り社債權者は其の選任及レシーバーの行爲に付責任を有し、社債權者の代理人と一般に解せられ判例も亦之を支持するを以て、ある論者は社債權者が其の責任を免れむが爲めにレシーバーは發行會社の代理人として事務を處理すべき旨の特約を信託證書中に挿入すべしと說いてゐる。

レシーバー選任の權能は又信託證書に依り社債權者の爲めに受託者にも附與せられる場合が多い。社債の元利金が期限に到り支拂はれずして擔保權を實行する場合に於いては裁判所は社債權者受託者、其の他の利害關係人の申請に依りレシーバーを選任する事を得る。又社債の元利金が支拂はれざる場合にのみならず、社債の擔保權が危險に瀕する場合に於ても亦、利害關係人の申請又は裁判所の職權を以つてレシーバーの選任を見る事がある。例へば發行會社が破產したる場合又其の事業を止めた場合の如くである(一八九一年判)。發行會社が解散したる場合又は解散に瀕する場合も亦同樣である。

(B) 米國は英法系の國であるから、社債權者の保護とレシーバーとの關係に付ても英國に於けると大差ない。レシーバーは信託證書の特約に基き受託者が選任する場合と、裁判所に依つて選任せられる場合とある。

(一)受託者に依るレシーバーの選任。米國に於いては信託證書に依りレシーバー選任の權能を受託者に附與する場合が多い。即ち發行會社が社債元利金の支拂を遲滯し其の他信託證書及社債權に依り負擔したる債務を履行せざる場合に於いて、社債權者(及受託者)の權利を實行する法律手續を執りたるときは、受託者は其の認定又は社債權者(一定の割合の社債權者)の請求に基き、社債權者の爲めに擔保物並に之より生ずる收入、地代、其の他の收益に對するレシーバーを選任し、裁判所がレシーバーに附與すると同一の權限を之に與ふるものである。

(二)裁判所に依るレシーバーの選任。裁判所が社債發行會社又は社債の擔保物に對しレシーバーを選任することがある。紐育法の如き此の點に付詳細の規定を設けてゐる。裁判所に依り發行會

社に對しレシーバーの選任を見るときは、レシーバーは社債の擔物其の他一切の財產の引渡を受け、之を保管するものにして又社債の擔保物（全部又は一部）に對しレシーバーの選任を見るときは、其の財產の引渡を受け之を保管するものである。斯る場合に於いて其の財產の維持處分其の他に關し發行會社が信託會書上有する權利をレシーバーをして代行せしむる必要を生じ、又は之を代行せしむるを以て便利と解せらるゝ場合が多い。從つて之に關する特約を信託證書中に挿入するを普通とし、斯る特約は一般に有効のものと解せられる。

（三）レシーバーとしての信託會社。米國の特色は信託會社がレシーバーの引受を營業として爲す點である。多くの州に於いては特別法又は一般法に依り信託會社に營業としてレシーバーの引受を爲す權能を附與してゐる。

## 聯邦準備制度 Federal Reserve System

一九〇七年の米國恐慌に鑑み米國はその金融制度を根本的に改善する必要を感じ、一九一三年十二月二十日發布された銀行條例が聯邦準備條例であつて、之に基き一九一四年十一月十二日實施開業したのが聯邦準備制度である。米國の全土に亘つて之を統制する理想的な金融機構であるとされてゐる。

米國全土を十二の區域に分ち、その一つ〳〵を「聯邦準備區」と名付け、各準備區に一つの「聯邦準備銀行」即ち一區々々に中央銀行の役目をする聯邦準備銀行を置く。

聯邦準備銀行の株部である理事會は、政府及一般實業界を代表する人達に依つて組織されてゐる。準備銀行は株式組織であつてその株主となる銀行を加盟銀行（メンバーバンク）と云ふ。國立銀行はすべて加盟銀行とならねばならぬ事になつてゐる。即ち國立銀行は自分の所在地のある準備區の準備銀行の株式を、强制的に持たねばならぬことになつてゐる。州立銀行（信託會社も含む）は加盟銀行となるとならぬは自由である。加盟銀行は自分の資本金積立金の六%に相當する準備銀行株式を引受ける事になつてゐるが、半分だけ拂込んでおけば好い。

全國に十二の聯邦準備銀行があるわけであるが、此の十二の準備銀行を統一する所の中央機關が大藏省の內に設けられてゐる。之れを聯邦準備局と謂ひ官設である。準備局は監督機關と云ふより、十二の準備銀行の統一的聯絡機關であり、全國的の手形交換所の樣な役目を果してゐる。

米國の主たる紙幣は聯邦準備券と云ひ、各準備銀行が發行する發行方法は比例準備法に依つてゐるのであつて、聯邦準備券の發行高に對して、四割以上の金を準備としなければならないことになつてゐる。金準備以外の聯邦準備券はすべて商業手形及び銀行引受手形よりなる保證準備は商業手形である。景氣が好くて商取引が活潑となり手形の量が增加する時は自ら聯邦準備券が增發され、反對に商取引が萎縮する時は準備券が收縮することになる。換言すれば、經濟界の繁閑に應じて通貨が自由に伸縮する樣になつてゐる。

勿論、聯邦準備券が發行され出したのは、聯邦準備制度が出來てからのこと故、それ以前からある所の金證券、銀證券、政府紙幣、國立銀行券など云ふ紙幣が殘つて流通してゐる。

預金に對する支拂準備額を米國では法律で定めてゐる。加盟銀行は法律で定めた額の支拂準備金を全部、準備銀行に預金しておかねばならないことになつてゐる。支拂準備額は加盟銀行の所在



都市に依つて異なる。米國は加盟銀行の所在地を都會の大小により中央準備市、準備市、地方の三つに區別してゐて、要求拂預金に對して中央準備市所在銀行は一割三分、準備市所在銀行は一割、地方銀行は七分、定期預金に對してすべて三分と定つてゐる。

聯邦準備銀行から云へば、加盟銀行の法定支拂準備金はすべて預金となつて受入れるのである。此の加盟銀行の預金が準備銀行の資金貸出の源泉をなすのであつて、民間銀行が一般から取入れた預金を資金として貸出を行ふの同樣である。

準備銀行の融通する相手は加盟銀行である。加盟銀行は商業銀行として一般の割引業務に從事してゐる得意先から割引した九十日以內の商業手形又は九ヶ月以內の農業手形に加盟銀行が裏書して準備銀行に持參すれば準備銀行は再割引してくれる。又加盟銀行は商業手形又は公債、短期倉庫證券を擔保として、十五日期限の自行振出の約束手形を準備銀行に持つて行けば、之れに對して貸付をなしてくれる。此等の手形を保證準備として、準備銀行が銀行券を發行するものである。

準備銀行は加盟銀行への融通に對しては公定割引歩合を課す。加盟銀行からの融通申込が多くて通貨が增加する傾向あれば、準備銀行が割引歩合を引上げると、加盟銀行は高利の負擔に耐えない故、融通を申込まなくなり通貨は增加しない。反對に割引歩合を引下げると、融通の申込が增加して通貨は增加することになる。

聯邦準備銀行は一般市場取引（オープン・マーケット・オペレーション）と云ふことを行ふ。之れは市場から引受手形や公債を買買して、市場の資金を調節する事である。金融市場に資金が枯渴して困つてゐる樣なれば、市中から中央銀行が公債を買上げるとそれだけ資金が市場を潤はすことになり、反對に少し市場の資金を引上げねばならぬとなると所有公債を賣放つ。こうした手段で市場の資金を調節するのが一般市場取引である。

聯邦準備銀行は政府證券に對して積極的に賣つたり買つたりする相手方は、必ずしも加盟銀行とは限らず、一般公衆と取引することが出來る。準備銀行は又引受手形を買入れるが、之れは準備銀行が積極的に行ふのでなくして、市中銀行又は手形業者から依賴がある時、いつでも時價を以つて買入れ又は賣却するのである。

此の準備銀行の行ふ割引歩合の上下に依る資金の調節を割引政策と云ひ、一般市場取引による資金の調節を一般市場政策と云ひ此の二つの政策を聯邦準備政策と謂ふ。

準備銀行は加盟銀行に對して手形交換所の役目を持つてゐる、小切手決濟を容易にする。又準備銀行間の決濟は聯邦準備局で別に行ふ樣な仕組になつてゐる。

以上が聯邦準備制度の大樣であつて、加盟銀行の貸出は準備銀行への預金を支拂準備として擴張して行ける、準備銀行への預金は必ずしも加盟銀行が資金を持參する必要はなく、準備銀行から融通を受けて之れをそのまゝ預金として支拂準備に充てることが出來る。此の準備銀行の融通を「聯邦準備信用」と云ひ、之れが非常にデリケートな働きをすることになつてゐる。

## 聯邦準備銀行週報

各準備銀行は政府の機關である聯邦準備局により最終的總括的の監督を受け、各自の營業報告も準備局に於いて整理せられる。週報は三十餘項目よりなるもので、十二準備銀行を綜合した數字と、各準備銀行個々に關するものとが發表される。此の週報は水曜日現在の狀態を每金曜日朝刊新聞に發表される。

十二聯邦銀行週報(一九三二年三月九日)

○資産の部

| | 百萬弗 |
|---|---|
| 聯邦準備局代理役預托正金 | 二、〇九二 |
| 國庫預託金兌換基金 | 五三 |
| 聯邦準備券に對し絕對必要の金準備 | 二、一四六 |
| 準備局預託の金決濟基金 | 三二二 |
| 準備銀行の金及金證券保有高 | 四九〇 |
| 金準備合計 | 二、九五九 |
| 金以外の準備 | 二〇七 |
| 準備總計 | 三、一六七 |
| 非準備現金 | 五七六 |
| 割引手形 | |
| 政府證券擔保付 | 三九七 |
| 其他割引手形 | 三五〇 |
| 割引手形合計 | 七四七 |
| 一般市場買入手形 | 一三七 |
| 政府證券 | |
| 公債 | 三一八 |
| 大藏省證券 | 八三 |
| 國庫債務證券 | 三八二 |
| 政府證券合計 | 七八五 |
| 其他證券 | 九 |
| 手形及證券在高 | 一、六八〇 |

| | |
|---|---|
| 外國銀行預金 | 八 |
| 未達勘定 | 一三 |
| 他行の聯邦準備券 | 三五六 |
| 營業用建物 | 五七 |
| 其他資産 | 三九 |
| 總計 | 五、三九九 |
| ○負債の部 | |
| 聯邦準備券流通高 | 二、六一七 |
| 預金 | |
| 加盟銀行準備金勘定 | 一、九〇九 |
| 政府預金 | 四七 |
| 外國銀行預金 | 一三 |
| 其他預金 | 一九 |
| 預金合計 | 一、九八九 |
| 未達勘定 | 三四七 |
| 拂込資本金 | 一五六 |
| 剩餘金 | 二五九 |
| 其他負債 | 二九 |
| 總計 | 五、三九九 |
| 瓦金及聯邦準備券對準備總計比率 | 六八・八% |
| 外國取引先銀行のために買入れし手形に對する臨時負債 | 三一七 |

日銀及英蘭銀行は兌換券に對する部分と營業に關する部分とを切り離して發表する事になつてゐるが、米國は此の區別がない。聯邦準備局の此の週報面で最も重要なのは「手形及證券在高」で



ある。之は準備銀行が貸付又は投資の形式で擴張してゐる信用の總額である。週報の上では此の項目は更に細分されてゐる。

「割引手形」は加盟銀行の爲に融通した金額を示すものであり、「一般市場買入手形」及「政府證券」は準備銀行の一般市場政策により賣買取引した金額を示すものである。準備銀行は政府證券に對して自ら市場に出動して之を賣却し、又は買入れて金融の調節をなすが、引受手形に對しては手形業者の申入れに對して之を買入れる(希望によつては買戻付で)のみであつて、準備銀行が自發的に買出動に出ることはない。割引政策を反映するものは「割引手形」であり一般市場政策を反映するものは、政府證券である。と同時に之が增減は金利の騰落のバロメーターとなるのである。「預金」の內譯の一つである「加盟銀行準備金勘定」は支拂準備として法律の定むる率に從ひ加盟銀行が準備銀行に預入れた預金である。之は又加盟銀行が顧客の預金に對する一定率であるから、之が增減は全國銀行預金總額を反映するものと見てよい。

最後に掲ぐる準備率は準備銀行の要求拂債務に對するものである。米國の法律は預金に對して三五%の正貨準備を、兌換券に對しては四〇%の正貨準備を規定してゐる。

故に此の準備は準備銀行の貸出擴張の餘力を示すバロメーターにもなる。

## 聯邦中期信用制度 Federal Intermediate Credit System

米國に於ける聯邦農地貸付制度は長期的であり、普通銀行の農業貸付は短期的であり、此の中間に位する貸付の必要が力說され一九二三年三月に農業信用條例 Agricultural Credit Act が發布され、玆に聯邦中期信用制度が生れた。之によると米國々庫の出資になる聯邦中期信用銀行 Federal Intermediate Credit Bank と民間の出資になる國民農業信用會社 National Agricultural Credit Corporation を設け、中期信用即ち九ヶ月以上五ヶ年に亘る農業貸付を行ふものである。中期信用銀行は十二の聯邦農地貸付區に設立せられ資本金及積立金合計の十倍まで債券を發行し、國立州立銀行、信託會社、農業者の組合、國民農地金融組合のために農業及家畜手形の割引をなし、又農業者の生產販賣組合に對し農產物擔保貸付を行ふ。割引歩合は債券利率より一分以上高率なるを得ない。

農業信用會社は中期信用銀行と相對立する四機關であつて資本金二十五萬弗以上であつて、農業上の目的で振出された各種手形を割引賣買する。割引期間は九ヶ月以內、但し家畜を擔保付三ヶ年に亘る事が出來る。資本金及積立金の十倍まで期限三ヶ年以內の債券を發行する。貸付利率に制限はない。

## 聯邦農地貸付制度 Federal Farm Loan System

米國に於いて一九一六年七月十六日公布されたる聯邦農地貸付條例の實施に依りて米國全土に亘つて系統的な長期金融制度が實現された。その組織は米國全土を十二の區域に先づ分ち、而して各區域に夫れ〳〵聯邦土地銀行を置き、中央機關として聯邦農地貸付局を設けて之が統轄に當らしむることになつてゐる。

(イ)聯邦土地銀行 Federal Land Bank は全國を十二區に分ちて各管理區に設置されたるものである。土地銀行の業務は農業債券の發行によりて得た資金を以つて、その營業區內に於ける耕作

地を擔保としての農業資金を年賦償還の方法によりて國民農地金融組合を通じて貸付を行ふのである。

(一)擔保物は農耕地又はその土地の上に施されたる繼續的改良設備であつて第一順位抵當たる事。

(二)貸金の用途は農業用土地購入、農具、肥料、農耕用家畜の購入及び抵當所在地地方に於いて國民農地金融組合組織の當時存在したる土地抵當債務又は此の組合成立後右の(一)(二)は列記せる目的に附隨して發生せる債務の償還に限定せられてゐる。

(三)貸付金額は土地の鑑定價格の五割及び繼續的改良設備の二割以内たること、但し再鑑定を認めてゐる。

(四)償還方法、は手賦であつて五ヶ年以上四十ヶ年以内とす、但し年賦年限は年賦元金率によりて定まるの方法をとり、現在は一律に毎年の元金償還分五分の一なるを以て年賦年限は利率五分五厘にて一様に三十四ヶ年餘としてゐる。

(五)利率は當該銀行は最近發行したる債券利率に手數として年一分以内を加へたるものとしてゐる。

(六)貸付金額は一人に對し最高一萬弗最低一百弗とされてゐる

(七)貸付金の期限前償還は貸付後に於いて償還期日に二十五弗又はその倍數宛償還することが出來る。

(八)國民農地金融組合 National Farm Loan Association は聯邦農地貸付制度の骨子をなすもので、諸外國の農業金融制度との根本的相異點である。卽ち該組合は耕作地を擔保として土地銀行より資金の借入をなさしむるもの十人以上を以つて組織する一種の借金組合である。

(九)株式土地銀行 Joint Stock Land Bank なるものを別に設けたが、その目的は聯邦土地銀行が特定の用途に對し比較的小口の貸付を最も低利に貸出すを主眼となしたるに對し、此の制限内に入らざる農業地擔保の便を與へんとしたるものである。

## レンテンバンク

「獨逸の貨幣及銀行制度」の項を見よ。



## ろ

### ロイヅ銀行 Lloyds Bank

同行は一八六二年に一六七七年次から存續してゐる所のロイド商會とモイリエット商會が合併して設立されたものである。時の資本金三百十二萬五千磅であつた。その後續々と他行の合併にこれ努め一九一八年の合併に黄金時代には倫敦一流銀行たるキャピタル・エンド・カウンチー銀行を合併した。而してスコットランド・ナショナル銀行、ロンドン・エンド・リバープレート銀行、ロンドン・エンド・ブラジリアン銀行を當行に歸屬せしめた。現在の公稱資本金は七千四百萬磅、支店數一千九百行に上る。頭取はビューモント・ピーズ氏である。英本國の他、對外的にもニュージーランド・ナショナル銀行及びナショナル・ブロビンシャル銀行との共同事業たる大英イタリアン銀行會社、大英西アフリカ銀行、ロイヅ・エンド・ナショナル・プロビンシャル外國銀行等を管理經營して活動してゐる。

### 勞働銀行 Labor Bank

勞働銀行は米國に起つたものであつて、その特色とする所は第一、勞働團體に依りて經營さるゝ事。第二、拂込資本金に對する利益配當を一割に限ること。第三、預金者をも利益分配に與からしむることにある。勿論多くの勞働銀行の事だから全部其經營方針が同一とは云はれないけれど、勞働銀行の本質として右の三特色だけは共通してゐる。勞働銀行設立の先驅をなしたものはワシントン市のマウント・ヴァノン貯蓄銀行であつて、設立者は蕐國機械工組合である。資本金二十萬圓で一九二〇年九月開業した。組合幹部が株の大部分を所有し、殘りは組合員と他の投資家が分有してゐる。取締役會は二十一名より成り、内四名は機械工、二名は同組合の他の部から選出され、殘りの十五名は銀行員及び外部の實業家より成つてゐる。併し株の大部分は組合幹部の所有に成つてゐるから、組合は充分取締役會を支配し得るだけの勢力を有してゐる。

第二に設立されたのはクリーブランド市の鐵道四大同胞組合の一である、機關手同胞組合經營の相互の國立銀行であつて、一九二〇年十一月に開業し、純然たる勞働組合の支配の下に經營され組合が一團體として大部分の株を所有し、殘部は組合員各個人に分配されてゐる。資本金一百萬弗であつて、其の五分の四は收益から生じたものである。同銀行が開かれるや、最初の十二ヶ月間は、毎月預金が八十萬弗の割合で流れ込むに至り、かゝる好成績を得た同組合は更に進んで、インデアナ州ハムモンド市の一銀行及びオハヨ州ノッチンガム市の一銀行を買收し、次いで一九二三年一月經營帝國信託株の大買收を行ふた。

第三の勞働銀行は合同信託貯蓄銀行であつて、米國裁縫工同盟に依つて一九二二年シカゴ市に設立せられたもので、組合員が全部の株を所有し、利益配當を一割に限り、餘分の收益は銀行の事業擴張に使用し、或は割賦金として預金者に拂戻す事にした等、前記の勞働銀行と其の規を一にしてゐる。

其後引續いて勞働銀行は西部、南部其他の諸州に設立された。前記クリーブランド市の相互國立銀行に全國三十二州六十二餘の市から、勞働銀行設立に關して意見を求めて來たと云ふ事、總ての銀行に於て、勞働組合の中央聯合會か、或は其組合員の團體

か、又は其双方かが大多數の株式を所有してゐる。從つて、前述した樣に假令、取締役會に外部の實業家が加入してゐても、取締役會の支配權は全部全株式の所有者たる勞働團體の直接經營の下にあると云へる。次に銀行經營上の一新例とも見られるのは、株主配當を一割以下に制限し一割を超過する純益がある場合は、之を預金者に配當する規定を設け、同政策により勞働銀行は廣く預金を吸收した事である。

又實際勞働銀行の經營狀態を見ても、例へばクリーブランドの相互國立銀行の如きは、預金者に一割餘の利潤分配をなし、更にクリーブランド諸銀行の利率三分、年二回支拂と云ふ習慣を破り利率四分、之を年四回に支拂ふ制度を採つて來た。かくして預金者、殊に小口預金方面に非常なる力を注いでゐる。勞働銀行としも預金者に利益分配をなすといふ政策は第一、預金配當と小口歡迎とは非常によい廣告となり、短日月の間に多數の預金を吸收することが出來るし、第二に、小口は比較的安全である。卽ち銀行が小數の大預金者の運命に支配される事がない。第三に一般の小口が歡迎して貰けば、萬一、罷業或は工場閉鎖の樣な場合に、所屬組合、又は組合員が多額の預金を引き出しても、其のため銀行が危險に陷るやうな處がないと云ふ利益がある。

## ロシアの貨幣制度

一九二一年春に至つてソヴィエット政府も遂に「新經濟政策」(ネップ)の採用をなした。經濟政策とは貨幣經濟への復歸と私有財產の確認とである。爾來、工業の復興のために外國資本の輸入が許され多くの工業的企業が從前の所有者に還附されたのである。貨物の交換並に輸出貿易の實行については矢張り適當なる銀行業のなかるべからざることが認められ、一九二一年十月十三日を以て全露中央執行委員會の認許の下に「社會主義的ソヴィエット共和聯邦國立銀行」、一名ゴス銀行なるものが設立され、其後程なく營業が開始された。當行設立の目的は貸出と其他の銀行業務の經營により工業及農業の發達を進捗せしめ、且つ商取引に役立ち尙ほ貨幣の流通を統制し、健全なる貨幣制度の確立に關する各種の方策を實行するにある。當行の基礎資本金額は二兆ルーブルであつて、設立の際に於ける此額の實價は約三千萬金ルーブルであつた銀行券發行の特權は當行設立後一年にして與へられた。此特權を獲得したることによつて、當行は設立當初からの重要任務たる商工業に對する金融を實行し得る地位に立つた譯である。之に反し、國家の豫算不足は、從前通りに國庫局から發行する紙幣を以て之を補充するの策を採つた。されば現在に於ては通貨の發行所が二ケ所存在し、二種の紙幣が混合して通用して居る。新國立銀行が發行する銀行券は新本位貨の單位を以て表示されて居つた。此新本位貨の單位は舊ロシヤ金貨チェルウオネッツの名稱を襲踏して居り、一チェルウオネッツは舊ルーブル貨の十に當るのであつた。而してチェルウオネッツにて表示されたる銀行券は强制通用力を有しなかつた。貨幣の流通と計算とを容易にするため一九二二年四月にルーブルの稱呼を回復した。舊紙幣一萬ルーブルを以て新紙幣の一ルーブルとしたのである。然るに更に同年十月に至り此新紙幣の百ルーブルを以て新ソヴィエット・ルーブルの一ルーブルに相當することゝした。而も尙ほ、貨幣價値の低落滔々として止まらざるを以て、一九二四年二月に新金貨ルーブルの代りに國庫局紙幣を流通せしめ、其の比價を五萬ソヴィエット・ルーブルを以て一金貨ルーブル(國庫局紙幣)に當ることに改めた。故にロシアのルーブルは三回の價値引下に遭つて、結局五百億ッアノル・ルーブルが一金貨ルーブルとなつて居るのである。從つて流通貨幣の名稱價値は歐前の貨幣價値の約四百億倍に上つて居る譯である。新國立銀行たるゴス銀行は英蘭銀行の範に則り銀行部の外に發券部を置いた。此の發券部は獨自の貸借對照表を作成し、發行せられたる銀行券は全額の準備を必要とするのであつて、準備額の內で少なくも二割五分は金貨、地金、及び他の貴金屬(卽ちプラチナも含まる)並に價値確定せる外國手形を以て準備物件となすべく、其殘額は容易に現金化し得べき商品(他の中央銀行と異りロシアにては兩品も發券準備物件として認められて居る)、短期の手形、又は短期の債券を以て準備するのである。新國立銀行の組織は一九二九年六月の定款によつて著しく變更された。卽ち當行は國民財政委員の拘束から解放され、兎に角表面は一個獨立せる銀行となり、從つて國民財政委員會の一部局にあらざることゝなつたのである。

ロシアには前記國立銀行たるゴス銀行の外に、四大中央銀行がある。ウネシュトルグ銀行は外國貿易の金融機關であるが、內國の取引にも資金を供給する。ウセコー銀行は全ロシア產業組合の金融機關であつて、主として消費組合の資金需要に應ずるものである。

## 倫敦金融市場

(一)**金融市場の構成**　倫敦金融市場の特色はその割引市場にある。而して割引資金は殆んどコールに依つて調達されるものであつて、從つて割引市場とコール市場とは相融合して倫敦金融市場を組成するもので、兩者を分離して考へる事は不可能である。倫敦金融市場を構成してゐる主たる要素は英蘭銀行、市中銀行(株式銀行)引受業者及びビルブローカーである。次に倫敦コール市場の特色と見らるゝ、二三の點を提げて見ると次の通りである。

(一)コールは市中銀行よりビルブローカーに放出さるること。卽ち倫敦に於ける市中銀行とは株式銀行及び個人銀行であるが、現在では所謂五大銀行を含む交換所組合株式銀行十行が其主なるものである。而して英國は預金銀行主義の本元であるから、資金の運用に當つては各自十分の準備金を有し常に預金の支拂に應じ得べき自衞策に出るか、或は準備金の一部を運用し一朝事ある場合は中央銀行に走つて救ひを求むるの二途に出づべきかであるが、前者の準備金の死藏は何等の利子を生ぜず銀行經營の上から到底不可能であり、又第二に倫敦銀行は自行の體面を重んじて中央銀行に救ひを求むると云ふ事は斷じて欲せず、玆に於いて市中銀行は資金の一部の運用をビルブローカーに見出したのである。卽ち倫敦に於けるコールの供給者は市中銀行であり需要者はビルブローカーである。倫敦銀行は常に手許現金及び英蘭銀行預ケ金を準備金の第一線に立たしめ、ビルブローカーへ放出のコールを準備の第二線に立たしてゐる。

(二)ビルブローカーについて見るにウィザーズは倫敦に於けるビルブローカーを三種に分つてゐる。ランニング・ブローカー Running Broker 手形小賣商人 retail dealer in bills 割引會社 Discount house 之れである。

(イ)ランニング・ブローカー(走り仲買人)とは、商人、手形引受業者外國銀行及び植民地銀行支店より手形を得て、之れを市中銀行其の他に賣却して小額の手數料を得るを業とするもので、單純な手形賣却の仲介者に過ぎないが、彼れは手形に關しては何人も及ばぬ專門の知識を有するを特色とする。併し現在では次に述ぶる第

二第三のブローカーが發達して來て、ランニング・ブローカーに漸次その地盤を失つて影を潜めた感がある。

(ロ)第一種のランニング・ブローカーに比し相當の資金を有してゐるが、その大部分をコールとして市中銀行から借入れて自己の計算に於いて手形を買入れ、之れを市中銀行に賣つてその間の利鞘を收めるので、手形小賣人と呼ばれる所以である。

(ハ)第三は割引會社と謂はれるもので、手形小賣人と實質上何等差異はないが營業資金をコールの外に一般に預金を取入れ、自己計算で買入れた手形を大部分支拂期日まで手許に保有するのが常である。その發達したものは株式組織の下に殆んど一流銀行と相伍して勢力を有してゐる。今日倫敦にてビルブローカーと云ふ時は第二種第三種のものが大部分で、此等を總稱して單にビルブローカー又は「割引業者」と謂ふのである。即ち今日のビルブローカーの職能は短期投資に利用し得る資金と、國際貿易關係から世界到る所で起る短資使用の需要とを移動せしむる上での中心機關として活動するにあり、換言すれば倫敦市場に放出する一時的資金の剩餘と、各國の資金需要者を代表する手形を結合せしむるのである。此等の手形のあるものは國內商業關係より生ずるものであるが、その大部分は外國貿易關係即ち英國の對外貿易と外國間の貿易から生ずるものである。外國間の貿易に金融を與へると云ふことは全く英國の成功で、倫敦が世界金融上の中心たらしむる所以である。

(ニ)コールの用途は手形割引資金にあること。即ち市中銀行より取入れたコールをビルブローカーは手形割引資金に用ゆる。倫敦が世界の金融中心たる所以は實に英國對外貿易の決濟のみならず、他國間の支拂も亦倫敦を通じて行はれてゐる點にある。即ち英國の商人が貨物を輸出したる時は輸入國の信用狀に基き輸出商人は倫敦の引受業者又は銀行に宛たる手形を振出し、引受業者又は銀行の引受をとり、之れを倫敦市場に賣出すわけである。又輸入手形の場合は倫敦の銀行又は引受業者が發行した信用狀に基き輸出國の商人が振出した手形が爲替銀行に先づ賣られ、それが倫敦に送られ先に信用狀を發した銀行又は引受業者に依つて引受けられ而して倫敦市場に割引されるのである。又他國間の支拂に就いて見ると、支拂地を倫敦とする手形を振出すことは單に煩雜なる貨幣計算の面倒を省くのみでなく、倫敦宛手形は他の爲替市場に向つて振出された手形に比し一層流通性を有してゐるから一般に歡迎されるものである。かく各國の手形が倫敦に集中して來るので、此等の手形は引受に依つて一流手形となつて轉輾流通し、倫敦金融市場を割引市場として最も發達せしめたものである。而して前述の如く今やビルブローカーは單なる手形仲買者にあらずして自己の計算に於いて手形割引業を營むに至つた。銀行が彼等にコールとして放出して游資の利用を計るは單に營利上得策のみならず、手形賣買上の危險を彼等に轉嫁し得るの利益がある。倫敦金融市場は割引市場よりなり、割引市場のバックとなるものはコール市場であるとは此の事で、實に倫敦金融市場は、割引、コール兩市場の並立するものと云ふも不可ない。

(四)ビルブローカーと英蘭銀行の關係に就て見るに、市中銀行は準備金の第二線としてビルブローカーにコールを放出してゐるのであるから、一朝財界に變動生じ金融逼迫する時は市中銀行はコールを回收し新規の貸出を停止するに至る。かくて一方に於いては融通資金を回收され他方新規のコール放出を絶たれたビルブローカーは、英蘭銀行に走りて所有の割引手形或ひは有價證券を



擔保として提供して融通を求め、之れに依つてコールの回收に應じ新規割引資金に充つ事が出來るのである。故に平常時に於ては被等の割引資金は各銀行の放出するコールより成るも、金融逼迫時に於ては英蘭銀行に於ける再割引に依つて得る資金を以つて之れに代ゆるので、全くビルブローカーは市中銀行と英蘭銀行の間の梭の如き作用を爲し、市中銀行は逼迫時に於いても何等英蘭銀行に頼るの不體裁を演ずることなくして完全に第二準備金も同收することを得、而もビルブローカーは何等窮狀に陷る事なく、倫敦金融市場の妙は實に玆に在る。

(ニ)倫敦金利　倫敦金融市場には凡そ次の四種の金利が存在してゐる。

(イ)英蘭銀行公定歩合—英蘭銀行が市場の一定の手形即ちビルブローカーの持込む手形に對する再割引最低歩合。

(ロ)市場利率—銀行の引受又は裏書ある三ヶ月拂手形に對する割引歩合。

(ハ)コール歩合—市中銀行がビルブローカーにコールとして貸付ける利率。

(ニ)預金利率—通知預金(七日前の通知にて引出すもの)に對して市中銀行の支拂ふ利率(當座預金は通則として無利息である)。而して市中銀行は預金の一部をコールとしてビルブローカーに放出して預金利率との利鞘を益しビルブローカーはコールを割引市場に利用して割引歩合との利鞘を益し、而して英蘭銀行はビルブローカーの走る最後の金融支配者であるから、此等の歩合は預金利率から英蘭銀行公定歩合へと漸次に昂騰して行く順になつてゐる。而して預金利率と公定歩合との間に存する開きは通常二分以內に止り、其間に位する市場割引歩合とコール歩合はその限度の幅に於いて變動するのである。

## 倫敦金塊市場

(一)標準品位　英國に於ける金貨の品位は11/12位、即ち一、〇〇〇分中に純金(fine gold)九一六・六七を含むものである。この品位を標準品位と稱し、かゝる品位を有する金を、標準金(standard gold)といふて居る。要するに標準金は、純金部分一一と其の他の金屬部分(通常は銅)一とより合成されて居らねばならぬ。更に言ひ換へれば、一、〇〇〇オンスの標準金中には、九一六2/3オンスの純金と八三1/3オンスの其の他金屬とが含まれて居らねばならぬのであつて、一磅金貨(ソバレン)の11/12は純金で、殘りの一は其の他の金屬だといふ意味である。

(二)品位の算定　金の品位を示す方法に二ある。其の一は往時かの金匠(ゴールドスミス)が常用して居た方法であつて、現今なほ貴金屬商の間に屢々用ゐられて居るものであり、其の二は現時多く使用されて居る方法である。前の方法に於いては、純金を二四カラット、標準金を二二カラットの品位あるものとし、カラットを左の如く細分する。

八エース(ounces)＝一グレーン(grain)
四グレーン　＝一カラット
二四カラット　＝一オンス

從つて、金の品位を示す場合には、之れを標準金と比較して、

兎も角も、此の制度は英國特有のものである。その單位は左の如くになつて居る。

1ポンド (pound troy)＝12オンス (oz. troy)
1オンス　　＝20ペニー・ウェート (dwt. troy)
1ペニー・ウェート＝24グレーン (grains troy)

一八六九年の英國貨幣鑄造法 (Coinage Act, 1869) に依れば、四〇ポンドの純金より、一八六九個の磅貨幣が鑄造されることになつて居るので、之を基礎として謂ゆる金の造幣價格 (Mint price of gold) が算出されるのである。即ち、一八六九磅は三七、三八〇志に相當し、四〇ポンドは四八〇オンスに相等しきが故に

1オンス＝37380÷480＝77.875志

即ち七七志八七五片又は三磅一七志八七五片となり、之を以て金の造幣價格となし、この價格により金貨の鑄造に應ずるのである。これは確定價格であつて、英國の貨幣鑄造法に改正が施されざる限り、變化はあり得ないのである。

ところが實際に於ては、銀行や個人が金を輸入しても之を造幣局に提出しない。若しさうすれば、鑄造に要する時日のために利子の損失を蒙らねばならぬからである。そこで、英國銀行が仲介に立ち、一八四四年の銀行特許條例 (Bank Charter Act of 1844) により與えられた權限に基き、必要な場合には輸入業者より、一標準オンスにつき、三磅一七志九片の割合で金を買入れる。この價格は造幣價格に比して一片安いが、これは金を造幣局に送り金貨を受取るまでに生ずる利子の損失、その他の經費として、英國銀行が被する金額である。輸入された金は悉く英國銀行や造幣局に買取られるわけではなく、印度、合衆國その他の諸國に輸出される部分も相當巨額にのぼるのである。

(三) 金の鑄造事業　英國の造幣局では、鑄造されない金は受取らない。これは國内に鑄造需要がないからである。輸入された金が造幣局に送られると、一標準オンスにつき、三磅一七志一〇½片の割合で買取られ、鑄手數料で金貨の鑄造に應ずる。之れがため英國には一ロイ重目 (troy weight) なる制度があつて、金の重目を表すのである。トロイ重目なる語は、或ひは佛國西部の都會 Troyes にて用ゐられた重目より由來したものと、或ひは佛蘭の商都 Troy Novant より生じたものとは言はれて居るが、幾カラット幾グレーン幾ミリスだけ高し (better) 又は低し (worse) といふのである。然しながら、現時は多く後の方法に據つて品位を算出して居る。この方法では、一カラットを一〇ペニー・ウェート、又標準金 (二二カラット) は二二ペニー・ウェート、純金 (二四カラット) は二四ペニー・ウェートと定め、純金は二四ペニー・ウェートより幾ペニー・ウェート分だけ多いかを以て、即ち二四ペニー・ウェートに當るものとするのである。故に例へば、品位が一〇ペニー・ウェートだけ高いといふことは、標準金よりも一〇ペニー・ウェートだけ高いといふことであつて、その金は 220＋10＝230 の品位を有するといふことになる。よつて次の算式ができる。

240 : 230＝1000 : x

x＝0.958333

即ちその品位は九五八・三三三である。

品位幾何低しといふ場合も、同樣にしてこれを算出することができる。例へば、品位が一二低しといふときは、その金の品位は 220－12＝208 であるから

240 : 208＝1000 : x

x＝0.8667

即ちその品位は八六六・六七なり。

(四) 金の市場價格　金の市場價格は、(三磅一七志一〇½片と定む) 戰前に於ては造幣價格と餘り違はなかつたが、今日では英貨の對米爲替相場の市場に謂ゆるクロス・レート (cross-rate) に依つて決定されて居るので、對米爲替相場は一種の金現相場指數と看做されて居る。故に例へば、對米爲替相場が英貨一磅に對し四・八二弗であるとすれば、米國の十弗金貨は二三二・二グレーンの純分を有し、從つて米貨一弗は純金二三・二二グレーンに相當するから、純金一オンスの價格は次のやうにしてこれを算出することができる。

$$1弗＝\frac{20}{4.62}志$$

1弗＝23.22グレーン

結局 1オンス (即ち480グレーン)＝x 志

$$x＝\frac{480}{23.22}\times\frac{20}{4.62}＝89.49志$$

即ち八九志六片となる。

なほ、合衆國に於ける金の造幣價格 (二〇・六七一八三弗につき) を基礎として計算しても、右と同一の結果が得られる。左の如し。

$$1弗＝\frac{20}{4.62}志$$

20.67183弗 (合衆國造幣價格)＝結局 1オンス

結局 1オンス＝x 志

$$x＝\frac{20.67183\times20}{4.62}＝89.49志$$

而して右執れの方法に依るも、その結果としてあらはれる價格は實質上、總價格 (gross price) であつて、純價格 (net price) を得るには、金を鑛脈に移送するまでに要する費用や、利子の損失や、金が鑛脈に到着した後現金に引換へられるまでに要する費用などを差引かねばならぬ。玆に於て初めて對米平價々格 (American Parity Quotation for Gold) なるものが出てくる。之が毎日市場に發表される相場となるのである (主要日刊市場相場は米國日刊市場相場)。

倫敦の地金仲買人が毎日午前十一時十五分に、ロスチャイルド商會に集合協議したる後、同商會から發表される。金現相場を決定する標準は、以上述べた通りであるが、取引の實際に於ては、相場は需要供給の關係に支配されるところが多いのであつて、一般に對する需要が旺盛となれば、英貨相場は對米平價々格よりも高くなり、又南阿等より金が輸入されて其の供給量が增加すれば、相場は平價々格に接近してくるであらう。

倫敦金現市場に於ては先物契約 (forward contract) は一般に認められて居ない。從つて先物相場 (future or forward price) なるものは無くただ、唯現物相場 (Cash price) あるのみ。

(五) 取引さるゝ金の品位　倫敦市場に於て賣買される金は、通常精鍊された棒若くは塊の形狀を備へ、量目約四〇〇オンスにして、品位は少なくとも九九%のものたることを要するが、實際に取引されるものは通例之よりも品位高く、殆ど九九・二%に達して居る。金の量目は〇・二五オンスまで計算されるが、未精鍊のものは〇・〇五までしか計算されない。量目四〇〇オンス以下のものは、往々にして賣方面などへ賣出されるが、この場合には製造費用として一オンスにつき少額の手數料が附加される。

(六) 南阿產金の取引方法　倫敦金現市場に關して知つて置かねばならぬことは、最も重要なる產金國たる南阿より倫敦に送られた金が、如何なる手續に依つて取引されるかといふことである。この點につき左に帝國鑛山局の報告を述べよう。

南阿より倫敦に送られた金は、比較的品位が低いので、鑛業に

金業者の代理店たるロスチャイルド商會から實出された。

金の取引に關して生ずる運賃、保險料、輸送費、分析費等は、すべて產金業者之を負擔すべきものとされて居る。

右の英國銀行產金業者間の協定は、當事者の一方に於て、六ケ月の豫告を以て之を廢止し得るものとされて居たが、一九二〇年三月二三日に開催された、トランスヴァール鑛業會議所の年次大會に於て之を修正し、三ケ月の豫告を以て之を廢止し得るものとした。

## ロンバード・ストリート　Lombard Street

倫敦に於ける銀行街を總稱するのであつて、英國金融市場と同意義に解せられてゐる。バジョットの不朽の名著「ロンバード・ストリート」は英國金融市場を構成してゐる英國銀行、株式銀行、ビルブローカーの活動を叙述したものである。



「倫敦金融市場」の項を見よ。

## 割引市場　Discount Market

割引市場とは手形の實買される短期金融市場の謂であつて、倫敦金融市場はその代表的のものである。割引市場を組成する要素として銀行引受手形と割引機關及び割引手形の最後の滯留所となる再割引中央銀行の存在を必要とする。英國は銀行引受手形、ビルブローカー、英國銀行の要素が缺如して居り、紐育には大體前までは割引市場なかりしも、近年手形引受制度が發達して割引市場が出來てゐる。米國ではビル・マーケットと云つてゐるが、割引市場の謂に外ならぬ。我國には割引市場に於ける買物件となるべき優良手形が缺如してゐるため割引市場が發達する餘地がない。優良手形たるには銀行の引受を必要とするに、先づ引受制度の完備が先決問題である。

## 割引政策　Discount Policy

（一）意義　割引政策とは一國中央銀行が公定歩合の上下に依りて行ふ金融調節策を謂ふ。對內的には割引政策は國內金融市場に於ける信用政策の一部門として重要な役割を勤める。殊に恐慌時代に於て然り。割引政策の機能としては（一）內地爲替の平衡、外國に對する支拂の準備を一定限度に保つ事、（二）信用制度を擾亂する投機の發展を阻止すること、といふ二項を擧げて居る學者もあるが、對內的の意義は、寧ろ第二項の場合に當る。即ち國內資金の需用に對しては、中央銀行はこれを調節する立場に立つ故、其の決定する割引利率は國內の他の銀行の貸出利率や預金利率決定の標準となり、從つて一國の金融界のみならず產業界に至大なる影響を與へられる前に、產金業者の倫敦代理店に於て品位九九を有するに至るまで精鍊される。而して、その一部分は美術工藝用のものとして除外され、英米クロス・レートも少しく高い相場をつけられるが、大部分は鑄貨までの精鍊費用、保險料、倫敦及び紐育における手數料等をクロス・レートより控除した相場で賣出される。南阿の產金業者は金を賣却した結果として、純金一オンスにつき二〇・六七弗（合衆國鑄貨に換算）より、南阿倫敦間の運賃及び前記の諸費用を差引いた相場による代金を受取ることになる。

トランスヴァール產金の賣買に關する協定は、一九一九年トランスヴァール鑛業會議所報告に詳述されて居るが、之に依れば、戰前に於ては、產金業者は金を倫敦に積送し、標準金一オンス（品位一九ペンス二六シリング）七七志九片の相場を以て之を精鍊業者に賣渡し、現物は買主が倫敦に於て引渡をうけた。然るに大戰の勃發と共に南阿聯合政府、英國銀行、南阿諸銀行及び金鑛業者との間に協定が成立し、英國銀行はこの協定に基き南阿產金を標準金一オンスにつき七七志九片の相場にて買受け、之が引渡を受くると同時に其の購入代金として、最初は九七%、後には九八½%を支拂ひ、殘金は後に淸算することゝした。而して金の引渡は南阿に於て行はれるが、產金業者は保險料、運賃等を負擔すべきものとされた。次いで一九一九年七月二四日更に新たなる協定が英國銀行と南阿聯合國政府と產金業者との間に締結せられ、之に依つてトランスヴァール鑛業會議所組合員たる產金業者は、南阿の貨幣鑄造用として必要なる部分を除き、その精鍊されたるものなると然らざるものなるとを問はず、悉く之を英國銀行に積送することゝなつた。

而して未精鍊のものは英國銀行に送つた後、更にこれを產金業者の精鍊所に移送し、又精鍊されたるもの（倫敦に到着の後精鍊されたるものを含む）は、產

## 割引　Discount

割引とは定期前後に滿期となるべき證券を買取り、又は代理支拂をなして置り受ける場合に其の百額より一定額を控除することを指稱し、金融市場に於ては銀行が之を行ふのが普通である。此の場合割引さるゝ目的物としては通常商業手形、約束手形等の流通有價證券であるが、國債等では更に商人の信用上の價値、利子未拂の大藏省證券、小切手等もその目的物となつてゐる。

而して此の一定の控除額の割合を割引利率若くは割引歩合と稱せられる。銀行は之等の有價證券を割引して資金の調達に應ずるが、其信用調節策上に於ては之等は滿期日に取り立て得べき債權として其資產勘定中に置をしめ以て預金其他の負債其他の支拂準備に充當する。然しながらそれは最短何れにせよ期日を有するものなるが故、現金や中央銀行への預け金等に比して收益性から云つて第二次的準備たるものである。故に於て、此等の有價證券を實際支拂準備として使用する場合には、中央銀行割引の下に於ては中央銀行に再割引を求める。從つて再割引の利率は普通銀行割引利率より低い筈であるが、一國金融市場の事情によつて必ずしも一樣にはゆかぬ。兎に角如上の事よりして、中央銀行の再割引利率が結局に於て銀行割引利率の決定上に支配力を持つといふ事になり、故に割引政策なるものが一國金融市場の樞要に重大な意義を持つといふ事になるのである。

## 割引業者

「倫敦金融市場」の項を見よ。

義を持つ。故に之れを頻繁に變動せしめざるを以つて可とする。之れを變動せんとする場合は、例へば經濟界が法外な景氣に惠まれ投機的事業が亂發せんとするが如き場合で、斯る際は時宜を失せず、割引利率を引上げて貸出の制限をなし、投機的事業の勃發に警告を發すべきである。斯くしてこそ始めて信用の亂用を防ぎ、物價の不健全な騰貴を來さしめず、恐慌を未然に防ぎ得るのである。

割引政策の對外的意義としては、正貨政策に關するものが其の最も重要なもので、前掲分類中第一項に當る。即ち一國の通貨政策の一部門として對外價値の維持を圖る上に於ては重要なる役割を演ずる。我國に在つては往時經濟的、地理的、從つて又一國通貨政策上の方針により割引政策の有する意義は極めて薄かつた。即ち我國は爲替政策を行ふ上に於ては在外正貨なる便法をよく活用したが未だ割引政策の眞價は此の方面に發揮せられず專ら國內的にのみ問題とされてゐた。然しながら今や經濟事情は一變した。各國の經濟關係の接近と大戰後の金の偏在との爲に殊に我國の如きは通貨政策上割引政策を重要視しなければならぬ情勢に立至つた。正貨としての金を保持すること少なき國々が、發券制度の改正とか貨幣代用手段の發達とか考へる事は無論重要なるも、一國の經濟狀態を其時々の世界經濟に對應せしむべく諸制度の運用をなし行く上に缺くべからざるは割引政策である。殊に一步進んで、此等の國々の中央銀行が通貨の安定、從つて正貨の擁護の爲めに相提携して動くべき時代の來れるに於てをや。現に金を比較的多く有する米國や佛國が、其の國內的事情より逸早く中央銀行の割引步合引下げを行つたにも拘らず、金の比較的少い英國が、國內事情は之れを要求しつゝあるに拘らず、對外的關係の爲未だに中央銀行の割引步合引下げを行ひ得ざるは、何と言つても割引政策の對外的重要性を物語るものでなければならぬ。

**(二)割引步合の變更**　割引步合は好況時代に物價の暴騰防止のため引上げ、不況時代の物價低落防止のため引下げられる。割引步合の引上は銀行貸出量を制限するのが目的であつて、此の制限は支拂手段を收縮し一般公衆並に商人の活動力を減じ商品需要を萎縮する事になる。反對に割引步合の引下は貸出量增加を刺戟するを目的とするものであつて、此の刺戟は支拂手段を增加し、一般公衆の商品需要能力を增大することになる。割引步合運用に當り、豫期の效果を收むるがためには色々の補助的政策の助を借らねばならぬ。中央銀行の課する利率は、市中組合銀行が中央銀行に就て融通を求めざる限り市中銀行に負擔を課することはない。普通市中銀行は各自の資力の限度に於て貸出を擴張してゐる。だが顧客のために非常な資金を要し此資金調達のためには、銀行は中央銀行に走らねばならぬ。市中銀行が例へば、四分が利上されて六分を課せられる場合、市中銀行よりよりの借入を出來る限り縮少して顧客に對する貸出を引締め、又强いて貸出を求むる顧客に對しては高率を課することになる。多くの場合、市中銀行が中央銀行から緊急貸出を仰ぐに先立ち、中央銀行は利上を斷行する傾向がある。中央銀行は割引步合を效果あらしめるため別個の通貨政策をして援助せしめねばならぬ。附隨的の政策の主なるものは「一般的警告」と「一般市場政策」である。一般的警告とは金融業者全體に對し、インフレーションが既にかなり進行し今や信用膨脹を制限するために銀行全般の協力を必要とする旨を警告することである。中央銀行當局は聲明書に依り又は個人的會合に依り中央銀行の通貨收縮の企圖を徹底さす樣に努力する。事實單な



る利上それ自體が一般に危險信號と解される傾があり、かくして實業家及銀行家に對してある心理的影響を與へ、知らず〳〵の間に彼等をして消極的、收縮的態度を持せしむるやうになる。反對に割引步合引下の場合は、財界回復の信號となり產業界は甦生氣分に浸る事となる。

此の間の心理的影響は幾分不確實な所がある故に、割引政策をして一層有效ならしむべき一層積極的方策の必要が生じて來る。即ち一般市場政策がこれであつて、即ち割引步合引上が行はるるや、中央銀行は所有の手形なり證券なりを市場に賣却して市場資金を引上げ、以つて市場を硬化することが出來る。反對に割引步合引下の效果を一層大ならしめんとする場合には、中央銀行は手許の手形や證券を賣却して市場に資金を供給し、金融緩漫、貸出の緩和に資するのである。

# 内容總索引


あ

アインチッヒ（ポール）……一
赤字公債……一
赤船荷證券……一
惡貨……一二五上
アクセプタンス……二六七上
アクセプチング、ハウス……二三〇上
預り證券……一八五上
アッシニア……二
後取株……五六上
アムステルダム銀行……二
アムステルダム金融市場……三
アルゼンチンの貨幣及金融……三下
アルバニアの貨幣及銀行……四上
アンダーソン……四、六上、七下二三下
アンダーライチング・シンヂケート……二六五下
アンチ・デフレーション……四下
アービトレーション……六八下

い

イシューイング・ハウス……一二七下
委託募集……一六一上
伊太利の貨幣及銀行……五
伊太利銀行……六下
伊太利産業銀行……七下
伊太利四大銀行……七下
一番抵當社債……一五九上
一部準備法……八、二〇上
一覽の日……八上
一覽拂手形……八上
一覽後定日拂手形……二四下
一券制度……一八五上
一般會計……二三三下
一般市場取引……四四上
一般信用狀……一七一上
一般預金……二四八下、二四九上
違約賠償……五七上
インヴォイス……三
印度の貨幣制度……八
印度貨幣法（一九二七年）……一〇上
印度の銀行制度……一〇下
印度支那の貨幣及銀行……三
印度準備銀行法案……一一下
印度省證券……一一
印度帝國銀行……一〇下
印度銀貨並紙幣法（一八九九年）……九上
インフレーション……一三
インフレーション政策……一四
インベストメント・トラスト……二三七上
イーヤマーク……一四

う

ウィザース……一六
ウィリス……一六
ウェストミンスター銀行……一六
ウェーズ・エンド・シーンズ……三一上
ウォール・ストリート……一六
受取勘定相場……四九下
打歩……一七
裏書……一七
裏書禁止手形……一七下
資爲替……一七
資爲替手形……一八上
資爲替取引……五二上
資爲替豫約……六九上
資持ち……一八
資渡經當……一八
運河財團……一四六下
運送狀……六四上
運用預り……一九
運用有價證券信託……三四上

え

永續公債……二〇
英貨……三二上
英貨公債……二九
英貨手形……二九
營業報告書……三三
營業無證……二九
永久社債……一五九下
英國大藏省證券……二〇
英國の貨幣制度……二一
英國の銀行制度……二三
英國金本位法……二四上
英國資本市場……二九上
英國發券制度……二〇上、三一上
英國の支店銀行……一五一上
英國の支拂準備……一五六下
英國農業信用條例……二八上
英國農業經營會社……二八
英蘭銀行……三〇
英蘭銀行通報……三一
英蘭銀行特許條例（一八四四年）……三九上
エキスチェッカー・ビル……二一下
エキスチェッカー・ボンド……二一下
驛遞局貯金……二〇九上、二一〇上
エジプトの貨幣及銀行……三三

エストニアの貨幣制度……二五五
エッチ法……二四
圓……二四
圓貨……二四
圓貨手形……二四
圓賣り……二二三


## お


送り狀……六四上
乙種銀行……三二下
和蘭の貨幣制度……四五
オルドリッチ・ヴリーランド法……三六
恩賜公債……四四
大藏省證券……三六
大藏省證券條例……三六下
大藏省兌換證券……一五八上
大藏省預金部……三八
大判……一九九下
墺太利の貨幣制度……四二
墺太利國立銀行……四三上
横線小切手……四一
オーブスト(ゲオルグ)……四四
オープンマーケット・オペレーション……四四


## か


海外指定預金……二四八下
外貨建相場……四九下
外貨邦債……四七
外貨邦債投資……四八上
買爲替……四七、五二上
買爲替取引……五二上
買爲替豫約……六九上
外國爲替……四九
外國爲替貸付金……二四六上
外國爲替相場……四九
外國爲替手形……五一
外國爲替取引……五二
外國爲替取引の解合……五二下
外國銀行……二二下、一一二上
外國銀行支店(本邦)……五三
外國債券……五三
外債……四七上
開拓使兌換證券……一八五上
開封預り……三〇〇上
外部檢査……九九上
カウンシル・ビル……一一上
書合手形……三二六上
確定公債……五三
貸金庫……三〇一上
貸出……五三
貸付……五四
貸付金庫……五四下
貸付金庫證券……五四
加重指數……二七五下
貸渡保護函……三〇一上
カッセル(グスタフ)……五四
カナダ銀行組合……五五下
カナダ銀行制度……五五
カナダ特許銀行……五五上
カナダ發券制度……五五上
貨物引換證……六三
株式……五五
株式銀行……二六上
株式取引所(本邦)……五六
過振……二二六上
貨幣……五七
貨幣學說……五七下
貨幣價値……五七
貨幣國定說……五八
貨幣の職能……五七下
貨幣數量說……五八
貨幣制度……六一
貨幣制度調査會(日本)……六三上、二〇一上
貨幣對外價値……五八上
貨幣對內價値……五八上
貨幣單位……六上
貨幣法(本邦)……六三、二〇一下
ガランチー・トラスト・コムパニー……一〇三上
空手形……六四、三二五
借替社債……一五九上
カレンシーノート……三一上、三五上
カレンシープリンシプル(セオリー)……二一下
過爐銀……三〇九下
爲替……六四
爲替會社……六五
爲替管理……六四
爲替銀行……六六
爲替資金……六六
爲替市場……六六
爲替尻付替……六六
爲替手形……六六
爲替手形法定記載要件……六七上
爲替のカバー……五二下
外國爲替の逆……五〇上
爲替の裁定……六八
爲替の順……五〇上
爲替の豫約……六九
寬永通寶……二〇〇上
勸業債券……六九
勸業大券……六九下
官帖……三〇九上
勘定貨幣……七〇
間接爲替……四九上
間接手形……五二上





間接募集……一六一下
間接預金……五六
完全賠償制度……五七上
管理通貨……七〇
カンリッフ委員會……二二下
管理有價證券信託……三三下


## き


生糸資金……七三
起債市場……七四
季節的變動……二六七下
軌道財團……一四六上
僞造手形……二一六上
騎馬手形……七四
記名式小切手……一三五下
逆印度省證券……一一下
逆爲替……二四三上
逆爲替信用狀……一七〇下
逆日歩……二六七下
キャツシュ・クレヂット……七四
キャナン……七二上
休業銀行……七四
恐慌……七五
漁業財團……一四五下
共同貸出……一七六
協定外安値物……一四〇上
共同保證……三〇二上
業務報告書……七六
希臘の貨幣制度……七七
ギルバート……七八
金打歩政策……七三
金解禁……七七
金塊市場……一六二下、二五六上、三〇九上
銀塊市場……九四上
金塊本位……二五六上、八二下
金核本位……八二上
金價格政策……七七下
金貨本位……八二下
銀爲替……四九
金爲替政策……七九
金爲替本位制……九上、八三上
緊急貨幣……七九
銀行……八四
銀行營業資金……九五上
銀行外來資金……九五上
銀行國營……一〇一
銀行合併……九五
銀行貨幣……三三上
銀行券……一五八下
銀行の原價計算……一〇八
銀行檢査……九八
銀行自己資金……九五上
銀行受信業務……九四下
銀行主義(說)……一〇二
銀行受働的業務……九七下
銀行能働的業務……九四下
銀行紙幣……一五八下
銀行集會所……一〇八
銀行集中……一〇三
銀行手形……一〇七
銀行引受手形……一〇九、三六五上
銀行部(英國)……三〇下
銀行法……八八下、一一〇
銀行與信業務……九四下
銀行預金……三三〇下
銀行利率(英)……一三三上
銀行金……二一〇上
金庫制度……一三六上
金錢信託……七九
金錢信託以外の金錢信託……八〇
金錢債權の信託……八〇
銀錠……三〇九下
金屬學說……八〇
金地金本位制……八一上、八二下
金不足說……七六上
金緣證券……七四
金の流出入……八一上
銀本位……九四下
金本位制……八二
金本位法(英國一九二五年)……二四上
金融……八四
金融機關……八四
金融恐慌……七五
金融市場……八九
金融資本……九〇
金輸出禁止……九二
金輸出入點……九三下、一八一下
金融組合……九一
金融組合令……二一〇上
金融組合聯合會……九〇下
金融季節……八四
金融政策……八六
金融制度調査會……八六
金融手形……八八
金融統計……八八
金利……九三
金綠公債……九四上
釘付政策……一一三


## く


屈伸制限法……二一上、二四六下、二六一下
クナップ……五八上
組合銀行……一一三
組手形……五一下
クライシス……七六上
グラス法案……一四上、一一三
倉荷證券……一八六上
繰延料(短期取引)……二六七上

繰延(外國爲替)……五三下
クリーン・ビル……一一三
クリーン・ビー・エル……二八二上
グリーン・バックス……二九〇下
グレシャム……一一四下
グレシャムの法則……一一四
クレヂイ・クヨーネ……二八四下
グルデン……一四五下
グループ・バンキング……一一三
クレヂットの設定……一七二上
クロスレート……一一五
クヨーネ……四二上

## け

景氣循環……一一七
景氣變動……一一八
計算器……一一六
計表本位……一九一下
ケインズ……六一上、一一八
兼營銀行制度……一一八
限外發行……一八二上
減債基金……一一九
減債基金付社債……一二〇下、一五九上
元寶銀……二六二下、三〇九下

## こ

公益信託……一二
硬貨……一一二
公開市場取引……四四上
交換方程式……一一三
工業銀行……一一三
興業債券……一一四
鑛業財團……一四五上
公共組織の貯蓄銀行……二〇四下
公金預金……一一三
甲號五分利公債……一一三
公差……六一下
甲種銀行……二三五下
拘束本位制度……三〇四下
工場財團……一四五上
購買力平價……一二五上
購買力平價說……一一三
公定歩合……一一三
公的檢査……九九下
公用インボイス……一一下
小切手……一一四
小切手記載要件……二一二上
國庫制度……一一六
小口當座預金……一一二上
國債市場……一一六
國債シンヂケート組織……一一七
國際農業振興銀行……一一一
國際金融……一二九上
國際金融市場……一一八
國際決濟銀行……一一八
國際資本市場……一一九
國債整理基金……一一九上
國際貸借……一二〇
國際貸借說……一一一
小口金融……一一一
國立貸付會社(米國)……一一三
國立銀行(米國)……二九一上
國立銀行條例(日本)……一一三
國內爲替資金……六一下
故障付船荷證券……二八二下
個人手形……一一四
個人預金……三三〇下
小判……一九九下
五分利公債……一一四
五分利國庫債券……一一四
コラテラル・ボンド……一五九上
コンペンセーテッド・ダラー……四〇
コール……一三三
コール市場……一一六
コール協定……一二九下
コール歩合(本邦)……一一六

## さ

在外爲替資金……六九上
在外正貨……一四一
最輕量目……六二下
債券……一四三
債券現價表……一四四下
債券利廻……一四三
債券利廻表……一四四下
財團……一四四
財團抵當法……一四四下
最終利廻……一四四上
再割引……一四六
先日附手形……一四七下
雜種預金……二九九上
雜預金……二九九上
サブスクプション・シンヂケート……二六番下
指圖式小切手……一二番下
サラリーマン金融……三一下
產業組合中央金庫……四七
產業組合法……一七一下
產業債券……一四八上
產業調査協會……一四六
蠶絲手形……一八一下

## し

ジェボンス……四九上
市街地信用組合……一七二上
絲價補償法……一四九
持參人拂小切手……一二番下



市場利率……一五〇
買入證券……一八六上
市中銀行……一五一
實手形……一五一
實物取引……五六上
指定金錢信託……八〇上
支店銀行制度……一五一
支那の銀行制度……一五三
支拂勘定相場……四九下
支拂承諾……一五六
支拂準備……一五三
支拂差額說……一三二上
支拂承諾見返……一七七上
紙幣捺印……四二下
紙幣本位……一五八
資本市場……一五八
資本利子稅……一五八
仕向地代金取立……一八九下
社債……一五九
社債の發行……一五九
上海金業股份有限公司……一六二下
上海標金市場……一六二
シャーマン紙幣……二九〇下
收益社債……一五九上
州立銀行……三四二上
シュルツェ・デリッチェ式信用組合……一六四
自由本位制度……三〇六上
準外國銀行……一二二上
循環的變動……二六九上
小額信用貸付……一三一下
商業銀行……一六四
商業手形……一六五
商業手形商……一六五
正金銀行券……一六六
證券銀行……一六六下、三二六下
證書貸付……一六六
商人引受手形……二六六上
鈔票……一六七上
商品擔保……一六五
商品手形……一六六
商用インボイス……一二下
小洋錢……三〇九上
植民地銀行(英國)……二七下
ジヨッバー制度……一六七
處分有價證券信託……三二四上
庶民銀行……一六四
シリング(墺國)……四二上
白地手形……一五五
新貨條例……三四下、一五五
震災手形……一七三
新紙幣……一六八上
信託……一六七
信託預金……一六九
信託業務……一六九
信託讓渡……一九上
シンヂケート銀行……一七三
新平價……二六九上
新平價解禁……二六九上
信用組合……一七二
信用組合聯合會……一七二上
信用指圖書……一七二上
信用循環說……七五下
信用狀……一七〇
信用調査……一七二
信用手形……一七二
信用の設定……一七三
信用保險……一七二
信用保證狀……一七二下
シーリアル、ブラン……三一〇上
シーリアル、ボンド……一五九上

## す

瑞西の貨幣制度……一五五
瑞西國立銀行……一五五上
趨勢的變動……二六七下
据置貯金……一七八
瑞典の貨幣制度……一五五
瑞典國立銀行……一七五上
スカンヂナビア貨幣同盟……一七七
スタンプ付手形……一七八
筋引小切手……四二下
スミス委員會……九下

## せ

稅關インボイス……一一上
正貨準備……二四七
正貨政策……一八〇
正貨輸送費……一八一上
正貨輸出點……一八一
正貨輸入點……一八一下
青空法……二六七上
制限外銀行……一八二
生產過剩說……七九上
清算取引……五九上
製絲金融……一八二
制錢……三〇八下
政府一時貸付金……三五〇上
政府勘定特殊現金……三五〇上
政府紙幣……三二下、一五七下
政府紙幣並銀行券條例(一九一四年、一九二八年)……三二下
政府法定貸付金……三五〇下
政府預金……三二下、二四八下
生命保險信託……一八二
生命保險證券會社……一八四
整理社債……一五九上

責任支出……一八四
セリング・シンヂケート……二九二上
錢莊……一五三上
船舶金融……二三二下
線引小切手……四一下

## そ

送金爲替……一八五
倉庫證券……一八五
相互組織貯蓄銀行……二〇四下
造幣局……一八七
造幣比價……二九八上
素材……一八七
村落銀行……一八七

## た

第一回四分利公債……一八八
大銀行……一八八
代金取立……一八八
代行……二六三上
代引……二六七上
代渡……二六七上
大洋錢……三〇九上
太陽黑點說……七六上
代理店勘定……二四八下
臺灣銀行……一九〇
臺灣銀行券……一九一
臺灣銀行融資法……一九二
臺灣の金融機關……一九三
兌換銀行券整理法……一九〇
兌換紙幣……一五五下
太政官札……一五二下
タブュラー・スタンダード……一九三
他所代金取立……一八六下
短期債券……一四三上
短期手形……二一四上
短資……一九四
短資市場……一三八上、一九四下
ダンバー……一九四
擔保附貸付……一九四
擔保附社債……一五九上
擔保附社債信託……一九四
擔保附社債信託法……一九四下
擔保附手形……一九四
單本位……一九四、三〇四下
單名手形……三三五
單利最終利廻……一四四下

## ち

チェッコスロバキアの貨幣制度……二一〇
チェンヂ・オーバー……五二下
チェンバレン委員會……二三下
チェース・ナシ・ナル銀行……二〇四
地券……一九六
地方銀行……一九六
中央銀行……一九七
鑄貨……一九九
鑄貨制度（本邦）……一九九
中小商工金融……二〇三
長期公債……五六下
長期債券……一四三上
長期手形……二一四上
朝鮮銀行……二〇七
朝鮮銀行券……二〇八
朝鮮殖産銀行……二〇九
朝鮮の金融機關……二〇九
直接爲替……四九上
直接制限法……六下
直接手形……五二下
直接募集……一六一下
直接預金……二〇三
直接利廻……一四三
貯蓄銀行……二〇四
貯蓄銀行法（本邦）……二〇五
貯蓄銀行公營論……二一九上
貯蓄債券法……二五二上
貯蓄預金……二〇七

## つ

通貨安定策……二一三
通貨主義……二一三
通貨政策……二一三
通貨膨脹……一三二上
通知預金……二一三
月掛貯金……二一三、二一四上
月越物（コール）……一三七下

## て

定額以上全額準備法……二一四
定期積金……二一四
定期拂手形……二一四
定期預金……二一四
定日拂手形……二一四上
抵當證券法……二六八下
手形……二一五
手形貸付……二一六
手形交換所……二一七
手形交換所聯合會……二一九上
手形引受……二一九
手形引受商會……二二〇
手形保證……三〇二上
手形割引……二二一
適格手形……一六一下
鐵道財團……一四七下
デバリュエーション……二二三、二八九上
デフレーション……二三三
デフレーション政策……二二〇上



轉換社債……一五九上
電信送金爲替……二四三上
テンダーシステム 二〇下、三上、二二二
天保通寳……二〇〇上
丁抹の貨幣制度……二二四
兩……二二四

## と

獨逸の貨幣及銀行制度……二二七
銅元……三〇八下
銅元票……三〇九上
當座貸越……二二六上
當座預金……二二六
動産銀行……二二六
投資銀行……二二六
投資信託……二二七
通し船荷證券……二六二下
當所代金取立……一八八下
同盟銀行會……一〇八上
特殊銀行……二三一上
特殊債券……一四三下
特定金錢信託……八〇上
特別橫線小切手……四一下
特別會計……三三三下
特別銀行……二三〇
特別五分利公債……二三一
特別信用狀……一七一上
特別當座預金……二三一
特別融通……二三一
都市銀行……二三一
土地金融組合（獨逸）……二一九下
ドラクマ……七七上
取引所手形……二六三上
弗……二五五上
弗買ひ……二三二
弗爲替……二三二下
ドーズ案……二三三
トーレンス制度……二三五

## な

內國爲替……二四三
內國爲替手形……二四三
內國債……二四三
內國債券……一四三下
內地指定預金……二四八下
內部檢査……九八上
ナショナル・クレヂット・コーポレーション……一三三上
ナショナル・シチー銀行……一〇四下、一三二上
ナショナル・プロビンシャル銀行……二四三
價合手形……三三六上

## に

荷爲替信用狀……一七一上
荷爲替手形……二四五
二券制度……一八三下
日英法定平價……二九八下
日米法定平價……二九八下
日本勸業銀行……二五一
日本銀行……二四五
日本銀行券……二四六
日本銀行週報……二四七
日本興業銀行……二五二
二D銀行……二四二上
紐育株式金融市場……二五二下
紐育金塊市場……二五五
紐育金融市場……二五三
紐育金利……二五五上
紐育のコール……一三六上
紐育割引市場……二五四

## ね

根抵當……二五六

## の

乘替へ……五二下
農業信用條例（英國一九二八年）……二八上
農工銀行……二五七
農工債券……二五八下
納付金制度（日銀）……二五八
諾威の貨幣制度……二五八

## は

賠償問題……二六〇
バジョット……二六一
走り仲介人……二六一、三四〇下
發券銀行……二六一
發券制度……二六一
發行稅……二四七上
發行部……三〇下
馬蹄銀……三〇八下
パニック……七一下
早受渡制度……二六二上
早受渡手形……二六二
洪牙利の貨幣制度……二六二
バンキング・プリシンプル……一〇二下
バークレーズ銀行……二六四
パーチェーズ・シンヂケート 二九二上

## ひ

日貨……一三三下
引受シンヂケート……二六五
引受手形……二六五
引受募集……一六一下
跛行本位……二六六
被仕向地代金取立……一八八下

ビジネス・バロメーター……三五中
ビッグ・ファイブ……三六六
日歩（短期取引）……三五中
日附後定日払手形……三四五
抜封預り……三〇三上
売外勧定……三三下
標準金……三三下
標準銀……九五上
ビルブローカー……三五〇
ビルブローカー銀行……三五三上
ビル・マーケット……三三下
比例準備法……三六三下
ビル品位……三六下
ビール・エル……三六三下
ビール條例……三〇五

ふ

ファクター委員會……六
フィッシャー……三四〇上
フィラデルフィアの貿易制度……三三三
封鎖預り……三〇五
不加重指数……三三中
不換紙幣……三三中
不規則的變動……三六五上
復興金融會社……三四上
復興貯蓄債券……三〇五上
復興貯蓄債券法……三三五
佛蘭西の貿易及銀行制度……三六二
佛國資本市場……三六五上
物價指數本位……三五六
物價指數……三三四
物價……三三中
物（コール）……三三中
普通保證……三〇五上
普通船荷證券……三六五上
普通預金……三三中
普通預金定期積……三四五上
普通株……三六上
普通債券……三四中
普通銀行……三三中
普通株線小切手……四三下
普通附帶的信託業務……三六五上
複利現價表……三四下
複本位制……三三三
副保證……三〇五上

へ

平價切下……三六六
米貨債……四三五上
米券預保付……三四五
米國の貿易制度……三六六
米國の銀行制度……三六二
米穀金融……三六三
米國證券市場……三六二
米國の支店銀行問題……三五五上
米國資本市場……三三五
米國の法定支拂準備……三四中
米穀證券……三四
米穀法……三五五上
閉鎖預り……三〇五上
併用制度……三六中
ベツレヘム……三中
別段預金……三三五
評價指數……三三下

ほ

ボイント……三六六
貿易外勧定……三三下
貿易差額說……三三五上
貿易手形……三六六
邦貨建相場……四三中
法定歩積手形……三六六
保險信託……三六三下
保證預り……三四六
保證預り會社……三〇五
保證……三〇一
保證小切手……三〇四
保證準備……三三五、三四中、三〇四
保證準備限定法……六中
保證社債……三三五上
保證付手形……三〇四
保證品附手形……三〇三
北海道拓殖銀行……三〇四
本位制度……三〇四
香港銀……三〇五上
ポンド・テーブル……三四五下
貨金融市場……三〇四

マルカ……三六五上
白耳義の貿易及銀行……三三五
發造手形……三六五上

ほ

佛蘭西銀行……三六五、三六五上
佛蘭西不動產銀行……三六三下
振替銀行……三五
振替制度……三六六
振替預金……三六六
フル・スカイ・ロー……三六中
不渡手形……三六六
文久錢……三〇五

へ

平價切下……三六六
米貨債……四三五上
米券預保付……三四五
米國の貿易制度……三六六
米國の銀行制度……三六二
米穀金融……三六三
米國證券市場……三六二
米國の支店銀行問題……三五五上
米國資本市場……三三五
米國の法定支拂準備……三四中
米穀證券……三四
米穀法……三五五上
閉鎖預り……三〇五上
併用制度……三六中
ベツレヘム……三中
別段預金……三三五
評價指數……三三下

ほ

ボイント……三六六
貿易外勧定……三三下
貿易差額說……三三五上
貿易手形……三六六
邦貨建相場……四三中
法定歩積手形……三六六
保險信託……三六三下
保證預り……三四六
保證預り會社……三〇五
保證……三〇一
保證小切手……三〇四
保證準備……三三五、三四中、三〇四
保證準備限定法……六中
保證社債……三三五上
保證付手形……三〇四
保證品附手形……三〇三
北海道拓殖銀行……三〇四
本位制度……三〇四
香港銀……三〇五上
ポンド・テーブル……三四五下
貨金融市場……三〇四

ま

マックファデン法……三三六、三〇六上
マーケット……四六、三〇中
マーケット報告……三〇六
マックミラン報告……三三六
滿期日……六中
滿洲の銀行……三三
滿洲の貿易……三〇六
マンゴ……三下
マーチャント・バンカー……三三六下

み

見返品制度……三〇六、三三三
ミッドランド銀行……三三三
民間預金……三六六、三四六、三三三
民部省小札……三六上

む

無期限社債……三六中
無記名式小切手……三三下
無指定金錢信託……六〇上
無條件物（コール）……三三下
無擔會社……三四

ま

マックファデン法……三三六、三〇六上
マーケット……四六、三〇中
マーケット報告……三〇六
マックミラン報告……三三六
滿期日……六中
滿洲の銀行……三三
滿洲の貿易……三〇六
マンゴ……三下
マーチャント・バンカー……三三六下

み

見返品制度……三〇六、三三三
ミッドランド銀行……三三三
民間預金……三六六、三四六、三三三
民部省小札……三六上

む

無期限社債……三六中
無記名式小切手……三三下
無指定金錢信託……六〇上
無條件物（コール）……三三下
無擔會社……三四
無擔保債券……三四上

め

メタリズム……六

名目學說……三六
面面記號……三〇上
メキシコの貿易制度……三三六
棉花金融……三三中

も

株券會社……三六
モラトリアム……三六
モルス・プラン……三三九

や

約束手形……三三
約束手形法定記載要件……三三上
ヤング案……三六上、三三三

ゆ

融通手形……三三六
融出信用擔保……三三六
融出手形……三六上
融出擔保法……三三中
輸入手形……三六上
有價證券……三三三
有價證券の信託……三三三

よ

宵越……三三中
洋銀票……三〇六中
預金……三三〇
預金規則……三六上
預金局……三六上
預金銀行……三三〇
預金小切手……四三下
預金票質……三三一
預金手形……三三一
預金部……三六下、三三一
預金部資金運用委員會……三六中
預金部賦況……四三上
預金部預金法……三六中
預金擔保……三三一
預金利率……三三中
預金利子協定……三三中
預金利率協定組合銀行……三三中
翌月物（コール）……三三中
横濱正金銀行……三三三
横濱……三三三

ら

ライヒス・バンク……三六六、三三三
ライヒス局……三四六
ラテン貨幣同盟……三三五

ラトヴィアの貿易制度……三三六
ラフリン……六下

り

リスアニアの貿易制度……三三六
利札……三三六
利札付證券社債……三三中
利札付手形……三三六
領事インボイス……三三上
リラ……六下
リラ商會團擔保……三三六
リーフマン（カオター）……六下
リーフマン……六下

る

留比……六下

ルーマニアの貿易制度……三〇

# 分類別總索引

## 一、貨幣一般


項目（太字は見出し項目、細字は文字中にある項目）　頁段

惡貨……一一五上
アンチ・デフレーション……四
一部準備法……八、三〇上
インフレーション……一三
インフレーション政策……一四
イーヤマーク……一四
打歩……一七
貨幣……五七
貨幣學說……五七下
貨幣價値……五七
貨幣國定說……五八
貨幣の職能……五七下
貨幣數量說……五八
貨幣制度……六二
貨幣對外價値……五八上
貨幣對內價値……五八上
貨幣單位……六二上
カレンシー・プリンシプル……二二二下
勘定貨幣……七〇
管理通貨……七〇
金塊市場……一六二下、二五五上、三〇五上
銀塊市場……九四上
金塊本位……二五上、八二下
金核本位……八二上
金價格政策……七三下
金貨本位……八二下
金爲替政策……七九
金爲替本位制……九上、八三上
緊急貨幣……七九
銀行主義（說）……一〇二
銀行紙幣……一五八下
金打歩政策……七三
金屬學說……八〇
金地金本位制……八一上、八二下
金不足說……七六上
金の流出入……八一上
銀本位……九四下
金本位制……八二
金融政策……八六
金輸出禁止……九二
屈伸制限法……三一上、二四六下、二六一下
グレシャムの法則……一一四
計表本位……一九三下
交換方程式……一二二
公差……六二下
拘束本位制度……三〇四下
硬貨……一二一
購買力平價……一二三上
購買力平價說……一二二
國際貸借說……一三一
コンペーセーテッド・ダラー……一四〇
最輕量目……六二下
支拂差額說……一三一上
紙幣本位……一五八
自由本位制度……三〇五上
新平價……二八九上
新平價解禁……二八九上
正貨準備……二四七
正貨政策……一八〇
制限外發行……一八二
造幣比價……二九八上
素材……一八七
兌換紙幣……一五七上
タブュラー・スタンダード……一九三
單本位……一九四、三〇四下
鑄貨……一九九
直接制限法……八下
通貨安定策……二一二
通貨主義……二一二
通貨政策……二一三
通貨膨脹……一三上
デバリュエーション……二二二、二八九上
デフレーション……二二二
デフレーション政策……二二〇上
日英法定平價……二九八下
日米法定平價……二九八下
發券制度……二六一
バンキング・プリンシプル……一〇二下
銀行本位……二六六
比例準備法……二六一下
品位……六二下
不換紙幣……一五七下
複本位制……二七三
物價指數本位……二七六
平價切下……二八九
貿易差額說……一三一上
保證準備……三一上、二四七、三〇二
保證準備限定法……八下
本位制度……三〇四
法定平價……二九八
メタリズム……八〇下
名目學說（ノミナリズム）……三一六
預金通貨……三三一
量目……六二下
割引……三五五
割引市場……三五五
割引政策……三五五





聯邦準備制度……三四二
聯邦中期信用制度……三四五
聯邦農地貸付制度……三四五
レンテン・バンク……二三八下


### ろ


ロイヅ銀行……三四七
勞働銀行……二四七
ロシアの貨幣制度……二四八
倫敦金塊市場……三五一
倫敦金融市場……三四九
倫敦金利……三五一上
倫敦のコール……一三三下
ロンバード・ストリート……三五四


### わ


割引……三五五
割引業者……三五五
割引興業債券……一二四上
割引市場……三五五
割引政策……三五五
割增金付債券……六九下

## 二、本邦貨幣制度


圓……三四
圓貨……三四
大藏省兌換證券……一五八上
大判……一九九下
開拓使兌換證券……一五八上
貨幣制度調査會……六三上、二〇一上
貨幣法……六三、二〇一下
寛永通寶……二〇〇上
金解禁……七七
金祿公債……九四上
屈伸制限法……三一上、二四六下
小判……二六一下、一九九下
在外正貨……一四二
正金銀行券……一六六
鈔票……一六七上
新貨條例……三四下、一七五
新紙幣……一五八上
政府紙幣……三三上、一五七下
造幣局……一八七
臺灣銀行券……一九一
大政官札……一五七下
鑄貨制度（本邦）……一九九
朝鮮銀行券……二〇八
天保通寶……二〇〇上
日本銀行券……二四六
文久錢……二〇〇上


## 三、外國貨幣制度

### （イ）英國


一部準備法……八、三〇上
印度の貨幣制度……八
印度貨幣法（一九二七年）……一〇上
印度省證券……一一
印度帝國銀行……一〇下
印度鑄貨並紙幣法（一八九九年）……九上
英貨……二三上
英國貨幣制度……二一
英國の發券制度……三〇上、三一上
オープンマーケットオペレーション……四四
カナダ發券制度……五五上
カレンシー・ノート……二三上、二五上
カンリツフ委員會……二三下
金本位法（英國一九二五年）……二四上
屈伸制限法……三一上、二四六下、二六一下
信用の設定……一七五
政府紙幣……二三上、一五七下
政府紙幣並銀行券條例（一九一四年、一九二八年）……二三上
チエンバレン委員會……二三下
定額以上金額準備法……二上、二一四
標準金……三五一下
標準銀……九四上
ピール條例……三〇上
マツクミラン報告……三〇八


### （ロ）米國


オルドリッチ・ヴリーランド法……三六
金證券……二九〇上
銀證券……二九〇下
グリーンバックス……二九〇下
シヤーマン紙幣……二九〇下
弗……二五五上
紐育金塊市場……二五五
米國の貨幣制度……二八九
マックファデン法……一五二下、三〇七
聯邦準備券……一八二上、三四二下


### （ハ）其他


アッシニア……二
アムステルダム銀行……二
アルゼンチの貨幣及銀行……三
伊太利の貨幣及銀行……五
印度支那の貨幣及銀行……一二
エジプトの貨幣及銀行……三三
エストニアの貨幣制度……三五
和蘭の貨幣制度……四五
墺太利の貨幣制度……四二
墺太利國立銀行……四三上
貸付金庫……五六下
貸付金庫證券……五四
過爐銀……三〇九下
官帳……三〇九上
希臘の貨幣制度……七七
銀行貨幣……三上
銀錠……三〇九下
グルデン……四三下
クローネ……四二上
元寶銀……二六二下、三〇九下
紙幣捺印……四二下
上海企業服份有限公司……一六二下
上海標金市場……一六二
小洋錢……三〇九上
シリング（墺國）……四三上
瑞西の貨幣制度……一七六
瑞西國立銀行……一七六上
瑞典の貨幣制度……一七六
瑞典國立銀行……一七七上
スカンヂナビア貨幣同盟……一七七
スミス委員會……九下
制錢……三〇八下
大洋錢……三〇九上
チエツコスロバキヤの貨幣制度……二〇一





定額以上金額準備法……八上、二一四
丁抹の貨幣制度……二二四
兩……二二四
獨逸の貨幣及銀行制度……二三七
銅元……三〇八下
銅元票……三〇九上
ドラクマ……七七上
諾威の貨幣制度……二三八
馬蹄銀……三〇九下
洪牙利の貨幣制度……二六三
フアウラー委員會……九上
フインランドの貨幣制度……二七三
フラン……二八四上
佛蘭西の貨幣及銀行制度……二八二
ペソ……三下
ベルガ……二九六上
白耳義の貨幣及銀行……二九五
香港銀……三一〇上
孟買金塊市場……三〇五
波蘭の貨幣制度……三〇五
マッケナ報告……二六〇下
滿洲の通貨……三〇八
マンダ……二下
民部省小札……一五八上
墨西哥銀……三一〇上
メキシコの貨幣制度……三一六
洋錢票……三〇九下
ライヒス馬克……二四〇上
ラテン貨幣同盟……三三五
ラトビアの貨幣制度……三三六
リスアニアの貨幣制度……三三八
リラ……五下
留比……八下
ルーマニアの貨幣制度……三四〇
レンテン馬克……二三八下
ロシアの貨幣制度……二四八
倫敦金塊市場……三五一


## 四、銀行一般


一般市場取引……四四上
オープンマーケット・オペレーション……四四
貸出……五三
爲替……六四
間接預金……一八六
共同貸出……七六
銀行營業資金……九五上
銀行外來資金……九五上
銀行國營……一〇一
銀行自己資金……九五上
銀行受信業務……九四下
銀行受働的業務……九四下
銀行預金……三三〇下
銀行與信業務……九四下
金融……八四
金融機關……八四
金融市場……八九
金融資本……九〇
金融統計……八六
金利……九三
クレヂット設定……一七三上
公開市場取引……四四上
工業銀行……一二二
公營組織の貯蓄銀行……二〇四下
公金預金……一二二
公定步合……一二二
公的檢査……九六下
國際金融……一二九上
國際金融市場……一二八
國際決濟銀行……一二八
國際資本市場……一二九
個人預金……三三〇下
再割引……一四六
市場利率……一五〇
市中銀行……一五一
支拂準備……一五三
商業銀行……一六四
證券銀行……一六六下、二二六下
庶民銀行……一六四
信用調査……一七一
信用保險……一七二
信用の設定……一七三
相互組織の貯蓄銀行……二〇四
村落銀行……一八七
大銀行……一八八
擔保附貸付……一九四
地方銀行……一九六
中央銀行……一九七
直接預金……二〇四
貯蓄銀行……二〇四
貯蓄銀行公營論……二〇五上
手形引受……二一九
手形割引……二二一
當座貸越……二二六上
動産銀行……二二六
投資銀行……二二六
都市銀行……二三二
トーレンス制度……二三五
內部檢査……九八上
發券銀行……二六一
ビル・マーケット……三五五下
不動産銀行……二七九
不動産證券化……二七九
振替銀行……三上
振替制度……二八六
振替預金……二八六
預金……三三〇
預金銀行……三三〇

預金振替……三三一
預金利率……三三〇下
割引……三五五
割引市場……三五五

## 五、本邦銀行制度

### （イ）一般

一般市場取引……四四上
インフレーション……一三
營業報告書……三三
大藏省證券……三六
大藏省證券條例……三六下
オープンマーケットオペレーション……四四
外部檢査……九九上
休業銀行……七二
業務報告書……七六
銀行合併……九五
銀行檢査……九八
銀行集會所……一〇八
銀行集中……一〇三
銀行令……二一〇
銀行法……八八下、一一〇
金融季節……八四
金融制度調査會……八六
金輸出禁止……九二
限外發行……一八二上
減債基金……一一九
公的檢査……九九下
國庫制度……一二六
國立銀行條例……一三三
コール市場……一三八
支店銀行制度……一五一
資本利子稅……一五八
制限外發行……一八二
臺灣銀行融資法……一九二
兌換銀行券整理法……一九〇
短資市場……一三八上、一九四上
貯蓄銀行法……二〇五
抵當證券法……二八〇
手形交換所……二一七
手形交換所聯合會……二一九下
特別融通法……二三一
同盟銀行會……一〇八上
日本銀行週報……二四七
納附金制度……二五八
發行稅……二四七
米穀法……二九四上
預金規則……三九上
預金部狀況……四一上
預金部預金法……三九下

### （ロ）金融機關

乙種銀行……三三二
大藏省預金部……三八
外國銀行……一一二上
外國銀行支店……五三
爲替會社……六五
組合銀行……一一三
甲種銀行……二三二下
國際シンヂケート銀行……一二七
産業調査協會……一四八
準外國銀行……一一二上
シンヂケート銀行……一七三
臺灣銀行……一九〇
臺灣の金融機關……一九三
朝鮮銀行……二〇七
朝鮮殖産銀行……二〇九
朝鮮の金融機關……二〇九
特殊銀行……二三一上
特別銀行……二三〇
日本勸業銀行……二五一
日本銀行……二四五
日本興業銀行……二五二
農工銀行……二五七
ビッグ・ファイブ……二六八
ビルブローカー……二七〇
ビルブローカー銀行……二七二上
普通銀行……二七七
北海道拓殖銀行……三〇三
預金局……三九上
預金部……三八下、三三二
預金部資金運用委員會……三九下
預金利率協定組合銀行……三三一下
横濱正金銀行……三三二

### （ハ）銀行業務

一般預金……二四八下、二四九上
資渡抵當……一八
運用預り……一九
海外指定預金……二四八下
開封預り……三〇〇上
貸金庫……三〇一上
貸付……五三
貸渡保護函……三〇一上
過振……二二六上
爲替……六四
爲替尻付替……六六
記名式小切手……一二二下
逆爲替……二四三上
共同保證……三〇二上
小切手……一二四
小切手記載要件……一二五上
小口當座預金……二三一上
コール……一三五
コール協定……一三九下
コール歩合……一三八



雜種預金……二九五上
雜預金……二九五上
指圖式小切手……一二〇下
持參人拂小切手……一二三下
支拂承諾……一五六
支拂承諾見返……一五七上
仕向他所代金取立……一八九下
證書貸付……一六六
商品擔保……一六五
震災手形……一七三
据置貯金……一七八
筋引小切手……四一下
政府一時貸付金……二五〇上
政府勘定特殊現金……二五〇上
政府法定貸付金……二五〇下
政府預金……二四八下
線引小切手……四一下
送金爲替……一八五
代金取立……一八八
代理店勘定……二四八下
他所代金取立……一八九下
短資……一九四
貯蓄預金……二〇七
通知預金……二一三
月掛貯金……二一三、二一四上
月越物（コール）……二三九下
定期積金……二一四
定期預金……二一四
手形貸付……二一六
手形保證……三〇二上
適格手形……一六〇下
電信送金爲替……二四三上
當座預金……二二六
當所代金取立……一八八下
特別横線小切手……四一下
特別當座預金……二三一
內國爲替……二四三
內國爲替手形……二四三
內地指定預金……二四八下
根抵當……二五六
被仕向地代金取立……一八八下
披封預り……三〇〇上
封緘預り……三〇一上
副保證……三〇二上
普通横線小切手……四一下
普通送金爲替……二四三上
普通貯金……二七七
普通保證……三〇二上
普通物（コール）……一三九下
閉鎖預り……三〇一上
別段預金……二九五
保護預り……二九九
保證……三〇一
保證小切手……三〇二
保證品附手形……三〇三
見返品制度……三〇三下、三一三
民間預金……二四八下、二四九上、三一三
無記名式小切手……一二六下
無條件物（コール）……一三九下
約束手形……二二一
約束手形法定記載要件……三二一上
預金手形……三三一
預金利率協定……三三一
翌日物（コール）……一三九上
連帶保證……三〇二上

### （ニ）商業金融

生絲資金……七三
協定外安値物……一四〇上
先日附手形……一四七下
蠶絲手形……一八二下
絲價補償法……一四九
スタンプ附手形……一七八
製絲金融……一八二
中小商工業金融……二〇二
テンダーシステム……三八上、二二二
米券擔保貸付……二九四上
米穀金融……二九三
米穀證券……二九四
紡績手形……二九九

### （ホ）農工金融

運河財團……一四六下
軌道財團……一四六上
漁業財團……一四七下
鑛業財團……一四五上
工場財團……一四五上
財團……一四四
財團抵當法……一四四上
船舶金融……二三二下
中小商工業金融……二〇二
鐵道財團……一四五下
不動産……二七八
不動産抵當證券……二八〇

### （ヘ）庶民金融

營業無盡……二九
驛遞局貯金……三九上、二〇九上
金融組合……九一
金融組合聯合會……九二下
金融組合令……二一〇上
小口金融……一三一
サラリーマン金融……一三二下
産業組合中央金庫……一四七
産業組合法……一七二下
市街地信用組合……一七三上
小額信用貸付……一三一下

信用組合……一七二
信用組合聯合會……一七三上
無盡會社……一七四

## 六、外國銀行制度

### (イ) 英國

アクセプチングハウス……二一〇
イシューイングハウス……一二一下
一般市場取引……一四四上
インベストメント・トラスト……一二七上
イーヤ・マーク……一四
印度銀行制度……一〇
印度準備銀行法案……一一下
印度帝國銀行……一〇下
ウエストミンスター銀行……一六
ウエーズ・エンド・ミーンズ……一二上
英國大藏省證券……一〇
英國銀行制度……一二
英國資本市場……一二六上
英國發券制度……一〇五、一一上
英國の支店銀行……一五一上
英國の支拂準備……一五一下
英國農業信用條例……一六上
英國農業振興會社……一六
英蘭銀行……一〇
英蘭銀行週報……一一
英蘭銀行特許條例……一一〇上
オープンマーケット・オペレーション……一四四
外國銀行……一一一下
カウンシル・ビル……一一上
カナダ銀行組合……一五一下
カナダ銀行制度……一五五下
カナダ特許銀行……一五五上
株式銀行……一六上
キャッシュ・クレジット……一四
銀行國營……一〇一
銀行集中……一〇三
銀行部……一一三下
銀行利率……一一三上
金庫制度……一一六上
金縁證券……一四
限外發行……一一八上
コール……一一五
支店銀行制度……一五一
植民地銀行……一一七下
制限外發行……一八
政府預金……一一三下
投資信託……一一七
テンダーシステム……一一〇下
農業信用條例……一六上
手形引受商會……一一〇
ナショナル・プロビンシャル銀行……一一〇上
走り仲買人……一六一、一一四下
發行部……一一〇下
バークレーズ銀行……一六四
日貸……一一〇下
ビッグ・ファイブ……一一八
ビルブローカー……一一四
マーチャント・バンカー……一一下
ミツドランド銀行……一一三
宵越……一一下
ロイヅ銀行……一一七
倫敦金融市場……一一九
倫敦金利……一一五上
倫敦のコール……一一五下
ロンバード・ストリート……一一四
割引業者……一一〇下、一一五

### (ロ) 米國

アンダーライチング・シンヂケート……一六五下
一般市場取引……一四四上
インベストメント・トラスト……一二七上
イーヤマーク……一四
ウオール・ストリート……一六
エッヂ法……一一四
オープンマーケット・オペレーション……一四四上
ガランチー・トラスト・カムパニー……一〇五上
銀行檢査……九八
銀行集中……一〇三
金融季節……一四
グラス法案……一四下、一一三
グリーンバックス……一一〇下
グループ・バンキング……一一三
限外發行……一八下
公的檢査……九七下
小口金融……一一一
國立銀行……一九一上
國立貸付會社……一一三
コール……一一五
サブスクリプション・シンヂケート……一一六下
サラリーマン金融……一一三下
支店銀行制度……一一一
州立銀行……一四二上
小額信用貸付……一一一下
商業手形商……一一五
制限外發行……一八一
セリング・シンヂケート……一一九上
チェース・ナショナル銀行……一一四
投資信託……一一七
ナショナル・シチー銀行……一一四下、一一五上



紐育株式金融市場……一二三下
紐育金融市場……一二三
紐育金利……一二四上
紐育のコール……一二六上
紐育割引市場……一二四上
復興金融會社……一一四上
米國の銀行制度……一九一
米國の支店銀行問題……一一三上
米國資本市場……一一〇上
米國の法定支拂準備……一一四下
保護預り會社……一〇〇上
モリス・プラン……一一九
聯邦準備局……一一四一下
聯邦準備銀行……一一四一上
聯邦準備銀行週報……一一四三
聯邦準備制度……一一四一
聯邦中期信用制度……一一四五
聯邦農地貸付制度……一一四六
勞働銀行……一一四七

### (ハ) 獨逸

インフレーション……一一下
騎馬手形……一四
兼營銀行制度……一一八
シュルツェ・デリッチェ式信用組合……一一四
土地金融組合……一一六下
二D銀行……一一四上

### (ニ) 佛蘭西

クレデイ・リヨーネ……一一六下
佛國資本市場……一一〇上
佛蘭西銀行……一一四上、一一五上
佛蘭西不動產銀行……一一六下
ライヒスバンク……一一六上、一一五
レンテン・バンク……一一五八下

### (ホ) 其他

アムステルダム銀行……一
アムステルダム金融市場……一
伊太利の貨幣及銀行……一五
伊太利銀行……一六上
伊太利產業銀行……一七下
伊太利四大銀行……一七
印度支那の銀行制度……一一
國際農業振興銀行……一一三
支那の銀行制度……一一五
錢莊……一一五上
滿洲の銀行……一一一

## 七、外國爲替

赤荷證券……一
アクセプタンス……一一六上
アービトレーション……一一六下
一覽の日……一一八上
一覽拂手形……一一八
一覽後定日拂手形……一一四下
一般信用狀……一一七上
インボイス……一一二
印度省證券……一一
受取勸定手形……一一四九下
賣爲替……一一八
賣爲替手形……一一八上
賣爲替取引……一一五二上
賣爲替豫約……一一六九上
賣持ち……一一八
英貨手形……一一九
圓貨手形……一一四
圓賣……一一三一
外貨建相場……一一四九下
買爲替……一一四七、一一五上
買爲替取引……一一五二上
買爲替豫約……一一六九上
外國爲替……一一四九
外國爲替貸付金……一一四九上
外國爲替相場……一一四九
外國爲替手形……一一五一
外國爲替取引……一一五二
外國爲替取引の解合……一一五下
外國爲替取引の解合カウンシルビル……一一六上
爲替……一一六四
爲替管理……一一四四
爲替銀行……一一六六
爲替資金……一一六六
爲替市場……一一六六
爲替のカバー……一一五下
「逆」……一一五〇上
裁定……一一五八
「順」……一一五〇上
豫約……一一六九
間接爲替……一一四九上
間接手形……一一五二上
逆印度證券……一一下
逆爲替信用狀……一一七下
銀爲替……一一四四
銀行手形……一一〇七
銀行引受手形……一一〇九、一一六上
金輸出入點……一一九下、一一八下
金融手形……一一八
釘付政策……一一三
紐手形……一一五下
繰延(外國爲替)……一一五下
クリーン・ビル……一一三
クリーン・ビー・エル……一一八二
クロス・レート……一一二
公用インボイス……一一下
購買力平價說……一一三
國內爲替資金……一一六上